

令和6年能登半島地震・奥能登豪雨
農林水産業関係 記録集

石川県農林水産部

はじめに

令和6年1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」は、最大震度7を観測し、多くの尊い命が失われるなど、県政史上未曾有の大災害となりました。農林水産分野においても、能登地域を中心に農地や林道、漁港などに甚大な被害が生じました。その復旧のさなか、同年9月21日に追い打ちをかけるように発生した「令和6年奥能登豪雨」により、さらに壊滅的な打撃を受けることとなりました。

県では、「能登の基幹産業である農林水産業の再建なくして能登の復興はない」との思いのもと、「石川県創造的復興プラン」に基づき、農地や林道、漁港等の早期復旧や営農・操業再開に向けた支援に全力で取り組んでまいりました。あわせて、単なる被災前の復元にとどまらず、将来を見据えた生産基盤の再構築や地域の持続的発展につながる「創造的復興」の実現に向けた取組を進めてまいりました。

現在もなお、農林水産業の経営再建や生産力の回復に向けた取組は道半ばではありますが、これまで着実に復旧・復興を進めてこられたのも、農林漁業者の皆様がたゆまぬ努力を続けてこられたこと、そして、国や全国の自治体、関係団体、ボランティアの皆様など、多くの方々の温かい御支援の賜物であり、この場をお借りして、心より感謝申し上げます。

引き続き、農林漁業者をはじめ、関係者の皆様と連携を密にしながら、1日も早い創造的復興に向け、全力で取り組んでまいります。

このたび、能登半島地震と奥能登豪雨における農林水産分野の被害状況とこれまでに実施してきた復旧・復興の取組を冊子としてとりまとめました。

本書が、被災の実態や得られた教訓を活かし、次なる災害への備えとして、また、全国の行政関係者や関係団体の皆様にとって、防災力・災害対応力の更なる向上に資する一助となれば幸いに存じます。

令和8年3月 石川県農林水産部長 吉田 健一

目次

項目	ページ
I 令和6年能登半島地震・令和6年奥能登豪雨の概況	
1-1. 令和6年能登半島地震の概要	1
1-2. 県内における被害の状況	2
2. 令和6年奥能登豪雨の概要	3
II 農林水産業への影響	
1. 農林水産関係被害の概況	4
2. 被害状況写真	6
III 対応の経過	
1. 発災後の動き	9
(1) 県の動き	9
(2) 国の動き	35
2. 復旧対策の動き	43
(1) 県の予算措置状況	43
(2) 復旧・復興の取組状況	48
ア 支援メニューのとりまとめ	48
イ 支援施策説明会の開催、相談窓口での事業受付	48
ウ 制度資金等による金融支援	51
エ 能登農林水産業ボランティア	54
オ 農業の復旧・復興	58
カ 畜産業の復旧・復興	94
キ 林業の復旧・復興	103
ク 水産業の復旧・復興	113
ケ 入札の不調・不落対策	131
コ 復興応援に係る取組	132
サ その他	141
IV 人員・組織体制の整備等	
1. 人員派遣の支援状況	151
(1) 市町への支援状況	151
(2) 本県への他道府県からの支援状況	151
(3) 市町への他自治体からの支援状況	158
2. 農林水産関係団体等からの物資提供、人的支援の状況	160
V 参考資料	
1. 県有施設（農林水産部）の被災状況	162
2. 能登半島地震・奥能登豪雨被害に関する要望書	163
3. 技術対策情報の提供	201
4. 能登の水産関係港の復興方針	276

I 令和6年能登半島地震・令和6年奥能登豪雨の概況

1-1. 令和6年能登半島地震の概要

令和6年1月1日16時10分頃、石川県能登地方を震源とするマグニチュード7.6の地震が発生した。この地震により、石川県輪島市や志賀町で最大震度7を観測したほか、能登地方の広い範囲で震度6強や6弱の揺れを観測した。今回の地震により、石川県能登で大津波警報が発表され、能登町や珠洲市で4m以上の津波の浸水高を観測するなど、能登半島の広い地域で津波による浸水が認められた。1月1日以降、県内では震度1以上の余震を令和6年12月31日までの1年間で2,123回観測した。

(1) 発生時刻 令和6年1月1日(月)16時10分頃

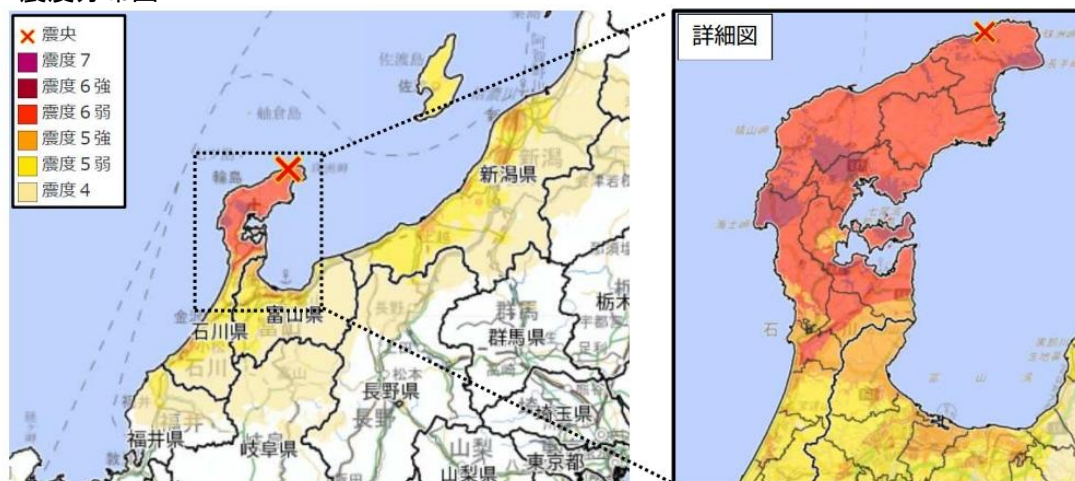
(2) 震源地 石川県能登地方(震源の深さ 約16 km)

(3) 地震の規模 マグニチュード7.6

(4) 県内の震度

- ・震度7 : 志賀町、輪島市
- ・震度6強 : 七尾市、珠洲市、穴水町、能登町
- ・震度6弱 : 中能登町
- ・震度5強 : 金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、能美市、宝達志水町
- ・震度5弱 : 白山市、津幡町、内灘町
- ・震度4 : 野々市市、川北町

震度分布図



出典:気象庁ホームページ(https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#6/36.781/137.42/&contents=estimated_intensity_map&id=202401011610)推計震度分布を加工して作成

1-2. 県内における被害の状況

令和6年能登半島地震により、奥能登の輪島市、珠洲市、穴水町、能登町、そして中能登の七尾市、志賀町の6市町を中心に、県内に甚大な被害をもたらした。人的被害は1,963人、住家被害は116,486棟となり、水道、電気、通信等のライフラインが広範囲で寸断した。

被害の状況(令和7年12月26日時点)

被害区分			被害	備考
人的被害 (人)	死者		684人	
		うち災害関連死	456人	
	行方不明者		2人	
	負傷者	重症	401人	
		軽症	876人	
小計			1,963人	
住家被害 (棟)	全壊		6,168棟	
	半壊		18,729棟	
	一部破損		91,578棟	
	その他		11棟	
小計			116,486棟	
ライフライン被害 (ピーク時)	断水		約11万戸	令和6年5月31日解消 (※)
	停電		約4万戸	令和6年3月15日解消

出典：石川県災害対策本部調べ

(※) 土砂崩れや建物倒壊など早期復旧困難地区を除く



輪島市内の火災被害



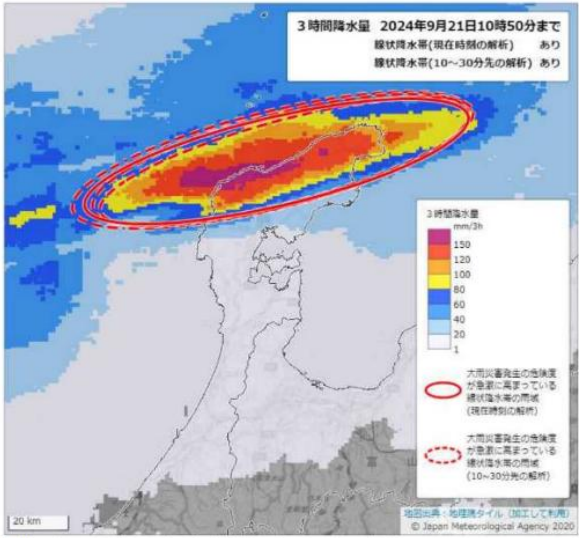
のと里山海道の被害

2. 令和6年奥能登豪雨の概要

令和6年9月21日に、石川県輪島市、珠洲市、能登町で大雨特別警報が発表され、線状降水帯が発生した。9月21日の輪島市の1日当たり降水量は361.5mm、1時間当たり最大降水量は121.0mmを観測したが、金沢市ではそれぞれ22.0mm、17.5mmであり、奥能登地域で局地的な豪雨が観測された。今回の豪雨災害は、地震からの復旧・復興のさなかで発生したものであり、未曾有の複合災害となった。

- (1) 発生日 令和6年9月21日(土)
- (2) 大雨特別警報 石川県輪島市、珠洲市、能登町
- (3) 9月21日の降水量
 - ・ 輪島市 361.5mm/日 (最大 121.0mm/h)
 - ・ 珠洲市 272.0mm/日 (最大 84.5mm/h)
 - ・ 能登町 アメダス観測所が無いためデータなし
 - ・ 金沢市 22.0mm/日 (最大 17.5mm/h)

3時間降水量(解析雨量)mm/3h



被害の状況(令和7年12月23日時点)

被害区分			被害
人的被害 (人)	死者		20人
		うち災害関連死	4人
	負傷者	重症	2人
		軽症	45人
小計			67人
住家被害 (棟)	全壊		82棟
	半壊		659棟
	一部破損		159棟
	床上浸水		74棟
	床下浸水		928棟
小計			1,902棟

出典：気象庁発表資料(低気圧と前線による大雨 令和6年9月20日~9月22日)より抜粋
(https://www.data.jma.go.jp/stats/data/bosa-i/report/2024/20241029/jyun_sokuji20240920-0922.pdf)

Ⅱ 農林水産業への影響

1. 農林水産関係被害の概況

<令和6年能登半島地震の概況>

令和6年能登半島地震における農林水産関係被害額は、2,942億円（令和6年12月末時点）となっており、石川県における自然災害としては、過去最大規模の被害となっている。

農業関係では、農地において、田・畑の法面崩壊や沈下、土砂埋没等の被害が発生したほか、農道の崩落や水路破損、ため池崩壊等の被害を確認した。農業機械・施設においては、トラクタ・コンバインの損壊、納屋の損壊等の被害が発生し、畜産施設においては、畜舎の損壊等の被害を確認した。（農業関係被害額：約1,160億円）

林業関係では、林道の路肩崩壊、法面崩壊等の被害が発生し、山地において、大規模な山腹崩壊、治山施設損壊の被害を確認したほか、林産施設において、木材加工施設や菌床栽培施設の損壊等の被害を確認した。（林業関係被害額：約776億円）

水産業関係では、漁港において、防波堤、岸壁、物揚場の損壊を確認したほか、能登半島西側の外浦地域（珠洲市、輪島市、志賀町富来）では、海底地盤の隆起が確認され、大きな被害が発生した。漁業関係施設では、漁船の転覆・水没、養殖施設損壊等の被害が発生し、共同利用施設では、冷凍冷蔵施設損壊、選別機損壊等の被害を確認した。（水産関係被害額：約1,007億円）

<令和6年奥能登豪雨の概況>

令和6年奥能登豪雨における農林水産関係被害額は、531億円（令和6年12月末時点）となっており、令和6年能登半島地震に次ぐ過去最大規模の被害となっている。

農業関係では、農地において、法面崩壊や土砂流入被害が発生したほか、河川の氾濫などに伴い、約950haの農地が冠水し、約400haの農地で土砂・流木が堆積する被害を確認した。農道の崩壊、水路破損、ため池の決壊等の被害が発生したほか、農業機械・施設において、トラクタ損壊や乾燥調製施設損壊等の被害を確認した。（農業関係被害額：約335億円）

林業関係では、林道の路肩崩壊・陥没、法面崩壊の被害が発生したほか、山地において、山腹崩壊、土砂流出被害を確認した。（林業関係被害額：約196億円）

水産業関係では、漁港への土砂流入・流木漂着被害を確認したほか、漁船が損傷する被害を確認した。（水産業関係被害：約700万円）

＜令和 6 年能登半島地震の被害件数・被害額＞ R6. 12 月末時点

区分		概要	被害件数	被害額 (百万円)
農業	農地	亀裂、法面崩壊、沈下、土砂埋没 等	13,326	115,948
	農業用施設	農道崩落、水路破損、ため池崩壊、揚水機破損、頭首工破損 等		
	海岸	護岸倒伏、損壊、沈下		
	地すべり	亀裂、斜面崩壊		
	農業機械・農家施設	トラクタ・コンバイン損壊、納屋損壊、乾燥調製施設損壊 等		
	農作物	鉢倒れ、液状化による埋没 等		
	畜産施設	畜舎損壊、堆肥舎損壊 等		
	共同利用施設 (ライスセンター等)	育苗センター・ライスセンター・ 集出荷場損壊 等		
	卸売市場	舗装沈下、水利施設破損 等		
	家畜の死亡	畜舎倒壊・断水・停電による家畜の死亡 (牛・鶏) 等		
	畜産物の廃棄	道路寸断による集荷不可のため 卵・生乳の廃棄		
林業	林道	路肩崩壊、路面陥没、法面崩壊 等	2,646	77,551
	山地	山腹崩壊、治山施設の損壊		
	林産施設	木材加工施設損壊、菌床栽培施設損壊 等		
水産業	漁港	防波堤、岸壁、物揚場損壊 等	453	100,691
	漁業関連施設	漁船転覆・水没、養殖施設損壊 等		
	共同利用施設	冷凍冷蔵施設、選別機、倉庫損壊 等		
合計			16,425	294,190

＜令和 6 年奥能登豪雨の被害件数・被害額＞ R6. 12 月末時点

区分		概要	被害件数	被害額 (百万円)
農業	農地	法面崩壊、土砂流入 等	3,501	33,471
	農業用施設	農道法面崩壊、水路破損、ため池決壊、揚水機故障、頭首工破損 等		
	地すべり	土砂流出、斜面崩壊		
	農業機械・農家施設	乾燥調製施設損壊、納屋損壊、トラクタ損壊 等		
	農作物	冠水、土砂・流木等の堆積 等		
	共同利用施設	鳥獣害防止柵の損壊		
	生乳廃棄	集荷不可による生乳廃棄		
林業	林道	路肩崩壊、路面陥没、法面崩壊 等	582	19,610
	山地	山腹崩壊、土砂流出 等		
	林産施設	木材加工施設損壊 等		
水産業	漁港	土砂流入・流木漂着	6	7
	漁船	漁船の損傷		
合計			4,089	53,087

＜主な過去の自然災害による被害状況（被害額）＞

(百万円)

区分	県内（地震）			県内（大雨）			（県外）	
	平成19年	令和5年	令和6年	令和4年	令和5年	令和6年	平成28年	平成30年
	能登半島 地震	能登地震	令和6年 能登半島地震 (※)	加賀地方 豪雨	河北郡市 大雨	令和6年 奥能登豪雨 (※)	熊本地震	西日本 豪雨
農業	1,206	414	115,948	2,642	2,644	33,471	135,312	49,155
林業	1,090	861	77,551	4,335	632	19,610	43,932	38,077
水産業	3,463	947	100,691	30	4	7	3,380	152
合計	5,759	2,222	294,190	7,007	3,280	53,087	182,624	87,385

(※) 令和6年12月末時点の被害額であり確定報ではない

2. 被害状況写真

＜農業関係被害状況＞



【地震】白米千枚田の亀裂・法面崩壊（輪島市）



【地震】ため池堤防崩壊（宝達志水町）



【地震】畜舎倒壊（能登町）



【地震】農業機械・納屋損壊（輪島市）



【豪雨】農地への土砂流入（珠洲市）



【豪雨】水路埋塞（輪島市）

＜林業関係被害状況＞



【地震】山腹崩壊（珠洲市）



【地震】林道崩壊（輪島市）



【地震】製材工場の損壊（輪島市）



【地震】山腹崩壊（珠洲市）



【豪雨】上流部からの土砂流入（珠洲市）



【豪雨】山腹崩壊（輪島市）

＜水産業関係被害状況＞



【地震】地盤隆起（黒島漁港（輪島市））



【地震】岸壁の損壊（七尾市）



【地震】給油施設の損壊（輪島市）



【地震】漁船の津波被害（珠洲市）



【豪雨】漁港内に土砂堆積（珠洲市）

Ⅲ 対応の経過

1. 発災後の動き

(1) 県の動き

ア 災害対策本部

- ・令和 6 年 1 月 1 日の地震発生に伴い、知事を本部長とする石川県災害対策本部を設置。災害対策本部員会議では、国の関係機関をはじめ、自衛隊、消防、警察、全国の自治体と連携し、地震の状況、被害の状況、県や国等の対応状況や指示事項等について、報告・協議した。1 月 1 日から 1 月 6 日までは毎日 2～3 回、1 月 7 日から 1 月 19 日までは毎日 1 回、以降は数日から 1 か月に 1 回会議を開催した。
- ・また、令和 6 年 6 月 3 日に輪島市、珠洲市で震度 5 強を観測する地震が発生したため、急遽、災害対策本部員会議を開催した。
- ・発災から 8 か月が経過し、災害対策のフェーズが初動・応急対応期から復旧・復興期に移っていることなどを踏まえ、8 月 21 日の第 51 回災害対策本部員会議以降は、月 1 回の定期開催から必要に応じた不定期開催に移行した。ただし、被災地では避難所が設置されていることから、災害対策本部の体制は継続した。
- ・さらに、令和 6 年 9 月 21 日に低気圧と前線による大雨に伴う災害（令和 6 年奥能登豪雨）が発生したため、同日から災害対策本部員会議を開催した。
- ・奥能登豪雨の発生から 1 か月が経過し、災害対策のフェーズが初動・応急対応期から復旧・復興期に移っていることなどを踏まえ、会議を月 1 回の定期開催から必要に応じた不定期開催に移行した。ただし、被災地では避難所が設置されていることから、災害対策本部の体制は継続した。
- ・令和 7 年 4 月 13 日に県内すべての避難所が閉鎖されたことを踏まえ、4 月 25 日、能登半島地震と奥能登豪雨の災害対策本部を解散した（以降の課題は令和 6 年 2 月 1 日に設置した復旧・復興本部（「ケ復旧・復興プラン策定」参照）で対応）。

<災害対策本部の状況（令和 6 年能登半島地震）>

令和 6 年

- 1 月 1 日（月）16 時 06 分 石川県災害対策本部設置（自動設置）
- 1 月 1 日（月）16 時 45 分 自衛隊への災害派遣要請
（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町）
- 1 月 1 日（月）17 時 00 分 緊急消防援助隊出動要請
- 1 月 1 日（月）18 時 30 分 第 1 回災害対策本部員会議開催
- 1 月 1 日（月）21 時 00 分 災害救助法の適用決定（震度 5 弱以上の 17 市町）
- 1 月 1 日（月）23 時 45 分 第 2 回災害対策本部員会議開催

～

6月3日（月）11時50分 第51回災害対策本部員会議開催（6月3日の能登地方を震源とする地震に伴う災害対策本部員会議）

～

8月21日（水）16時00分 第54回災害対策本部員会議開催

令和7年

4月25日（金）10時30分 解散

<災害対策本部員会議の開催状況（令和6年奥能登豪雨）>

令和6年

9月21日（土）9時07分 奥能登地域に顕著な大雨に関する石川県気象情報発表
石川県災害対策本部設置

9月21日（土）10時50分 大雨特別警報が発令（輪島市、珠洲市、能登町）

9月21日（土）11時18分 自衛隊への派遣要請（輪島市、珠洲市、能登町）

9月21日（土）11時00分 第1回災害対策本部員会議開催

9月21日（土）13時00分 災害救助法の適用決定
（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町）

9月21日（土）13時08分 緊急消防援助隊出動要請

9月21日（土）17時00分 第2回災害対策本部員会議開催

～

10月16日（水）16時00分 第15回災害対策本部員会議開催

令和7年

4月25日（金）10時30分 解散

イ 熊本県へ震災対応ノウハウ取得のため往訪

- ・令和6年1月18日及び19日に、震災対応ノウハウ取得のため、熊本県庁及び熊本県防災センターで熊本県庁農林水産部の職員から、平成28年熊本地震における対応の聞き取り調査を行った。

<参加者（計5名）>

農業2名（農業経営戦略課、生産振興課）、畜産1名（畜産振興・防疫対策課）

農業土木1名（農業基盤課）林業1名（森林管理課）

- ・部長をはじめ幹部の方や当時の各課の担当者の方に対応いただき、各分野ごとの当時の話を詳しく聞くことができた。また、様々な資料も提供いただき、その後の震災対応に非常に役立った。

<概要>1日目：農林水産部長他幹部と名刺交換

熊本地震被害の概要説明

各分野（農業、畜産、農業土木、森林）に分かれて個別説明

※各分野、複数名の担当者で対応いただいた。

2 日目：防災センターの施設紹介

各分野での個別説明（続き）

ウ 被害状況調査等

（ア）農業

【農地・農業用施設】

背景・経緯など

- ・発災直後は、万一、決壊した場合、下流の人家等に被害が発生するおそれのある防災重点農業用ため池の緊急点検を実施し、その後は農地・農業用施設の被害調査と令和 6 年産の作付に向けた応急復旧を実施した。

<能登半島地震発生(令和 6 年 1 月 1 日)後の経過>

月日	内容
令和 6 年 1 月 2 日	・ため池管理者へ安否・被害状況の聞き取り調査を開始 （ほとんどつながらず） ・南加賀で県・市町職員による現地点検を開始
1 月 3 日	・中能登農道橋（ツインブリッジのと）の被災状況を国土交通省 Tec-Force として、国土技術政策総合研究所の玉越道路構造物機能復旧研究官他 1 名が現地調査を実施 ・中能登管内の到着不可及奥能登管内を除く 716/1183 箇所の防災重点農業用ため池の点検を完了 ・七尾・羽咋管内のため池点検を集中的に実施（南加賀 4 人、石川 4 人、県央 4 人、技官室 1 人、奥能登 6 人、農業基盤課 2 人派遣、北陸農政局から 8 人の応援があり、羽咋 13 班、七尾 8 班体制で実施）
1 月 4 日	・地すべり巡視員と連携し、県職員による地すべり防止区域の点検を開始 ・県央以南の管内のパイプラインの点検を開始
1 月 5 日	・海岸巡視員と連携し、県職員による海岸保全区域の点検を開始 ・地震により設置された避難所の上流に位置するため池を優先的に調査
1 月 6 日	・現地での土のう製作が困難なため、土のうステーションを設置し、土のうをストック 内灘町向栗崎地内（県央農林の工事現場）

1月6日 ～8日	・ため池の応急対応（ポンプ運転監視）、ため池点検のため県職員を派遣（農業基盤課延3人、南加賀2人、石川1人、県央1人）
1月7日	・農地、農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱に基づく災害概要報告書を農林水産省へ提出
1月8日	・取水栓の開放ができないなど、水位低下が困難なため池において、他県の事例を参考に、市販の部品により直営でサイフォンを製作・設置
1月17日	・中能登農道橋（ツインブリッジのと）の被災状況を農林水産省と東京農業大学川名教授等が現地調査を実施
1月29日	・農家や市町職員による被害調査が困難なため、国、県がプッシュ型で、奥能登2市2町で担い手農家が営農している農地（重要農地：平成以降にほ場整備事業を実施した地区）から農地・農業用施設の調査を開始（2月17日調査完了）
2月5日	・国・県のプッシュ型支援での被害調査について、13県から延べ64人の応援職員（短期）を中能登農林総合事務所、羽咋農林事務所、奥能登農林総合事務所へ派遣し、体制を整備 ・耕作に欠かせない水源の状況を確認するため、防災重点ため池以外でかんがい受益が大きい（5ha以上）ため池と頭首工（2ha以上）を、国と県が連携して調査開始（重要水源調査；3月14日調査終了）
2月20日	・広域農道能登外浦地区の椎木北浦トンネルと窠トンネルについて、輪島市から依頼を受けた国土交通省が現地調査を実施
3月6～7日	・JA・市町と農地、水源調査結果（春の水稻の作付に向け、用水の確保が見込まれる農地、必要となる応急工事等の情報）を共有

<奥能登豪雨発生（令和6年9月21日～23日）後の経過>

月日	内容
令和6年 9月23日 ～24日	・ため池の緊急点検を実施（大雨特別警報発令時の緊急点検）
9月25日	・農地・農業用施設、地すべり防止区域の被害調査を開始（国や市町と連携し、農地や頭首工、水路、道路、地すべり防止区域等の豪雨による被害状況を調査）
10月3日	・被災農家の所得確保が重要な課題となる中、農地を復旧する業者が不足する懸念があり、農家自らが農地復旧を行う「直営施工方式」の検討開始
10月19日	・河川の氾濫に伴い、約950haの農地で冠水が発生（主に水稻）

	このうち、農地の約 400ha で土砂・流木等が堆積 被害の程度に応じて 3 区分（被害大 100ha、中 150ha、小 150ha）に整理し公表
12 月 13 日	・ 農地復旧を農家自らが行う直営施工について市町説明会を開催
令和 7 年 1 月 15 日	・ 農林水産省へ、能登半島地震災害の被害確定報告を実施
1 月 17 日	・ 農林水産省へ、奥能登豪雨災害の被害確定報告を実施

実施にあたっての課題・対応・工夫など

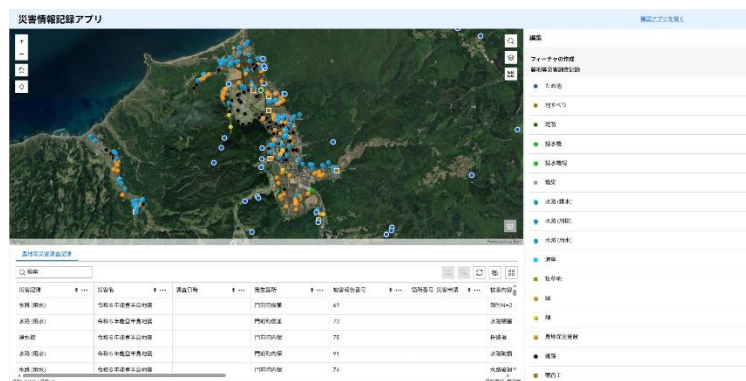
・ 奥能登農林の勤務体制変更（3 日勤務、2 日休み）

→奥能登においては、職場で食事し入浴できず床で寝泊まりするなど、職場環境・住環境が劣悪なため 3 勤 2 休の体制へシフト。これに伴い農業基盤課、南加賀農林、石川農林、県央農林より職員を派遣した。

・ 被害調査に独自のシステムを活用

→被害調査においては、能登半島地震時に山口県から提供された災害情報記録アプリを参考に、石川県土地改良事業団体連合会が独自の災害情報記録システムを短期間で開発し、令和 6 年 8 月から運用を開始した。これにより、奥能登豪雨の際は、現場写真や被害情報を Web 上で登録し、即座に関係機関と共有することが可能になり、調査業務が大幅に効率化された。

<災害情報記録システム>



【農業者・農作物・納屋・農業機械など】

<能登半島地震発生(令和 6 年 1 月 1 日)後の経過>

月日	取組内容
令和 6 年 1 月 2 日～4 日	・ 主要農家の安否確認と状況を電話により聞き取り ・ JA 共同利用施設の被害状況を電話により聞き取り
1 月 2 日～5 日	・ 卸売市場の被害状況を電話により聞き取り

	・被害が甚大であった七尾市公設地方卸売市場には、七尾市職員同行のもと中能登農林の職員が被害状況調査（1月5日）
1月5日～	・県下全域で現地巡回による被害調査を開始
1月13日～31日	・中能登・奥能登地域の担い手農家や集落に被害状況及び営農意向の調査を開始 ・調査対象（担い手）をリストアップ（～1月15日） ・営農意向調査：現地確認、電話による聞き取り（～1月31日）
～1月19日	・中能登・奥能登地域における塩害マップの作製
1月27日	・塩害調査の実施〈奥能登〉10地区塩基類濃度測定
1月29日	・塩害調査の実施〈中能登〉4地区塩基類濃度測定
～2月5日	・堆積物調査（予備調査で数値の高かった5地区） ・3地区が堆積物除去、水路の補修が必要と判明
3月28日	・営農意向確認調査を実施
～9月19日	・農作物被害調査の完了

<奥能登豪雨発生(令和6年9月21日～23日)後の経過>

月日	取組内容
令和6年 9月22日～	・農家、JA、農業機械、農作物等の被害調査を開始
10月1日	・珠洲市、輪島市、能登町の16水系、55か所の土壌調査を10班、20名体制で実施
10月23日～ 令和7年 2月19日	・営農再開に向けた聞き取り調査を実施
～2月17日	・農作物被害調査の完了

実施にあたっての課題・対応・工夫など

- ・奥能登豪雨発生後、早急に被害を把握するため、9月22日～10月11日の期間において、県央、石川、南加賀農林総合事務所から各3名を派遣し、19班41名体制で奥能登地域の被害調査を実施した。

(イ) 畜産業

背景・経緯など

- ・令和6年1月2日から、各農家へ安否・被害状況の聞き取り調査を開始した。石川県酪農業協同組合や飼料会社等の関係機関を通じての情報収集も行った。道路遮断や電話

不通の影響で、全農家の安否確認が終了したのは1月9日(市町からの情報提供含む)、県が農家本人全員と直接連絡がとることができたのは1月25日となった。

- ・1月5日、石川県金沢食肉センターの点検が終了し、営業可能と判断されたため、1月6日から家畜の搬入が再開された。
- ・被害調査を開始した1月2日から多くの農家で畜舎被害とともに、停電、断水により家畜への給水・搾乳に支障が発生していることが判明したため、緊急対応を実施した(「カ 家畜の飼養継続に向けた緊急対応」参照)
- ・また、奥能登豪雨発生後、各農家へ安否・被害状況の聞き取り調査を行い、停電した酪農家に対しても緊急対応を実施した(「カ 家畜の飼養継続に向けた緊急対応」参照)

実施にあたっての課題・対応・工夫など

- ・地震直後に通信手段が遮断された中で、農家の安否確認は困難を極め、県職員が現地で安否確認を実施した。
- ・道路の遮断や降雪の影響で農家までたどり着けないことが多数あり、現地の調査作業は一時的に中止せざるを得ない状況もあった。

(ウ) 林業

背景・経緯など

- ・令和6年1月2日に行った近畿中国森林管理局と合同のヘリコプター調査により、林地に崩壊箇所が多数発生している事を確認した。そのため、まずは人家や公共施設、避難所周辺の優先度の高い林地や治山施設の緊急点検を実施し、3月からは雪解けとともに林道の現地調査を進め、被害の確認を行った。
- ・9月に発生した奥能登豪雨により治山施設や林地、林道が再度被災したため、災害査定と並行して現地調査を行った。林野庁や全国の都道府県からの人的支援を受けながら、約1か月間で被害状況の調査を終えた。

<能登半島地震発生(令和6年1月1日)後の経過>

月日	内容
令和6年 1月2日	・近畿中国森林管理局がヘリコプターによる上空からの森林被害調査を実施(珠洲市、輪島市、志賀町等)
	・県が森林組合・木材加工施設へ聞き取りによる状況確認を開始
1月10日	・県職員による調査班を編成し、避難所周辺の林地、人家や公共施設周辺の山地災害危険地区や治山施設の緊急点検を開始
	・原木しいたけ生産者に対し個別に電話で被災状況の確認を開始
1月15日	・林野庁から被害状況の把握や復旧対策の技術的支援のため MAFF-SAT「能登半島地震 山地災害緊急支援チーム」が派遣(6名)。 ・他府県からの応援職員も加わり緊急点検を実施し、3月1日に完了

	(参加者：県職員 39 名、他府県派遣職員 24 名、林野庁職員 12 名)
1 月 30 日 ～2 月 2 日	・ 山地災害の有識者調査を実施 (1 月 30 日・2 月 2 日ヘリ調査、2 月 1 日現地調査) (参加者：林野庁、森林総合研究所、石川県立大、石川県)
3 月 4 日	・ 雪解けとともに、県と市町職員、他県等からの応援職員でチームを編成し、林道の被害状況について本格的な現地調査を開始

<奥能登豪雨発生(令和 6 年 9 月 21 日～23 日)後の経過>

月日	内容
令和 6 年 9 月 23 日	・ 震災の災害査定と並行して現地調査(被害調査)を開始

実施にあたっての課題・対応・工夫など

- ・ 発災直後は被害の全容を把握するため、速やかに現地調査を行う必要があったが、余震や被災地へのアクセス、宿泊拠点の確保などの課題があった。
- ・ 1 月 10 日からの県職員による緊急点検では、最初は寝袋を持参して奥能登農林総合事務所に寝泊まりしながら行った。
- ・ 1 月 15 日頃からの調査では、翌週からは中能登町にある鹿島少年自然の家を宿泊拠点として確保し、ドローンも活用して緊急点検を実施した。

(エ) 水産業

背景・経緯など

- ・ 令和 6 年 1 月 2 日から、漁協の各支所に被害状況の聞き取り調査を開始した。

<能登半島地震発生(令和 6 年 1 月 1 日)後の経過>

月日	内容
令和 6 年 1 月 2 日	・ (水産課) 漁協各支所に被害状況の聞き取りを開始 ・ (水総) 津波警報解除後、現地調査開始 ・ (漁協) かなざわ総合市場 敷地液状化・沈下、建物に被害
1 月 10 日	・ 羽咋地区他漁船被害現場調査
1 月 11 日	・ 輪島市、珠洲市 海上現地調査着手 ・ 志賀地区他漁船被害現場調査
1 月 12 日	・ (養殖) トリガイ損失数約 2 万個 ・ (内水面漁業) 柴山潟：駐車場損傷、邑知潟：堤防沈下、船着き場は損傷なし ・ 西海地区他漁船被害現場調査
1 月 15 日	・ (カキ養殖) 県漁協穴水支所、七尾西湾出張所に被害額照会 ・ 穴水地区他漁船被害現場調査

1 月 16 日	・ 小木地区他漁船被害現場調査
1 月 17 日	・ 内浦地区他漁船被害現場調査
1 月 18 日	・ 輪島地区他漁船被害現場調査
1 月 19 日	・ 珠洲地区他漁船被害現場調査
1 月 26 日	・ (カキ養殖) 県漁協ななか支所に被害額照会
3 月 18 日	・ 珠洲地区 (高屋) 漁船被害現場調査
4 月 15 日	・ 輪島地区 (大沢地区) 漁船被害現場調査

実施にあたっての課題・対応・工夫など

- ・ 発災直後は被害の全容を把握するため、速やかに現地調査を行う必要があったが、余震や被災地へのアクセスの確保などの課題があった。
- ・ 聞き取り開始時、漁協支所に電話してもつながらない事が多かったが、従前から危機対応のために石川県漁業協同組合の各支所職員の個人携帯電話番号を把握していたことで連絡がつながり、効率的に情報収集を行えた。
- ・ 漁船被害現場調査においては、漁船所有者と個別に連絡がとれる状況ではなかったことから、港や船溜まり等を巡回し、漁船台帳と照合し、漁船の有無を確認した。
- ・ 漁船の被害状況把握のため、日本漁船保険組合石川県支部と共に調査を実施した。

(オ) 被害額の公表

調査により把握した被害額については、知事記者会見や常任委員会において公表した。

令和 6 年能登半島地震

- ・ 令和 6 年 2 月 15 日 農林水産関係 2,000 億円【知事記者会見】※県推計含む
- ・ 令和 7 年 1 月 15 日 農林水産関係 2,942 億円【常任委員会報告】

(うち農業関係 1,159 億円
 森林関係 776 億円
 水産関係 1,007 億円)

令和 6 年奥能登豪雨

- ・ 令和 7 年 1 月 15 日 農林水産関係 531 億円【常任委員会報告】

(うち農業関係 335 億円
 森林関係 196 億円
 水産関係 0.07 億円)

エ 農林漁業者向け相談窓口の設置

背景・経緯など

- ・発災直後、被災した農林漁業者は早期の復旧、営農再開に向けて、どこに相談すればいいのかわからない状況であったことから、県では令和 6 年 1 月 9 日に県内の各農林総合事務所企画調整室及び石川県漁業協同組合に農林漁業者からの相談を受け付ける相談窓口を設置した。（受付時間 9 時から 18 時、土日祝日も対応）
- ・その後、営農相談、補助金等に関する被災農業者からの相談に対応するため、石川県・北陸農政局・JA グループによる現地相談窓口を令和 6 年 2 月 19 日に県内 6 か所に設置した。（受付時間 9 時から 17 時、土日祝日も電話により対応、希望者には対面による相談にも対応（予約制））
- ・同日（2 月 19 日）、被災された農林漁業者向けの支援策を目的ごとに整理した説明資料「令和 6 年能登半島地震による被災された農家/畜産農家/林業事業者/漁業者の皆様への支援について」を作成し（内容は随時更新）、農林漁業者向け説明会での配布や相談窓口の常備を行った。
- ・相談窓口の周知については、県ホームページ・SNS をはじめ、新聞広告、避難所向けチラシ等で広報を行った。

<経過>

月日	内容
令和 6 年 1 月 9 日	・各農林総合事務所企画調整室及び石川県漁業協同組合に相談窓口を設置
2 月 19 日	・県内 6 か所に石川県・北陸農政局・JA グループによる被災農業者向け現地相談窓口を設置 （窓口設置場所） ・JA のと本店（対象：輪島市、穴水町、能登町） ・JA 内浦町営農経済課（対象：能登町のうち旧内浦町） ・JA 能登わかば旧徳田支店（対象：七尾市） ・JA 志賀本店（対象：志賀町） ・県珠洲農林事務所（対象：珠洲市） ・石川県農業会館（金沢市／対象：県内全域） ※相談窓口の設置が無い市町は、市役所・町役場の農林課で相談を受付。避難者は避難先の最寄りの農林総合事務所でも対応。
2 月 23 日	・現地相談窓口のフリーダイヤル開設
9 月 1 日	・相談件数の減少に伴い、相談窓口の体制を一部変更 JA 志賀→志賀町役場（町役場 1 階のワンストップ窓口に移転）

	JA 能登わかば→七尾市役所（市役所 1 階の窓口へ移転）
12 月 20 日	・奥能登営農復旧・復興センター（後述）の設置にともない、JA 内浦町営農経済課の相談窓口を JA のと本店の相談窓口に統合 ・石川県農業会館の相談窓口を閉鎖 （避難先の最寄りの農林総合事務所で対応） 以降、県内 4 か所に被災農業者向け現地相談窓口を設置し相談対応を継続中（令和 8 年 3 月現在）。 （窓口設置場所） ・JA のと本店 ・珠洲農林事務所 ・志賀町役場 ・七尾市役所

実施にあたっての課題・対応・工夫など

- ・相談窓口は国（北陸農政局）、県、JA で一体的に設置することとなったものの、JA 職員は避難等で人員が不足していることや、JA の施設の復旧用務等で繁忙なことから実態的には国と県で運営することとなった。
- ・奥能登農林総合事務所周辺には宿泊できるところもなかったことから、発災直後は事務所内で寝泊まりする職員がほとんどであった。次第に、日本航空学園の寮や仮設ホテルを借りることが可能となったほか、農政局はキャンピングカーを借り上げて宿泊場所を確保するなど、交通事情も悪かったため、通勤時間削減に向け工夫した。
- ・設置にあたっては、地域単位で JA または市町の会議室等を借り、被災者が相談しやすいよう仕切り等により閉鎖的空間を可能な範囲で確保した。また、仮設電話、パソコン、プリンターなどを県がリースし配備した。しかし、当時は庁内パソコンを外へ持ち出すことができなかったため、データのやり取りや相談記録の共有などは北陸農政局のパソコンで行うこととなり、苦慮した。
- ・県職員の配置については、奥能登と中能登の農林総合事務所職員だけでは不足することから、本庁や各農林総合事務所、農林総合研究センターに協力を依頼し、その他業務の関係で人員を確保した。また、農林総合事務所に配属された他県からの中長期派遣職員（3 か月交替）は相談窓口専任として従事していただいた。
- ・中長期派遣職員を含む窓口用務を行う職員に対しては、補助事業の内容や、相談受付の留意事項などについて研修を行い、すみやかに業務に従事できるよう工夫した。
- ・相談対応はトラブル防止のため 2 名の組で受付することとし、被災者が相談しやすいよう仕切り等により閉鎖的空間を可能な範囲で確保した。また混乱を避けるため原則

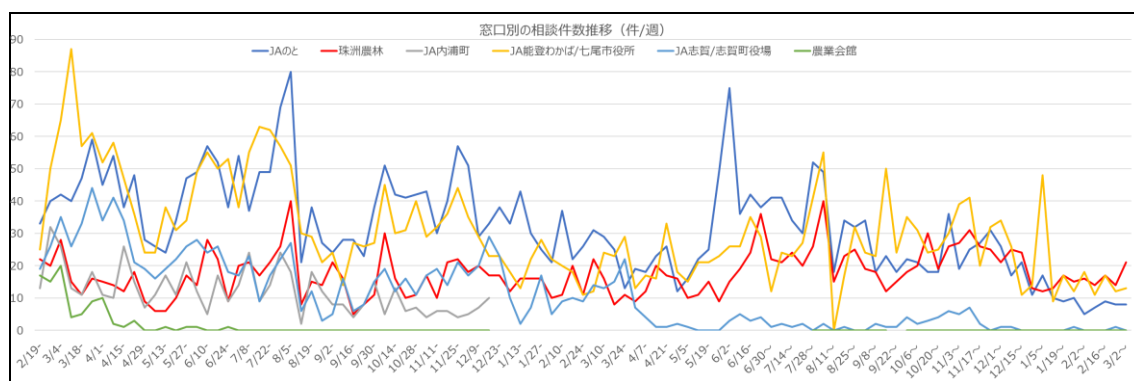
事前予約制としたものの、一部の相談窓口では事業申請の相談件数が非常に多い時もあり、職員の追加派遣が必要となった。

- ・相談内容は、農地の復旧や納屋・農業機械の復旧、営農にかかる相談など多岐にわたり、市町を通じて申請を行う事業も多かったため、現地相談窓口で申請を受け付け、集約した情報を市町へ共有する、市町担当者も窓口配置するなど、事業の円滑な推進を図った。

結果・実績など

- ・相談件数（被災農業者向け現地相談窓口）：累計 10,263 件（R8.3.8 時点）

相談内容：農業機械・施設の復旧 87%、農地・水路の復旧 8%、その他 6%



<相談窓口の様子>



オ 交通規制等への対応

背景・経緯など

- ・発災直後は、道路インフラが損壊し、激しい交通渋滞が発生。能登地域へ行くための主要道路であるのと里山海道で交通規制が行われた。

(1月7日(日)午前8時から、県立看護大 IC～徳田大津 IC で交通規制が開始(徳田大津 IC 以北は通行止め))

- ・警察に確認したところ、被害状況調査等を行う県公用車や被災地へ物資輸送を行う車両（畜産の給水車等）に対しては「緊急車両通行許可証」を発行し、口頭で用務内容を説明すれば緊急車両等として扱われることになった。

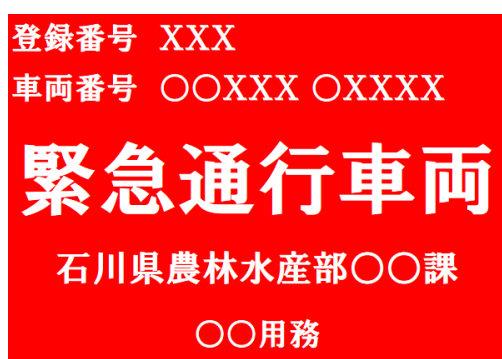
（3月15日（金）午後1時に交通規制が解除され、通行許可証の発行・提示が終了）

- ・また被災地での公用車等の給油については、対象のガソリンスタンドで緊急車両通行許可証と身分証明書を提示した場合のみ可能となった。
- ・道路状況の確認については、県土木部により県HPで公表された「奥能登2市2町の『通れるマップ』」（災害対策本部員会議の会議資料でも公表）、特定非営利活動法人 ITS Japan が公開する「乗用車・トラック通行実績情報」等を活用した。
- ・地震に伴う災害緊急車両・災害ボランティアの高速道路無料措置が令和6年1月4日より開始され、利用者は通行証明書を持参することで無料措置が適用された。

<緊急車両通行証を発行した車両例>

被害調査・復旧用務に係る県公用車・関係団体車両、被災農家への物資輸送用車両（給水車、発電機輸送トラック等）、飼料運搬車、家畜出荷用輸送車など

<緊急車両通行許可証（車両のダッシュボードに掲示）>



カ 家畜の飼養継続に向けた緊急対応

背景・経緯など

- ・被害調査を開始した1月2日から多くの農家で畜舎被害とともに、停電、断水により家畜への給水・搾乳に支障が発生していることが判明したため、緊急対応を実施した。
- ・また、奥能登豪雨発生後、各農家へ安否・被害状況の聞き取り調査を行い、停電した酪農家に対しても緊急対応を実施した。

<能登半島地震発生(令和6年1月1日)後の経過>

月日	内容
1月3日 ～4日	【連携】畜産関係団体を集めた初会合
1月4日	【給水】断水した河北潟酪農団地において近隣の金沢競馬場での給水を開始
	【物資】・国（農林水産省畜産局）に備蓄資材（発電機、給水タンク、ブルーシート等）の提供を依頼 ・被害調査にあわせて、必要物資の確認も実施（～1月26日頃）
1月5日	【物資】家畜市場（金沢市）に奥能登地区への物資拠点を設置するとともに、全農穴水事務所（穴水町）に個別農家への配送拠点を設置
	【物資】家畜疾病・自然災害緊急支援体制推進事業（JRA事業）により（独）家畜改良センターや備蓄協力県から供出いただいた資材（発電機、投光器、水タンク、ブルーシート等）が順次到着。 （物資拠点へ搬入）
	【物資】県管財課（支援物資の所管）に依頼し、被災者向け支援物資（主に食料）の分与を手配。備蓄資材とあわせて家畜のそばを離れられない農家へ配送。
	【物資】被災農家（主に奥能登地区）への物資支援開始 （物資拠点から配送拠点へ物資を運搬し、配送拠点から個別農家へ供給）
1月6日	【連携】農林水産省及び酪農関係団体を中心とした現地対策会議初会合
	【連携】北陸農政局から県庁へのリエゾン派遣開始（1名/日。～2月4日）
	【復旧】石川県金沢食肉センターにおいて家畜の受け入れを再開
1月10日	【給水】断水している奥能登地域へ集乳車での給水を開始
1月11日	【復旧】奥能登地区の一部の酪農家で生乳出荷を再開
1月12日	【給水】河北潟酪農団地の給水支援要員として、北陸農政局及び（一社）中央酪農会議から毎日1名ずつの派遣開始（～21日）
	【物資】北陸農政局から県へ全農穴水事業所の物資拠点の管理要員として派遣開始（毎日2名・24h体制でローテ（～21日））
1月14日	【給水】河北潟酪農団地での大型水槽組立作業を開始 （内灘町からの派遣2名とともに実施（～17日））
1月19日	【避難】畜産試験場において、被災した農家の牛の受け入れ開始
1月27日	【復旧】河北潟酪農団地で通水（順次、同団地向け給水支援を終了）

<奥能登豪雨発生(令和6年9月21日～23日)後の経過>

月日	内容
令和6年 9月23日	【物資】停電した酪農家に対し、県が調達した発電機を設置
9月24日	【給水】酪農家に対する給水支援を開始 (珠洲市給水車、石川県酪農業協同組合ローリー車、ボランティア)
9月27日	【復旧】酪農家で集乳再開

(ア) 関係団体との連携

- ・1月3日及び4日に関係団体を集め、情報共有等を図る打合せ会議を実施した。
参加団体：県、(公社)石川県畜産協会、JA全農いしかわ、(一社)北陸配合飼料価格安定基金協会、石川県酪農業協同組合、アイ・ミルク北陸(株)、石川県食肉事業協同組合連合会、JA全農くみあい飼料(群馬、愛知)
内容：被害状況の情報共有及び今後の農家支援についての打ち合わせを実施
- ・また、1月4日から関係団体の職員に対して、県のチャットシステムのアカウントを付与し、畜産農家の災害対応に関する迅速な情報収集・共有を図った。

(イ) 水、電気の緊急確保及び支援資材の提供

背景・経緯など

<概要>

- ・被害調査の結果、施設や機械の損傷被害に加え、断水や停電被害の発生が確認された。停電により井戸から水を汲み上げられなくなったため、農家は応急処置として雪を与えたり、川から水を汲んだりして凌いでいた。そこで、家畜の飲用水確保を最優先課題に位置付けて、関係機関での給水開放やポンプ、発電機、大型タンクの提供等を行った。
- ・また、畜産農家は畜舎を離れて(＝家畜飼養を放棄して)避難所へ行くことができず、自身の生活に係る買い出しもままならなかったため、県職員が畜産農家の現地確認を兼ねて、避難者向け支援物資(カップ麺、飲料水等)の供給も行った。
- ・なお、道路寸断による餌の供給遅れも発生したが、年始時期であり、農家が通常よりも多くの飼料を備蓄していたため、地震直後においては深刻な問題にはならなかった。

○支援物資等の調達

- ・1月4日、国から県へ備蓄資材(発電機(単相)、給水タンク、ブルーシート等)リストの提示があり、国へ備蓄資材の提供を依頼し、全国の備蓄資材保管場所(家畜改良センターや備蓄協力県)から備蓄資材が届けられた。
→事業名：家畜疾病・自然災害緊急支援体制推進事業(日本中央競馬会畜産振興事業)

事業実施主体：畜産経営支援協議会（事務局：中央畜産会）

事業内容：家畜伝染病や大規模自然災害が発生した際の初動対応に必要な緊急対策
用資材の備蓄及び運搬等を事業実施主体が実施する
（資材費・輸送費の県負担なし）

連絡窓口：農林水産省畜産局畜産振興課

- ・国の備蓄資材のほかに、関係団体とも調整のうえ、発電機（三相）やトラック、集乳車（給水用）や給水ポンプ等の支援物資を調達し、家畜のライフラインの確保に努めた。

→事業名：畜産経営緊急支援事業

- ・1月5日、管財課へ県産業展示館に集積される食料等物資の分与を依頼。支援物資と併せて、避難所へ行けない農家向けに食料等の提供を実施した。

○支援物資の供給拠点の開設

- ・畜産農家向けの物資供給拠点として、金沢家畜市場（金沢市）及び全農石川県本部穴水事務所（穴水町）の2拠点を開設。物資は基本的に家畜市場→穴水事務所→各農家のルートで配送した。

- ①家畜市場拠点：1月4日に要望した国からの備蓄資材第1便の到着を受け、
1月5日開設。（2月2日まで）

国の提供資材や、県・全農等で調達した支援物資等を仕分けし、穴水事務所や各農家へ配送するための拠点として使用。

- ②穴水事務所拠点：1月6日開設。県職員1名＋農政局2名（1月12日～2月3日まで）
で24h常駐

各農家向け物資の積替え拠点であり、配送班の打合せ場所として使用。

○農家への配送等

<人員等>

- ・畜産振興・防疫対策課では、物資配送等の計画調整業務を実施。物資配送や被害調査等については、他部署からの派遣を受けた（1月8日～2月2日）。
- ・奥能登管内では、1月6日から県職員2名1組でトラックまたは公用車により被災農家を巡回し、安否及びライフライン復旧状況を現地確認しつつ、最大1日3班のローテーション体制で支援物資等の配送を実施。
2月5日頃から配送は案件ごとのスポット対応とし、引き続き複数班体制で、被害状況の詳細調査にシフトチェンジした。

<車輛関係>

- ・配送はJAアグリライン石川に依頼するとともに、県公用車（普通車及び四駆トラック等）により行った。
また、降雨時の運搬用にパネルトラックをリース調達した（1月9日～2月5日）。

- ・家畜市場拠点での物資の積み下ろしのため、フォークリフトをリース調達した（1月5日～2月5日）。

○給水支援

＜河北潟酪農団地に対する給水支援＞

①競馬事業局との調整により、1月4日から金沢競馬場で農家向け給水を実施。

②内灘町消防本部での給水（1月6日～27日 2名/日）

- ・県から町を通じて内灘町消防本部に家畜用飲用水の供給を依頼した。
- ・関係団体等により、1日2名体制で給水補助が行われた。

1月6～10日 岡山県からの有志ボランティア

1月11～12日 石川県酪農業協同組合

1月12～21日 北陸農政局及び中央酪農会議

1月22日～ 中央酪農会議及び全酪連（北陸酪連による調整）

1月27日 内灘町が通水したことにより補助業務を終了

③河北潟酪農団地等への給水支援

- ・1月11日から、各農家へ水タンク及びプール水槽を設置し、集乳車を用いた給水巡回を開始した。
- ・1月27日、内灘町が通水したことにより給水支援業務を終了

＜能登地域の畜産農家への給水支援＞

全農七尾米穀連合倉庫を拠点とした給水配送

- ・1月10日から水タンクの配送及び集乳車による各農家への給水巡回を開始し、珠洲の一部の農家においては4月頃まで継続された。

○国事業の活用及び県事業の創設

- ・畜産農家の営農継続に向けた支援については、国に要望するとともに緊急的に県で実施した。

→畜産経営緊急支援事業（令和5年度補正予算）

- ・事業内容：国の備蓄資材にない支援物資の調達を支援

- ・農家自身で行った水や電力の確保については、国の畜産経営災害等総合対策緊急支援事業を活用し、県は農家状況の調査や事業申請支援を実施した。

→畜産経営災害等総合対策緊急支援事業（（独）農畜産業振興機構事業）

- ・事業実施主体：中央酪農会議、石川県畜産協会等

- ・事業内容：発電機の借上げや家畜の飲用水確保対策（給水ポンプの購入、配管工事費等）の支援

- ・補助率：1/2 以内

実施にあたっての課題・対応・工夫など

- ・停電した農家への発電機設置支援にあたり、単相式発電機は、作業用の光源確保等に役立つが、搾乳機器等にも対応した三相式／単相式の切り替えが可能なタイプがより役立った。
- ・発電機の接続・撤去等にあたっては、災害応援協定（災害時における電気設備等の応援対策業務に関する協定）に基づき、石川県電気工事工業組合に委託し実施した。
- ・平時より、停電時の対応等、農家自身で作業手順の確認が必要になる。
また、発電機の使用にあたっては、ガソリンやオイルの備蓄も必要になること及び接続方法について、整理しておく必要がある。
- ・河北潟酪農団地において、給水のため水道業者を手配してほしいという要望があったため、内灘町の指定工事業者一覧から対応可能な業者を探し対応した（水道法第16条の2）。
- ・断水が長期化した中、断水した農家への給水支援にあたり、数トン程度の水が入る組み立て式の子ども用プールが役立った。
- ・奥能登地域での給油が困難だったため、金沢市内で給油し、発電機とあわせて燃料を農家へ提供及び配送車への給油を実施した。一方、拠点での燃料（ガソリン・軽油・灯油）の保管は消防法に基づき必要最低限の量とした。
- ・給水のための集乳車を貸与したが、集乳車は緑ナンバーであり、石川県で使用する（許可申請済みの拠点や車庫と異なる県に移転・設置する）場合、本来は貨物自動車運送事業法に基づき、国土交通大臣の許可が必要であったため、北陸信越運輸局に相談した中で、震災対応については、緊急的ボランティアとして捉え、事業には当たらないと判断され、許可申請は不要となった。

結果・実績など

<畜産経営緊急支援事業>

- ・発電機設置支援 4,468 千円（8 農家）
- ・給水支援 7,300 千円（奥能登2市2町及び河北潟酪農団地）

＜支援活動の様子＞



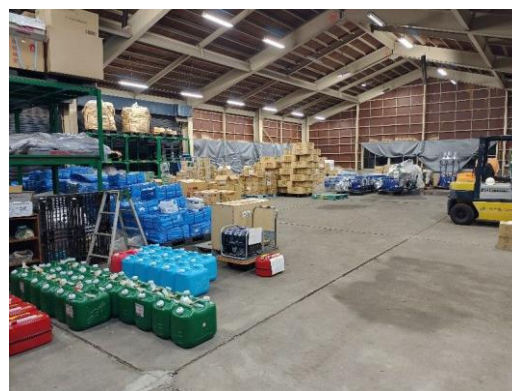
給水支援



給水支援



発電機の設置



物資供給拠点

キ 要望活動

- ・ 迅速な復旧・復興に向けて、国に対して必要な対策の要望活動を行った。
- ・ その結果、激甚災害への早期指定、「被災者の生活と生業支援のためのパッケージ」の決定などが実現した。さらに、農地海岸や治山施設の国の直轄代行による復旧工事の実施などが決定された。

＜農林水産部の主な要望内容＞

○令和6年1月9日 岸田内閣総理大臣への要望活動（県庁全体の要望活動）

（県災害対策本部員会議において）

- ・ 激甚災害、特定非常災害及び非常災害への早期指定
- ・ 非常災害への早期指定による国による権限代行も含めた農林水産業施設の早期復旧支援
- ・ 農林水産業等の基幹産業や地域の暮らしを支える中小企業の復旧・復興及び雇用の維持
- ・ 地方が行う災害復旧に係る財政需要に対する補助制度の創設・拡充、地方負担に対する十分な交付税措置などの財政支援

○令和6年1月14日 岸田内閣総理大臣への要望書提出（県庁全体の要望活動）

（総理来県時の意見交換会において）

- ・1月9日の要望書をリニューアルして要望
- ・災害応急対応及び本格復旧に向けた十分な人的支援
- ・非常災害への早期指定による国による権限代行も含めた農林水産業施設の早期復旧支援
- ・農林水産業等の基幹産業や地域のくらしを支える中小企業の復旧・復興及び雇用の維持
- ・地方が行う災害復旧に係る財政需要に対する補助制度の創設・拡充、地方負担に対する十分な交付税措置などの財政支援

○令和6年1月21日 農林水産大臣への要望活動

（被災地視察後の意見交換会（県庁）において）

- ・被災した農林水産事業者の再開意欲を喚起する使い勝手のよい支援制度の創設
- ・甚大な被害が発生した農林水産施設の復旧に対する国による積極的な支援

○令和6年2月4日 農林水産省統括審議官へ要望（水産）

- ・農林水産業共同利用施設の復旧に対する支援
- ・地盤隆起等被害からの応急復旧にかかる支援制度の創設
→一時的根拠地移転に要する経費、避難港・代船確保に対する財政的支援制度の創設
- ・当面の操業再開に向けた支援制度の創設
→操業に不可欠な氷・油・出荷手段の確保などに対する財政的支援制度の創設

○令和6年2月6日 林野庁経営課への要望活動

- ・能登の被災事業者の雇用維持のための助成制度について林野庁へ要望
（能登→加賀への作業員の移動に際しての助成制度の拡充（宿泊費、機械レンタル等））

○令和6年4月8日 知事上京による政府要望

- ・「創造的復興」が着実に実現できるよう、今回の震災の特徴も踏まえ、補助制度の創設・拡充のほか、復興基金の創設支援
- ・地盤隆起により機能を失った漁港について、復興までの間、人的支援を含め、国の全面的な伴走支援の継続
- ・農業用施設、畜舎などの復旧事業について、原状復旧に限定せず、効率化・強靱化を行う場合にも補助対象とするとともに、補助率の嵩上げ
- ・農林水産関係の機械・共同利用施設などの復旧事業について、複数年度に渡って申請可能とするなどの支援制度拡充

〔奥能登豪雨以降〕

○令和 6 年 9 月 26 日 内閣府特命担当大臣への要望活動（県庁全体要望書）

- ・「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく指定を早期に行うとともに、手厚い財政支援
- ・令和 6 年能登半島地震に係る国の支援メニューを活用して再建した、農林業機械・施設が再び被災する状況が生じており、地震による被災と一体的かつ同水準の支援を要望
- ・令和 6 年能登半島地震の災害査定との一体的な実施や、査定期間の延長、市町への人的・技術的支援
- ・漁港や海岸等に打ち上げられた流木等の処分・撤去、漁場の復旧等に必要な財政支援

○令和 6 年 10 月 10 日 農林水産省への要望活動（大臣来県時）

- ・令和 6 年能登半島地震の災害査定との一体的な実施や、査定期間の延長、市町への人的・技術的支援
- ・農地の復旧は長期間にわたることから、その間、複数年にわたる収入減少に対する収入保険による補償などの特例措置
- ・農地などに多量の土砂・流木・がれきが堆積したことから、除去のための十分な予算措置、市町への人的・技術的支援

ク 石川県・JA グループ連携会議

- ・県と JA グループで情報共有及び今後の対応等についての意見交換を行うため、石川県・JA グループ連携会議（農政局も参加）を開催した。

＜開催概要＞

令和 6 年 1 月 22 日 石川県・JA グループ連携会議（第 1 回） 農業会館（金沢市）

- （内容）①震災被害の概況について
②県・JA グループの支援・対応状況、今後の取り組みについて
③JA からの要望について
④意見交換

令和 6 年 3 月 27 日 石川県・JA グループ連携会議（第 2 回） 農業会館（金沢市）

- （内容）①県・JA グループの支援・対応状況、今後の取り組みについて
②JA からの要望について
③意見交換

ケ 復旧・復興プラン策定

- ・県は、令和 6 年能登半島地震の被災地の創造的復興に向けた各種の取り組みについて、政府とも連携しながら県庁内の調整を図り、推進するために、令和 6 年 2 月 1 日に知事を

本部長とする「石川県令和 6 年能登半島地震復旧・復興本部」を設置した（令和 7 年 4 月 25 日に「石川県令和 6 年能登半島地震・奥能登豪雨復旧・復興本部」に改称）。

- ・また、能登半島地震からの復旧・復興にあたり、総合的な対策の立案及び実施など、幅広い見地から専門的・技術的な意見を聴取するため、「石川県令和 6 年能登半島地震復旧・復興アドバイザリーボード」を設置した。アドバイザリーボード委員は、地元の高等教育機関における有識者をはじめ、過去の震災で復旧・復興支援に携わった経験のある県外の有識者を中心に選定した。
- ・加えて、「これからの能登をどうしていくかを、そのまちに住む当事者のみなで考える」ことをコンセプトにした対話の場「のと未来トーク」を県内 7 カ所及びオンラインで開催し、被災地の方々からの意見を伺った。
- ・能登半島地震からの創造的復興に向けた道筋を示すため、被災地の方々へのヒアリングや、アドバイザリーボード会議での有識者からの意見も踏まえ、創造的復興の実現に向けた羅針盤と位置づける「石川県創造的復興プラン」を令和 6 年 6 月に策定した。
- ・農林水産部では、地震前からの課題を解決しながら、地域の生業再建を支援し、さらに、「能登ブランド」の価値向上や農林水産関係施設の強靱化を通じて農林水産業の創造的復興に取組むこととした。具体的な取組等については、「石川県創造的復興プラン」のとおりである。
- ・令和 7 年 4 月 25 日に、これまでの施策の進捗状況などを反映して、新たな取組の追加や創造的復興に向けた各施策の過程を示す「タイムライン」の見直しなど、「石川県創造的復興プラン」のアップデートを行った。

<策定までの経過>

令和 6 年 2 月 1 日	第 1 回 復旧・復興本部会議
	※創造的復興に向けた基本方針の提示
令和 6 年 3 月 7 日	第 1 回 アドバイザリーボード会議
	※創造的復興に向けた基本方針をもとにした意見交換
令和 6 年 3 月 28 日	第 2 回 復旧・復興本部会議
	※創造的復興に向けたプランの骨子案の提示
令和 6 年 4 月 6 日	
～4 月 29 日	のと未来トーク（県内 6 カ所＋オンライン）
令和 6 年 4 月 10 日	第 2 回 アドバイザリーボード会議
	※石川県創造的復興プラン（仮称）骨子をもとにした意見交換
令和 6 年 5 月 20 日	第 3 回 復旧・復興本部会議
	※石川県創造的復興プラン（仮称）案の公表
令和 6 年 6 月	石川県創造的復興プラン 策定
令和 6 年 9 月 9 日	第 3 回 アドバイザリーボード会議

令和7年4月25日 第4回 復旧・復興本部会議

※石川県創造的復興プランのアップデート

石川県創造的復興プランの概要(令和6年6月策定、令和7年4月改定)

位置付け：創造的復興の実現に向けた羅針盤

スローガン：能登が示す、ふるさとの未来

対象期間：令和6年度～14年度（9年間）

プランの考え方（農林水産分野）

農林水産業は、能登の人口の1割が就業する基幹産業の1つであり、農業者の高齢化や荒廃農地の増加など、地震前からの課題を解決しながら、地域の「生業再建」を支援するとともに、「能登ブランド」の価値向上や農林水産関係施設の強靱化を通じて農林水産業の「創造的復興」を図る。

※復興プランは4つの柱と創造的復興リーディングプロジェクトで構成

創造的復興に向けた主な取り組み（農林水産分野）

柱1 教訓を踏まえた災害に強い地域づくり

・農林水産業施設の復旧及び強靱化

柱2 能登の特色ある生業（なりわい）の再建

<地域の生業再建>

- ・担い手の確保・育成・定着（地域計画策定や農地の集約化・大区画化、新規就農など農業人材の確保・育成、農業専門人材による営農継続支援 等）
- ・農林水産物の生産性向上（生産維持・拡大に向けた作付支援、スマート農業導入による生産性向上、担い手農家の収入確保を図るための支援 等）
- ・農村コミュニティの維持・再生・強化（ボランティアによる生業再建支援、多面・中山間直弘活動の広域化 等）

<能登ブランドの価値向上>

- ・「百万石の極み」など能登の特色ある食材の価値向上（能登の農林水産物の育成強化や応援消費の促進）
- ・世界農業遺産の維持・継承と高付加価値化（白米千枚田など構成資産の復旧、トキ放鳥に向けた取組への支援 等）

柱3 暮らしとコミュニティの再建

柱4 誰もが安心・安全に暮らし、学ぶことができる環境・地域づくり

- ・トキが舞う能登の実現とトキをシンボルとした地域活性化（餌場の確保や営農環境の整備、農林水産物のブランド化 等）



ため池堤防の崩壊
(輪島市)



農地の地割れ
(珠洲市)



能登農林水産業ボランティア
(能登町)



畜舎での水の確保対策
(河北潟)

コ 令和6年能登半島地震復興基金（特別交付税・宝くじ収益金）

背景・経緯など

- ・令和6年4月23日、岸田首相は復旧・復興支援本部会合で、被災自治体を支援する「復興基金」を6月に創設するよう関係閣僚に指示した。
- ・6月25日、地方交付税法第15条第3項の規定に基づく大規模災害等の発生時における交付額の決定等の特例により、令和6年能登半島地震復興基金の設置を目的として、特別交付税で520億円が措置された。復興基金の規模は、過去の震災における復興基金への措置と同様の考え方による算出額320億円を基本としつつ、高齢化率が高く、財政力が低いという能登6市町の実情に鑑み200億円の加算が行われ、520億円となった。
- ・県では「令和6年能登半島地震復興基金条例」を制定（令和6年6月25日、条例第37号）し、能登半島地震被災地支援宝くじ収益金の半分に相当する約19.8億円を加え、総額539.8億円の能登半島地震復興基金を創設した。
- ・なお、宝くじ収益金の残り20億円については、宝くじ市町交付金として（公財）石川県市町村振興協会を通じて市町へ交付された。
- ・その後、復興基金の配分については、市町からの要望を踏まえ、全市町の首長との意見交換会を開催し、具体の支援メニュー等の活用方針を決定し、次のとおり配分することとさ

れた。

活用方針

(基本メニュー)

- ・平成 28 年熊本地震復興基金の支援メニューを基本に、市町からの要望を踏まえ 27 事業をメニュー化したもの

→＜農林水産部関係＞土地境界復元支援事業

1 暮らしとコミュニティの再建 (2) 住宅再建支援 ⑦

土地境界復元支援事業

農業基盤課 076(225)1632

支援内容

地震による側方流動の被害を受けた地域において、境界再確定の妨げとなるブロック塀等の移設に要する費用の一部を支援する。

【支援対象】

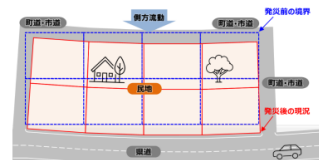
- ・側方流動に起因する土地境界再確定に合わせて行う、境界構造物の土地境界への移設費用
 - ・土地と土地の境界を示す構造物を対象とし、原形復旧を基本とする
 - ①ブロック塀の復元工事
 - ②フェンスの復元工事
 - ③その他、境界を示す構造物の復元工事
- ※境界再確定の妨げとならない、単なるブロック塀等の修繕は対象外

【対象地域】

- ・能登半島地震による側方流動に起因する土地境界再確定に伴い地籍調査を実施する区域内

【交付基準】

- ・交付額：最大100万円／件
- ※市町が移設費用を住民に対して補助し、県はその費用の2／3を市町に対して補助する



-17-

(市町枠配分)

- ・市町が地域特有の課題に、早期かつ機動的に活用できるよう、各市町の住家被害、災害復旧事業費、避難者の受入数などに応じて配分するもの。

(後年度課題対応分)

- ・観光需要の喚起など復興の進捗に合わせ、今後顕在化する財政需要に活用するもの。

＜能登半島地震復興基金の全体像について＞



サ 能登復興応援基金（企業・団体寄付金）

背景・経緯など

- ・能登の復旧・復興に向け、吉川晃司氏と布袋寅泰氏によるロックユニット「COMPLEX」から東京ドーム公演の利益など 12 億円を超える寄附をいただいた。
- ・県は、長期にわたる能登の創造的復興に向けた取組に活用できるよう、企業・団体等から寄せられる寄附金の受け皿として「能登復興応援基金」を創設した。
- ・「COMPLEX」からいただいた寄附金は、石川県と能登 6 市町で設立した「一般社団法人能登官民連携復興センター」において、公募により、災害を乗り越え能登の未来を創る先導的な取組を支援する事業に活用された。

※一般社団法人能登官民連携復興センター

- ・地震発災以降、能登の各地では、様々な地域団体等による復興に向けた活動が始まっていたが、ノウハウやマンパワー不足、資金確保などの課題があった。このため、地域団体等に伴走し、全国からの様々な支援を効果的に結びつけるコーディネートの役割を担う中間支援組織として、県と能登 6 市町で「一般社団法人能登官民連携復興センター」を設立し、令和 6 年 10 月 21 日から活動を開始した。

代表者：センター長 藤沢 烈

所在地：石川県輪島市三井町洲衛 10 部 11 番 1（奥能登行政センター4 階）

能登官民連携復興センターによる「能登復興支援事業」

- ・一次公募（公募期間：令和 7 年 2～3 月）
 - 農林水産業関係の採択事業
 - 七尾牡蠣の養殖事業の拡大とブランド化
（事業実施主体：石川県漁業協同組合七尾支所 青壮年部）
- ・二次公募（公募期間：令和 7 年 7 月～9 月）
 - 農林水産業関係の採択事業
 - ① 新たな冷蔵技術設備の導入による能登水産品の付加価値向上事業
（事業実施主体：石川県漁業協同組合 西海支所）
 - ② 育てる・交わるオーガニックビレッジ上黒丸
（一般社団法人 紡ぐ学校上黒丸）

シ 能登創造的復興支援交付金（国交付金）

背景・経緯など

- ・国により、県や能登の 12 市町が実施する能登の創造的復興に資する事業に幅広く活用できる自由度の高い「能登創造的復興支援交付金」が令和 7 年 2 月に創設された。

- ・これを複数年にわたり活用するため、「能登復興応援基金」に積み立て、令和7年3月に「能登復興応援基金条例」を改定した。
- ・県は対象地域となる能登12市町の首長と意見交換を行い、地域の実情に応じて、創意工夫により実施することができる市町事業分として、「能登創造的復興支援交付金」総額500億円のうち、半分である250億円を割り当てることとした。
- ・市町の創造的復興と地方創生に資する取組に対し、県が複数年にわたり、事業の実施に合わせて交付していく。



能登創造的復興支援交付金活用事業（県農林水産部分）

- ・奥能登地域における営農再開の促進（詳細はⅢ2(2)オ(ソ)参照）

(2) 国の動き

ア 災害対策本部、復旧・復興支援本部

- ・令和 6 年 1 月 1 日に防災担当大臣を本部長とする「特定災害対策本部」、1 月 2 日からは内閣総理大臣を本部長とする「非常災害対策本部」が開催（令和 6 年 1 月 2 日～1 月 25 日、計 15 回）された。
- ・令和 6 年 2 月 1 日からは、内閣総理大臣を本部長とする「復旧・復興支援本部」が開催（令和 6 年 2 月 1 日～令和 7 年 9 月 2 日、計 14 回 ※R8.3 月末現在）された。
- ・農林水産省においては、農林水産大臣を本部長とする「令和 6 年能登半島地震に関する農林水産省緊急自然災害対策本部」が開催（令和 6 年 1 月 1 日～令和 7 年 9 月 2 日、計 30 回 ※R8.3 月末現在）された。

イ 激甚指定

- ・「令和 6 年能登半島地震による災害」が、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）（以下、激甚法）に基づく激甚災害に指定（令和 6 年 1 月 11 日閣議決定、同日公布・施行）され、公共土木施設や農地等の災害復旧事業等の国庫補助の嵩上げ等の措置が適用されることとなった。
- ・また、「令和 6 年 9 月 20 日から 23 日までの間の豪雨による災害」が、激甚災害に指定（令和 6 年 10 月 25 日閣議決定、10 月 30 日公布・施行）され、公共土木施設や農地等の災害復旧事業等の国庫補助の嵩上げ等の措置が適用されるとともに、輪島市では局地激甚災害に指定され、事業の再建をはかる中小企業に対し特例措置が適用されることとなった。

激甚災害制度・・・ 地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合に、政府が中央防災会議の意見を聴いた上で、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対して適用すべき災害復旧事業等に係る国庫補助の特別措置等を指定するもの。

指定されると、地方公共団体の行う災害復旧事業等への国庫補助のかさ上げなど、特別の財政援助・助成措置が講じられる。

<措置の概要>

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚災害法第 3 条、第 4 条）
 - ・公共土木施設（農林水産省関係では、海岸、林地荒廃防止施設、漁港等）の災害復旧事業等について、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」等の根拠法令等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ（過去 5 カ年の実績の平均では公共土木施設等は

70%→83%に嵩上げ)

(2) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（激甚災害法第5条）

- ・農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（以下「暫定法」という。）」等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ（過去5カ年の実績の平均では農地は85%→96%に嵩上げ）

(3) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（激甚災害法第6条）

- ・農業協同組合等が所有する倉庫等の農林水産業共同利用施設の災害復旧事業について、暫定法に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ（通常20%→最高90%）

(4) 共同利用小型漁船の建造費の補助（激甚災害法第11条）

- ・漁業協同組合が被災した組合員のために行う共同利用に供する小型漁船の建造に対して支援（国庫補助率1/3、県補助率1/3以上→合計2/3以上）

ウ 国の権限代行等による復旧

背景・経緯など

<権限代行>

- ・激甚法に基づく激甚災害の指定（令和6年1月11日閣議決定、同日公布・施行）がなされるとともに、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づく「非常災害」（令和6年1月19日閣議決定、同日施行）の指定を受けた。
- ・「非常災害」の指定を受け、国による災害復旧事業の代行が可能となった。

<直轄事業>

- ・災害復旧事業は、施設の管理者が実施することが原則であるが、国営造成施設については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の5の規定に基づき、事業費が2,000万円以上、かつ高度な技術を要する場合など、国の発意により、県や市町と協議の上、直轄施工ができることとなっている。

<国の権限代行等による復旧工事>

農林水産関連施設

	権限代行		直轄事業	
農業基盤課	8件	・農地海岸7海岸 〔輪島、中島、田鶴浜、和倉、石崎、能登島、穴水〕 ・地すべり1地区 〔輪島（稲舟）〕	3件	・珠洲第二地区 寺家ダム ・加賀三湖地区 ・河北潟干拓地区

森林管理課	-		6 件	・ 治山（民有林） 〔輪島、珠洲〕 ※R6.3 月 治山（民有林）〔輪島、珠洲〕 7 か所で、二次災害防止に向けた 緊急対策工事等を実施
水産課	2 件	・ 狼煙漁港（珠洲） ・ 鵜飼漁港海岸（珠洲）	-	
計	10 件		9 件	

※詳細は(2)復旧・復興の取組状況を参照

エ 能登半島地震・奥能登豪雨に係る復旧支援策の概要（農林水産関係）

時期	支援策の内容等
R6.1.9	予備費使用の閣議決定（1 回目）47 億 3,790 万円 ・ 当面のプッシュ型の物資支援への財政的裏付け
R6.1.25	「被災者の生活と生業支援のためのパッケージ」公表 （農林水産関係） ・ 被災した農業用機械等の再建支援（農業用機械、農業用ハウス・畜舎、共同利用施設、木材加工流通施設、特用林産振興施設等の再建・修繕への支援（補助率 1/2 等）） ・ 営農再開に向けた支援（種子・種苗等の資材調達、繁殖用の牛・豚の再導入等）や、被災農家等の柔軟な雇用による人手の確保 ・ 被災農林漁業者の資金繰り支援（貸付当初 5 年間の実質無利子化等） ・ 景観にも配慮した棚田の復旧や観光とも連携した持続可能な里山づくり ・ 漁船等の復旧、漁場環境の回復への支援や、地域の将来ビジョンの下での里海資源を活かした海業振興等
R6.1.26	予備費使用の閣議決定（2 回目）1,553 億円 うち、農林水産省分 120 億円 ①被災農業者支援事業に必要な経費 1,996,352 千円 ②農業水利施設等の点検・調査等に必要な経費 180,509 千円 ③農家等の営農再開支援に必要な経費 200,396 千円 ④農畜産物共同利用施設等の整備に必要な経費 3,345,390 千円 ⑤農用地等の補修等に必要な経費 100,251 千円 ⑥農業用施設等の点検・調査等に必要な経費 436,519 千円 ⑦農業施設災害復旧事業に必要な経費 1,074,201 千円

	⑧治山事業調査に必要な経費 1,499,700 千円 ⑨木材加工流通施設等の整備に必要な経費 433,000 千円 ⑩共同利用漁船等復旧支援対策事業に必要な経費 107,333 千円 ⑪漁場等の機能回復に必要な経費 901,457 千円 ⑫水産業共同利用施設の整備に必要な経費 390,804 千円 ⑬水産基盤整備事業調査に必要な経費 1,330,406 千円
R6. 1. 31	被災者の生活と生業支援のためのパッケージに関する説明会（北陸農政局）
R6. 3. 1	予備費使用の閣議決定（3 回目）1,167 億円 うち、農林水産省分 63.5 億円 ①農業水利施設等の点検・調査等に必要な経費 310,013 千円 ②農業施設等災害復旧事業等に必要な経費 3,801,777 千円 ③共同利用漁船等復旧支援対策事業に必要な経費 153,000 千円 ④漁場等の機能回復に必要な経費 199,824 千円 ⑤水産物供給基盤整備事業に必要な経費 1,885,000 千円
R6. 4. 23	予備費使用の閣議決定（4 回目）1,389 億円 うち、農林水産省分 44.2 億円 ①農家等の営農再開支援に必要な経費 200,760 千円 ②農畜産物共同利用施設の整備に必要な経費 512,625 千円 ③木材加工流通施設等の整備に必要な経費 437,402 千円 ④共同利用漁船等復旧支援対策事業に必要な経費 59,600 千円 ⑤漁場等の機能回復に必要な経費 1,782,381 千円 ⑥水産業共同利用施設の整備に必要な経費 1,430,300 千円
R6. 6. 28	予備費使用の閣議決定（5 回目）1,396 億円 うち、農林水産省分 207 億円 ①被災農業者支援事業に必要な経費 1,896,479 千円 ②漁港施設等災害復旧事業等に必要な経費 18,729,591 千円 ③共同利用漁船等復旧支援対策事業に必要な経費 40,173 千円
R6. 9. 10	予備費使用の閣議決定（6 回目）1,088 億円 うち、農林水産省分 322 億円 ①被災農業者支援事業に必要な経費 4,067,991 千円 ②総合農地防災事業等に必要な経費 3,679,237 千円 ③農業施設等災害復旧事業等に必要な経費 23,110,875 千円 ④民有林直轄治山事業等に必要な経費 490,000 千円 ⑤木材加工流通施設等の整備に必要な経費 383,268 千円 ⑥共同利用漁船等復旧支援対策事業に必要な経費 100,374 千円 ⑦水産物供給基盤整備事業に必要な経費 363,000 千円

R6. 10. 11	予備費使用の閣議決定（7 回目）509 億円 うち、農林水産省分 16 億円 ① 農業施設等災害復旧事業等に必要な経費 1, 627, 987 千円
R7. 2. 28	予備費使用の閣議決定（8 回目）1, 068 億円 うち、能登創造的復興支援交付金（内閣府所管） 500 億円 うち、農林水産省分 26 億円 ①山林施設災害復旧事業等に必要な経費 2, 646, 463 千円
R7. 9. 2	予備費使用の閣議決定（9 回目）529 億円（九州豪雨への対応 24 億円を含む） うち、農林水産省分 5 億円 ①被災農業者支援事業に必要な経費 495, 720 千円

オ 被災地視察

- ・発災直後から岸田内閣総理大臣をはじめ、坂本農林水産大臣等に何度も現地調査にお越しいただくとともに、被災現場からの要望に対し、円滑に農林漁業経営を再開できるよう、迅速かつ的確に対応していただいた。

<経過 R7. 12 月末時点> （農林水産関係）

年月日	視察者	内容
令和 6 年 1 月 14 日	岸田内閣総理大臣	・ヘリコプターによる上空からの現地視察 ・知事から要望書提出
1 月 21 日	坂本農林水産大臣（1 回目）	・ヘリコプターによる上空からの現地視察（輪島市及び珠洲市） ・知事との意見交換（県庁）
2 月 4 日	坂本農林水産大臣（2 回目）	・地すべり現場の現地調査 ・漁業関係者・農業関係者・畜産農家との意見交換
2 月 15 日	高橋農林水産大臣政務官	・七尾市・輪島市・穴水町の被害状況確認 ・輪島市で農泊に取り組む代表者等との意見交換
2 月 20 日	舞立農林水産大臣政務官	・七尾市の漁港及び志賀町の農業用施設等の被害状況確認及び関係者との意見交換 ・県漁業協同組合代表理事組合長との意見交換
2 月 24 日	岸田内閣総理大臣	・輪島港視察 ・農業者・漁業者と意見交換

3月5日	鈴木農林水産副大臣	・能登町の漁港・畜産農家における被害状況の確認
3月11日	自由民主党政務調査会 水産総合調査会・水産部会	・輪島市・珠洲市の視察 ・漁業者との意見交換
3月15日	平沼内閣府大臣政務官	・中能登農道橋を含む能登島の視察
4月13日	坂本農林水産大臣（3回目）	・穴水町・輪島市・珠洲市の被害状況確認 ・農業関係者・漁業関係者との意見交換
7月31日～ 8月1日	坂本農林水産大臣（4回目）	・輪島市・七尾市・志賀町の被害状況確認 ・農業関係者・漁業関係者との意見交換 ・石川森林管理署奥能登地区山地災害復旧対策室（金沢市）で職員との意見交換
10月10日	小里農林水産大臣 （1回目、通算5回目）	・輪島港の被害状況・復旧状況調査 ・白米千枚田の被害状況調査 ・輪島市の農地への土砂流入等被害調査 ・輪島市の山腹崩壊・治山施設の被害調査 ・JAのと本店での農業者との意見交換 ・知事との意見交換（県庁）
11月16日	江藤農林水産大臣、滝波農 林水産副大臣及び山本農林 水産大臣政務官 （1回目、通算6回目）	・輪島市の山腹崩壊・治山施設、輪島港の復 旧状況調査 ・農地への土砂流入被害状況調査 ・JAのと柳田支店での農業者との意見交換
令和7年 6月25日	小泉農林水産大臣 （1回目、通算7回目）	・輪島市の農地、輪島港の復旧状況調査 ・漁業関係者、農家との意見交換
11月1日	鈴木農林水産大臣、根本農 林水産副大臣及び広瀬農林 水産大臣政務官 （1回目、通算8回目）	・輪島市の山腹崩壊・治山施設、輪島港、白 米千枚田、農地の復旧状況調査 ・JAのと本店での農業関係者との意見交換

<天皇・皇后被災地視察>

年月日	視察者	内容
令和6年 3月22日	天皇・皇后	・能登空港から自衛隊ヘリなどで輪島市・珠 洲市の被災状況を視察 ・避難所で被災者・災害対応者お見舞い
4月12日	天皇・皇后	・能登空港から自衛隊ヘリなどで穴水町・能 登町の被災状況を視察

		・避難所で被災者・災害対応者お見舞い
12月17日	天皇・皇后	・輪島市内の河川氾濫地域を視察 ・避難所で被災者お見舞い

カ 能登創造的復興タスクフォース

- ・県が策定した「石川県創造的復興プラン」の方針に沿って、能登の6市町の復興まちづくりを本格化していくため、国・県・市町の関係者が緊密な連携を図り、事業の進捗確認や現場で生じた課題の解決、創造的復興の推進を目的に、令和6年7月1日に「能登創造的復興タスクフォース」が発足された。
- ・構成員：（座長）内閣官房復興・復興支援総括官
（座長代理）石川県副知事
内閣府政策統括官（防災担当）付
石川県
輪島市、珠洲市、能登町、穴水町、七尾市、志賀町
このほか、以下の政府等の関係機関において、現地事務所や現地相談センター、県・市町に派遣されている者などの、復興まちづくりの支援に従事している者
国土交通省、農林水産省、環境省、経済産業省、厚生労働省、総務省、UR都市機構
（※）必要に応じて上記以外の関係省庁、関係機関の関係者の参加を要請
- ・令和6年7月1日に第1回が開催され、令和8年3月末までに計8回開催された。

キ 森林管理署 奥能登地区山地災害復旧対策室の開所

- ・令和6年4月1日、林野庁近畿中国森林管理局が、復旧対策の円滑な事業実施のため、石川森林管理署に「奥能登地区山地災害復旧対策室」を設置し、県農林総合研究センター（金沢市）内に事務室を開設した。
- ・主な業務：山地災害復旧対策の実行、石川県内関係者との連絡調整

ク 漁業地域復旧・復興技術検討会の設置

- ・令和6年能登半島地震では、漁港において、地震の揺れや津波による被害に加え、能登半島外浦地域を中心に最大4m程度の地盤隆起による被害が見られた。水産庁は、地震の揺れや津波による被害については過去の震災の経験により漁港の復旧に対する一定の知見を有しているものの、地盤が隆起した被害に対しては過去に経験がないため、これを早急に検討することが課題となっていた。
- ・このため、水産庁は、有識者で構成する「令和6年能登半島地震漁業地域復旧・復興技術

検討会」を設置し、地盤隆起等による被害を受けた漁港の復旧・復興の方針、方法及びその手順等について検討した。また、本検討会では、個別の漁港の復旧・復興計画についてもアドバイスを行うこととした。

- ・検討会の成果については、適宜、県の「能登地域の水産業に係る港の復興に向けた協議会」及びこれに関係する分科会へ提供された。

3. 復旧対策の動き

(1) 県の予算措置状況

- ・発災直後から被災状況の全容把握に取り組むとともに、必要な施策について迅速に予算化を行った。詳細は別紙一覧のとおり。

R5～R7 農林水産部 地震・豪雨対策事業一覧（庁舎復旧除き）

支援 対象	所管	事業名	事業内容	分類	補助率			R5	R6					R7			
					国	県	市町	3 補 (千円)	当初 (千円)	6 補 (千円)	9 補 (千円)	12補 (千円)	3補 (千円)	当初 (千円)	6 補 (千円)	9 補 (千円)	3補 (千円)
1	農業	基盤	除塩事業費	津波により農用地が受けた塩害の除去	③国制度	9/10		1/10	9,000								
2		基盤	緊急流木除去費	農地・農業用施設が降雨、暴風、洪水、高潮、地震、その他異常な天然現象によって受けた被害に対し、農地・農業用施設の維持を図り、安定的な農業経営が可能となるよう速やかに復旧する。	③国制度	1/2	1/2					20,000		17,110,158			▲ 2,564,068
3		基盤	6年発生団体営災害復旧費（地震・豪雨関連）	農地・農業用施設が降雨、暴風、洪水、高潮、地震、その他異常な天然現象によって受けた被害に対し、農地・農業用施設の維持を図り、安定的な農業経営が可能となるよう速やかに復旧する。	③国制度	10/10			16,780,000			500,000	▲ 8,218,241	17,110,158			▲ 2,564,068
4		基盤	6年発生海岸及び地すべり災害復旧費	海岸保全施設及び地すべり防止施設が降雨、暴風、洪水、高潮、地震、その他異常な天然現象によって受けた被害に対し、海岸保全施設及び地すべり防止施設を速やかに復旧し、地すべり災害の未然防止を図る。	③国制度	9.69/10			8,270,000				▲ 7,594,659	2,044,700			▲ 1,981,728
5		基盤	令和 6 年能登半島地震農業用施設緊急点検事業費	海岸保全施設及び地すべり防止施設が降雨、暴風、洪水、高潮、地震、その他異常な天然現象によって受けた被害に対し、海岸保全施設及び地すべり防止施設を速やかに復旧し、地すべり災害の未然防止を図る。	③国制度	10/10			100,000								
6		基盤	令和 6 年発生県営災害復旧費	農地・農業用施設が降雨、暴風、洪水、高潮、地震、その他異常な天然現象によって受けた被害に対し、県が管理する農業用施設の維持を図り、安定的な農業経営が可能となるよう速やかに復旧する。	③国制度	9.97/10 9.96/10 9.83/10	0.085/10 0.02/10 0.015/10	0.085/10 0.02/10 0.015/10		590,000			▲ 395,312	103,075			▲ 79,206
7		基盤	県単海岸及び地すべり災害復旧費	被災した公共土木施設のうち工事費が少額な箇所の速やかな復旧や応急復旧工事、被害拡大防止工事等を実施し、公共の福祉を確保することを目的とする	②県単独		10/10		20,000	100,000		245,000	328,000	▲ 311,784	50,275	230,000	▲ 7,275
8		基盤	令和 6 年発生直轄災害復旧事業費負担金	県内で事業実施する令和 6 年発生直轄災害復旧事業に係る県負担金及び地元負担金の償還	③国制度					300,000	789,308	307,860	1,424,026	2,032,680			▲ 2,029,511
9		基盤	農地・農業用施設災害復旧受託事業費	農地・農業用施設災害復旧事業を市町からの要請を受けて県が受託することで市町を支援	③国制度			10/10			12,488,872	250,000	▲ 5,838,677	6,121,972			▲ 1,320,942
10		農戦	農業施設復旧事業（農業機械・農業用施設等）	トラクタ等の農業用機械、パイプハウス、畜舎等の修繕・再取得を支援	①国に上乗せ	5/10 3/10	2/10	2/10	2,660,000			5,320,000	495,000	5,064,000		3,600,000	
11		農戦	再被災農業機械再取得等支援事業（農業機械・農業用施設等）	奥能登豪雨で二重被災となったトラクタ等の農業用機械、パイプハウス、畜舎等の修繕・再取得の自己負担分を全額支援	②県単独		1/2	1/2				12,000					
12		農戦	相談窓口の運営等	県内 6 か所の現地相談窓口の運営、木材住宅協会への相談窓口委託、申請事務の補助要員の派遣など	②県単独				54,000					7,460			
13		生振	農業施設復旧事業（共同利用施設）	共同利用施設・卸売市場の復旧・整備費 強い農業づくり総合支援交付金 共同利用施設（JA等） 国1/2＋県1/10＋市町1/10 卸売市場施設（市町） 国1/2＋県1/10	①国に上乗せ	5/10	1/10	1/10	3,840,000				679,440				
14		農戦	農業施設復旧事業（共同利用施設）	共同利用施設・卸売市場の復旧・整備費 共同利用施設災害復旧事業 国5/10～（激甚告示地域）9/10	③国制度	5/10				170,000			▲ 170,000				
15		里山	多面的機能支払事業費（水路など40万円未満の小規模修繕）	農地周りの小規模な水路、ため池等の地域共同による復旧活動を支援	③国制度	1/2	1/4	1/4	139,329			153,902	8,815	162,554			▲ 95,535
16		里山	農地等手づくり復旧支援事業（国制度の対象外地域や農地にかかる40万円未満の小規模修繕）	・40万円未満の小規模修繕で、国事業の対象外地域における農地周りの小規模な水路等の地域共同による復旧を支援 ・国事業の対象地域であっても、補助対象外である農地の共同復旧を支援	②県単独		3/4			90,000		216,000	▲ 16,100	140,000			▲ 20,434

R5～R7 農林水産部 地震・豪雨対策事業一覧（庁舎復旧除き）

支援 対象	所管	事業名	事業内容	分類	補助率			R5	R6					R7			
					国	県	市町	3補 (千円)	当初 (千円)	6補 (千円)	9補 (千円)	12補 (千円)	3補 (千円)	当初 (千円)	6補 (千円)	9補 (千円)	3補 (千円)
17	生振	営農環境整備支援事業費 (生産時のかかり増し経費への支援)	水稻等による営農再開や他品目への転換等に必要な追加的な経費に対し支援 1. 水稻等による営農再開 種苗の遠距離運搬費、農業機械のレンタル料等 国1/2、県1/6 2. 他品目への転換 大豆、そば等の種苗購入、農業機械のリース料 国1/2、県1/6 3. 被災農地の作物残さ等の撤去 国定額、県定額	①国に上乗せ	1/2 定額	1/6 定額		85,200		25,000	720,000	434,000					
18			4. 浸水のあったほ場の農作物残さの処理等を支援	①国に上乗せ	定額	定額											
19			水稻等による営農再開に必要な追加的な経費に対し支援 1. 農地保全に必要な地力増進作物の作付 2. 周辺共同利用施設への輸送経費	②県単独		1/2								25,000			
20			3. 土砂が流入した農地への追加施肥・防除	②県単独		1/2											
21	里山	農村地域コミュニティ再生 モデル集落支援事業 (モデル集落を支援)	営農意欲のある担い手を中心とした、高齢者や離農農家を含めた地域ぐるみによる営農再開等に取り組むモデル地区への支援 〔基本配分額400千円/地区＋面積加算額2千円/10a〕 (交付額上限1,000千円/1地区) 〔農地保全に必要な草刈りや水管理などの補助作業や、地域行事の再開など地域コミュニティ活動の維持・継続等の取組に対して定額補助	②県単独		10/10			20,000				▲ 5,205	0			
22	農業 (続き)	農戦	代替農地での営農再開支援 (農業参入支援ファンド)	被災農地の代替農地における営農のかかり増し経費への支援 (15万円／ha) ※右に記載の金額は県予算ではなくファンド運用益から	②県単独							37,500		34,500			
23		農戦	営農再開に向けた農作業 受託促進事業	被災により田植えや稲刈りなどの農作業ができなくなった農家の作業を、代わりに対応できる農家へ繋ぐための支援	②県単独						5,000			3,900			
24		農戦	奥能登地域における営農 再開促進事業費	①【小規模農家向け】集落単位で営農基盤を維持するための取組に対する支援（最大3.5万円/10a） ②【大規模農家向け】経営再建や、生産性向上のための取組に対する支援（上限300万円/取組、最長3年間）	②県単独		①定額 ②2/3								408,000		
25				①専門人材（コーディネーター、アドバイザー）を派遣し、集落の合意形成を後押しするための支援 ②奥能登営農復旧・復興フォーラム開催費	②県単独											2,000	
26		里山	能登農林水産業ボランティア	能登の農林水産事業者の事業再開に向けた取り組みを支援する体制づくりとして、集落の草刈りや泥上げなど共同活動を行うボランティアを募集し、被災地の事業者へ派遣	②県単独				4,700				10,041	24,566			▲ 12,613
27		農戦	被災農業者の就労先確保と被災地の労働力確保	被災した農業者の支援や被災した農業法人等の労力確保のためのマッチング・広報などの支援	②県単独				2,000								
28		農戦	営農継続に向けた農業専門 人材派遣事業	被災した農業法人等の営農継続のための労力確保に向けた農業専門人材とのマッチングや現地までの交通費などを支援	②県単独						5,000			6,000			16,000
29		ﾌﾞﾗﾝﾄﾞ	県産農林水産物等応援消費 促進事業費	県内外（東京・大阪・県内）での復興フェアの開催や、ECサイト販売の伴走支援、全農と連携した県外イオン等でのフェアの開催	②県単独					35,000				40,000			▲ 10
30		農戦	農林分野復旧・復興関連 調査事業	農林分野における復旧・復興の課題に係る県立大学との共同研究（県立大への委託費） テーマ：①ため池②地すべり③農村地域コミュニティ	②県単独								3,000	6,000			

R5～R7 農林水産部 地震・豪雨対策事業一覧（庁舎復旧除き）

								R5	R6					R7			
支援 対象	所管	事業名	事業内容	分類	補助率			3補 (千円)	当初 (千円)	6補 (千円)	9補 (千円)	12補 (千円)	3補 (千円)	当初 (千円)	6補 (千円)	9補 (千円)	3補 (千円)
					国	県	市町										
31	畜産	畜産経営復旧緊急支援 (発電機等の物資支援)	畜産農家への応急的な復旧支援（ALIC事業） ①発電機、家畜用飲用水等の資材輸送	②県単独		定額 10/10		12,000				1,300					
32			②緊急的に要した燃料、ヘルメットなどの費用	②県単独		定額 10/10											
33	畜産	畜産経営復旧緊急支援 (被災に伴う死亡牛処理)	死廃家畜の適正処理 死亡家畜の処分費用	②県単独		1/2		30,000									
34	畜産	畜産経営復旧支援整備事業 (ヘルパー活用、家畜の預託 等)	被災により生産活動が困難になった畜産農家の施設が復旧する までの間の、作業委託、家畜預託、預託施設整備に要する経費 支援 ①家畜飼養管理等の作業委託（ヘルパー） 酪農牛：16千円/日＝国4千円＋県12千円 ②一時的な家畜飼養管理の預託（酪農連） 国直採1/2	①国に上乗せ	ヘルパー:定額 預託:1/2	ヘルパー:定額 預託:1/2		1,180									
35			①家畜飼養管理等の作業委託（ヘルパー） 肉用牛：県12千円/日 ②家畜預託場所（牛舎等）の整備 飼養にかかるかかり増し経費 畜試預かり分	②県単独		定額		18,520									
36			①家畜飼養管理等の作業委託（ヘルパー） 酪農牛：16千円/日＝国4千円＋県12千円 ②一時的な家畜飼養管理の預託（農公、酪農連） 国直採1/2	①国に上乗せ	ヘルパー:定額 預託:1/2	ヘルパー:定額 預託:1/2			3,000								
37			①家畜飼養管理等の作業委託（ヘルパー） 肉用牛：県12千円/日 ②一時的な家畜飼養管理の預託（農公）人件費 ③家畜預託場所（牛舎等）の整備 飼養にかかるかかり増し経費 畜試預かり分	②県単独		定額			12,400								
38	畜産	ハード 畜産農場施設整備事業 (畜産クラスター事業)	各地域における畜産業の復旧・復興を図るため、畜産農家が 国事業を活用して行う畜舎の新築等への助成（現状復旧） ①施設整備、機器導入、家畜導入 ②被災畜舎撤去 補助率：国1/2	③国制度	5/10				251,000	359,000			▲ 370,000				4,500
39	畜産	ハード【簡易復旧】 畜産農場施設等復旧支援 事業(ALIC事業)	国事業に対する上乗せ支援 ・当面の災害対応費用（発電機の借り上げ費用等）に 対する支援 ・畜舎の復旧費用に対する支援 国事業活用し、または独自で畜産農家が災害対応で行う 取組に対し、生産者団体を通じて助成	①国に上乗せ	直採5/10	(2/10) (2/10) 共済金支払の場合は 別途補助率			2,600				▲ 1,550				
40	畜産	ハード 畜舎立地基盤整備事業費	条件の悪い山地に立地する被害が甚大な施設の復旧を後押し するため、基盤整備費のうち、整地に係る費用を支援 補助率：1/2	②県単独		1/2				45,000				35,000			
41	畜産	飼料確保対緊急策事業 (ALIC事業)	道路状況が悪化し従来の配送体系で実施できず、大型トラック から中型トラックに切り替えたことによる掛かり増した送料等を 支援 掛かり増し送料7,000円/t（県推計）の1/2を国、県で 負担（国2,700円/t、県800円/t）	①国に上乗せ	直採定額	定額			23,000				▲ 23,000				

R5～R7 農林水産部 地震・豪雨対策事業一覧（庁舎復旧除き）

								R5	R6					R7				
支援 対象	所管	事業名	事業内容	分類	補助率			3 補 (千円)	当初 (千円)	6 補 (千円)	9 補 (千円)	12補 (千円)	3補 (千円)	当初 (千円)	6 補 (千円)	9 補 (千円)	3補 (千円)	
					国	県	市町											
森林	森林	森林整備・林業活性化事業	損壊した特用林産施設の撤去、被災施設の復旧・整備等 支援	①国に上乗せ	5/10	2/10	2/10	93,690		177,800	11,311		98					
	森林		損壊した木材加工流通施設等（がれき等含む）の撤去、 被災した施設の復旧・整備等支援	①国に上乗せ	5/10	2/10	2/10	316,310		431,494	520,689	140,000	4,478					
	森林	能登の林業事業者緊急支援	能登林業の機能立て直し等 （被災した林業事業者向け機械レンタル費用等）	②県単独					4,000			2,000						
	森林	住宅再建時の県産材活用 への支援	被災住宅再建時に助成額を倍増する特例措置の創設 （最大50万円→100万円）	②県単独									20,000					
	森林	能登の林業復興に向けたアテ の活用	新たにアテの苗木生産に取り組む事業者への支援、奥能登の 小学生等による植樹イベントの実施	②県単独									2,000					
	森林	災害関連緊急治山事業	災害により発生した荒廃山地の復旧整備	①国に上乗せ	2/3	1/3		3,773,919			2,742,621		6,132,913					
	森林	県単治山施設整備事業	災害により発生した荒廃山地の応急工事、応急業務	②県単独				160,000		360,000		750,000						
	森林	直轄治山事業	民有林において国が直接行う大規模崩壊地の復旧整備	負担金					700,000			206,227		1,500,000				
	森林	林地荒廃防止施設災害復旧 事業(負担法)	災害により被災した林地荒廃防止施設（治山施設）の復旧 整備	①国に上乗せ	0.973	0.027			7,370,000				▲ 2,780,540	4,013,405			▲ 1,403,529	
	森林	林地荒廃防止施設災害復旧 事業(暫定法)	市町が管理する林地荒廃防止施設が被災した際の復旧整備	間接補助	0.65		0.35			164,937	15,225		▲ 41,190	59,377			18,645	
	森林	林地崩壊防止対策事業	激甚災害に指定された災害により被災した集落等に隣接する 林地の復旧整備（市町主体）	①国に上乗せ	1/2	1/4	1/4			38,250	233,325		▲ 162,049	734,400			▲ 254,032	
	森林	治山激甚災害対策特別緊急 事業	激甚災害に指定された地区において再度災害を防止するため 一定の計画に基づき緊急かつ集中的に行う復旧整備	①国に上乗せ	5.5/10	4.5/10								234,755			420,000	
	森林	林道施設災害復旧事業	被害を受けた林道の機能を回復するとともに、林業生産基盤の 整備を図る	③国制度	6.5/10 5.0/10				690,000		2,650,671		▲736,235	3,421,054			▲650,060	
水産	水産	操業再開支援応急対策費	燃油・氷の遠隔地からのチャーター運搬に係る掛増し経費等への 支援	②県単独		5/10		66,000	39,000	92,500			3,500					
		被災地漁獲物運送支援 事業	能登で水揚げされた漁獲物のかなざわ総合市場への 運送費支援	②県単独		5/10				20,500		37,500						
	水産	漁船等災害復旧支援事業	被害を受けた漁船等の復旧支援	①国に上乗せ	10/30	11/30	6/30	210,000		210,000	210,000	84,000	105,000		210,000	▲ 56		
	水産	漁場復旧対策支援事業	被災地域の漁業者が行う堆積物除去、漁場環境の 復旧・回復の取組支援	③国制度	10/10			20,000										
	水産	漁業経営構造改善事業費	共同利用施設（荷捌き施設、製氷貯氷施設等）の 復旧・整備等支援（事業費500万円以上）	①国に上乗せ	5/10	1/10	1/10	420,000			524,574		618,600			▲ 300,000		
	水産	水産業施設復旧事業 (共同利用施設)	共同利用施設（荷捌き施設、製氷貯氷施設等）の 復旧・整備等支援（施設の築年数≤耐用年数×1.4）	①国に上乗せ	5/10				590,000									
								12,029,148	36,011,700	15,217,161	13,685,678	3,476,027	▲ 17,665,496	60,871,589	408,000	4,042,000	▲ 12,173,852	

(2) 復旧・復興の取組状況

ア 支援メニューのとりまとめ

(ア) 農林漁業者向け支援メニュー冊子

- ・令和 6 年 2 月 19 日、被災された農林漁業者向けの支援策を目的ごとに整理した冊子「令和 6 年能登半島地震による被災された農家/畜産農家/林業事業者/漁業者の皆様への支援について」を作成し、事業説明会（後述）での配布、相談窓口での常備、県 HP での公開を行った。
- ・冊子は予算措置状況や奥能登豪雨への対応状況を反映し、随時更新した。

(イ) 被災者支援制度ガイドブック（被災市町職員向け）

- ・令和 6 年 1 月、県は被災市町職員が被災者との相談業務に利用するための「被災者支援制度ガイドブック」を作成した（初版は令和 6 年 1 月、その後更新され、最新版は令和 7 年 7 月版）。
- ・住民向け、事業者向け、共通事項の 3 つのテーマに分けて、必要な支援制度を網羅的に取り上げており、農林水産業関係では、農林漁業者向けの支援事業や各種手数料の減免等について掲載された。

イ 支援施策説明会の開催、相談窓口での事業受付

(ア) 農林漁業者支援施策説明会

- ・被災した農林漁業者の生業継続や雇用維持のための各種支援施策に関する説明会を県内各地で開催した。

① 関係機関向け（市町、JA、全農、農林事務所）

2 月 15 日（木） 9 時 30 分～ JA のと本店（穴水町）

10 時 00 分～ アリス館志賀（志賀町）、農業会館（金沢市）

14 時 00 分～ JA 内浦町本店（能登町）、JA 能登わかば本店（七尾市）

※オンライン同時配信

（参加者：のべ 137 名）

② 農業者向け

2 月 19 日（月） 9 時 30 分～11 時 30 分 JA のと本店（穴水町）

10 時 00 分～12 時 00 分 珠洲商工会議所（珠洲市）

柳田公民館（能登町）

JA のと門前支店（輪島市）

	13 時 30 分～15 時 30 分	珠洲商工会議所（珠洲市） 奥能登土木総合事務所（輪島市） JA のと本店（穴水町）
	14 時 00 分～16 時 00 分	JA 内浦町本店（能登町）
2 月 20 日（火）	10 時 00 分～12 時 00 分	アリス館志賀（志賀町） 農林総合研究センター（金沢市） ※オンライン同時配信 山代温泉加賀百万石（加賀市）
	14 時 00 分～16 時 00 分	JA 能登わかば本店（七尾市） 羽咋すこやかセンター（羽咋市） TKP 金沢新幹線口会議室（金沢市）
3 月 4 日（月）	10 時 00 分～12 時 00 分	アリス館志賀（志賀町）
	14 時 30 分～16 時 30 分	農林総合研究センター（金沢市）
3 月 5 日（火）	10 時 00 分～12 時 00 分	珠洲市商工会議所（珠洲市）
	14 時 00 分～16 時 00 分	JA 内浦町本店（能登町）
3 月 6 日（水）	9 時 30 分～11 時 30 分	JA のと本店（穴水町）
	14 時 00 分～16 時 00 分	JA 能登わかば本店（七尾市）

（参加者：のべ 808 名）

③ 畜産業者向け

2 月 20 日（火）	10 時 00 分～12 時 00 分	珠洲商工会議所（珠洲市）
	15 時 00 分～17 時 00 分	柳田公民館（能登町）
2 月 21 日（水）	10 時 00 分～12 時 00 分	アリス館志賀（志賀町）
	15 時 00 分～17 時 00 分	JA 能登わかば本店（七尾市）
2 月 22 日（木）	14 時 00 分～17 時 00 分	農林総合研究センター（金沢市） ※オンライン同時配信

（参加者：のべ 62 名）

- ・ 別途、説明会に参加できなかった畜産農家に対しては、農林事務所職員等から個別説明を実施

④ 林業者向け

2 月 19 日（月）	13 時 00 分～15 時 00 分	石川森林文化ホール（金沢市）
	13 時 00 分～15 時 00 分	奥能登土木事務所（輪島市）
2 月 20 日（火）	13 時 00 分～15 時 00 分	のと里山ミュージアム（七尾市）

（参加者：13 名）

- ・別途、奥能登原木しいたけ協議会役員会への出席や菌床しいたけ生産者個別訪問により支援内容説明、ニーズ聞き取りを実施

⑤ 水産業者向け

2月19日（月）	10時00分～12時00分	石川県水産会館（金沢市）
	14時00分～16時00分	JF ななか支所（七尾市）
2月20日（火）	10時00分～12時00分	JF 西海支所（志賀町）
2月21日（水）	10時00分～12時00分	JF 輪島支所（輪島市）
	14時00分～16時00分	JF 穴水支所（穴水町）
2月22日（木）	10時00分～12時00分	JF すず支所（珠洲市）
	14時00分～16時00分	JF 小木支所（能登町）

（参加者：355名）

⑥ 農業者向け（奥能登豪雨に係る支援事業説明会）

12月16日（月）	10時00分～12時00分	コンセールのと（能登町）
	14時00分～16時00分	珠洲市商工会議所（珠洲市）
12月17日（火）	10時00分～12時00分	JA のと輪島支店（輪島市）
	14時00分～16時00分	JA のと町野支店（輪島市）
12月18日（水）	10時00分～12時00分	JA のと門前支店（輪島市）
	14時00分～16時00分	JA のと本店（穴水町）

（参加者：約400名）

（イ）相談窓口での事業申請受付

- ・発災当初は、被災市町の一部で、他の復旧・復興業務の負担が大きく、事業の受付や相談対応業務が困難な状態であった。そのため、令和6年2月19日から県内6カ所で開設した石川県・北陸農政局・JA グループによる現地相談窓口で、事業の受付や相談対応業務を行った。
- ・特に、「農業機械再取得等支援事業（国事業名：農地利用効率化等支援交付金（被災農業者支援タイプ））」を活用した農業用機械・施設の再建支援（後述）の事業においては、現地相談窓口で申請を受け、集約した情報を市町へ共有するなど、事業の円滑な推進を図った。
- ・その他の事業活用の相談においても、農業者からの相談に基づいて相談窓口から担当部署に話を繋ぎ、農業者の負担軽減に努めた。

＜農業機械再取得等支援事業のチラシ＞

令和6年能登半島地震で被災された農業者のみなさまへ

農業機械再取得等支援事業
を知っていますか？

01 令和6年能登半島地震の影響で被災した農業用の機械や施設の復旧を支援します

農業用機械（トラクター、コンバインなど）
農業用施設（納屋、ビニールハウスなど）

再建・再取得
修繕
撤去

補助率 9/10 以内
(国3/10以内、県2/10、市町2/10)

補助率 7/10 以内
(国3/10以内、県2/10、市町2/10)

機械や施設の再建・再取得や修繕などの費用を補助

※AとBについて、復旧する施設が国営施設共済加入対象（ハイハウスなど）の場合、共済へ未加入の場合は補助率が7/10（国3/10以内、県2/10、市町2/10）になります
※復旧に係る金額に助成対象外経費が含まれている場合など、上記の補助率どおりにならない可能性もあります。助成の可否については窓口へご相談ください（裏面）

02 能登半島地震によって農業被害を受けた農業者や農業法人であれば申請が可能です

ただし、農産物の販売実績がある方に限ります（自家消費のみは×）

★機械・施設を貸借している場合の申請者★

経繕・補強・撤去 → 所有者または利用者
再建・再取得 → 所有者のみ

※所有者が営農業者であっても、利用者が営農業者であれば申請可能です（ただし、所有者が以前、営農に利用していた場合に限り）

チラシ（表面）

04 事業の申請にあたっては以下のようなことに注意してください

・本事業は原形復旧（①同じ種類、②同じ規模・能力、③同じ使用目的）が基本です
※機能向上・規模拡大も可能ですが、**原形復旧を超える範囲の費用は自己負担**になります

・建物・機械の復旧は修繕が基本ですが、下記の場合は再建・再取得が可能です
建物：震災証明等により**全壊判定**を受けた場合、
または建築士資格を有する者から**修繕不能として証明された場合**
機械：格納している施設が倒壊し、修繕不可能であることが目視で明らかの場合、
またはメーカー等から**修繕不能として証明された場合**

・当事業により復旧した建物・機械は、**保険・共済への加入が求められます**
・復旧した施設・機械は、**一定の期間、補助金を申請したおりの用途のとおりに使用する必要があり、期間内に財産処分（譲渡、貸付、取壊し、廃棄など）を行う場合、補助金の返納が必要**になる場合があります。
※一定の期間＝法定耐用年数（例えば、木造納屋は15年、農業用機械は7年）
・事業の活用にあたり、**融資等を検討されている場合は、申請前にご相談ください**

上記の注意点は一例です。詳細は現地相談窓口でご確認ください

05 事業についてご相談のある方や申請をしたい方はお近くの現地相談窓口にご連絡ください！

1 JAのと 本店営業部 住所：穴水町字大町ほの95 電話：0120-338-250	2 JA内浦町 営農課 住所：能登町字延260 電話：0120-338-560
3 JA能登わかば 旧 徳田支店 住所：七尾市国下町字部1-5 電話：0120-338-570	4 JA能登 本店2階中金蔵庫 住所：志賀町末吉新保向1 電話：0120-338-720
5 石川県珠洲農林事務所 住所：珠洲市野々江町シ-32 電話：0120-338-760	6 石川県農業会館（電話相談のみ） 住所：金沢市古府1-220 電話：0120-338-633

対面相談も実施中！！（電話予約のうえ来所してください☎）

作成：石川県 農林水産部 農業経営戦略課（076-225-1660）

チラシ（裏面）

実施にあたっての課題・対応・工夫など

- ・特に、「農地利用効率化等支援交付金（被災農業者支援タイプ）」は要望が多く、現地相談窓口で申請を受け付け、集約した情報を市町へ共有する、市町担当者も窓口配置するなど、事業の円滑な推進を図った。
- （「Ⅲ1(1)エ農林漁業者向け相談窓口の設置」も参照）

ウ 制度資金等による金融支援

（ア）現地融資相談会の開催

- ・被災した農業者が営農再開に向けた資金について気軽に相談できるよう現地融資相談会を開催した（主催：JAバンク石川、株式会社日本政策金融公庫金沢支店、県）
奥能登会場（JAのと）：令和6年12月～令和8年3月 毎週第3水曜日
中能登会場（JA能登わかば）：令和7年1～3月 毎週第1水曜日
- ・相談会の周知は、県ホームページや新聞広告に掲載するとともに、被災者を対象とした農業者支援事業説明会や石川県農業共済の季刊誌の全戸配布に合わせてチラシ配布を行った。
- ・相談会では、被害を受けた農業者が利用可能な制度資金（農林漁業セーフティネット

資金など）や、経営再建に向けた前向きな資金が必要な農業者への JA プロパー資金などを紹介した。

- ・ 現地融資相談会の相談件数：14 回、延べ 19 件（R7. 12 月末時点）

＜現地融資相談会チラシ＞

被災農業者向け

現地融資相談会

無料 事前予約制

営農再開に必要な資金についてご相談をお受けします。

開催日 令和6年12月25日(水) 10時～16時

会場 JAのと 本店 3階会議室
鳳珠郡穴水町字大町ほの95番地

事前予約が必要です

JAバンク石川信連 076-240-5141
日本政策金融公庫金沢支店 076-263-6472
予約は開催日の2日前(12/23)16時まで

次回以降の開催日 ★毎月、中能登・奥能登2会場で開催予定(毎回10時～16時開催)

中能登会場 第1水曜	奥能登会場 第3水曜
1月8日(水)	1月22日(水)
2月5日(水)	2月19日(水)
3月5日(水)	3月19日(水)

会場 JA能登わかば 本店 2階 七尾市穴田新町イ部6番地7

会場 JAのと 本店 3階会議室 鳳珠郡穴水町字大町ほの95番地

主催 JAバンク石川、株式会社日本政策金融公庫金沢支店、石川県

(イ) 制度資金による支援

- ・ 国は「農林漁業セーフティネット資金」の貸付限度額の引上げや 5 年間無利子化など、災害関連資金の特例措置を講じ、被災農林漁業者の資金需要に対応した。
- ・ 制度資金の概要は、下記のとおり。
- ・ 融資実績（R7. 12 月末時点）
 - ・ セーフティネット資金

農業：14 件・1,726 百万円 ／ 林業：1 件・6 百万円 ／ 漁業：2 件・33 百万円
 - ・ スーパーL 資金

8 件・985 百万円

＜能登半島地震による被災農林漁業者への金融支援の概要＞

(金利：令和7年12月18日現在)

資 金 名	融資機関	対象者	資金使途	利 率 (%)	限 度 額	償還期限 (据置期間)
農林漁業セーフティ ネット資金	日本政策金融公庫	主業農業 者等	災害等を受けた農林 漁業者の経営の安定 を図るのに必要な資金	1.65～ 2.35	600万円又は 年間経費等の 6/12	15年 (3年)
農林漁業施設資金 (災害復旧)	日本政策金融公庫	農業者等	農業用施設・農機具等 の復旧、果樹の改植・ 補植、農業協同組合 等が所有する共同利 用施設の復旧	1.65～ 2.50	負担額の80%又 は1施設当たり 300万円のいづ れか低い額	15～25年 (3～10年)
農業基盤整備資金 (基盤の復旧)	日本政策金融公庫	農業者等	農地・牧野又はその保 全・利用上必要な施設 の復旧	1.65～ 2.50	貸付けを受ける 者が当該年度に 負担する額	25年 (10年)
農林漁業経営資本強 化資金 (資本性ローン)	日本政策金融公庫	農業者等 認定農業 者	農林漁業施設の取得 等、災害等を受けた 農林業者の経営の安 定を図るのに必要な 資金	高： 3.50～ 4.55 低： 0.50	1億円又はみな し自己資本比率 が40%に達する のに必要な額の いずれか低い額	18年 (8年) 5年1か月以上 20年以内 (期限一括償 還)
農業経営基盤強化資 金 (スーパーL資金)	日本政策金融公庫	認定農業 者	農地・牧野・農業用施 設・農機具等の復旧、 長期運転資金	1.65～ 2.50	個人 3億円 法人 10億円	25年 (10年)
経営体育成強化資金	日本政策金融公庫	主業農業 者等	農地・牧野・農業用施 設・農機具等の取得、 長期運転資金	2.50	個人 1.5億円 法人 5億円	25年 (3～10年)
農業近代化資金	農協等	認定農業 者等	農地・牧野・農業用施 設・農機具等の復旧、 長期運転資金	2.50	個人 1,800万円 法人 2億円	7～15年 (2～7年)

※実質無担保・無保証人

エ 能登農林水産業ボランティア

背景・経緯など

- ・地震により、労働集約産業である農林水産業では、地域住民の避難等により臨時雇用者が確保できなくなったり、農林漁業者自身も被災し、家や納屋の片付けで営農作業に手が回らない状況に陥った。
- ・そこで県では農林水産業を早期に再開するための人手不足対策として、農林水産業に特化したボランティア「能登農林水産業ボランティア制度」を創設し、災害ボランティアと別に募集し、派遣することとした。
- ・ボランティア活動をきっかけに、能登地域と継続的に関わる「関係人口」となることも期待され、復興プランでもリーディングプロジェクトの1つに位置付けている。

実施にあたっての課題・対応・工夫など

- ・里山振興室ではこれまで「いしかわ農村ボランティア」の派遣を行ってきた実績はあるが、参加者も受入先もほぼ固定しているボランティア活動だったため、これまでのノウハウが活用できる場面は少なく、令和6年4月からの派遣開始に向け、随時、災害ボランティアの派遣方法の聞取りを行いながら、一からの制度設計となった。
- ・関係機関との調整を里山振興室、現地での対応を農林総合事務所と里山振興室で分担して行わなければならなかったため、農林総合事務所との連絡はビジネスチャット、農林漁業者との連絡はメールやSMSなど、ペーパーレスで行った。（電子機器を使えない高齢者には郵送対応も行った。）

<ボランティア派遣までの流れ>

①ニーズの掘り起こし

当初は道路事情からバスのみでの派遣となったため、少人数の派遣要望への対応は難しく、まずは農林総合事務所を通じ、ある程度の人数を必要とする地域の担い手（営農意欲調査回答者等）を中心に声掛けを実施

②派遣依頼申請書の提出

依頼者が派遣依頼申請書を里山振興室に提出。里山振興室から農林総合事務所へ派遣依頼申請書を共有し、農林総合事務所に現地調査を依頼

③現地調査の実施

里山振興室で受け付けた被災農林漁業者からの依頼をもとに、農林総合事務所で現地調査を行い、ボランティアを派遣するにあたって、安全が確保できるかを確認

※現地調査の流れ

- (1) 農林総合事務所で、依頼者に現地調査の日程調整
- (2) 現地調査では、活動内容、実施希望日の確認後、危険性の判断、必要人員や必要資材の算定、トイレの有無、現場までの間で通行不可の道路はないか等を調

査

- (3) 現地調査や聴き取り調査の結果、危険作業などボランティアでは対応できない活動内容であると判断される場合は派遣せず、重機等を持つ専門ボランティアを紹介

- (4) 活動現場までのバスが通行可能なルートがわかる地図を作成

④日程の調整、ボランティアの募集

- (1) 農林総合事務所が現地調査の結果をまとめた現地調査票をもとに、里山振興室で依頼者と具体の派遣日を調整
- (2) 調整が完了した活動について、災害協定に基づき県バス協会にバス借上げを依頼するとともに、里山振興室でボランティア保険の加入申込み
災害協定に基づくバス借上げは令和 6 年度で終了し、7 年度からは里山振興室で単価契約を締結したうえでバスによるボランティア派遣を継続
- (3) 毎週水曜日に農林水産業ボランティアホームページに掲載し、ボランティア参加者を募集。県災害対策ボランティア本部からは毎週火曜日に災害ボランティア事前登録者に募集開始案内を送付
開始当初は 1 週間 100 人もの募集が 5 分程度で満席になる状況であったため、参加申込みはメール認証など手間のかかる県電子申請システムではなく、災害ボランティアを参考にグーグルフォームを活用して簡素なシステムを構築して実施
- (4) 奥能登豪雨発生以降、泥上げなどで派遣要望が急増し、要望に対するボランティアの充足率が下がったため、令和 6 年 10 月以降は他のボランティア活動情報提供などに申込者情報を活用する旨の許諾を参加申込み時に得ることとし、それ以降は充足率が低い時期は許諾をいただいた方に改めて活動情報のプッシュ通知を送ることとした

⑤ボランティアの派遣

- (1) ボランティア実施にあたっては、2 日前までに天気を確認し、可否を決心。決心は、大雨、風、雪、雷、地震、熱中症に関する中止基準を策定し、それに基づき行った。それでも判断が付かない場合には金沢地方気象台の防災気象官に随時相談。
- (2) ボランティアは里山振興室で準備したバスに乗り作業場所に向かう。発災当初は里山海道が緊急車両のみ通行可とされていたが、規制が緩和されたこと、田植え補助など、少人数の派遣要望が増えてきたことから、これまでのバス派遣型に加え、5 月からはボランティア本人が自分の車で作業場所に向かう現地集合型を導入
- (3) ボランティアの安全管理のため、作業場所 1 か所ごと職員 1 名（里山振興室又は農林総合事務所）を現地に配置

現地での安全管理業務は復興業務等にも携わらなければならない職員の負担になっていたことから、令和6年11月から業務委託に移行

<奥能登豪雨の対応>

- ・豪雨当日は事前に活動を中止したため、ボランティア参加者に被害はなかったが、農道・水路、納屋・事務所などが冠水等多くの被害を受けた。また、令和6年は田植えが遅かったこともあり、稲刈りが完了していなかった水稻農家も多く、冠水でぬかるみ、コンバインでの稲刈りができない状況が発生した。
- ・そのため、通常は農林漁業者から活動日の2週間程度前に要望を受け、ボランティアを募集していたが、緊急募集として、最短3日前でも要望を受けてボランティア募集することとした。
- ・豪雨に伴うボランティアとしては、コンバインが使えないことによる手刈りによる稲刈り、収穫できなかった稲の刈払機による捨刈り、ビニールハウスの解体などがあった。

<活動証明書の発行>

- ・農林水産業ボランティア参加者から、ボランティア休暇取得のための根拠資料として、活動証明書を発行してほしいという要望が複数あったため、要望があれば発行することとした。
- ① ボランティアから活動証明書の発行希望があったとき、当日の現地係員が住所氏名を聞き取り、里山振興室にその旨連絡
 - ② 里山振興室で1週間に1回程度証明書を発行し、希望者に郵送

<高速道路の無料措置>

- ・災害発生後に被災自治体からの要請を受けて高速道路会社が承諾した期間に、災害救助活動のために使用するボランティア車両に対して高速道路の無料措置が適応される。
- ・ボランティアが無料措置の適応を受けるためには、高速道路通行証明書の作成が必要となる。ボランティア参加者は高速道路会社ホームページ上の発行システムから証明書を印刷し、現場で活動証明を受けることとされており、農林水産業ボランティアでも活動証明への押印を行った。
- ・本来、ボランティアの無料措置対象となるのは、「災害救助、水防活動又は消防活動のため使用する車両（これらの活動に係るボランティア活動であって地方公共団体等が要請したもののため使用する車両）」であり、災害ボランティア車両高速道路通行証明書利用約款上認められているものではないため、今後同様のボランティアを立ち上げるときは危機管理部との調整が必要。

<勤務時間外の対応>

- ・現地での安全管理は業務委託に移行したが、土日祝日にボランティアを実施することも多く、緊急時対応のため、ボランティア担当グループの職員でオンコール体制を構築した。

結果・実績など

- ・派遣実績：のべ 606 か所、3,680 人（R7.12 月末時点）
- ・作業内容例
 - ・水路の草刈り・泥上げ
 - ・破損した農道・水路等の簡易な補修
 - ・事務所・納屋等の片付け
- ・市町別活動実績（R7.12 月末時点）

市町	派遣総数					
	受入 先数	参加 人数	うちバス送迎型		うち現地集合型	
			受入先数	参加人数	受入先数	参加人数
輪島市	118	774	27	344	91	430
珠洲市	161	988	13	146	148	842
穴水町	150	809	18	210	132	599
能登町	90	670	25	207	65	463
七尾市	27	164	10	108	17	56
羽咋市	6	14	0	0	6	14
志賀町	40	201	6	42	34	159
宝達志水町	12	30	0	0	12	30
中能登町	2	30	1	19	1	11
合計	606	3,680	100	1,076	506	2,604

<ボランティア活動の様子>



水路の泥上げ



豪雨による流入ゴミの撤去

オ 農業の復旧・復興

(ア) 農地等の災害復旧事業の実施（全般）

○令和 6 年春の営農再開に向けた応急復旧

背景・経緯など

- ・ 5 月の田植え時期に間に合わせるため、被害把握と並行して発災直後から応急復旧を進めた。
- ・ 具体的には、
 - ①地震により破裂した用水・パイプラインの修繕
 - ②用水路・排水路に堆積した土砂の撤去
 - ③亀裂の入った水路の補修、用水を確保するための仮設ポンプの設置（約 160 箇所）
 - ④水田からの漏水を防ぐため、応急的に亀裂に「ベントナイト」を投入などの応急復旧に加え、水稻苗の確保や田植え時期を遅らせる栽培方法の指導も行うことで、令和 6 年度は被災した農地の約 6 割で水稻の作付けを実現した。
- ・ また、2 つの JA 米乾燥調製施設も被災により稼働出来ない状況であったため、R6 秋の荷受けに向けて応急復旧を進めた。
- ・ 水は張れなくても、土地は使用できる水田ではソバや麦、地力増進作物の作付けを推進し、その面積は約 300ha となり、約 1,800ha の水稻と合わせ、震災前の約 2,800ha に対して、約 2,100ha の農地で作付けが行われた。

実施にあたっての課題・対応・工夫など

- ・ 課題：避難している農家もいることから、応急復旧しても作付け出来ないことが懸念されたため、応急復旧箇所の優先順位を決める必要があった。
- ・ 対応：ほ場整備実施済み地区を中心に、担い手（大規模農家）へ営農可能なエリアを聞き取りの上、応急復旧箇所を選定した。
- ・ 育苗施設ごとの被災程度と復旧状況に応じ、育苗体制を構築した。また、育苗体制を構築する際に、施設間の横持ち輸送が必要となったことから、「営農環境整備支援事業（国事業名：持続的生産強化対策事業（産地緊急支援対策）」（(キ) 水稻や園芸品目の作付継続、水稻からの作付転換に対する支援（農家の取組、JA の苗輸送）参照）により、輸送経費を支援した。
- ・ 農地等の復旧工事もあり、田植え時期が遅れることが想定されていたことから、JA と協議し、通常より遅い 5 月下旬に苗を供給することとした。
- ・ 被災した JA 米乾燥調製施設の一つは地すべりの発生などにより同じ場所での再建設が困難であったため、応急復旧可能な施設の乾燥機を復旧して 2 施設分を合わせて受け入れを行った。復旧した新しい乾燥機は、新設予定の施設へ移設することとした。
- ・ 地力増進作物は、種子を十分確保するため大麦を選定し、作付け推進に対しては、営農環境整備支援事業による種苗費の支援に加え、水田活用の直接支払交付金を活用して

取り組んだ。交付金は同じ農地への支援 2 年まで、その前後に水稻などの農作物の作付けが必要等の条件があり、生産者だけでなく市町等関係者への丁寧な説明が必要であった。

結果・実績など

<応急復旧の様子>



仮設ポンプの設置（能登町）



排水路の土砂撤去（輪島市）

○豪雨災害後、令和 7 年の作付に向けた対応

背景・経緯など

- ・令和 6 年 9 月の豪雨により、地震からの復旧途上にあった農地が再び被災した。河川の氾濫に伴い、約 950ha の農地が冠水し、このうち約 400ha で土砂や流木等が堆積した。収穫直前の水稻を含め、農作物被害は約 150ha に及び、農家の営農意欲低下が懸念された。
- ・このため、被災した集落ごとに被害の状況把握や営農意向に関する聞き取り調査を行い、「被害状況マップ」と「復旧見込みマップ」を作成した。
- ・令和 7 年の年明けには集落別の説明や座談会を行い、復旧状況を丁寧に説明することで翌年の作付け判断ができるよう支援した。
- ・その結果、令和 7 年の作付は水稻が 1,900ha、地力増進作物等が 100ha となり、震災前の約 7 割で営農が再開できた。

実施にあたっての課題・対応・工夫など

- ・農地については、約 950ha で冠水が発生しており、このうち約 400ha で土砂や流木等が堆積し、広い地域において水稻の収穫が困難になるなど、過去に経験したことのない甚大な被害が発生した。
- ・このため、春の営農に向け 1 枚でも多くの農地で営農再開ができるよう、被災の規模

に応じて、優先順位を決め、小規模被害ほ場を中心に応急復旧を進めることとした。

→大規模被害約 100ha：農地が原形をとどめていない(少なくとも復旧に 4～5 年以上必要)

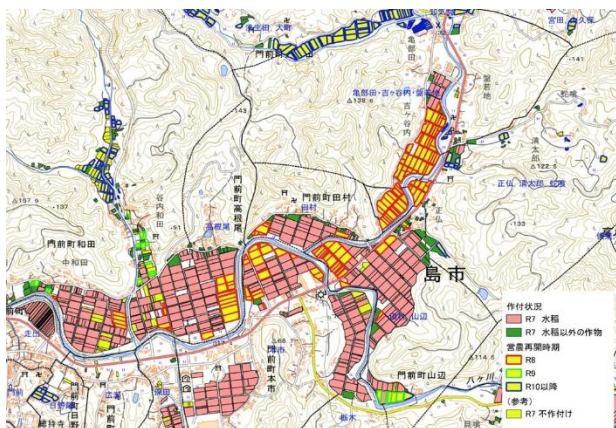
中規模被害約 150ha：農地の中に土砂や流木が大量に堆積(復旧に 1～3 年程度)

小規模被害約 150ha：農地に薄く土砂堆積、流木の散乱等(復旧に 1 年程度)

- ・復旧作業においては、地震による復旧を進める最中での豪雨被災であったため、地元業者が逼迫していたことから、国とも連携し、県外業者の協力を得て、農地の土砂や流木撤去及び水路啓開等の応急復旧を進めた。
- ・収穫直前の水稻に被害が生じたことや、ほ場内に流木や土砂が流れ込んだことから営農環境支援事業（国事業名：持続的生産強化対策事業（産地緊急支援対策））を豪雨災害の態様に応じて追加変更し、被災農家の営農継続に向けた取組を支援した。

結果・実績など

<復旧見込みマップ>



農地の復旧見込みを地区ごとに色分けして提示



農地の土砂撤去（珠州市）

○災害査定等

背景・経緯など

- ・令和 6 年 3 月 18 日から災害査定が開始。
- ・9 月に発生した奥能登豪雨を受け、市町の業務負担軽減を図る観点から、地震災と豪雨災の一体的な査定の取扱いについて国から通知があった。
- ・令和 7 年 1 月 24 日、農業関係の災害査定が完了した。

<事前対応含めた経過>

年月	内容
令和 6 年 2 月 29 日	・ 大規模査定方針・査定前着工制度説明会の開催 （市町・県職員を対象とした説明会）
3 月 8 日	・ 農地・農業用施設の被害件数・被害額を農林水産省へ報告（第 1

	報)
3 月 18 日	・ 農地・農業用施設、公共土木施設の災害査定が開始
7 月 17 日	・ 県や市町職員等を対象に、「災害査定の簡素化・効率化等に関する説明会」(大規模査定方針(一箇所工事の統合の運用)の改定等に関する説明会)を開催
8 月 30 日	・ 県や市町職員等を対象に、「大規模査定方針の査定設計書大括り化等の説明会」(「大括り化」による査定設計書の作成のポイント等の説明会)を開催
9 月 21～23 日	令和 6 年奥能登豪雨
10 月 22 日	・ 地震災と豪雨災の一体的な査定の取扱いについて国から通知 ・ 県や市町職員等を対象に、地震災と豪雨災の一体的な査定の取扱いに関する説明会を開催
11 月 20 日	・ 県や市町職員等を対象に、地震災と豪雨災の一体的な査定の取扱いに関する説明会(財務局調整後)を開催
令和 7 年 1 月 24 日	・ 農業関係(農地・農業用施設、地すべり防止施設、海岸保全施設)の災害査定が完了

実施にあたっての課題・対応・工夫など

- ・ 課題：災害査定は遅くとも令和 7 年 1 月までに終わらせる必要があったが、調査する職員(県・市町)のマンパワー不足や道路啓開がなされていないため調査すら出来ないエリアが存在した。
- ・ 対応：国と協議の上、査定箇所を「大括り化」して申請可能とした。
「大括り化」とは被災未確認箇所を含む集落単位などで、まとまった範囲を申請する方法

結果・実績など

…災害査定件数	農地	687 件(うち簡素化査定 652 件)
	農業用施設	1,694 件(うち簡素化査定 1,502 件)
	海岸	14 件(うち簡素化査定 14 件)
	地すべり	18 件(うち簡素化査定 18 件)
	生活関連施設	14 件(うち簡素化査定 11 件)
査定決定額	農地	13,239,881 千円
	農業用施設	39,307,848 千円
	海岸	639,310 千円
	地すべり	755,355 千円
	生活関連施設	326,036 千円

<災害査定の様子>



実施査定状況

○農地等災害復旧の受託について

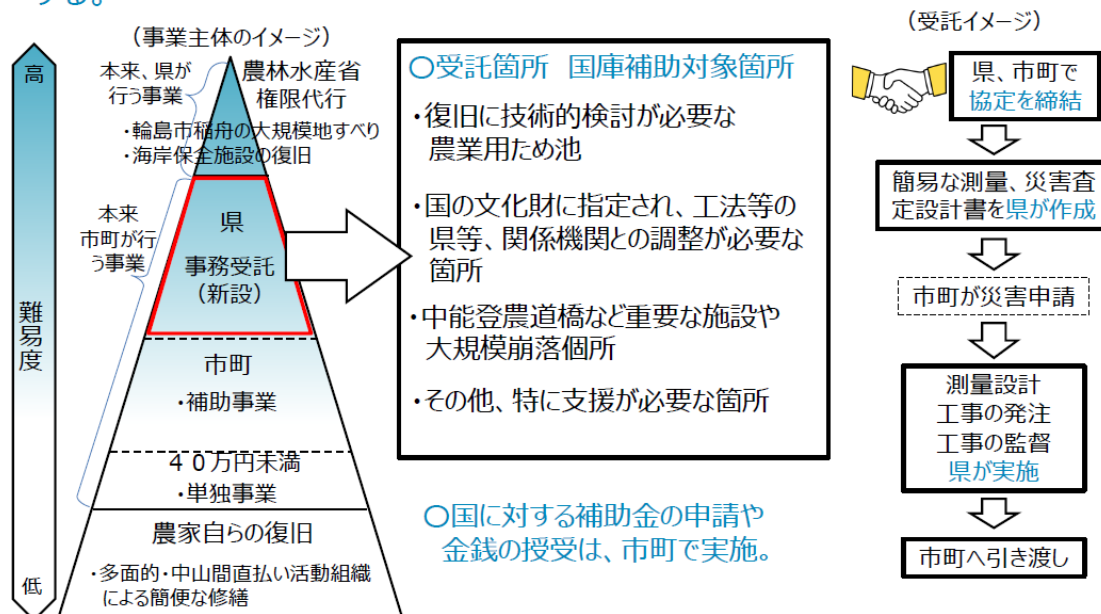
背景・経緯など

- ・農地、農業用施設の復旧については、本来であれば管理を行っている市町などが実施主体となるが、被害が甚大で被害件数が相当数に上ること、市町のマンパワーに限りがあることから、中能登農道橋（ツインブリッジのと）や白米千枚田、農業用ため池などの一定規模以上の災害復旧については、豪雨で増破した分も含め、県が災害査定資料作成から工事発注、完成検査まで一括して受託し、市町を支援している。

<事前対応含めた経過>

年月	内容
令和6年 2月27日	・県議会で、一定規模以上の農地・農業用施設の災害復旧を市町から県が受託することを表明
3月6日	・「大規模災害時における農地・農業用施設災害復旧事業の県受託施行取扱要綱」を制定し市町へ通知
3月8日	・農林総合事務所及び全市町を対象として、農地・農業用施設災害復旧事業の県受託施行に関する説明会を開催
4月以降	・市町から県に委託申請、県から市町に承認通知 ・県と市町とで基本協定書、年度協定書締結 ・以降、年度末に精算通知書、年度毎に年度協定書を締結

農業用ため池や一定規模以上の被災箇所などについて、県が復旧を支援する。



実施にあたっての課題・対応・工夫など

- ・能登地域では建設業者の確保が難しい状況であったことから、国土交通省の工事で現地入りしている大手ゼネコンへ近傍の特に緊急性の高い農地の土砂撤去等の応急復旧工事への協力を依頼した。

結果・実績など

- ・受託事業の予算 (R8.3月末現在)

予 算	金額 (千円)	事業内容等
令和6年度6月補正	12,488,872	中能登農道橋等 (ほかに債務負担行為 1,300,000千円)
令和6年度第2次3月補正	△5,838,677	
令和7年度当初	6,121,972	中能登農道橋等 (ほかに債務負担行為 6,000,000千円)
令和7年度第2次2月補正	△1,320,942	
令和8年度当初	6,010,065	中能登農道橋等 (ほかに債務負担行為 3,000,000千円)

○その他

<白米千枚田の復旧>

背景・経緯など

- ・白米千枚田は、文化庁による「国の文化財名勝」にも指定された輪島市を代表する観光資源であり、シンボリックな存在でもあったため、早期の復旧が望まれていた。
- ・地震や豪雨により被災した農地および農業用施設の復旧は、当初、輪島市が事業主体として進めるところであったが、復旧工法の検討や復旧に際して関係機関との調整が必要となることから、輪島市からの強い支援要請もあり、県が災害査定から完成検査までを一括して受託することとなった。

実施にあたっての課題・対応・工夫など

- ・当該地域は急勾配の斜面に造成された棚田であり、1枚ごとの農地が非常に小さく、農道も幅員も狭いため、使用できる施工機械には大きな制約があることから、復旧作業の大半を人力に頼らざるを得ない状況であった。このため、復旧には相当の時間を要することが見込まれた。
- ・復旧を少しでも早く進めるためには、限られた労働力を最大限に活用できるよう、計画的な工程調整が不可欠であった。

結果・実績など

年月	内容
令和6年 3月26日	・災害査定（農地、農業用施設）
4月24日	・災害復旧工事の発注
4月下旬	・約1/4の農地及び用水路の応急復旧工事が完了
5月11日	・白米千枚田120枚において田植え開始 (9月3日 稲刈り)
9月21日	・奥能登豪雨発生 (農地や隣接法面の崩落、取水口の埋没等の被災を確認)
12月17日	・取水口及び用水路の応急仮復旧が完了
令和7年 4月上旬	・約5割の農地の応急復旧工事が完了
5月10日	・白米千枚田250枚において田植え開始 (9月15日 稲刈り)



農地の地割れ



用水路の応急復旧状況

<ツインブリッジのとの復旧>

背景・経緯など

- ・「ツインブリッジのと」は七尾市が管理する農道橋であったが、被害が甚大であったため、県が七尾市から応急復旧工事を受託し復旧を行うこととなった。

実施にあたっての課題・対応・工夫など

- ・復旧方法や、通行止め解除について、客観的・専門的観点から、安全性の確認や技術的な検討を行うため、県内外の大学教授や国土交通省の専門家などからなる、技術検討委員会を設置した。

結果・実績など

年月	内容
令和6年 1月1日	・地震により、約40cmの段差ができるなど甚大な被害が発生したため通行止めの処置を実施
1月26日	・七尾市長と農林水産部長が受託工事に係る打合せを実施
2月27日	・県議会で、七尾市に代わり県が受託し災害復旧工事を行うことを表明
3月22日	・客観的・専門的観点から安全性の確認や技術的な検討を行うため、第1回技術検討委員会を開催
5月14日	・北陸農政局と情報連絡会議を開催し、情報共有を行っていくこととした
5月29日	・応急復旧工法について、第2回技術検討委員会を開催
5月30日	・第2回技術検討委員会の結果を受け、復旧方法が固まったことから、応急仮設工事を開始
令和7年 6月2日	・暫定供用方法について、第3回技術検討委員会を開催

6 月 16 日	・ 車両の重量規制を行ったうえで、片側交互通行による暫定供用を開始
10 月 1 日	・ 本復旧及び耐震補強工事を開始
令和 8 年 3 月 11 日	・ 本復旧工法について、第 4 回技術検討委員会を開催
4 月 23 日 (予定)	・ 通行規制（重量規制、片側交互通行）解除

<ツインブリッジのとの被災状況>



(イ) 復旧と併せた大区画化・水路等の整備

背景・経緯など

- ・ 県営ほ場整備事業（面的集積型）尾山地区は、輪島市の東部に位置し、二級河川町野川と二級河川鈴屋川に囲まれた農山村地帯であり、令和 4 年度に採択され、令和 5 年度までの 2 か年で調査測量設計を行い、令和 6 年度から工事着手予定であった。
- ・ 地震災害により、工事発注の見込みがたたないまま、豪雨災害で河川が氾濫し、計画区域の一部が土砂等の堆積により被災した。

実施にあたっての課題・対応・工夫など

- ・ 従来は災害復旧工事による堆積土砂等の撤去後に、区画整理工事を発注するが、町野川沿いの一部区域については復旧工事を経ずに、復旧と併せた区画整理工事を実施することとした。
- ・ また、本地区では、町野川による湛水対策として、一部のほ場で約 3 万 m³の盛土を計

画していたが、国土交通省から大量の災害発生残土の受入要請があり、約 20 万 m³の盛土をする設計に修正し、残土受入を考慮した区画整理工事を実施中。

結果・実績など



着工前



実施中

(ウ) 国の権限代行等による復旧

○農地海岸（権限代行）

背景・経緯など

- ・ 13 の農地海岸のうち、12 の農地海岸が被災した。
- ・ 被害が大規模かつ復旧に高度な技術を要する 6 海岸（七尾市、穴水町）について、令和 6 年 2 月 16 日に県から北陸農政局に対し、国の権限代行を求める要請を行い、2 月 19 日に権限代行工事の施行を行う旨の回答があった。
- ・ さらに 1 海岸（輪島市）について、4 月 4 日に県から北陸農政局に対し、国の権限代行を求める要請を行い、4 月 5 日に権限代行工事の施行を行う旨の回答があった。

<事前対応含めた経過>

年月	内容
令和 6 年 1 月 26 日	・ 国に権限代行をお願いしたい旨の Web 打合せを農政局と実施
2 月 13 日	・ 石崎海岸石崎地区の一部（護岸背後に農地が無い箇所）を国土交通省所管へ変更する確認書を土木部河川課が確認
2 月 16 日	・ 農地海岸 6 海岸（石崎、和倉、田鶴浜、中島、能登島、穴水）について北陸農政局長あてに権限代行の要請書を提出
2 月 19 日	・ 農地海岸 6 海岸（石崎、和倉、田鶴浜、中島、能登島、穴水）について北陸農政局長から要請のとおり代行工事を行う旨の回答
3 月 19 日	・ 農地海岸（輪島海岸）について、北陸農政局農村振興部防災課長

	あてに直轄代行の要請期限延長を依頼（本来、「非常災害」の指定から30日以内の申請が必要だが、幹線道路の被災の影響により、当地区の被害状況の確認完了が3月7日となったため）
3月27日	・農地海岸（輪島海岸）について、北陸農政局長から要請期限を4月5日とする旨の回答
4月4日	・農地海岸（輪島海岸）について北陸農政局長あてに権限代行の要請書を提出
4月5日	・農地海岸（輪島海岸）について北陸農政局長から要請のとおり代行工事を行う旨の回答
7月17日	・農地海岸地区の負担金の支払に関する協定締結（北陸農政局長、知事）



実施にあたっての課題・対応・工夫など

- ・既存事業（海岸メンテナンス事業）が実施中であったため、災害復旧で対応する箇所と既存事業で対応する箇所の仕分けを国と行う必要があった。

結果・実績など（R7.12月末時点）

- ・調査測量設計は全7海岸で着手済み
- ・本復旧工事は5海岸（石崎、田鶴浜、能登島、穴水、輪島）で着手済み

○農地地すべり防止区域（権限代行）

背景・経緯など

- ・農地地すべり防止区域「稲舟地区」について、地すべりによる人家等への被害が懸念されたため、令和6年1月7日、輪島市は避難指示を発表した。
- ・被害の規模、緊急性、技術的難易度を勘案して、令和6年3月1日、県から北陸農政局に対し、国の権限代行を求める要請を行い、同日に権限代行工事を行う旨の回答があった。

<事前対応含めた経過>

年月	内容
令和6年 3月1日	・農地地すべり区域（稲舟地区）について北陸農政局長あてに権限代行の要請書を提出
	・農地地すべり区域（稲舟地区）について北陸農政局長から要請のとおり代行工事を行う旨の回答
7月19日	・農地地すべり区域（稲舟地区）の負担金の支払に関する協定締結（北陸農政局長、知事）
令和7年 1月22日	・特定災害復旧事業 稲舟地区 技術検討委員会 （外部委員を含めた検討会を実施し、対策工事の技術的課題等を検討）
3月5日	・特定災害復旧事業 稲舟地区 技術検討委員会（第2回）

実施にあたっての課題・対応・工夫など

- ・災害復旧事業は、施設の管理者が実施することが原則であるが、大規模災害復興法において、（農業基盤課の所管する）地すべり防止区域で発生した被害については、円滑かつ迅速な復興のために必要があると認められるときには国が代行できることとなっており、本制度を活用した。
- ・要綱（運用）では、「特定大規模災害等の政令指定」後30日以内に権限代行を要請する必要があったが、地すべり防止施設の被害調査に際し、道路啓開がされていない箇所が多かったため、申請期間の延長を適用し、要請を行った。

※要綱（運用）：特定大規模災害等における農地保全に係る特定災害復旧等地すべり防止工事取扱要綱の運用について

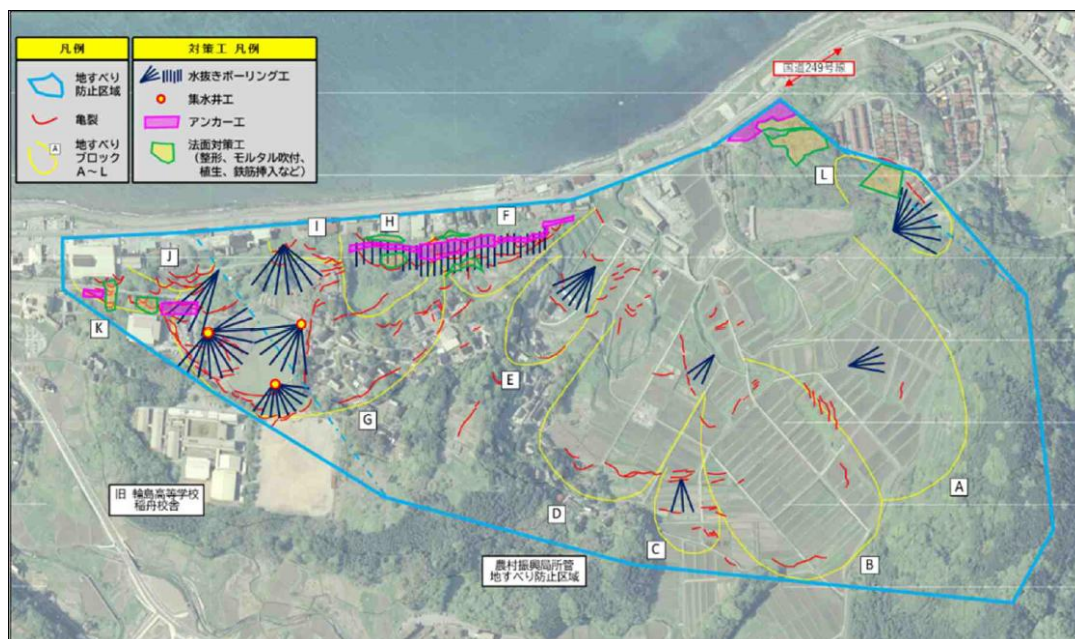
※特定大規模災害等の政令指定日：令和6年1月19日

結果・実績など（令和7年12月末時点）

- ・国は二次災害防止のため、地すべりの抑制を目的とした緊急応急工事として水抜きボーリング工や集水井工、国道への土砂流出防止（大型土のう設置）などを実施し、完了済。
- ・また、緊急応急工事の実施に加え、伸縮計や警報装置を設置し、継続して移動量や定点

観測を行い、地震後から大きな変化が見られなかったことから、今後の対策工方針や管理体制について、令和6年12月15日、地元説明会を開催。同日、輪島市により避難指示が解除された。

- ・本復旧工事としては、水抜きボーリング工や集水井工に加え、アンカー工等法面对策工に着手しており、引き続き本格的な地すべり対策工事に向け、対策工の検討を進めている。



○国による直轄災害復旧事業

背景・経緯など

- ・国営造成施設で被害のあった4地区のうち、技術的に高度な検討が必要である加賀三湖、河北潟干拓、珠洲第二（寺家ダム）の3地区について、令和6年1月22～25日に北陸農政局から県に対し、直轄災害復旧事業の実施に係る協議があり、1月30日に同意の回答を行った。
- ・なお、邑知潟については、被害は大きかったものの県管理施設であり、排水機場の原形復旧であることから、県営災害復旧事業で実施した。

<事前対応含めた経過>

年月	内容
令和6年 1月22日	・北陸農政局河北潟周辺農地防災事業所長から河北潟干拓地区の直轄災害復旧事業の実施に係る協議
1月23日	・北陸農政局西北陸土地改良調査管理事務所長から加賀三湖地区の直轄災害復旧事業の実施に係る協議
1月25日	・北陸農政局西北陸土地改良調査管理事務所長から珠洲第二地区の

	直轄災害復旧事業の実施に係る協議
1月30日	・上記3地区の協議について同意の回答
2月22日	・河北潟干拓地区の直轄災害復旧事業の負担金支払に関する協定締結（北陸農政局長、知事）
3月1日	・北陸農政局が直轄代行事業及び直轄災害復旧事業の実施をプレスリリース ・直轄代行事業（稲舟地区（農地地すべり）、石川農地海岸地区（七尾湾沿い6海岸）） ・直轄災害復旧事業（加賀三湖地区、河北潟干拓地区、珠洲第二地区）
5月7日	・加賀三湖地区及び珠洲第二地区の直轄災害復旧事業の負担金支払に関する協定締結（北陸農政局長、知事）

参考 直轄代行事業及び直轄災害復旧事業の概要

農林水産省

直轄代行(農地海岸)			
地区名	関係市町村	被災状況	復旧概要
石川農地海岸地区	石川県 七尾市、穴水町	海岸堤防の護岸沈下、倒伏、亀裂等	・堤防・護岸工
直轄代行(農地地すべり)			
地区名	関係市町村	被災状況	復旧概要
稲舟地区	石川県 輪島市	既設の地すべり防止施設の損壊等	・地表水排除工 ・水抜きボーリング工 等
直轄災害復旧			
地区名	関係市町村	被災状況	復旧概要
氷見地区	富山県 氷見市	管水路の破損等	・管水路等復旧工
珠洲第二地区	石川県 珠洲市	寺家（じけ）ダム堤体の亀裂等	・堤体復旧工
加賀三湖地区	石川県 小松市、加賀市	干拓堤防の沈下、管水路の破損等	・干拓堤防復旧工 ・管水路等復旧工
河北潟干拓地区	石川県 金沢市、かほく市、津幡町、内灘町	管水路の破損等	・揚水機場復旧工 ・管水路等復旧工

令和6年能登半島地震からの復旧・復興に向けた北陸農政局の取組
（農業用施設等の復旧に係る直轄代行事業及び直轄災害復旧事業の実施）

農林水産省

- 農林水産省北陸農政局は、令和6年能登半島地震からの復旧・復興に早急に対応していくため、まず、管内の現有組織（西北陸土地改良調査管理事務所、土地改良技術事務所及び河北潟周辺農地防災事業所）に拠点を設け、関係機関と連携しながら、農地海岸事業及び農地地すべり事業を県に代わって国が施行する直轄代行事業や、管水路の破損などの被害を受けた国営造成土地改良施設の復旧のための直轄災害復旧事業を実施します。
- 今後、事業の進捗状況等を踏まえ、新たな現地拠点の設置を検討していきます。



実施にあたっての課題・対応・工夫など

- ・災害復旧事業は、施設の管理者が実施することが原則であるが、国営造成施設については、事業費が2,000万円以上、かつ高度な技術を要する場合などに、国の発意により、県や市町と協議の上、直轄施工ができることから、本制度を活用した。

結果・実績など

①加賀三湖地区の概要（令和6年度～令和8年度）

- ・総事業費：2,330百万円（うち、負担対象額2,289百万円）
- ・負担割合：国93.5%、地方負担6.5%（地方負担割合：県90%、市10%）
- ・対象施設：柴山潟締切堤防、水路
- ・関係市町：小松市、加賀市

②河北潟干拓地区の概要（令和5年度～令和7年度（令和8年5月完了予定））

- ・総事業費：514百万円（うち、負担対象額505百万円）
- ・負担割合：国98.3%、地方負担1.7%（地方負担割合：県73.9%、市町26.1%）
- ・対象施設：揚水機場4箇所
- ・関係市町：金沢市、かほく市、津幡町、内灘町

③珠洲第二地区の概要（令和6年度（完了））

- ・総事業費：30.7百万円（うち、負担対象額30百万円）
- ・負担割合：国75.5%、地方負担24.5%（地方負担割合：県56.8%、市43.2%）
- ・対象施設：寺家ダム
- ・関係市町：珠洲市

①加賀三湖地区



復旧前



復旧後

②河北潟干拓地区



復旧前



水管橋完成(R8.2 時点)

③珠洲第二地区



復旧前



復旧後

(エ) 小規模な農地・農業用施設被害への対応

背景・経緯など

- ・農地、農業用施設（用排水路・農道等）の復旧について、国の災害復旧事業の補助対象となるのは、1箇所あたり40万円以上となっていることから、1箇所あたり40万円未満など、国制度の対象とならない小規模な復旧に対し、農家等による自力復旧に係る経費を支援し、早期の営農再開を進めた。

○多面的機能支払事業

背景・経緯など

- ・多面的機能支払交付金の対象地区において、特例措置の適用により、計画していた活動の代わりに農家自らが行う簡易な復旧活動への活用が可能となった。

結果・実績など

- ・R5 交付金を活用した復旧実績：446 件、事業費 185,772 千円（補助金額 139,329 千円）
- ・R6 交付金を活用した復旧実績：461 件、事業費 216,955 千円（補助金額 162,716 千円）

<地震により閉塞した水路を地域共同で復旧>



○中山間地域等直接支払事業

背景・経緯など

- ・中山間地域等直接支払交付金の対象地区において、農家等による自力復旧に係る経費に本交付金を活用できるとともに、自然災害により耕作等が行えない場合でも、対策期間内での復旧を前提として、交付金の交付を継続できることとなっている。

実施にあたっての課題・対応・工夫など

- ・対策期間内に復旧が行われなかった場合は、当該農用地分の遡及返還が必要であった。
 - ・能登地域のように大規模な災害の場合は、業者不足等による工事の不調・不落などの不可抗力により災害復旧事業の遅れが生じる可能性があり、取組の継続を断念する要因となっていたため、遡及返還要件緩和を国へ要望し、免責事項が設定された。
- ※免責事項（能登半島地震被災市町村、第6期に限る特例措置）R7 新設：工事の不調・不落など、協定に責のない事由により復旧が行われなかった場合の遡及返還を免除

結果・実績など

<自然災害地の復旧を位置付けている協定>

R6：88 集落協定、549.3ha

R7：85 集落協定、551.8ha ※速報値

○農地等手作り復旧支援事業

背景・経緯など

- ・農家等による自力復旧に係る経費を支援し、早期の営農再開を進めるため、「農地等手

作り復旧支援事業」を R6 年度当初予算で措置した。

- ・補助率は県 3/4 以内とし、交付上限額は 1 箇所あたり 30 万円とした（小災害復旧事業債の対象となるものについては、起債充当後の残額に対して県 3/4 補助）。

実施にあたっての課題・対応・工夫など

- ・実施件数が膨大となるため、県に提出する実施計画書や実績報告は一覧表の提出のみとし、箇所毎の見積書や工事写真等の関係書類については、市町において整理・保管する制度とした。

結果・実績など

- ・補助率 3/4 以内（交付額上限 30 万円以内／箇所）
※小災害復旧事業債の対象となるものについては、起債充当後の残額に対し 3/4 補助
- ・R6 実績：1,579 件、事業費 387,233 千円（補助金額 288,803 千円）
- ・R7 実績（R8.2 月末時点）：1,029 件、事業費 312,836 千円（補助金額 119,566 千円）

<農地の自力復旧状況（能登町）>



復旧前



復旧状況①



復旧状況②



復旧後

○直営施工

背景・経緯など

- ・直営施工は国の災害復旧事業における制度であり、事業主体である市町が農家に簡易な復旧工事を委託し、農家自らが農地等を復旧する取組。
- ・能登地域では建設業者の確保が難しい状況にあったことから、復旧のスピードアップ及び農家の収入確保を図るため、直営施工を推進した。

実施にあたっての課題・対応・工夫など

- ・全国的にも直営施工を活用した事例が少なく、事業主体となる市町が制度の活用に躊躇することがないよう、担当者向けマニュアルの作成や標準単価の設定、実演会の開催等により、市町を支援した。
- ・農家が市町に提出する書類や契約書類等の作成に苦慮することが想定されたため、令和6年11月に開設した奥能登営農復旧・復興センターに直営施工を専門に担当する職員を配置することで、書類作成補助等の伴走支援を行った。

<事前対応含めた経過>

年月	内容
令和6年11月 ～令和7年1月	・二重被災85集落を対象に集落別打合せを開催 ・奥能登管内の主な担い手農家25者に対し、個別に説明・意向確認
令和6年 12月16日～19日	・奥能登管内JA6支店にて支援事業説明会を開催
令和7年1月28日	・農業用ブルドーザーを活用した直営施工実演会を開催
令和7年 3月5日～13日	・重機講習会（車両系建設機械運転技能講習）を開催

結果・実績など

- ・令和7年度は、6者が直営施工に取り組んだ（法人3者、個人農家3者）



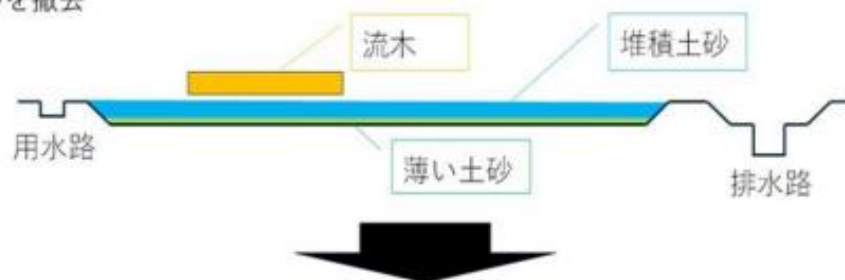
農家による直営施工実施状況

農業者自らの復旧(災害復旧事業 直営施工方式)

災害復旧事業において、農家等が自ら行う土砂撤去等の比較的軽微な復旧工事(直営施工方式)について支援します

1. 直営施工のイメージ 【例：刈り取り済みほ場の土砂撤去】

建設業者が、流木撤去、表土を保護する観点から田面から3～5cm上までの土砂を撤去



農家等が、自ら薄い土砂をすき込み・整地 41,000円/10a



田面に堆積した土砂の撤去以外にも、水路内の土砂撤去なども直営施工で取り組むことが可能です

標準単価の例（作業に応じて様々な単価を設定します）

モ7農作物細断・トラクタ耕起 52,000円/10a	人力流木除去（流木量小） 8,120円/10a
----------------------------	-------------------------

※重機の輸送費は別途計上可能

2. 問い合わせ

- ・直営施工に関する相談は、「奥能登営農復旧・復興センター」（JAのと本店1階：電話0768-52-3805）までご連絡ください
- ・農家等は事業主体（市町）と作業委託契約を行います（契約にあたりセンターがサポートします）

(オ) コマツと連携した水田復旧

背景・経緯など

- ・ 令和 6 年 2 月に震災の被害に対し、コマツから建設機械の無償貸与の申し出があった。
- ・ 同月から被災農地の復旧実証を行い、農家の自主施工による農地の復旧方法を検討した。
- ・ 実証結果は、いしかわ耕稼塾において、実証で得たノウハウや農業用ブルドーザの操作方法等、農家が直営施工の注意事項等を学ぶ「被災農地復旧作業研修（令和 6 年 6 月～）」を実施し、普及を図っている。
- ・ 研修修了生のうち、希望者には農業用ブルドーザを貸与し、被災農地の復旧作業を支援している。

実施にあたっての課題・対応・工夫など

- ・ 実証は、過去にコマツとの連携事業に参加経験がある志賀町の（株）ゆめうららで行い、被災後の混乱時においてもスムーズな連携となるよう留意した。
- ・ 実証結果の普及には、操作方法だけでなく、震災時の直営施工の注意点も指導している。

結果・実績など

- ・ 研修受講実績
R6 実績：29 名（19 経営体）
R7 実績：25 名（25 経営体）
- ・ 農業用ブルドーザ貸出実績：20 経営体



自主施工する被災農地



農業用ブルドーザを活用した
農地の自主復旧

（カ）農地利用効率化支援交付金（被災農業者支援タイプ）を活用した農業者の経営基盤（営農用施設・機械）の再建支援

背景・経緯など

- ・地震により農業者の農業用施設（農機具格納庫、畜舎、ハウス等）や機械（トラクター、コンバイン等）は甚大な被害を受けた。
- ・県としては、早期の復旧を図り営農再開につなげるため、過去の熊本地震（平成 28 年度）の際に発動された「被災農業者向け経営体育成支援事業」と同様の事業適用を国に対して要望。これを受けて、国は令和 6 年 1 月 25 日に「被災者の生活と生業（なりわい）支援のためのパッケージ」を公表し、「農地利用効率化等支援交付金（被災農業者支援タイプ）」の発動を決定。
- ・加えて、最大限の支援を行うため、県が主導し、市町に補助の上乗せを依頼し、国の補助率 1/2 と合わせて県が 2/10、市町が 2/10 を上乗せすることとし、補助率を 9/10 とした。
- ・県内では、当該事業を活用した農業機械・施設等の農業者の営農基盤の復旧が進んでいるが、まだまだ途上である。

実施にあたっての課題・対応・工夫など

<見積もり徴取>

- ・事業実施にあたっては、原則として複数業者（3 者以上が望ましい）の見積もりを徴取することとされていた。しかし、業者不足等の理由により、複数業者から見積もりが徴取できない事例が数多く発生した。このことから、国と協議のうえ、複数業者から見積もり徴取が不可能な場合はその理由等を整理することにより、1 者でも事業実施が可能となるよう調整した。

<相談対応支援>

- ・発災当初においては、被災市町村の一部では、他の復旧・復興業務の負担が大きく、本事業の受付や相談対応業務が困難な状態であった。そのため、令和 6 年 2 月 19 日から県内 6 カ所で開設していた石川県・北陸農政局・JA グループによる現地相談窓口で、本事業の受付や相談対応を行い、集約した情報を市町へ共有するなど、事業の円滑な推進を支援した。

<申請事務の省力化>

- ・事業の申請にあたっては、申請用のエクセル様式に入力すると、事業申請書および事業とりまとめ表に出力されるものを作成・活用し、煩雑な事務作業を省力化できるよう工夫した。

<「農業用施設」再建時の基準単価の設定>

- ・農業用施設を再建する際、資材や規模を変更する場合は、元の施設の復旧の見積り（主に木造建築物）が必要であったが、実際には建てない建物の見積りの作成は業者

から断られることが多かった。このため、令和6年9月に業界団体とも相談し木造建築や軽量鉄骨などの基準単価を設定した。そして、国とも協議の上、実際に建てない施設（復旧の見積）については基準単価から算出してよいこととした。

＜「農業用施設の再建」相談受付窓口の委託（委託先：（一社）石川県木造住宅協会）＞

- ・被害を受けた農業用施設の再建（建替え、修繕）工事については、地元事業者も被災しており早期に対応できる業者が少なく、なかなか進まなかった。
- ・そこで、農業機械再取得等支援事業におけるも見積り徴収の加速化に向けて、令和6年7月に建設業協会と打合せを実施し、県内の住宅建設工事事業者で構成され、日ごろから住宅建設事業者との間に密接な関係を築いている（一社）石川県木造住宅協会に相談窓口を設置し、農業用施設の工事实施依頼の受付や手配等の連絡調整業務を委託した（相談窓口設置期間：令和6年9月10日～令和7年3月31日）。

＜地震と豪雨による二重被災への支援（再被災農業機械再取得等支援事業）＞

- ・能登半島地震後、本事業により導入した機械・施設等が、奥能登豪雨の被害にあった際の修繕・再取得に際しては、国に、本事業の活用を可能とすることを要望。
- ・これを受けて、国は令和6年10月23日付で、豪雨被害についても本事業の活用を可能とした。
- ・加えて、令和6年12月補正予算により、二重被災時の自己負担費用についてはその全額を支援（県と市町で折半）することとした。

結果・実績など

＜農業機械再取得等支援事業＞

- ・補助率 9/10（国 5/10、県 2/10、市町 2/10）

※自己負担分（1/10）については公的融資（無担保・無利子）の対象

- ・進捗状況

事業申請 3,826 件・14,781 百万円（うち事業完了：2,321 件） ※R8.3 末時点

実施市町 輪島市、珠洲市、能登町、穴水町、志賀町、七尾市、中能登町、
羽咋市、宝達志水町、かほく市、津幡町、内灘町、金沢市、小松市、
加賀市、計 15 市町

＜地震と豪雨による二重被災への支援（再被災農業機械再取得等支援事業）＞

- ・実績 14 件、1,125 千円（事業実施主体：輪島市、能登町） ※R7.12 末現在

（キ）水稻や園芸品目の作付継続、水稻からの作付転換に対する支援（農家の取組、JA の苗輸送）

背景・経緯など

- ・地震や豪雨により、農地や水路が被災したことから、農業者の水稻等の営農の再開に向けた農地の自主復旧や、水稻を作付けできない場合に畑作物に切り替える等の作付

転換、被災農地を引き受け規模拡大する等に必要な経費のほか、被災した共同利用施設から周辺施設に横持ち輸送を行う際の掛かり増し経費等を支援した（営農環境整備支援事業（国事業名：持続的生産強化対策事業（産地緊急支援対策）））。

- ・園芸についてはパイプハウスや樹園地への影響に加え、営農地へ向かう林道等が崩壊し営農地に行けず、営農継続できない農家もあった。そのほか、避難により、地域から作業労力を確保できない状況が見られたため、農家同士の助け合いなどを支援した。

実施にあたっての課題・対応・工夫など

- ・地震や豪雨による被災の態様に応じ、以下の取組を支援対象とすることとした。
- ・①農業者が流木や瓦礫、土砂等の農地からの撤去、均平化を自ら行う取組に対し、定額支援
- ②ハウスで育苗していたが、ハウスの被災により苗を購入した場合、自家育苗費との差額を支援対象（前年の育苗枚数が上限）
- ③農地が被災した離農農家から農地を引き受ける場合、機械が被災し離農した農家から農地を引き受け、規模拡大等をする場合、農業用機械リース導入費用を支援対象
- ④JA の米倉庫が被災し、保管が困難な場合、周辺の被災していない JA の米倉庫へ米を運ぶための輸送経費を補助対象に追加（定額 9,000 円/t 以内）
- ・園芸農家同士の助けあいの支援として、被災地域の農業者の農地までの案内や可能な作業の把握などを行い、マッチングを支援するとともに、専門人材派遣事業ができてからは活用を支援した。その他、JA からの苗の斡旋などの周知を行った。

結果・実績など

- ・営農環境整備支援事業の実施状況（R8.3月末時点）
支援件数（地震事業）：のべ 200 件、732,945 千円
→農機リース 60 件 703,634 千円、品目転換 87 件 4,272 千円 など
支援件数（豪雨事業）：のべ 306 件、110,922 千円
→流木撤去 73 件 59,435 千円、納屋清掃 27 件 19,638 千円 など
- ・農家同士の助け合い
エアリーフローラ振興会（R6.3） エアリーフローラの収穫作業
県果樹園芸協会ぶどう部会（R6.12） 醸造用ぶどうの剪定
〃 なし部会（R6.3, R7.12） 能登栗、りんごの剪定



能登町での栗剪定支援の様子

(ク) 津波による農地の除塩対策

- ・ 発災直後に能登広域の海岸線に津波が到達したことから、農地の津波被害を把握するため令和6年1月下旬に塩類濃度を調査した。

実施にあたっての課題・対応・工夫など

- ・ ほ場耕作者等の避難により、現地情報が得られないことから国土地理院の津波到達範囲データをもとに浸水エリアを想定し、14地区のほ場の土壌及び堆積物等の塩類濃度を調査した。
- ・ 津波によるほ場浸水が想定された14地区のうち7地区の農地で土砂堆積や除塩対策の可否の目安値を超える塩類濃度を確認した。

(参考) 調査結果概要

市町名	地区名	堆積物	塩類濃度
珠洲市	寺家地区	少 (0.4ha)	
能登町	布浦地区	少 (0.2ha)	
	九里川尻地区	多 (3.2ha)	高
穴水町	甲地区	多 (0.5ha)	高
七尾市	能登島向田地区		高
	能登島祖母ヶ浦地区		高
	能登島八ヶ崎地区		高
		多 : 2地区 (3.7ha)	5地区

※塩類濃度「高」: 除塩対策の可否の目安(※)を超過したほ場を確認

(※) EC: 電気伝導度 0.7 以上

結果・実績など

- ・ 堆積物の多い2地区(3.7ha)では、その除去について能登農林水産業ボランティアの支援を受けるとともに、災害復旧事業等を活用し農地復旧につとめた。
- ・ また、塩類濃度の高かった5地区では、濃度は降雨とともに低下することが見込まれることから、経過を観察することとなり除塩事業の活用は無かった。



調査時のほ場堆積状況 (珠洲市寺家)



ボランティアによる除去支援
(能登町九里川尻)

(ケ) 農地を引き受け、営農に取り組む農業法人等に対する経営支援

背景・経緯など

- ・奥能登等の条件不利地域における耕作放棄地の発生防止のため、一定規模以上の農地を引き受けて営農に取り組む農業法人等に対し、経営が軌道に乗るまでの５年間、経営面で支援を行ってきたところ（いしかわ農業参入支援ファンド）。
- ・被災した小規模農家の離農により担い手農家への農地の集積の加速が見込まれる中、ほ場や用水路等の損傷により、収量の低下や生産コストの増加等が懸念されることから、これを支援することにより、担い手農家の経営発展とともに耕作放棄地の発生防止を図ることとした。

実施にあたっての課題・対応・工夫など

- ・これまでも能登地域において農業参入の支援を継続してきたところであるが、被災地においては、余震リスクやインフラの被害状況等を踏まえると、当面の間、地域外からの事業者の参入を期待することは困難と考えられた。
- ・このため、中山間地域における農地の受け皿として、既存の担い手による規模拡大を手厚く支援するため、ファンドの支援単価を増額することとした。

結果・実績など

- ・被害の大きい能登６市町において、当面の間、ファンドの支援単価を増額。
（米・麦・大豆：５００→７００千円／１０ａ、露地野菜・果樹：１，５００→２，１００千円／１０ａ）
- ・Ｒ７．１２月末時点の採択実績は、計４７件（うち能登地域４４件）。
- ・増額単価による採択実績はＲ７年度採択の３件（最大で５６，５００千円を支援予定）。

(コ) 米の生産目標数量の調整

背景・経緯など

- ・本県の生産目標数量については、国が示す生産量の目安（全国の適正生産量）や、本県産米の需要量を参考に設定し、各市町（地域活性化協議会）へ配分している。

実施にあたっての課題・対応・工夫など

- ・地震や豪雨の被害が大きかった能登地域は、十分な作付けが出来ず、地域に配分した数量の生産が難しいことが想定されたため、令和６年産以降の配分時に県域保留分を設けて加賀地域での生産を促す等、地域協議会間での調整を行い、県産米の生産量確保を図った。
- ・特に被害が甚大だった奥能登２市２町においては、農業の再建を後押しする観点から、可能な限り作付けを推進することとした。

結果・実績など

- ・県全体で生産目標数量の確保に取り組んだことにより、R6,7年産ともに主食用米の目標数量を達成することが出来た。

(サ) 地域ぐるみの営農モデル集落への支援

背景・経緯など

- ・能登地域では、高齢化が進み地域コミュニティが主体となって農地等を維持管理する活動の継続が困難となっていた中で、震災により地域全体が壊滅的な被害を受け、自宅からの避難や営農意欲の低下により、さらなる地域コミュニティ機能の低下や喪失が懸念された。
- ・このため、被災した農地の早期営農再開と地域コミュニティの再生のため、営農意欲のある担い手を中心として地域ぐるみで営農再開等に取り組むモデル集落への支援を行った。

実施にあたっての課題・対応・工夫など

- ・モデル集落の選定に当たっては、市町と連携し、多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度に取り組んでいるなど、地域ぐるみで農地の保全活動に取り組んでいる集落を基本として選定した。
- ・石川県立大学と連携し、モデル集落のコミュニティの現状・課題の分析を行い、今後の災害発生時の支援策を検討することとしている。

結果・実績（件数・金額・写真）など

- ・農村地域コミュニティ再生モデル集落支援事業
補助率：定額 基本配分額 400 千円/地区＋面積加算額 2 千円/10a
(交付上限額 100 万円以内/地区)
- ・R6 実績：16 地区、事業費 14,795 千円



営農再開に向けた話し合い（珠洲市）



農地の保全管理（志賀町）

(シ) 奥能登営農復旧・復興センターの設置

背景・経緯など

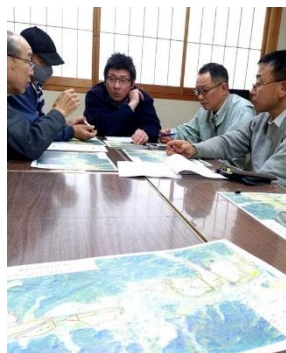
- ・地震と豪雨の二重災害により、農地等に甚大な被害が発生し、被災した農業者からは、「農地の復旧や営農再開に向けて、関係機関が一体となったワンストップの支援組織があれば、復旧に向けて大変心強い」などの声が多数寄せられた。
- ・こうした状況を踏まえ、被災農業者向けの「現地相談窓口」の機能を拡充し、被災農業者への伴走支援体制を強化するため、県、国、市町、JA等の関係機関が一体となった「奥能登営農復旧・復興センター」を、令和6年11月28日に設置した。
- ・これまで相談窓口で対応していた各種支援制度の申請支援や融資などの相談対応のほか、農地等の復旧見通しの提示や営農再開・継続に向けた支援など、復旧・復興に向けた取組の加速化を図った。
- ・実働部隊として、令和7年4月からは市町ごとに地域支援チームを設置し、プッシュ型で各集落における今後の地域農業の将来像に向けた合意形成の促進を図るとともに、ほ場整備や営農再開に向けた各種支援事業の活用を推進した。

実施にあたっての課題・対応・工夫など

- ・センター内会議を月1回程度開催するとともに、地域支援チームを随時開催し、関係機関で情報共有を徹底し取組を進めた。

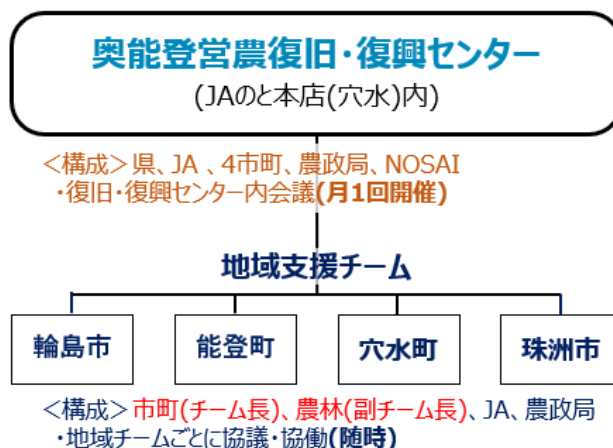


相談対応



農地等の復旧見通しの提示

<センターの体制図>



(ス) 農業の労働力確保対策

背景・経緯など

＜（国）雇用就農資金（被災農業者向け雇用就農促進支援）、雇用調整助成金（能登半島地震特例）、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）＞

- ・能登半島地震を受けて、国が従来の雇用支援制度（雇用就農資金・雇用調整助成金）に震災特例メニューを追加した。
- ・令和7年1月に国は、雇用調整助成金を活用した事業者に対し、在籍型出向を支援する産業雇用安定助成金に震災特例メニューを追加した。

＜被災農業者等雇用支援＞

- ・地域内外に避難している、求職者と受入先をつなげ、被災地域での営農継続を支援するため、関係機関の連携により、他地域（JA）間での雇用のあっせん・紹介を行うことを試みたが、農業は関係機関が多く、それぞれが人や農地の情報を持っており、地域を超えた求職や受入を行うために必要な情報の一元化が難しく、加えて、震災による能登地域のJAの深刻なマンパワー不足もあった。
- ・このため、令和6年4月以降、県とJA中央会の間で検討を重ね、農業バイトのマッチングアプリ（デイワーク）を活用したマッチングを実施することとなった。

＜営農継続に向けた農業専門人材派遣支援＞

- ・上記事業により、被災農地への雇用の紹介が可能となったことに加え、令和6年9月の奥能登豪雨により、人手確保がさらに困難になったため、緊急に稲刈りや果樹の剪定等の機械操作や目利きなど専門的な技術を有する専門人材を確保するため、農業専門人材の派遣を支援する事業を、令和6年9月補正で実施した。

実施にあたっての課題・対応・工夫など

＜（国）雇用就農資金（被災農業者向け雇用就農促進支援）、雇用調整助成金（能登半島地震特例）＞

- ・農業法人等が活用可能な国の制度に関して、農業者向け支援メニュー冊子や被災者支援制度ガイドブックなどに掲載し、制度の周知を図った。

雇用就農資金と雇用調整助成金について

	雇用就農資金		雇用調整助成金 (厚生労働省 生業支援パッケージ)
	被災農業者向け支援	被災農業法人等の従業員の派遣研修支援 (現行事業の活用・次世代経営者育成タイプ)	
事業内容	農業法人等が被災農業者等を一時的に雇用して研修する場合の支援	被災農業法人等が、従業員を他の農業法人等に研修目的で派遣する場合に必要な経費を支援	労働者に対して一時的に雇用調整（休業・教育訓練・出向）を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賞金等の一部を助成。

＜宮農継続に向けた農業専門人材派遣支援（被災農業者等雇用支援）＞

- ・中央会との調整を重ね、農業バイトのマッチングアプリ（デイワーク）を活用したマッチングを実施し、派遣された専門人材には旅費を支給した。
- ・デイワークの活用に向けては、農林事務所単位で説明会を実施（支援する農家（専門人材）、支援を受ける農家向け）し、アプリの使い方や募集方法を説明した。

結果・実績など（R7.12月末時点実績）

＜（国）雇用就農資金（被災農業者向け雇用就農促進支援）、雇用調整助成金（能登半島地震特例）＞

実績：

雇用就農資金（被災農業者向け雇用就農促進支援） 実績なし

雇用調整助成金（能登半島地震特例） 1名（1法人）

※産業雇用安定助成金 実績なし

＜宮農継続に向けた農業専門人材派遣支援＞

延べ839日・2,395名を派遣（R6.10.1～R7.12.31）

【実績内訳】

・主な農作業：

果樹（ぶどう・くり・柿）の剪定～収穫、加工（470日）

水稻の育苗～収穫、出荷（245日）

野菜（芋・カボチャ等）の育苗～収穫、出荷（111日）、その他（13日）

・受入農業者：

輪島市9名（延べ328日・957名）、穴水町10名（延べ237日・656名）、能登町5名（延べ47日・139名）、珠洲市8名（延べ55日・202名）、志賀町5名（延べ87日・274名）、七尾市2名（延べ85日・67名）

（セ）里山里海関係の被災事業者、地域住民への支援

（いしかわ里山振興ファンドによる支援）

背景・経緯など

- ・令和6年3月に金融機関に対し、能登の事業者への支援策に関する意見交換を実施。

＜意見交換で挙げた内容＞

- ・被災事業者の売り上げの確保が喫緊の課題。展示会支援などを行えばどうか。
- ・既存商品の生産再開やグレードアップへの支援があるとよい。
- ・年複数回公募や通年公募はできないか。
- ・被災事業者の商品を販売支援する事業者への支援があるとよい。
- ・被災者を「迅速に」「継続して」支援するため、被災者向けメニューの新設、通常公

募を年2回実施、通常公募メニューに特例措置を導入、フォローアップ支援事業に特例措置を導入した。

実施にあたっての課題・対応・工夫など

① 被災者向けメニューの新設 ※公募時期を限定せず随時募集

【生業創出・事業再建支援事業】

- ・被災事業者が地域資源を使った商品づくりによる事業再建を図る取組を支援。
- ・助成対象は、新商品や新サービスの生産再開、改良、販路開拓による事業再建の取組で、かつ国又は県から他の補助金等を受けない事業。

【里山里海地域資源維持・継承支援事業】

- ・里山里海地域における様々な地域資源の損壊や、二次避難の増加などによる地域活動の縮小が発生しているため、地域資源の復旧や地域コミュニティの維持や継承を図る取組を支援。
- ・助成対象は、資源の復旧に資する取組やコミュニティの維持や継承に向けた取組で、かつ国又は県から他の補助金等を受けない事業。

② R6 通常公募を年2回実施

- ・例年は4月～6月に公募を行っているが、1月に被災した事業者が4月に応募するのは困難であるため、令和6年度は4月～6月及び10月～12月と、2回公募を実施。

③ 通常公募メニューに特例措置を導入

- ・被災事業者が「(1) 里山里海の地域資源を活用した生業の創出②新商品・新サービス開発に係る事前調査支援」に取り組む場合は、書類審査のみで採択決定し、早期事業着手を支援。

④ 被災した事業者の事業期間延長措置を実施

- ・R6. 1月に地震の影響を受けた事業期間中の採択事業者に対し、最大1年の事業期間延長措置を実施。
- ・R6. 10月に奥能登豪雨の影響を受けた事業期間中の事業者に対し、最大1年の事業期間延長措置を実施。
- ・R7. 2月に地震及び奥能登豪雨の影響で事業期間延長措置を受けている事業者に対し、追加で最大1年の事業期間延長が可能になる措置を実施。

⑤ フォローアップ支援事業に特例措置を導入

- ・被災事業者が「展示会等出展支援事業」に申請する場合、着手済みの事業について、地震発生時の令和6年1月1日まで遡及適用措置を実施。

⑥ 既採択事業者への特例措置

- ・被災事業者の販路拡大の支援のため、ファンド事業で開発した商品のオンライン出店・運営費等を助成対象経費として認める措置を実施。

結果・実績など

① 被災者向けメニュー

【生業創出・事業再建支援事業】

・ R6 実績：3 件、補助金額 2,136 千円、R7 実績：3 件、補助金額 1,818 千円※3/16 時点

【里山里海地域資源維持・継承支援事業】

・ R6 実績：17 件、補助金額 8,500 千円、R7 実績：8 件、補助金額 3,985 千円※3/16 時点

② R6 通常公募メニュー

事業名	R6(1 次募集)採択			R6(2 次募集)採択		
	申請	採択	採択率	申請	採択	採択率
生業の創出	27	15	56%	31	17	55%
新商品開発支援	16	5	31%	21	8	38%
事前調査支援	8	8	100%	9	9	100%
改良・販路拡大支援	3	2	67%	1	0	0%
生業の担い手参入支援	5	1	20%	2	2	100%
里山里海地域の振興	6	3	50%	2	0	0%
イベント支援	6	3	50%	2	0	0%
資源循環モデル						
里山景観の創造						
スローツーリズム	3	1	33%	6	2	33%
合計	41	20	49%	41	21	51%

③通常公募メニューの特例措置

- ・ R6 実績：事前調査採択件数 17 件のうち 4 件は特例措置を適用
- ・ R7 実績：事前調査採択件数 19 件のうち 3 件は特例措置を適用

④被災した事業者の事業期間延長措置

- ・ R6.1 月地震により延長した事業者：16 件
- ・ R6.10 月奥能登豪雨により延長した事業者：2 件
- ・ R7.2 月追加延長した事業者：1 件

⑤フォローアップ支援事業の特例措置

- ・ R6 実績：展示会等出展支援事業の件数 3 件のうち 2 件は特例措置を適用

(ソ) 奥能登地域における営農再開の促進

背景・経緯など

- ・奥能登地域では、農地の 6 割を小規模農家が担っており、集落単位での水路管理や除草などの共同活動により営農基盤を維持してきたところであるが、地震前から過疎化や高齢化により維持が困難となっていたところに地震の被害が重なり、集落における営農基盤の確保が喫緊の課題となっていた。
- ・農地の 4 割を担う大規模農家も、被災により、経営の縮小や人手不足が厳しい状況にあり、営農再開や継続に向けて、生産性向上が必要な状況である。

実施にあたっての課題・対応・工夫など

- ・奥能登の農業を守り、復興させていくためには、このような集落単位での営農活動が不可欠であることから、地域ぐるみで取り組む営農基盤・営農活動の維持・継続に対し、支援することとした。
- ・大規模農家に対しても、経営再建や生産性向上に向けて支援することとした。

結果・実績など

<奥能登地域における営農再開促進事業>

- ・集落ぐるみで取り組む畦畔や用排水の維持・管理作業等に対し、最大で 3 万円/10a を補助。
- ・R7 年度は計 29 集落に対し、99,682 千円を支援する予定。
- ・大規模農家に対しては、規模縮小や労働力不足対策等を余儀なくされた農業者の経営再建に向けた新しい取組に対し、補助率 2/3 最大 300 万円を補助
- ・R7 年度は 30 名の農業者に対し、82,652 千円を支援する予定。

(タ) 作業受委託組織の設立

背景・経緯など

- ・能登半島地震や奥能登豪雨により甚大な被害が発生した奥能登地域の、特に小規模農家において、故障した機械を再取得する際の費用負担や、親子で営農していたが子ども世帯が避難したことによる労力不足などにより、離農が相次いでいた。
- ・このため、小規模農家の営農の負担軽減を図り、営農継続を支援するため、奥能登営農復旧・復興センターが中心となって、余力ある中規模農家による、小規模農家からの農作業受託を促進する仕組みづくりに取り組んだ。

実施にあたっての課題・対応・工夫など

- ・受託者となる農家への意向調査を実施し、令和 7 年 1 月には JA のと営農部内に 4 つの営農センターを新設、これら営農センターを支部とした受託組織を令和 7 年 10 月

に設立した。

＜受託組織設立に向けた動き＞ ※田植えや防除、収穫などの繁忙期を避けて進めた

年月	内容
令和6年12月 ～令和7年3月	・農地復旧の集落調査と併せて、受け手として有望な65経営体の意向調査を実施
令和7年 1月	・受託組織の支部となる4つの営農センターをJAのと内に新設 (穴水営農センター、門前営農センター、柳田営農サブセンター、珠洲営農センター)
3月	・作業受託者としての資質向上を図るため車両系建設機械研修を実施(28人)
5月	・奥能登営農復旧・復興センターにて、組織体制や受託料金などの骨子案を策定
8月20日	・農作業受託経営体(約30経営体)を対象とした説明会開催
10月29日	・受託組織発足総会 ・R8に向けた受委託のマッチングをJAのと全域で受付開始

結果・実績など

・奥能登農作業受託者協議会(会員数39経営体)

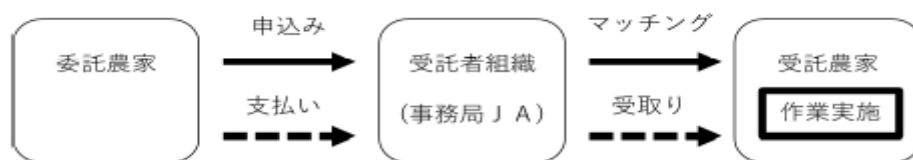
・取組内容

委託者：農作業の委託、委託料金支払い

受託者：農作業の実施、受託料金受け取り、組織運営・懸案事項協議

事務局(JA)：受付、農作業仲介、料金見積、契約、作業料金等の決済事務代行

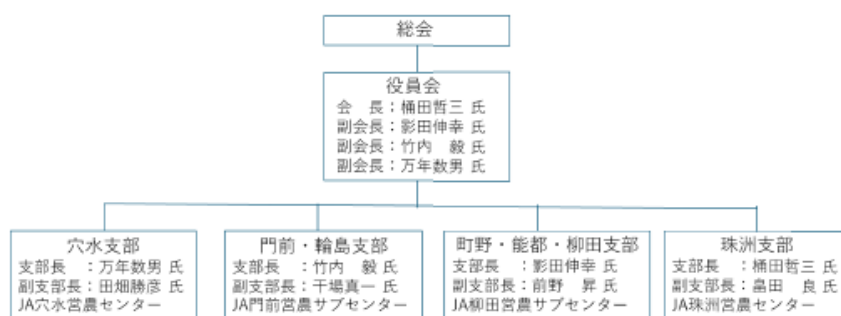
【取組イメージ】



※破線 --- は事務局代行を表す

・組織体制

協議会は組織図のとおりで、JA 営農センター毎に4つの支部を置き、窓口・マッチングは各支部で実施。



事務局:JAのと営農部

アドバイザー:奥能登農林総合事務所
農業振興部

(チ) 共同利用施設、卸売市場施設の復旧

背景・経緯など

- ・地震により地域の共同利用施設や卸売市場施設に大きな被害が発生しており、地域の農産物の安定供給や農業生産の継続に大きな影響を及ぼすことが見込まれる中、農業生産基盤の回復、産地の体質強化を図るため、共同利用施設や卸売市場施設の復旧・整備を支援する必要があった。
- ・国は令和 6 月 4 月 23 日に強い農業づくり総合支援交付金（令和 6 年能登半島地震被災施設整備等対策）の発動を決定し、本交付金を活用の上共同利用施設や卸売市場施設の復旧・整備を行った。

実施にあたっての課題・対応・工夫など

- ・強い農業づくり総合支援交付金（令和 6 年能登半島地震被災施設整備等対策）の実施にあたっては、平成 28 年熊本地震における熊本県の県費用負担（強い農業づくり総合支援交付金に対し 1/10 補助）した事例を参考に石川県も同様に県費用負担（1/10 補助）を行った。
- ・共同利用施設復旧にあたり建築工事の発注を行うも復興需要の影響により工事価格が合わず入札不調となった。工事価格を見直し（増額）たうえて、再度、工事を発注し落札となるが、当初事業計画書の見積から比較すると約 1.5 倍の建設工費となった。
（建築工事 当初事業計画書見積額：約 6 億円 → 落札額：約 9 億円）
- ・今回の入札不調となった建築工事の発注は繰越による次年度での対応であったが、国は当事業は単年度で実施するものと考えており、価格変動に伴う計画変更は認められず、結果、再入札での増額分は取組主体の自己負担となった。
- ・事業計画書を作成する際には復興需要を十分考慮し事業費の計上が必要である。

結果・実績など

＜強い農業づくり総合支援交付金（令和 6 年能登半島地震被災施設整備等対策）＞

- ・共同利用施設（JA） 補助率 7/10（国 5/10、県 1/10、市町 1/10）
- ・卸売市場施設（市等）補助率 6/10（国 5/10、県 1/10）
- ・進捗状況（R8.3 月末時点）：共同利用施設（JA） 5 件、3,883,799 千円
卸売市場施設（市等）4 件、 307,053 千円

(ツ) 奥能登営農復旧・復興フォーラム

背景・経緯など

- ・震災後、3 年目を迎えるにあたって、今後の奥能登地域の農業の復旧・復興に向けて、農業者や市町、JA などの関係者が一堂に会し、令和 8 年産に向けた営農意欲を喚起するため、「奥能登営農復旧・復興フォーラム」を開催した。

<概要>

日 程：令和7年12月6日（土）15:00～16:30

会 場：JAのと本店 4F 大ホール（穴水町）

参加者：国・県・奥能登4市町・JA・農業者など 450名（うち農業者400名）

内 容：

- ・復旧・復興に向けた県の取組状況の報告（馳知事）

- ・基調講演 「中越地震からの農業の復興」

農事組合法人グループファーム武道窪（新潟県）阿部 恒雄 氏

- ・県内外の農産物販売事業者からの激励

生活協同組合パルシステム埼玉（埼玉県）理事長 西内 良子 氏

京阪神石川会（大阪府）会長 樋口 直樹 氏

株式会社米心石川 代表取締役社長 寺田 吉浩 氏

丸果石川中央青果株式会社 取締役 管理統括本部長 岡嶋 啓介 氏

- ・農家代表による復興に向けた決意表明

瀬法司 公和 氏（珠洲市）

上田 千恵 氏（輪島市）

実施にあたっての課題・対応・工夫など

・同じ境遇を経験した県外農業法人から復興に向けた具体的な取組事例を紹介いただいたほか、県内外の販売事業者から心温まる熱い激励の言葉をいただくなど、農業者の営農意欲が高まるフォーラムになるよう工夫した。

結果・実績など

・多くの農業者に参加いただき、「フォーラムを機に、今後の営農に前向きに取り組んでいける」といった声を多くいただいた。

<フォーラムの様子>



県外法人による基調講演



販売事業者からの激励

カ 畜産業の復旧・復興

(ア) 畜舎・機械の再建支援

背景・経緯など

- ・ 畜産関係では、牛舎の倒壊や一部損壊、機械の損傷等、大きな被害が生じたため、国へ要望し、以下の対応を実施した。
- ・ 畜産農家の施設損壊（原形復旧）については、「農業機械再取得等支援事業（国事業：農地利用効率化等支援交付金（被災農業者支援タイプ）」（前掲）を活用して施設等の再建に取り組んだ。
- ・ また、施設内部の機械類については、クラスター事業等を活用し、再建支援を行った。

実施にあたっての課題・対応・工夫など

- ・ 作業者は金沢等から能登まで通って作業にあたるため、復旧までに時間を要している。
- ・ 被害が地域全般に及ぶため、業者も多忙となり、修繕までに時間を要している。

結果・実績など

<農業機械再取得等支援事業>

- ・ 補助率 9/10（国 5/10、県 2/10、市町 2/10）

※自己負担分（1/10）については公的融資（無担保・無利子）の対象

- ・ 進捗状況：48 件、事業費 271,167 千円（うち国費 122,502 千円、県費 48,992 千円）
（R7.3 月末時点）

<再建中の牛舎>



(イ) 整地費用（掛かり増し）支援

背景・経緯など

- ・ 地震により多くの畜舎が被害を受けたが、復旧に際しては、被災畜舎から家畜を移す場所の確保が困難となり、被災畜舎で家畜の飼養を継続しつつ、被災畜舎近辺に再建することとなった。

- ・このため、地震で被害を受けた畜舎を再建する際のかかり増し経費の一部（国庫補助対象とならない整地、樹木伐採、盛り土・切土・土留めといった基盤整備費の一部）を支援する「畜舎立地基盤整備事業」を令和6年度6月補正で措置した。

実施にあたっての課題・対応・工夫など

- ・畜舎の復旧に対応できる業者が限られる中、畜舎の復旧時期が後ろ倒しとなる事例が発生した。事業費の繰越により、限られた予算の有効活用に努めた。

結果・実績など

<畜舎立地基盤整備事業>

- ・補助率等
 - （補助率）1/2 以内（補助上限額）1,500 万円以内
 - （基準事業費）10,000 円/㎡以内（対象面積）畜舎の2倍以内の面積が上限
- ・事業実績：3件、17,428 千円（R8.3月末時点）

<事業を活用し再建中の牛舎>



（ウ）飼料確保に係る支援（被災による不足分の確保）、飼料価格高騰への継続支援（※地震前からの継続）

背景・経緯など

- ・奥能登地区を中心に草地被害（ひび割れや陥没、崩落）により自給粗飼料の収穫量減が見込まれた。
- ・道路事情の悪化により、配合飼料の配送に苦慮した（多くの農場で10tトラックが通行不可となり、小型トラックによるピストン輸送を実施）。
- ・このことにより発生が見込まれた飼料代のかかり増し費用に対し支援するため、奥能登地域における①自家生産から輸入粗飼料への変更に伴う粗飼料購入支援及び②配合飼料の送料のかかり増しに対する支援を令和6年度当初予算で実施した。

- ・また、配合飼料価格の高騰による農家経営への影響を緩和するため、前年度に引き続き、③配合飼料の購入費の一部を支援する「配合飼料価格高騰対策事業」を令和 6 年度 6 月補正で措置した。

実施にあたっての課題・対応・工夫など

- ・情報が不足する中で被害面積の算出が困難となり、震災前後の自給飼料の栄養分析結果を基に算出を行った。
- ・輸送の掛かり増し費用について（積み替えやフォークリフトの借上げ等）の実績がなく事業要件を満たさず活用できなかった。

結果・実績など

<飼料確保緊急対策事業（上記の①・②）>

- ・補助率：①自家生産の代替として輸入粗飼料購入によるかかり増し分（約 20 円/kg）の 1/2 を支援（国単価 5 円/kg に県単価 5 円/kg を上乗せ）
- ②奥能登地区への配送に係るかかり増し配送料（7,000 円/トン）の 1/2 を支援（国単価 2,700 円/トンに県単価 800 円/トンを上乗せ）
- ・事業実績：実績なし（国制度を利用する農家が多かったため）

<配合飼料価格高騰対策事業（上記の③）>

- ・補填金額：配合飼料価格から配合飼料価格安定制度の補填金額等を差し引いた実質農家購入価格の上昇分（R5 年比）の 1/2 以内（補填上限単価：8,000 円/t）
- ・事業実績：66 農家、212,438 千円（R7.12 月末時点）

（エ）家畜飼養管理等支援（ヘルパー活用支援）

背景・経緯など

- ・地震後、従業員の退職など、農家の人手不足が発生する中、断水に伴う家畜への飲用水の手動運搬など、震災に伴う業務が発生したことにより、農家の負担が増え、営農継続が困難となる場合も発生した。
- ・地震被害に伴う畜産農家の家畜飼養管理や堆肥処理等の作業にヘルパーを利用した場合、利用料金の一部に対する支援について、令和 5 年度補正予算及び令和 6 年度当初予算で措置した。

実施にあたっての課題・対応・工夫など

- ・対象日数を 3 日に制限したことにより利用しづらいとの声があった。
- ・既存のヘルパー制度を使用した場合の補助としたため、緊急的に地域住民や県外者に作業依頼した場合は利用できなかった。

結果・実績など

<畜産経営緊急支援事業>

- ・補助金額：定額（上限 12,000 円/日以内、3 日間/農家）
- ・事業実績：実績なし

（オ）乳房炎治療・予防（alic 事業）

※alic…(独)農畜産業振興機構

背景・経緯など

- ・地震後、多くの酪農家で生乳出荷ができない状況が続いたため、乳房炎の治療や予防管理に取り組む農家を支援するための事業
- ・治療薬剤等の支給：乳房炎の治療薬剤及び予防用資材の支援
- ・乳房炎予防管理：生乳の出荷を再開し、また生乳の出荷再開が確実と見込まれる酪農経営体のうち乳房炎の予防管理のための取組への乳房炎予防管理対策金

実施にあたっての課題・対応・工夫など

- ・震災後は市町村役場も被害を受けており、被災証明書の迅速な発行が難しく、提出書類をそろえることが困難であった。

結果・実績など

- ・補助金額：①1/2 以内 ②650 円以内/搾乳牛1頭・1日（①②とも全額国）
- ・実績 ①治療薬剤等の支援 事業費 44 千円（補助金 20 千円）
②乳房炎予防管理 R6 年度：4,648 千円（9 戸 延べ 3,632 頭）
R7 年度：4,083 千円（3 戸 延べ 6,282 頭）

（カ）家畜の再導入支援（alic 事業）

背景・経緯など

- ・牛舎の損壊や、停電・断水による影響により家畜の死亡や廃用せざるを得ない状況となったことから、死亡、廃用又はやむを得ず売却した繁殖雌畜に代わる繁殖に供する雌畜の導入について支援した。

実施にあたっての課題・対応・工夫など

- ・農家が直接導入する家畜は対象とならず、JA 等が導入し農家に貸付する家畜のみが対象であったため、事業の活用が難しい地域も存在した。
- ・大規模災害では JA 等の被災も大きく、貸付事業をすることが困難であるため、農家直接導入に対しても支援する必要がある。

結果・実績など

- ・補助金額：導入費用の1/2以内（全額国）
（牛 上限：妊娠牛 275 千円、その他雌牛 175 千円）
（豚 上限：純粋種雌豚 100 千円、その他雌豚 40 千円）
- ・実績：牛 22 頭、事業費 9,987 千円（補助金 4,355 千円）

（キ）石川県金沢食肉流通センターの復旧

背景・経緯など

- ・被災による被害箇所の確認や点検により数日間操業停止となったが、1 月 8 日には操業を再開した。

実施にあたっての課題・対応・工夫など

- ・食肉センターは畜産分野のインフラ施設であり、長期間の操業停止は畜産農家や食肉事業者等への影響が大きい。このため、センター職員や関係事業者が一丸となり協力し、早期復旧に努めた。

結果・実績など

<令和 6 年度石川県金沢食肉流通センター災害復旧事業>

事業費：127,050 千円 事業内容：被災した設備の修繕

負担割合（国：61,883 千円、石川県：32,584 千円、金沢市：32,584 千円）



汚泥脱水機の内部部品の破損により、異音が発生
（修繕までの間は、75%出力で運用）

（ク）死亡家畜の処分

背景・経緯など

- ・畜舎倒壊等により多くの死廃家畜等が発生したため、死廃家畜等の運搬・処理経費に対する支援を令和 5 年度補正予算で措置した。

実施にあたっての課題・対応・工夫など

- ・搬出に時間を要した死亡家畜の処理は、県内で受け入れ可能な施設がなく、県外民間施設にて化製処理を実施した。運搬は、畜産経営災害等総合対策緊急支援事業（家畜経営災害緊急支援対策事業）（ALIC 事業）、処理は、畜産経営復旧緊急支援事業（家

畜処理）で対応した。

- ・死亡牛の処理（家畜保健衛生所での焼却）は、処理手数料等の減免により対応した。

結果・実績など

＜畜産経営災害等総合対策緊急支援事業（家きん経営災害緊急支援対策事業）＞

- ・補助金額：運搬等に要する経費の 1/2 以内
- ・事業実績：1 農家

＜畜産経営復旧緊急支援事業（家畜処理）＞

- ・補助金額：処理等に要する経費の 1/2 以内
- ・事業実績：1 農家

＜死亡牛検査後の処理手数料の減免＞

- ・減免実績：月齢 24 ヶ月以上 57 頭、3 ヶ月から 24 ヶ月未満 8 頭、3 ヶ月未満 19 頭

（シ）県畜産試験場での被災牛の飼養

背景・経緯など

- ・畜舎の損傷や断水・停電の継続により、被災農家での飼養継続が困難となった。
- ・全農石川県本部が農家から買い取った牛について、県で一部を引き受けることとした。
（かかる費用は令和 5 年度補正予算及び令和 6 年度当初予算で措置）

実施にあたっての課題・対応・工夫など

- ・もともと、子牛の受入態勢がなかったため、単管パイプを組み合わせて新たに飼養スペースを設置した。
- ・乳牛及び肉用牛ともに飼養環境の変化に敏感であることから、牛の移動に対しては最大の配慮を行った。
- ・飼料の変更も伴うことでストレスがかかった牛の状態等の観察に今まで以上に時間を費やした。

結果・実績など

＜畜産経営緊急支援事業＞

- ・県畜産試験場で受け入れた和牛子牛：61 頭

＜子牛受入れの様子＞



(ス) 乳用牛の預託

背景・経緯など

- ・被災農家で飼養継続が困難となった牛を県外酪農組織等へ預託する費用に対する支援として、令和5年度補正予算及び令和6年度当初予算で措置した。

実施にあたっての課題・対応・工夫など

- ・畜産経営災害等総合対策緊急支援事業実施要綱のうち、酪農経営災害緊急支援対策事業第2の1(2)の取組で対象となった子牛、期間を対象としたため利用しにくかった。
- ・災害による停電、断水での対応に多くの時間を要していたため、これまで利用していなかった県外の預託先を新たに探して預託する余裕がなかった。
- ・緊急的に農家間で預託をした場合は委託契約や飼養に要した経費がわかるものが必要であったため、それらの整理ができず利用できなかった。

結果・実績など

<畜産経営緊急支援事業>

- ・補助金額：定額（上限140円/日以内）
- ・補助実績：実績なし（県畜産試験場や全農での受け入れで足りたため）

(セ) 飲用水等の確保支援（alic事業）

背景・経緯など

- ・停電や断水により家畜への飲用水等の供給が停止し、飼養継続が困難となった。
- ・飼養管理に要する水を確保するため、農家自身が実施した揚水ポンプ等の整備、配管等の設置工事及び飲用水等の運搬、その他必要な取組の経費に対して支援した。
- ・また、関係団体が農家へ給水支援した際の経費にも支援した。

実施にあたっての課題・対応・工夫など

- ・実績報告時に購入品を使用している写真等を提出する必要があったが、農家自身が夜遅くまで飼養管理している中で撮影をすることが困難であった。
- ・汎用性の高いものは事業対象外であったため、実際に水の確保や家畜への供給に必要なであるものでも対象にならないこともあった。

結果・実績など

- ・補助金額：経費の1/2以内（全額国）
- ・実績：酪農15戸 事業費13,135千円（補助金5,970千円）
肉牛11戸 事業費1,097千円（補助金498千円）
豚1戸 事業費12千円（補助金5千円）

関係団体 1 件（8 戸） 事業費 238 千円（補助金 108 千円）

（ソ）牛舎、飼養管理の付帯施設・機械の補改修支援（alic 事業）

背景・経緯など

- ・震災により牛舎や飼養管理の付帯施設の損壊、機械の破損が多く発生したため、牛舎や機械の損壊、または緊急的な家畜の避難に伴う牛舎等の補改修について補助した。

実施にあたっての課題・対応・工夫など

- ・他事業でも同様の事業があるが、要件や補助対象、補助額が異なるため、どの事業を利用すればよいか震災後の混乱時に確認することが困難であった。

結果・実績など

- ・補助経費：経費の 1/2 以内（全額国）
- ・実績：肉牛 3 戸 事業費 242 千円（補助金 110 千円）

（タ）農家自身による電力確保支援（alic 事業）

背景・経緯など

- ・停電により家畜への飲用水等の供給が停止するなど飼養継続が困難となったため、停電に伴う電力確保に要する発電機の借上げ、運搬及び設置工事について補助した。

実施にあたっての課題・対応・工夫など

- ・大規模災害の場合、県内の発電機が足りず県外から確保する必要があり、発電機を探すこと自体が農家の負担となった。
- ・大型発電機の場合、農家自身で接続することができず電気保安協会等の人の手配が困難であった。

結果・実績など

- ・補助金額：経費の 1/2 以内（全額国）
- ・実績：肉牛 1 戸 事業費 56 千円（補助金 25 千円）
豚 1 戸 事業費 18 千円（補助金 8 千円）
鶏 2 戸 事業費 758 千円（補助金 344 千円）

（チ）土砂・がれき等の撤去・運搬（alic 事業）

背景・経緯など

- ・震災により牛舎や飼養管理の付帯施設の損壊が多く発生したため、損壊した畜舎等の土砂・がれき等の撤去・運搬について、当該撤去により経営再開できる場合に限り支

援した。

実施にあたっての課題・対応・工夫など

- ・撤去、運搬費についての補助であり、処分費については補助されておらず支援が行き届いていない。

結果・実績など

- ・補助金額：経費の 1/2 以内（全額国）
- ・実績：鶏 1 戸 事業費 5,953 千円（補助金 2,706 千円）

（ツ）今後の災害に向けた非常用電源の整備（alic 事業）

背景・経緯など

- ・災害等による停電時における家畜の生命維持に要する機械の稼働のための取組について補助するもの。
- ・畜産経営体の経営継続のため、①非常用電源を導入する費用、②非常用電源をリース事業者から借り受けるのに必要な経費について補助する。

実施にあたっての課題・対応・工夫など

- ・酪農部門では、災害等による停電時の搾乳継続用として整備するものが対象であり、飼料調製の機械装置等を対象とした整備は対象外とされ、導入できなかった事例があった。家畜の生命維持という観点から考えれば搾乳以外も対象となれば幅が広がると感じる。
- ・酪農部門では、トラクターに接続できる発電機は移動できることから事業対象外であったが、畜産農家が 1 地域に多数あるところでは、地域での導入も可能であれば今後に対して畜産農家団体として対策できたのではないかと。

結果・実績など

- ・補助金額：経費の 1/2 以内（全額国）
- ・実績：①実績なし
②酪農 1 戸 事業費 4,480 千円（補助金 2,036 千円）

キ 林業の復旧・復興

(ア) 被害状況調査

背景・経緯など

【レーザ測量】

- ・地震により、奥能登地域を中心に山腹崩壊などが広範囲で発生した。被災箇所は、それまでのヘリコプター調査や空中写真などで確認されている箇所に留まらず、森林に覆われ、目視では確認困難な箇所においても山地の亀裂や山腹斜面の崩壊等が発生していると考えられ、こうした箇所はその後の降雨等により、崩壊の新たな発生や拡大につながるおそれがあった。
- ・このため、令和6年1月25日に国（令和6年能登半島地震非常災害対策本部）から公表された「被災者の生活と生業支援のためのパッケージ」の一環として、林野庁では、国土地理院と連携し、航空機に搭載したレーザ測距装置を使用して地表を3次元で計測する航空レーザ測量を実施し、地形変化を詳細に把握・分析することにより、今後の降雨等による災害を防ぐための治山対策等による復旧整備に役立てることとした。
- ・実施にあたっては、航空レーザ測量を基本測量として国土地理院が行い、同時進行で地形の解析を林野庁が行った。
- ・データは県や市町に提供され、被害調査に活用された。

<経過（令和6年）>

年月	内容
1月26日	・林野庁が航空レーザ測量を実施する旨を公表
7月3日	・林野庁が地震後の地形状況を把握する航空レーザによる点群データ等の速報成果や崩壊箇所・亀裂の位置を把握する微地形表現図等の速報成果について、県等の関係機関へ提供を開始

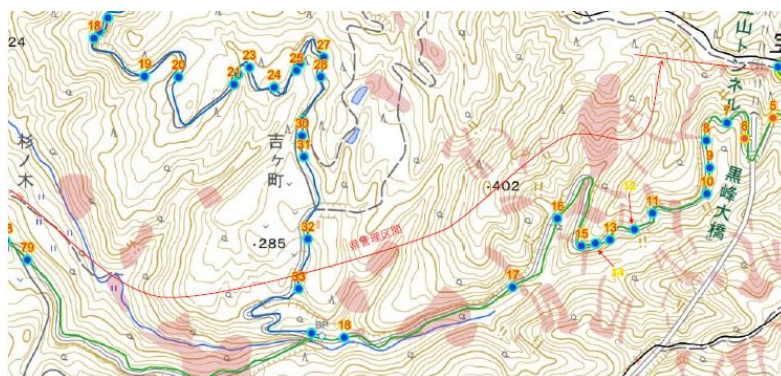
- ・調査地域：地震により、山腹斜面に亀裂が発生しているなど地盤が脆弱になっている可能性が高い地域。具体的には、最大震度7を観測し、その後も地震が頻発した能登地域及び震度6弱を観測した地域

【山地災害調査アプリ】

- ・林地や治山・林道施設の被害については、発災当初は上空から撮影された航空写真より被害概要を把握していたが、被害状況が明らかになるにつれて、箇所が非常に多く、広域的に点在していたため、通常の調査方法では被害状況の取りまとめにかなりの日数を要することが判明した。このため、林野庁が開発した「山地災害調査アプリ」を本県でも使用できるようライセンスを取得し、スマートフォンやタブレット端末から位置情報を照合し迅速に被災箇所へ向かうことができたほか、被害規模や写真等の情報をクラウド上にアップロードすることで、被害状況調査のデータを効率的に整理し一元管理できる体制を構築した。

結果・実績など

- ・レーザ測量や調査アプリの活用により、現地調査に要する時間を大幅に短縮することができ、調査時の位置情報も共有できるようになったことから、奥能登豪雨災害の時の再調査や現地測量の際に被害個所の位置特定が容易にできるようになった。



山地災害アプリにより表示された被害個所

(イ) 災害査定

背景・経緯など

【林道事業】

- ・令和6年5月13日から災害査定が開始。
- ・9月に発生した奥能登豪雨により治山施設や林地、林道が再度被災したため、災害査定と並行して現地調査を行った。
- ・令和6年12月19日に災害査定が完了した。

＜事前対応含めた経過＞

年月	内容
令和 6 年 3 月 8 日	・ 被災状況確認及び応急調査業務開始
5 月 13 日	・ 災害査定開始
9 月 21～23 日	令和 6 年奥能登豪雨
12 月 19 日	・ 災害査定完了

【治山事業】

- ・ 令和 6 年 2 月 27 日から災害査定が開始。
- ・ 9 月に発生した奥能登豪雨により治山施設や林地が再度被災したため、災害査定と並行して現地調査を行った。
- ・ 令和 6 年 12 月 20 日に災害査定が完了した。

＜事前対応含めた経過＞

年月	内容
令和 6 年 1 月 3 日	・ 被災状況確認及び応急調査業務開始
2 月 27 日	・ 災害査定開始
9 月 21～23 日	令和 6 年奥能登豪雨
12 月 20 日	・ 災害査定完了

実施にあたっての課題・対応・工夫など

- ・ 能登半島地震及び奥能登豪雨による災害は、被害が広域的かつ甚大であり、他府県からの職員派遣を頂いてはいたものの、被災箇所が膨大であったことから、災害査定を年内に完了させることが困難な状況であった。
- ・ このため、激甚災害時に適用できる大規模査定方針による概略設計及び、写真を活用した机上査定により、査定資料の作成時間及び現地への移動時間を短縮でき、災害査定迅速化が図られた。
- ・ これらの査定簡素化により令和 6 年内に全路線で災害査定を完了することができた。

結果・実績など

【林道事業】

- ・ 災害査定件数 682 件
査定決定額 19,824,862 千円

【治山事業】

- ・ 災害査定件数 109 件
査定決定額 22,820,563 千円（災関含む）



(ウ) 林道・治山施設の復旧対策

背景・経緯など

【林道事業】

- ・能登半島地震及び奥能登豪雨災害により被災した林道施設を復旧する。

【治山事業】

- ・能登半島地震及び奥能登豪雨災害により能登地域の広い範囲で林地や治山施設の損壊等が多数発生したため、災害復旧事業等により復旧する。

実施にあたっての課題・対応・工夫など

- ・大規模査定方針による概略設計による災害査定を実施していることから、復旧工事発注前に測量・設計業務を発注し、その結果により必要があれば重要変更協議を国と行わなければならないため、測量・設計業務が完了した箇所から順次協議を行い、完了した箇所から復旧工事を発注している。

結果・実績など

進捗状況（R7.12月末時点）：

【林道事業】

- ・林道災害復旧事業、（作業道）造林事業
約5割の路線で測量・設計業務に着手済
約1割の路線で復旧工事に着手済



<特記事項：非常時に林道を迂回路として活用>

- ・今回の災害では国道や県道が大規模な崩落等により長期間通行止めになったことから、輪島市の小池町や大沢町では集落の孤立を解消するため、管理主体である輪島市が国土交通省、県土木部の支援を受け、林道小池線、林道大沢線の啓開作業を実施し迂回路を整備した。これにより、被災した自宅の片付けや生活用品を避難所に運んだりのための生活道路として地域住民に利用された。
- ・また、携帯電話会社から、山頂付近にある基地局や伝送路の復旧工事に林道を使用したいとの申し出があったため、県や市町が応急工事を実施し工事車両の通行を確保した。

【治山事業】

・ 治山施設災害復旧事業

災害復旧工事が必要な林地 109 箇所は約 7 割の箇所で工事を実施し、5 箇所で完了した。



（エ） 国の直轄事業による治山施設の復旧

背景・経緯など

- ・ 能登半島地震では大規模かつ広域的に林地や治山施設の被害が発生した。このため、県では、国が直轄事業により、県に代わって災害復旧事業等を実施する「民有林直轄治山事業」を要請した。
- ・ 国では国土保全上、重要かつ大規模で高度な技術を要する珠洲市大谷地区や輪島市鳳至地区などの 6 区域について、直轄で災害復旧事業等を実施することを決定し、速やかに応急復旧工事に着手した。
- ・ 令和 7 年 12 月現在、本年度計画の本復旧工事が 4 箇所完了した（令和 8 年 3 月までに本年度計画の 13 箇所全てが完了の見込み）。

令和6年能登半島地震により甚大な被害を受けた石川県輪島市及び珠洲市内の民有林6区域の荒廃山地において、林野庁直轄による「民有林直轄治山事業」を実施します。

【事業区域】 輪島市：大久保区域、鳳至区域、寺山南区域、興徳寺区域
 珠洲市：大谷区域、南方区域

大久保区域（輪島市）



大谷区域（珠洲市）



鳳至区域（輪島市）



寺山南区域（輪島市）



興徳寺区域（輪島市）



南方区域（珠洲市）



(オ) 林業事業体・特用林産事業者の再建支援

背景・経緯など

- ・ 林業関連施設の被害に対しては、国の補助事業に県、市町で上乗せ補助を措置することにより、事業者負担が1割となる事業「石川県被災木材加工流通施設等復旧対策事業」を創設した。

実施にあたっての課題・対応・工夫など

- ・ 事業の実施にあたっては、震災以前は補助事業を活用したことが無いなど、不慣れな事業者が多かったため、復旧方針に対する相談対応や申請書類の作成指導など、事業者に寄り添った支援を実施した。

結果・実績など

- ・ 進捗状況（R7.12月末時点）：
申請予定31者の内、29件が申請
- ・ 令和7年12月時点で、経営再開意欲のある事業者のうち、一部再開を含めて全体の約9割の者が何らかの経営を再開した。
- ・ 宝達志水町以北の木材生産量については、令和7年1月～12月の実績で令和5年同期比の約7割まで回復した。

<木材加工施設>



復旧前



復旧後

(カ) (雇用関係) 被災がない地域での伐採活動、被災事業者を受け入れるための新事業地確保

背景・経緯など

- ・奥能登地区で林道に甚大な被害が発生し林業の継続が危惧されたため、他地域に移動してのなりわい継続に必要な交通費、機械のレンタル経費などについて、林野庁に要望し措置された。(国→全国森林組合連合会→事業主体)

実施にあたっての課題・対応・工夫など

- ・他地域でのなりわい継続には事業地の確保が欠かせないため、石川県森林組合連合会や中能登森林組合と調整し、受け入れ態勢を構築した。

結果・実績など

- ・37人(R6)、54人(R7)。

(キ) 県産材の需要と供給のミスマッチを解消するための取組

○県産材供給体制強化事業

背景・経緯など

- ・県内の木材産業は小規模・零細であり、少量・多品種の注文生産で在庫もあまり持たない経営実態の中、応急仮設住宅の建設の際には需要の急増に対応できず、県産材の使用量は低位であった。
- ・また、応急仮設住宅の建設には一般社団法人 JBN・全国工務店協会にも協力いただいたが、県外の工務店からは「県産材を使いたいけどどこに声を掛ければ良いかわからない。入手先を教えてほしい」といった、県産材の入手先などの問合せがあった。
- ・被災した住宅の多くが木造であったことから、木造住宅は地震に弱いといった風評被害がでることが懸念された。
- ・こうしたことから、住宅の再建などの復興需要に向け、県産材が供給できるよう、①石川県産材調達支援ワンストップ窓口の設置、②石川県木材産業強化協議会の開催に加え、木造＝地震に弱いといった誤解が生まれないよう③木造建築の耐震強度や安全性についてのパンフレットの作成を内容とする「県産材供給体制強化事業」を R6.6 月補正で実施した。

実施にあたっての課題・対応・工夫など

- ・石川県産材調達支援ワンストップ窓口は、県の広報やマスコミ各社への情報提供により周知を図った。
- ・石川県木材産業強化協議会は、川中の木材産業関係者だけでなく、原木を供給する森林組合など川上側の関係者にも参加してもらった。協議会の開催においては、会

場を能登にするなど、被災した能登の事業者が参加しやすいようにした。

- ・パンフレットの作成は、木造住宅の被害状況の調査を林業試験場に依頼し被害実態の解明を行うとともに、被災住宅の再建支援予算の情報や「いしかわ型復興住宅」モデルプラン集なども掲載した。

結果・実績など

- ・石川県産材調達支援ワンストップ窓口では当初想定していた柱材などの建材だけでなく、能登ヒバを中心に、小物などの木製品向けの原料についての問合せもあり、新たなビジネスの創出につながった。
- ・また、石川県木材産業強化協議会では、他県の製材工場の先進事例紹介や災害公営住宅の情報提供、製材工場間の連携の可能性についての協議などを行った結果、複数の事業者から製材工場の規模拡大などの相談があり、R7.2月補正・R8年度予算での事業化につながった。
- ・被災木造住宅を調査した結果、旧耐震基準で建てられた住宅の多くは被害を受けていたが、新基準で建てられた住宅のほとんどは被害無か軽微な被害であることが判明した。

(https://www.pref.ishikawa.lg.jp/shinrin/mokuzai/documents/kinoie_jishin.pdf)



○いしかわの森で作る住宅推進事業

背景・経緯など

- ・県では従来から、手入れ不足人工林の発生を未然に防止し、森林の公益的機能の維持増進を図るため、「いしかわ森林環境税」により県産材を使用した住宅などに対す

る助成制度を実施していた。

- ・復興需要で県産材が使われ、被災者の住宅再建だけでなく、林業、木材産業のなりわい継続に資する需要を創出するため、令和7年度から、能登半島地震・奥能登豪雨に被災した方が県産材を使用した住宅により再建する場合の助成額について、従来の2倍にするとともに、県産材の使用量の要件を従来の5m³以上から3m³以上に緩和する特例を措置し、10～100万円の補助を行った。

助成単価		県産材の使用量に応じて下記の単価で助成します。						
通常枠	区分	-	5～7m ³	7～15m ³	15～20m ³	20m ³ ～	25m ³ 以上、かつ 県産材使用率90%以上	木崩、 ウッドデッキ
	単価	-	7万円	10万円	15万円	30万円	50万円	5～15万円
特例 措置	区分	3～5m ³	5～7m ³	7～15m ³	15～20m ³	20m ³ ～	25m ³ 以上、かつ 県産材使用率90%以上	木崩、 ウッドデッキ
	単価	10万円	15万円	20万円	30万円	60万円	100万円	-

実施にあたっての課題・対応・工夫など

- ・高齢化が進んでいる能登地区での住宅再建は、平屋などの床面積の小さい家が増えることを想定し、県産材使用量の区分を5m³から3m³に引き下げた。

結果・実績など

- ・実績：25件、660万円（R7.12月末時点）。

ク 水産業の復旧・復興

(ア) 震災による水産関係被害の全体像

※被害数の()内数字は6市町の数

施設	内容	被害数	関係市町	備考
港湾 10 港 (県管理)	防波堤、岸壁、 物揚場、道路、 埠頭用地損傷	10 港 (7)	金沢市(1)、七尾市 (1)、輪島市(1) ^{※1} 、 珠洲市(1)、羽咋市 (1)、志賀町(1)、 穴水町(1)、能登町 (2)、加賀市(1)	※1 鹿磯漁港 他、志賀町から 輪島市、珠洲市 の外浦海域の 21 漁港+2 港湾で は、地盤隆起に より、海底の露 出や水深が不足
港湾 2 港 (市管理)	防波堤、岸壁、 物揚場、道路、 埠頭用地損傷	2 港 (2)	七尾市(2)	
漁港 8 港 (県管理)	防波堤、岸壁、 物揚場、臨港道 路損傷	7 漁港 (7)	七尾市(1)、輪島市 (2) ^{※1} 、珠洲市(2) [※] ¹ 、志賀町(1) ^{※1} 、 能登町(1)	
漁港 61 港 (市町管理)	防波堤、岸壁、 物揚場、臨港道 路損傷	53 漁港 (52)	七尾市(13)、輪島市 (10) ^{※1} 、珠洲市(5) [※] ¹ 、白山市(1)、志賀 町(6) ^{※1} 、穴水町 (8)、能登町(10)	
漁船	転覆、沈没、座 礁、一部損壊、 流出 ^{※2}	340 隻 以上 (339)	七尾市(14)、小松市 (1)、輪島市(79)、 珠洲市(60)、志賀町 (92)、穴水町(4)、 能登町(90)	※2 流出した 漁船のうち 18 隻が新潟県の沿 岸に漂着
共同利用施設	断水、浸水、冷 凍冷蔵施設・選 別機・倉庫損壊 など	35 箇所 (29)	加賀市(1)、金沢市 (2)、七尾市(9)、 輪島市(3)、珠洲市 (7)、羽咋市(2)、 内灘町(1)、志賀町 (5)、穴水町(1)、 能登町(4)	
その他	岩のり畑、養殖 施設損壊	18 箇所 (18)	七尾市(2)、輪島市 (8)、珠洲市(3)、 志賀町(3)、穴水町 (2)	

[1] 漁港

① 県管理漁港

橋立漁港を除く7漁港（蛸島、狼煙、舢倉島、鹿磯、高倉、石崎、富来）で
防波堤、岸壁、物揚場、臨港道路が損傷

※ 鹿磯漁港では、地盤隆起により、漁船の接岸不可

② 市町管理漁港

市町管理 61 漁港のうち、53 漁港で防波堤、岸壁、物揚場、臨港道路が損傷の報告。

また、外浦地域（志賀町、輪島市、珠洲市）を中心に、地盤隆起している漁港を複数確認。

③ 地盤隆起が確認された漁港（計 21 漁港）※港湾（輪島港・飯田港）を含めると計 23 港

県管理：富来（志賀町）、鹿磯（輪島市）、狼煙、蛸島（珠洲市）

市管理：赤崎、領家、七海（志賀町）

光浦、名舟、皆月、深見、黒島、曾々木、鵜入、赤神、
劔地、大沢（輪島市）

真浦、長橋、寺家、小泊（珠洲市）



〔2〕 漁船

市町名	転覆・沈没	座礁	一部損壊	流出	合計
七尾市	6 隻以上	5 隻以上	2 隻以上	1 隻以上	14 隻以上
輪島市	1 隻以上	11 隻以上	65 隻以上	2 隻以上	79 隻以上
珠洲市	11 隻以上	15 隻以上	20 隻以上	14 隻以上	60 隻以上
志賀町	15 隻以上	10 隻以上	60 隻以上	7 隻以上	92 隻以上
穴水町	1 隻以上	1 隻以上	1 隻以上	1 隻以上	4 隻以上
能登町	17 隻以上	26 隻以上	28 隻以上	19 隻以上	90 隻以上
6 市町計	51 隻以上	68 隻以上	176 隻以上	44 隻以上	339 隻以上
小松市	1 隻以上	—	—	—	1 隻以上
県全体	52 隻以上	68 隻以上	176 隻以上	44 隻以上	340 隻以上

※流出した漁船のうち 18 隻が新潟県の沿岸に漂着

〔3〕 共同利用施設：35 箇所

① すず支所（7 箇所）

荷捌き所 シャッター全壊、製氷冷凍施設 損壊、給油施設 基盤隆起（蛸島漁港（珠洲市））

給油施設 破損（狼煙漁港（高屋地区）（珠洲市））

荷捌き所 損壊（狼煙漁港（折戸地区）（珠洲市））

荷捌き所 亀裂（鵜飼漁港（珠洲市））、冷蔵施設 破損（飯田港（珠洲市））

冷凍冷蔵施設 破損、貯氷施設 破損（寺家漁港（珠洲市））

製氷貯氷施設 亀裂（狼煙漁港（狼煙地区）（珠洲市））

② 輪島支所（2 箇所）

荷捌き所 隆起及び亀裂、シャッター破損、事務所 破損、給油施設 損壊（輪島港（輪島市））

冷蔵施設 損壊、荷捌き所 損壊（舳倉島漁港（輪島市））

③ 門前支所 製氷貯氷施設 破損、荷捌き所 亀裂（鹿磯漁港（輪島市））

④ 小木支所 冷凍施設 停電による冷凍水産物の溶解（小木港（能登町））

⑤ 内浦出張所 荷捌き所 隆起及び亀裂、シャッター破損、給油施設 損壊（松波漁港（能登町））

⑥ 能都支所 製氷貯氷施設 破損、荷捌き所 陥没、事務所 損壊（宇出津港（能登町））

⑦ 穴水支所 駐車場 隆起及び陥没（大町（街中）（穴水町））

⑧ 七尾支所 冷蔵施設 破損、荷捌き所 損傷（石崎漁港（七尾市））

⑨ 七尾西湾出張所 駐車場 亀裂（中島町（街中）（七尾市））

⑩ ななか支所（4 箇所）

- 荷捌き所 破損（庵漁港（七尾市））
- 駐車場 亀裂及び液状化、事務所 破損（七尾港（七尾市））
- 製氷貯氷施設 断水、選別機 破損（鰻目漁港（七尾市））
- 製氷施設 破損（七尾港鹿渡島地区（七尾市））
- ⑪ 矢田新支所 製氷貯氷施設 断水、構内 亀裂及び液状化（七尾港（七尾市））
- ⑫ 佐々波支所 事務所 亀裂（下佐々波漁港（七尾市））
- ⑬ 西海支所（2箇所）
 - 事務所 ガラス破損（富来漁港（志賀町））
 - 製氷貯氷施設 損壊、冷凍冷蔵施設 損壊、倉庫 損壊（赤崎漁港（志賀町））
- ⑭ 福浦港支所 荷捌き所 浸水、事務所 浸水（福浦港（志賀町））
- ⑮ 志賀支所 荷捌き所 浸水、シャッター 破損（安部屋漁港（志賀町））
- ⑯ 高浜支所 荷捌き所 浸水、シャッター 破損、事務所 シャッター破損（高浜漁港（志賀町））
- ⑰ 柴垣支所 滅菌海水装置 損傷（柴垣漁港（羽咋市））
- ⑱ 羽咋支所 給油施設 故障（滝港（羽咋市））
- ⑲ 内灘支所 冷蔵施設 浸水（大野川岸壁（内灘町））
- ⑳ 本所（2箇所）
 - かなざわ総合市場 荷捌き所 隆起、製氷施設 破損、事務所 破損（金沢港（金沢市））
 - 大田原資材倉庫 損壊（大田原地区（街中）（能登町））
- ㉑ 金沢支所事務所 亀裂（金沢港（金沢市））
- ㉒ 加賀支所荷捌き所 亀裂（橋立漁港（加賀市））
- ㉓ カキ殻リサイクルセンター 亀裂、破損（七尾市）

〔4〕 岩のり畑：13箇所…岩のり畑（着底基質）が地盤隆起により露出

- 輪島市 8箇所（劔地、大泊、腰細、赤神、鹿磯深見、吉浦、鶴入大川、上大沢）
- 志賀町 2箇所（西浦、福浦千ノ浦）
- 珠洲市 3箇所（珠洲北部：2箇所、狼煙）

〔5〕 養殖施設：5箇所

- カ キ養殖 2箇所（七尾市、穴水町）…はえ縄等破損、資材流出
- トリガイ養殖 2箇所（七尾市、穴水町）…はえ縄等破損、資材流出
- サーモン養殖 1箇所（志賀町）…生け簀破損

〔6〕 被害額

	件数	金額(百万円)
漁港	60	97,000
漁業関連施設	358	1,097
共同利用施設	35	2,594
計	453	100,691

(イ) 漁港の復旧対策

○災害査定

背景・経緯など

<経過>

年月	内容
令和6年 3月7日	・第1次災害査定が開始(～8日)
3月21日	・第2次災害査定が開始(～22日)
3月26日	・第3次災害査定が開始(～28日)
4月11日	・第4次災害査定が開始(～12日)
4月15日	・第5次災害査定が開始(～16日)
4月22日	・第6次災害査定が開始(～25日)
5月9日	・第7次災害査定が開始(～10日)
5月13日	・第8次災害査定が開始(～16日)
5月27日	・第9次災害査定が開始(～29日)
6月11日	・第10次災害査定が開始(～14日)
6月17日	・第11次災害査定が開始(～19日)
6月25日	・第12次災害査定が開始(～26日)
7月8日	・第13次災害査定が開始(～12日)
7月16日	・第14次災害査定が開始(～19日)
8月13日	・第15次災害査定が開始(～16日)
8月19日	・第16次災害査定が開始(～21日)
8月26日	・第17次災害査定が開始(～28日)
9月2日	・第18次災害査定が開始(～6日)
9月9日	・第19次災害査定が開始(～11日)
9月17日	・第20次災害査定が開始(～20日)
9月24日	・第21次災害査定が開始(～25日)

9 月 30 日	・ 第 22 次災害査定が開始（～4 日）
10 月 7 日	・ 第 23 次災害査定が開始（～11 日）
10 月 15 日	・ 第 24 次災害査定が開始（～18 日）
10 月 21 日	・ 第 25 次災害査定が開始（～25 日）
10 月 28 日	・ 第 26 次災害査定が開始（～1 日）
11 月 5 日	・ 第 27 次災害査定が開始（～8 日）
11 月 11 日	・ 第 28 次災害査定が開始（～15 日）
11 月 18 日	・ 第 29 次災害査定が開始（～22 日）
11 月 25 日	・ 第 30 次災害査定が開始（～29 日）
12 月 9 日	・ 第 31 次災害査定が開始（～13 日）
12 月 23 日	・ 第 32 次災害査定が開始（～27 日）
12 月 27 日	・ 災害査定が完了

実施にあたっての課題・対応・工夫など

- ・ 広範囲かつ多数の漁港が同時に被災したため、優先順位をつけながら順次査定を実施した。
- ・ 負担法の漁港施設と海岸保全施設、暫定法の沿整施設と漁港施設と共同利用施設など、災害査定を受ける施設の種類が多く、申請者も県、市町、漁協と多様だった。
- ・ 前例のない大規模査定方針の適用に対して、申請者である事務所・市町に対し 2 月に県主催で説明会を行った。
- ・ 2 月～3 月には、水産庁の総括査定官が能登の市町を訪問し、復旧の指導にあたった。その際、小木港に停泊していた漁業調査指導船「白山丸」に宿泊した。
- ・ 能登で宿泊先の確保に難儀して、宿の情報を共有していた。
- ・ 査定の進捗が進まなかったため、申請の方法を取りまとめた事務連絡を 6 月に作成した。

結果・実績など

- ・ 漁港の早期復旧に向けて、令和 6 年 3 月より災害査定を実施し、同年 12 月に全て完了した。

○関係機関との協議、復興方針の策定

背景・経緯など

<能登の水産関係港の復興に向けた協議会>

- ・地震により、県内 69 の漁港と 12 港湾を合わせた 81 港のうち、72 港（60 漁港、12 港湾）で被害が生じた。特に輪島市から珠洲市にかけての能登外浦地域においては、地盤隆起によって港そのものの機能不全や水深不足による船舶の航行不能等の被害が確認されるなど、初めて経験する被害が生じた。また能登内浦地域では、地震による被害に加え、漁船の流失や防波堤の倒壊など津波による被害が確認された。さらに、能登外浦地域でも、志賀町では、漁船の出入港が可能であるものの地盤隆起によって岸壁と海面の間に差が生じたほか、陸上の漁港施設に大きな被害が生じた。
- ・こうした被害からの港の復旧・復興にあたっては、
 - ① 地盤隆起の影響が少なく従来の災害復旧方法である原形復旧を基本に早急な復旧を図る地域 と、
 - ② 地盤隆起が著しく原形復旧では到底対応できない、相当な時間を要することが予想される地域
 に大別されることから、復旧を急ぐ短期的な視点と、これまで抱えてきた能登の水産業の課題への対応や地域振興の観点も加味した中長期的な視点の双方を見据えた復旧・復興方法を関係者で協議・検討していくことが望ましい。
- ・このため、漁業者・漁業関係団体、行政機関、研究機関に加え、復興の各段階で必要となる調査分析などの知見を持つ有識者等を交えて議論する場、「能登の水産関係港の復興に向けた協議会」を設置し、能登の創造的復興に向けた「復興方針」を策定し、その実現を目指すこととした（「復興方針」はⅤ参考資料に掲載）。

<復興協議会の検討経過>

年月	内容
令和 6 年 3 月 25 日	・ 第 1 回協議会 →今後の進め方として、次のとおり決定 ①地盤隆起による港の機能不全地域（外浦地域）、漁港関係設備の被害地域（内浦地域）の 2 つに分けて分科会を設置し、具体的な議論を行う。 ②県の復興プランの策定も踏まえつつ、概ね 1 年以内に復興方針の策定を目指す。
5 月	・ 協議会分科会 ※非公開
5 月 16 日	・ 第 1 回令和 6 年能登半島地震漁業地域復旧・復興技術検討会（水産庁主催）
6 月 14 日	・ 第 2 回令和 6 年能登半島地震漁業地域復旧・復興技術検討会

	(水産庁主催)
7月5日	・ 第3回令和6年能登半島地震漁業地域復旧・復興技術検討会 (水産庁主催)
7月10日	・ 第2回協議会 →「復興方針の骨子」の決定
8月	・ 復興方針案について、関係市町・漁協支所から意見聴取 ※非公開
8月30日	・ 第3回協議会 →「復興方針」の決定 (同日、県水産課 HP で公表)

実施にあたっての課題・対応・工夫など

- ・ 復興方針の検討にあたっては、地元や漁協関係者との意思疎通が重要であり、丁寧な意見聴取が必要となった。

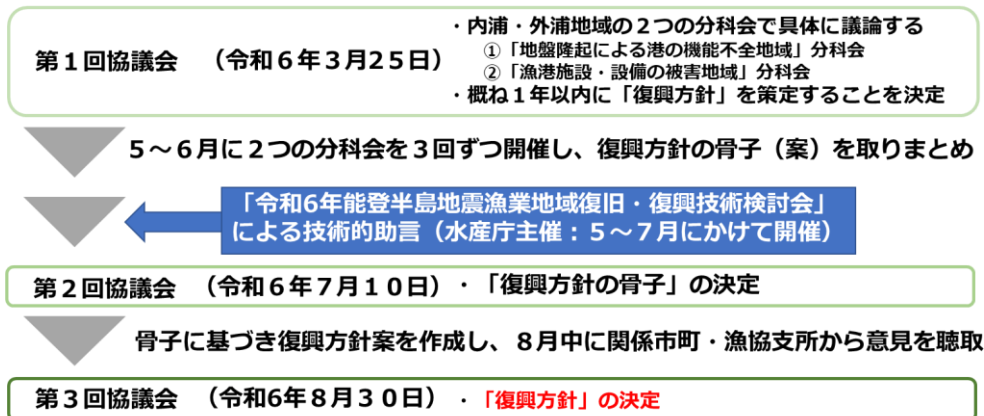
4. 復興方針②：復興協議会の議論経過

【復興協議会】

能登地域の水産業に関係する港の復興に向け、「能登の水産関係港の復興に向けた協議会（略称：復興協議会）」を設置し、**能登の創造的復興に向けた「復興方針」の策定を目指す。**

(メンバー) 学識経験者 (榎田 座長(金沢大学)、国土交通省国土技術政策総合研究所、国立研究開発法人水産研究・教育機構)
地元関係者 (石川県漁業協同組合)
行政機関 (国(水産庁、北陸地方整備局)、県(農林水産部、土木部)、七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町)

【スケジュール】



結果・実績など

- ・ 令和6年8月30日、第3回協議会で「能登の水産関係港の復興方針」を策定した。
(復興方針は「V参考資料4」を参照)

4. 復興方針②：復興方針の概要

1) 基本的な考え方

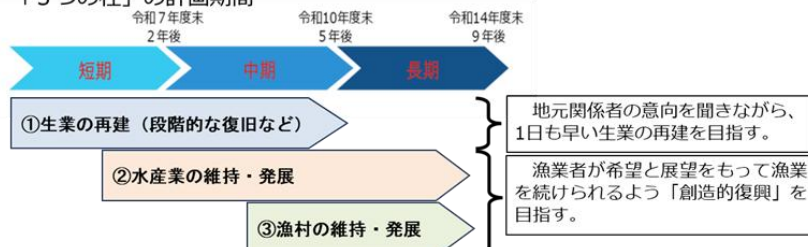
復旧に当たっては、それぞれの被災状況に応じて地元市町関係者の意向を聞き、また高度な技術が必要なことから国と連携し、1日も早い「**生業の再建**」を目指す。

また、漁業者が希望と展望をもって漁業を続けられるよう、単なる原形復旧にとどめず、「**水産業の維持・発展**」「**漁村の維持・発展**」に向けた検討を行い『創造的復興』を目指す。

2) 基本的考え方の「3つの柱」と「主な施策」

3つの柱	主な施策
1. 生業の再建	1) 被災状況に応じた 段階的な復旧 （仮復旧(応急)、本復旧) 2) 漁業者への当面の支援
2. 水産業の維持・発展	1) 拠点港における重要施設の強靱化（耐震・耐津波対策） 2) 港機能の役割分担を踏まえた施設整備の検討
3. 漁村の維持・発展	1) 漁港と漁村の一体性の確保、生活環境の改善 2) 漁港を活用した海業振興

3) 「3つの柱」の計画期間



○港の復旧状況

背景・経緯など

- ・復興方針に基づき、利用しながら復旧を進めており、令和10年度末までの完了を目指している。

実施にあたっての課題・対応・工夫など

- ・課題：漁港は、国民に水産物を安定的に供給するための重要な漁業活動の基盤であり、一日でも早い生業再建のためには、早期の機能回復が必要不可欠である。
- ・工夫：甚大な被害を受けた港でも早期に漁業を再開できるよう、仮復旧や応急復旧を進めることで、港全体の復旧工事が完了する前でも、段階的に水産業を再開できるようにしている。また、地元漁業者の意見を踏まえて、操業を継続しながら計画的に復旧を進めている。

結果・実績など

- ・令和7年3月までに県管理漁港7港全ての応急復旧が完了し、順次、操業が再開している。
- ・被災した72港（12港湾、60漁港）のうち、70港（12港湾、58漁港）については、順次、応急復旧等を行い、令和7年12月現在、68港（12港湾、56漁港）が利用可能となっている。残りの2港についても、順次、復旧工事を進める。
- ・また、地盤隆起による被害が大きく、復旧の目途が立っていない2港については、当面の間、応急復旧が完了した鹿磯漁港を利用している。

(令和 7 年 12 月末時点)

	港数	被害有	利用可能 (復旧中)	復旧完了	検討中
漁港（県）	8	7	7	1	－
漁港（市町）	61	53	49	4	2(※)
港湾（県・市町）	12	12	12	2	－
計	81	72	68	7	2

※隆起被害を受けた港のうち、輪島市の深見、黒島は、漁港管理者の市が復旧方針を検討中。

○積極的な情報発信

- ・復興を進めていくにあたり、漁業者が安心して計画的に漁業を続けていけるよう、「能登の水産関係港の復興方針」だけでなく、協議会の検討過程、主要な港の復旧状況、操業再開の状況を県水産課 HP で公表した。

(ウ) 国の権限代行等による復旧

背景・経緯など

- ・鵜飼漁港海岸（珠洲市）について、珠洲市長から農林水産大臣に対し、国の権限代行を求める要請を行い、令和 6 年 2 月 1 日に水産庁により権限代行工事の施行を行う旨の回答があった。
- ・第 4 種漁港（避難港）である狼煙漁港（狼煙地区）（珠洲市）について、県から農林水産大臣に対し、国の権限代行を求める要請を行い、2 月 8 日に権限代行工事の施行を行う旨の回答があった。

漁港名	漁港管理者	所在地
鵜飼（うかい）漁港海岸	珠洲市長	珠洲市宝立町春日野から同市宝立町鵜飼
狼煙（のろし）漁港 （狼煙地区）	県知事	珠洲市狼煙町から同市狼煙新町

参考 漁港海岸災害復旧事業の直轄代行位置図（鵜飼漁港海岸）



漁港災害復旧事業の直轄代行位置図（狼煙漁港（狼煙地区））



(エ) 水産関係施設の復旧（荷捌き施設・製氷貯蔵冷蔵施設・給油施設等）

背景・経緯など

- ・震災により、能登地域を中心とした県内 10 市町の 35 か所で、荷さばき施設、製氷施設、給油施設等 113 施設が被災した。共同利用施設を保有する県漁協により復旧を進めている。

2026年1月1日

復旧完了（応急含む）

施設	個数	場所
荷さばき	12	高浜、富来①、輪島（輪島崎）、輪島（海士町）、蛸島、蛸島（新）、庵、本所（総合市場） 安部屋、橋立、富来②、宇出津
製氷・貯氷	9	輪島（海士町）、蛸島①、小木、宇出津、本所（矢田新）、輪島（輪島崎）、西海、本所、鹿磯
冷凍・冷蔵	1	赤崎
冷蔵	1	内灘
給油施設	6	滝、富来、輪島（既設タンク修繕）、蛸島、輪島（輪島崎新設）、鰺目
その他	2	輪島（漁業研修施設）、福浦港（事務所）
フォークリフト	2	富来、赤崎
海水処理施設	7	高浜、輪島①、輪島②、輪島③、輪島④、柴垣、安部屋
漁船保全修理施設	3	高浜、輪島、本所
漁業漁具保管庫	8	高浜、富来①、富来②、赤崎①、赤崎②、輪島、安部屋、赤崎
漁業等作業休養施設	1	輪島
魚体選別施設	2	輪島①、輪島②
共同作業場	1	赤崎
資材倉庫	4	高浜、太田原、安部屋、輪島
種苗生産施設	1	輪島
水産物加工施設	1	輪島
選別機	1	鰺目
蓄用施設	1	輪島
水産業用生産資材製造施設	1	七尾市（中島）
事務所	1	金沢
駐車場	1	七尾（ななか支所前）
総計	66	

今後復旧予定

施設	個数	場所
荷さばき	4	舳倉島、鰺目、鹿磯、狼煙
製氷・貯氷	2	鰺目、狼煙
冷蔵	1	舳倉島
漁船保全修理施設	2	輪島、蛸島
漁業漁具保管庫	1	鰺目
共同作業場	1	西湾
事務所兼荷さばき	1	下佐々波
総計	12	

解体済、解体・統合予定（検討中含）

施設	個数	場所
荷さばき	6	折戸、寺家、輪島、松波、小木、石崎
製氷・貯氷	3	赤崎、高屋、蛸島②
貯氷	2	寺家、輪島
冷蔵	4	寺家、飯田、小木、石崎
給油施設	5	赤崎、輪島、高屋、松波、小木
直売所	1	富来
その他	3	穴水、蛸島（健康管理増進施設、漁業活性化推進施設）
運搬施設	1	輪島
漁船保全修理施設	3	高屋、狼煙、寺家
漁業漁具保管庫	2	富来、蛸島
共同作業場	1	高屋
廃棄物処理施設	2	舳倉島
情報通信施設	2	輪島、蛸島
総計	35	

- ・施設が利用可能となるまで、操業に必要な氷・燃油を遠方から調達・輸送するとともに、荷さばきできない漁獲物を遠方の市場まで輸送する必要が生じた。
- ・このため、掛かり増し輸送費の一部を支援することで、操業の早期再開と継続を後押しした。

<早期の操業再開支援>

【氷等の資材】

漁業の再開にあたっては、能登の広域で断水が起きたことに加え、製氷施設も損壊し、港の製氷機能が停止しました。

このため、隣県や金沢等の遠隔地で氷等の資材を調達し、能登の港へ運送する取組が行われました。県では操業の再開と継続のため、この取組を支援しました。

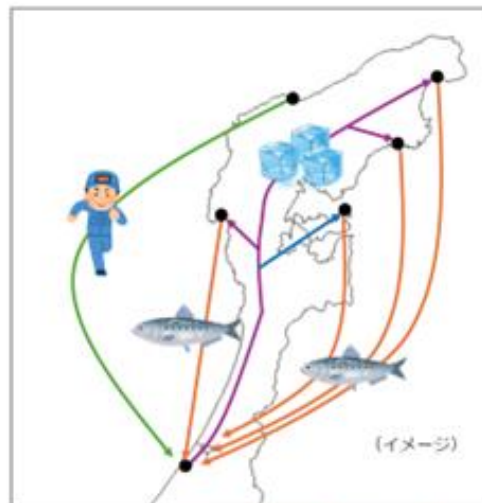
【漁獲物】

能登の港では、地震で荷捌所や競り場が損壊し、漁獲物を出荷できない状況に陥りました。

このため、能登の漁獲物を金沢の卸売市場へトラックで輸送出荷する取組が行われました。

【県の支援】

県では操業の再開と継続のため、資材や漁獲物の運送を支援しました。



(オ) 漁業者向けの支援施策の展開

○漁船等災害復旧支援事業（国：10/30、県：11/30、市町：6/30）

- ・概要：漁船・漁具に被害を受けた漁業者のために漁協等が共同利用（リース）に供する漁船の建造や中古船取得、漁具の導入に対する支援
- ・進捗状況（R8. 3. 31 現在）

	申請件数	R7 完了	R8 完了予定
漁船	65 件	59 件	6 件
漁具（網・かご等）※	55 件	53 件	2 件

※漁労設備含む

○漁場復旧対策支援事業（国：10/10）

- ・概要：豪雨等で土砂が流入した能登半島沿岸漁場の状況調査や漂流・堆積物の除去など漁場の復旧・回復に漁業者等が取り組む活動（人件費・用船料等）を支援

- ・ 支援単価：

- 人件費…4h までの活動 8,650 円/日、4h 以上の活動 17,300 円/日

- 潜水作業を伴う人件費…4h までの活動 22,300 円/日、

- 4h 以上の活動 44,600 円/日

- 用船料…15 トン未満の漁船 42,000 円/日、15 トン以上の漁船 54,000 円/日

- ・ 実績（R5～7 年度）：計 22.5 億円

○漁業復興担い手確保支援事業（国事業）

- ・ 概要：国から事業実施機関の県漁協に補助金交付され、受入機関である漁業経営体に助成。被災漁業者が地元での漁業を再開するまでの間、他の漁業者が被災漁業者を一時的に雇用して行う研修等を支援

- ・ 支援単価等：雇用主に、研修指導費として月額最大 18.8 万円、最長 24 か月支援別途、安全対策費（ライフジャケット、ヘルメット等）、労災保険料、研修移動費（転居に伴う移動に係る旅費）、教材費（雨合羽、長靴等）、居住費（最大 2.7 万円/月）を実費支給

- ・ 実績（R8.3 月末現在）：18 名受入（うち 13 名研修終了）

○支援制度の周知

- ・ 令和 6 年 1 月下旬に国の支援パッケージメニューが公表され、県もそれに呼応する形で支援策を取りまとめた。2 月中旬頃から、被災者に寄り添った支援メニューのわかりやすい手引きを作成し、現地説明会を開催。
- ・ 業務の課題ごとにグループ分けし、地域ごとに責任者を置いて県内各地を回る仕組みを作り、行政の支援メニューを最大限活用してもらえるよう周知した。



令和 6 年 2 月 19 日金沢会場の様子

(カ) 操業再開状況

- ・水産関係に甚大な被害がある中、定置網を中心に発災直後から操業を再開
- ・輪島港は、荷さばき所や燃油施設などに甚大な被害が生じるとともに、地盤隆起によって約 200 隻の漁船が座礁するなど、出港できない状態となったことから、浚渫工事や物揚場の応急復旧により漁船が順次移動。
- ・令和 6 年 11 月のカニ漁をはじめとして、令和 7 年 4 月からは順次、定置網漁業が、7 月からは海女のアワビ・サザエ漁が再開した。

《参考》操業再開の状況（令和 7 年 1～12 月）



輪島地区（輪島市）			珠洲地区（珠洲市）	
主な漁業	底びき網、刺し網、海女漁、かご		主な漁業	底びき網、定置網
再開状況	R6.7月：海女モズク漁の試験的再開 R6.10月：底びき網再開 R6.11月：刺し網再開 R7.5月：定置網再開 R7.7月：海女アワビ・サザエ漁再開		再開状況	R6.1月：定置網再開 R6.3月：底びき網再開
水揚げ状況	2,213トン(対R5年 41%) 1,667百万円(対R5年 65%)		水揚げ状況	5,421トン(対R5年 121%) 1,346百万円(対R5年 99%)
富来地区（志賀町）			能登地区（能登町）	
主な漁業	底びき網、定置網、まき網、かご		主な漁業	定置網、いか釣り、底びき網
再開状況	R6.1月：定置網、底びき網、かご（えび）再開 R6.3月：かご（べにずわい）再開 R6.5月：まき網再開		再開状況	R6.1月：定置網、小型いか釣り再開 R6.3月：底びき網再開 R6.5～6月：中型いか釣り出漁
水揚げ状況	7,920トン(対R5年 82%) 2,442百万円(対R5年 103%)		水揚げ状況	8,783トン(対R5年 131%) 2,376百万円(対R5年 71%)
七尾地区（七尾市、穴水町）			七尾地区（七尾市、穴水町）	
主な漁業	定置網、底びき網、養殖（能登とり貝、カキ）		主な漁業	定置網、底びき網、養殖（能登とり貝、カキ）
再開状況	R6.1月：定置網、底びき網、カキ養殖出荷再開 R6.5月：能登とり貝出荷開始		再開状況	R6.1月：定置網、底びき網、カキ養殖出荷再開 R6.5月：能登とり貝出荷開始
水揚げ状況	14,573トン(対R5年 158%) 2,494百万円(対R5年 111%)		水揚げ状況	14,573トン(対R5年 158%) 2,494百万円(対R5年 111%)
主要地区水揚げ状況（令和7年1月～12月）				
北部 6市町計 （志賀町、輪島市、珠洲市、能登町、穴水町、七尾市）		石川県合計 （加賀市、金沢市、北部 6市町）		
38,910トン(対R5年 110%) 10,324百万円(対R5年 87%)		43,517トン(対R5年 110%) 13,388百万円(対R5年 90%)		

主要地区水揚状況の比較（漁獲量）



漁獲量	震災後1年目 (令和6年1～12月)			震災後2年目 (令和7年1～12月)			(参考：震災前)	
	(トン)	対平年	対令和5年	(トン)	対平年	対令和5年	平年 (トン)	令和5年 (トン)
富来地区 (志賀町)	5,402	55%	56%	7,920	81%	82%	9,747	9,607
輪島地区 (輪島市)	232	4%	4%	2,213	38%	41%	5,834	5,443
珠洲地区 (珠洲市)	3,315	73%	74%	5,421	119%	121%	4,564	4,475
能登地区 (能登町)	6,277	82%	94%	8,783	115%	131%	7,647	6,708
七尾地区 (七尾市・穴水町)	8,314	86%	90%	14,573	151%	158%	9,636	9,202
北部6市町計 (志賀町、輪島市、珠洲市、 能登町、穴水町、七尾市)	23,540	63%	66%	38,910	104%	110%	37,429	35,434
石川県合計 (加賀市、金沢市、 北部6市町)	28,566	68%	72%	43,517	104%	110%	41,931	39,669

※平年：令和元年～5年の平均

主要地区水揚状況の比較（漁獲金額）



漁獲金額	震災後1年目 (令和6年1～12月)			震災後2年目 (令和7年1～12月)			(参考：震災前)	
	(百万円)	対平年	対令和5年	(百万円)	対平年	対令和5年	平年 (百万円)	令和5年 (百万円)
富来地区 (志賀町)	1,741	80%	73%	2,442	113%	103%	2,166	2,374
輪島地区 (輪島市)	320	13%	13%	1,667	67%	65%	2,474	2,561
珠洲地区 (珠洲市)	813	65%	60%	1,346	108%	99%	1,242	1,361
能登地区 (能登町)	2,649	87%	79%	2,376	78%	71%	3,057	3,368
七尾地区 (七尾市・穴水町)	2,361	125%	105%	2,494	132%	111%	1,891	2,238
北部6市町計 (志賀町、輪島市、珠洲市、 能登町、穴水町、七尾市)	7,884	73%	66%	10,324	95%	87%	10,829	11,901
石川県合計 (加賀市、金沢市、 北部6市町)	11,593	84%	78%	13,388	97%	90%	13,793	14,931

※平年：令和元年～5年の平均

(キ) 奥能登豪雨による被害・復旧状況

- ・奥能登豪雨災害により、狼煙漁港への土砂流入や鹿磯漁港での法面崩壊、流木漂着などの被害が生じたが、漁港の復興に支障となることはなかった。
- ・豪雨による漂流物の除去については、国の「漁場復旧対策支援事業」(前述)を活用し、漁業者自らが漂流・堆積物の除去等の活動を実施した。

	件数	被害額(百万円)
漁港	3	3
漁船	3	4
合計	6	7

大雨による漁港区域の被災状況



ケ 入札の不調・不発対策

背景・経緯など

- ・災害復旧工事等の本格化に伴い、特に奥能登地域では建設業者の不足が顕著となっている。これにより入札不調が発生し、農地や林地の復旧工事の遅れが懸念されている。

実施にあたっての課題・対応・工夫など

- ・これまで災害復旧工事等の円滑な発注に向け、

- ① 入札契約に関する取組
- ② 設計・積算における取組
- ③ 施工段階における取組

を実施しており、令和8年4月からは、標準積算基準と施工実態の乖離を是正するため、復興歩掛の導入を行うこととした。復興歩掛の導入にあたっては、農林水産部は関係省庁が複数にまたがるため連絡調整を密に行った。

(参考) 国による復興歩掛の導入(令和8年4月適用)

- ・土工に関する歩掛の日当たり作業量を20%低下する補正
- ・アスファルト舗装工に関する歩掛の日当たり作業量を10%低下する補正

「令和6年能登半島地震・奥能登豪雨」の復旧・復興工事の推進のため、大規模災害被災地特有の人材・資機材の不足や価格高騰・入札不調などの課題に対する各種対策を実施

① 入札契約に関する取り組み	② 設計・積算における取り組み
【業者の確保】 1. 指名競争入札の適用拡大 (災害復旧工事に限り1億円未満に拡大) 2. ダルマ方式(一抜け方式)の活用 3. ICT施工対象工事の見直し(指定型→希望型) 4. 発注ロットを拡大して発注(合併入札の活用) 5. 入札資格要件の緩和 (配置予定技術者の国家資格要件) 6. 総合評価「簡易型(Ⅲ)」の新設(技術提案の省略) 7. 概略発注の試行 (詳細が未確定でも概略で工事発注)	【適正な予定価格の算出】 1. 急激な資材価格変動に対する適正価格の反映 2. 施工箇所が複数に跨る工事の経費の算出 3. 標準と実勢が乖離している場合の見積採用 4. 遠隔地からの資材調達に関する費用計上 5. 地域外からの労働者確保に要する間接費用計上 6. 地域外からの技術者確保に要する間接費用計上 7. 災害復旧事業における避暑・避寒対策費および快適トイレの費用計上 8. 2種以上の工種からなる工事の合併について
【技術者の確保】 8. 余裕期間制度の拡充 9. 主任技術者・現場代理人の兼務制限の緩和 10. 監理技術者等の兼務制限、途中交代の要件を緩和 11. 復旧・復興V制度の活用	③ 施工段階における取り組み
	【技術者の確保】 1. 適切な工期延長、一時中止命令の対応 2. 配置技術者の途中交代 3. 週休2日工事の対象拡大
	【円滑な執行】 4. 遠隔臨場の積極的な活用 5. 資材供給体制の確保(定期的な調査、安定確保を要請) 6. 国市町など他発注者との調整(発注者調整会議)

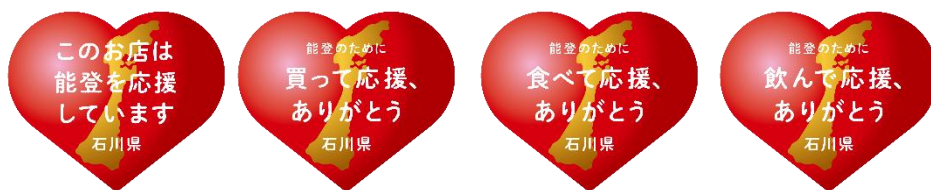
コ 復興応援に係る取組

(ア) 能登のために、石川のために 応援消費お願いプロジェクト（知事室戦略広報課）

背景・経緯など

- ・能登半島地震を受け、能登のみならず、金沢以南でも、飲食や観光、県産品の製造・販売を行う事業者の売り上げが大幅に減少するなど深刻な影響を受けた。
- ・そのため、令和6年2月1日から、共通のロゴを店舗や商品に貼ってもらうことで、消費活動を通じた応援の機運を高める「応援消費お願いプロジェクト」を開始した。
- ・ロゴマークのデータは県ホームページから無料でダウンロードでき、能登を応援する気持ちがある方には誰でも無料で使用できることとした。
- ・また、プロジェクトを広く知ってもらい、石川県産品の消費を全国的に促進するために、石川県にゆかりのある著名人の方々が応援消費を呼びかけるPR動画を制作した。

【ロゴマーク（例）】



結果・実績

- ・農林水産部の対応
 - 各課が関係する団体・飲食店・宿泊施設等にプロジェクトの案内及びロゴマークの使用の呼びかけを行った。
 - 各課が開催する復興応援イベント（次項）において、ロゴマークを掲示した。

(イ) 農林水産部関係イベント

背景・経緯など

- ・発災直後は、道路の寸断による物流停止や、断水で出荷調整作業ができない状況になり、販路を失うことが懸念された。また、出荷再開後も、これまで販売していた地元の直売所や飲食店・旅館等が休業しており、代わりとなる販路の確保が必要であった。
- ・全国的な能登・石川を応援する機運にあわせ、県内外の飲食店やホテル等から、能登を中心とした県産食材や加工品を取り扱いたいとの問い合わせが増加した。
- ・応援機運の高まりを追い風に、県内外において、能登を中心とした県産食材を切れ目なくPRし、能登の食材の新たな販路確保につなげ、農林漁業者の生業継続意欲を喚起した。

実施にあたっての課題・対応・工夫など

- ・応援機運を持続させるため、発災直後より、県内外で、切れ目なくフェアを実施している。

結果・実績など

OR5 年度

<能登半島地震復興応援「のと115 フェア」>

開催日・主催・会場

- ・開催日：2月10日～3月14日
- ・主催：奥能登原木しいたけ活性化協議会
- ・会場：金沢市・野々市市の飲食店（23店舗）

目的・対象農林水産物・実施内容

- ・対象店舗でのと115を使用した創作料理を提供
- ・フェア参加店や自宅でのと115の料理写真を撮影し、Web応募やInstagramでの投稿により、抽選でのと115詰め合わせ等が当たるプレゼント企画

<能登牛食べて応援しよう！>

開催日・主催・会場

- ・開催日：2月29日～5月6日
- ・主催：県、能登牛銘柄推進協議会
- ・会場：県内の能登牛認定店のうち参加店舗（64店舗）

目的・対象農林水産物・実施内容

- ・能登牛をはじめとする県産農産物の需要が低下していることから、県内での需要を喚起するために開催
- ・能登牛認定店で食事や購入をした方を対象に、抽選で能登牛精肉など「百万石の極み」食材が当たるプレゼント企画



<石川県アンテナショップ「八重洲いしかわテラス」オープン記念イベント>

開催日・主催・会場

- ・開催日：3月9、10日
- ・主催：県
- ・会場：八重洲いしかわテラス（東京都中央区八重洲）

目的・対象農林水産物・実施内容

- ・アンテナショップオープンを周知するとともに、北陸新幹線の石川県内全線開業に関連した誘客PRによる風評被害の払拭や、県産品の魅力発信を通じて、県内事業者の事業復興を後押し
- ・復興応援ブースを設置し、能登の地酒や食品、輪島塗などの工芸品を販売（輪島海女手摘み天然岩もずくの潮汁&ひやくまん穀おにぎりセットの配布、百万石乃白を使用した地酒の試飲、奥能登揚げ浜塩特別サンプルの配布、能登大納言小豆かのこの試食配布など）
- ・能登棚田米のお米すくいや食材サンプル展示等によるPR



<北陸新幹線県内全線開業 復興応援エアリーフローラフォトスポット設置>

開催日・主催・会場

- ・開催日：3月16日～（1週間）
- ・主催：エアリーフローラプロモーション実行委員会
- ・会場：金沢駅、小松駅、加賀温泉駅

目的・対象農林水産物・実施内容

- ・北陸新幹線県内全線開業日のお祝いとあわせて、能登の復興を後押しする企画を実施
- ・能登復興支援企画の一つとして、エアリーフローラの花言葉「希望」に思いを込めたフォトスポットを1週間程度設置

<能登応援ビブリオミニマルシェ>

開催日・主催・会場

- ・開催日：3月23日
- ・主催：県、公益財団法人いしかわ農業総合支援機構
- ・会場：石川県立図書館（金沢市小立野）

目的・対象農林水産物・実施内容

- ・能登半島地震で被害を受けた生産者を応援するため、能登を中心とした県産食材・加工品の販売・体験イベントを実施
- ・能登棚田米のお米すくい
- ・県産食材をテーマとした図書展示コーナー
- ・和菓子づくり体験教室



OR6 年度

<青山ファーマーズマーケットにおける能登応援フェア>

開催日・主催・会場

- ・開催日：①11月23日～24日 ②2月22日～23日 ③3月1日～2日
- ・主催：世界農業遺産活用実行委員会・国連大学
- ・会場：国連大学本部前広場（東京都渋谷区神宮前）

目的・対象農林水産物・実施内容

- ①能登の生産者による能登産品の販売
- ②能登の観光情報の発信
- ③能登の生産者によるトークイベント開催

<能登応援ミニマルシェ>

開催日・主催・会場

- ・開催日：6月29日
- ・主催：県、公益財団法人いしかわ農業総合支援機構
- ・会場：近江町いちば館ひろば（金沢市青草町）

目的・対象農林水産物・実施内容

- ・能登半島地震で被害を受けた生産者を応援し、県産食材の消費拡大と地産地消の推進を図るため、能登を中心とした県産農林水産物や加工品の販売イベントを開催

<のともっと MARCHE TOKYO>

開催日・主催・会場

- ・開催日：8月20日
- ・主催：県
- ・会場：丸の内ビルディング1階マルキューブ
（東京都千代田区丸の内）

目的・対象農林水産物・実施内容

(1) マルシェ

- ① 県産農林水産物や加工品の販売（出店22者）
- ② 能登の農林漁業者の復旧・復興の状況を伝える
写真の展示や動画の放映
- ③ 元プロ野球選手 松井秀喜氏からのメッセージ
動画の放映
- ④ 知事トップセールス

(2) レストランフェア(8/20～9/2)

- ・東京・丸ノ内エリアの飲食店20店舗



<ひやくまん穀&能登牛フェア>

開催日・主催・会場

- ・開催日：10月4日～6日
- ・主催：県、米新品種「ひやくまん穀」普及推進委員会、能登牛銘柄推進協議会
- ・会場：八重洲いしかわテラス（東京都中央区八重洲）

目的・対象農林水産物・実施内容

- ・ひやくまん穀&能登牛を新米の時期に合わせてPRし、首都圏におけるブランド認知度を高める

<第 39 回ちくさんフードフェア 2024>

開催日・主催・会場

- ・開催日：10 月 12 日～13 日
- ・主 催：ちくさんフードフェア実行員会
- ・会 場：日本食肉流通センター（神奈川県川崎市）

目的・対象農林水産物・実施内容

- ・首都圏の消費者や実需者に向け、能登半島地震により被災した生産者の現状を伝え、知事より応援消費を促すメッセージを発信

<「あいちの農林水産フェア」への出展>

開催日・主催・会場

- ・開催日：11 月 9、10 日
- ・主 催：あいちの農林水産フェア実行委員会
- ・会 場：金山総合駅連絡通路橋イベント広場（愛知県名古屋市中区金山）

目的・対象農林水産物・実施内容

- ・県産農林水産物・特産品の販売ブースを出展

<のともっと MARCHE OSAKA>

開催日・主催・会場

- ・開催日：11 月 22、23 日
- ・主 催：県
- ・会 場：KITTE 大阪 地下 1 階 サンクンガーデン
（大阪府大阪市北区梅田）

目的・対象農林水産物・実施内容

- ①県産農林水産物や加工品の販売（出店 23 者）
- ②知事トップセールス（11/22、能登棚田米のおにぎり配布）
- ③能登の農林漁業者の復旧・復興の状況を伝える写真展示や動画放映
- ④富山・石川・福井情報発信拠点「HOKURIKU+」のサイネージでの PR



<「京都府農林水産フェスティバル 2024」への出展>

開催日・主催・会場

- ・開催日：11 月 30 日、12 月 1 日
- ・主 催：京都府農林水産フェスティバル実行委員会
- ・会 場：京都府総合見本市会館（京都府京都市伏見区竹田）

目的・対象農林水産物・実施内容

- ・県産農林水産物・特産品の販売ブースを出展

<能登牛 復興に向けて>

開催日・主催・会場

- ・ 開催日：2月11日
- ・ 主 催：県、能登牛銘柄推進協議会
- ・ 会 場：グランドプリンスホテル新高輪
(東京都港区高輪)

目的・対象農林水産物・実施内容

- ・ 能登半島地震及び奥能登豪雨被害を受け、
首都圏飲食店、食肉卸業者に対し、
現状や今後の復旧計画について発信



<石川・三重・福井3県海女漁合同パネル展>

開催日・主催・会場

- ・ 開催日：2月14日～2月27日
- ・ 主 催：石川県水産課、三重県教育委員会、福井県水産課
協 力：石川県立図書館、石川県水産総合センター
- ・ 会 場：石川県立図書館（金沢市小立野）

目的・対象農林水産物・実施内容

- ・ 地震発生以降の輪島の海女漁の状況に関するパネル展示

<のともっと MARCHE>

開催日・主催・会場

- ・ 開催日：3月20日～3月22日
- ・ 主 催：県
- ・ 会 場：イオンモール白山 1階 東コート
(白山市横江町)

目的・対象農林水産物・実施内容

- ①県産農林水産物や加工品の販売（出店者19者）
- ②知事トップセールス（3/20、能登棚田米のおにぎり配布）
- ③能登高校書道部による「復興」をテーマにした書道パフォーマンス
- ④東京、大阪の復興フェアで消費者から寄せられた応援メッセージの放映



OR7 年度

<EC サイトでの出店・販売支援>

開催日・主催・会場

- ①開催日・会場：7月30日 NOTOMORI（輪島市三井町洲衛）
- ②開催日・会場：7月31日 LAKUNA はくい（羽咋市川原町）
- ・主催：県

目的・対象農林水産物・実施内容

①出店支援セミナー

新たに EC サイトでの販売を希望する県内農林漁業者・食品加工業者を対象に、EC サイトの基礎的な知識の習得（参加者 7 人）

②販売支援セミナー

既に EC サイトでの販売に取り組んでいる県内農林漁業者・食品加工業者を対象に継続販売の実践的なノウハウの習得（参加者 12 人）

・講師：（株）雨風太陽



<のともっと MARCHE OSAKA>

開催日・主催・会場

- ・開催日：8月6日
- ・主催：県
- ・会場：KITTE 大阪 2階 JPCafe、スペース A・B（大阪府大阪市北区梅田）

目的・対象農林水産物・実施内容

(1) マルシェ

- ①県産農林水産物や加工品の販売（出店者 21 者）
- ②知事トップセールス（ルビーロマンの配布）
- ③能登の農林漁業者の復旧・復興の状況を伝える写真展示や動画放映
- ④富山・石川・福井情報発信拠点「HOKURIKU+」と連携した抽選会の実施

(2) レストランフェア (8/6～8/19)

- ・大阪駅周辺の飲食店 20 店舗

<第 40 回ちくさんフードフェア>

開催日・主催・会場

- ・開催日：10月11日～12日
- ・主催：ちくさんフードフェア実行委員会
- ・会場：日本食肉流通センター（神奈川県川崎市）

目的・対象農林水産物・実施内容

- ・首都圏の消費者や実需者に向け、能登半島地震により被災した生産者の現状を伝え、知事より応援消費を促すメッセージを発信

<EC サイトでの能登応援フェア>

開催日概要・内容

- ・開催日：10月11日～3月13日
- ・ECサイト：ポケットマルシェ（運営者：（株）雨風太陽）
- ・内容：能登の生産者を応援するキャンペーンを実施し、生産者の復旧・復興状況等を伝える記事（6生産者）を掲載し、SNS やメルマガで発信

<のともっと MARCHE TOKYO>

開催日・主催（担当）・会場

- ・開催日：11月22日
- ・主催：県
- ・会場：ヤンマー東京 地下1階 HANASAKA SQUARE（東京都中央区八重洲）

目的・対象農林水産物・実施内容

(1) マルシェ

- ①県産農林水産物や加工品の販売（出店29者）
- ②知事トップセールス（能登産塩と海苔を使用した「ひやくまん穀」のおにぎり配布）
- ③知事と永井豪氏のトークセッション（永井氏による能登応援セットの販売）
- ④県アンテナショップ「八重洲いしかわテラス」と連携した抽選会の実施

(2) レストランフェア（11/22～12/5）

- ・東京駅周辺の26店舗において、能登牛、船凍イカ、能登の寒ブリ、能登産椎茸など県産食材を使用した料理を提供

<能登牛産地見学ツアー>

開催日・主催（担当）・会場

- ・開催日：2月16日～17日、3月2日～3日
- ・主催：能登牛銘柄推進協議会
- ・会場：能登牧場、中瀬牧場、荻谷畜産

目的・対象農林水産物・実施内容

- ・首都圏のレストラン関係者等を招へいし、能登牛の生産現場等を巡るツアーを開催
- ・首都圏との繋がりの維持、出荷頭数減少から回復後における販路の確保を図った



<のともっと MARCHE>

開催日・主催（担当）・会場

- ・開催日：3月20、21日
- ・主催：県
- ・会場：イオンモール白山 1階 東コート（白山市横江町）

目的・対象農林水産物・実施内容

- ①県産農林水産物や加工品の販売（出店24者）
- ②トキ放鳥モデル地区のお米を使用したおにぎり配布
- ③七尾 香島津太鼓の演奏
- ④ポケモン・ウィズ・ユー財団と連携し、「ピカチュウ」との撮影会を開催
- ⑤能登押水花木とエアリーフローラのアレンジメントの展示
- ⑥「トキめく能登の未来」米づくり認証制度や能登牛のPR

サ その他

(ア) 土地境界再確定

背景・経緯など

- ・地震で発生した液状化に伴う土地の側方流動の被害を受けた市町（金沢市、羽咋市、かほく市、内灘町）によれば、土地境界再確定に向けては、マンパワー不足などにより地籍調査だけで 3～7 年を要する見通しであったことから、参考となりうる過去の災害時における境界確定手法などの調査把握や、境界確定の具体的手法の検討を行うため、県が国土交通省に対し、法務省も交えて協議することを要望。
- ・県の要請を受けて、令和 7 年 5 月に国土交通省、法務省、県、被災市町（金沢市、羽咋市、かほく市、内灘町）、専門家で構成する「能登半島地震に伴う土地境界問題対策プロジェクトチーム」（事務局：国土交通省、石川県。以下「PT」という）を発足。
- ・令和 7 年 9 月に、土地境界再確定に至る期間を大幅に短縮し得る実施方針・計画として、「土地境界再確定加速化プラン」（以下「加速化プラン」という）を公表。

<事前対応含めた経緯>

年月	内容
令和 6 年 6 月～	・国土交通省、県、関係市町で、液状化地域における地籍調査事業の活用について検討を進める。
令和 6 年 10 月 ～令和 7 年 3 月	・液状化被害の大きかったかほく市、内灘町、金沢市、羽咋市を対象に、国が地籍アドバイザーの派遣を行う。（計 4 回）
令和 7 年 4 月	・国土交通省、法務省に対し、土地の境界確定にかかる制度改正や被災者の負担軽減などについて、柔軟な対応をするよう要請
5 月 29 日	第 1 回 PT ・国から過去の災害時の対応事例等について説明 ・県及び被災市町から、速やかな課題解決に向けての制度運用の見直しなどを要望
6 月 27 日	第 2 回 PT ・境界確定に向けた具体的手法について議論 ・県から、PT としてアクションプランを共に策定し、実行することを要望。
7 月 1 日	内灘町に県職員 1 名を派遣（→R8 年度も派遣継続）
8 月	WG（第 1 回～第 3 回） ・人員確保に対する検討や、境界確定に係る負担軽減や時間短縮のための制度改正や予算確保に向けた対応などについて議論
8 月 28 日	第 3 回 PT ・「加速化プラン」のとりまとめ

9月1日	「加速化プラン」を公表
10月6日 11月18日	WG（第4回～第5回） ・地籍調査等の進捗状況や、必要な予算額、被災者負担軽減策の検討状況の確認
令和8年 1月13日	第4回PT ・プランに基づく事業の進捗状況確認、更新案のとりまとめ
1月21日	「加速化プラン（第2版）」を公表 ・国、県、市町、関係事業者における取組状況を反映

実施にあたっての課題・対応・工夫など

【課題】

- ・国土調査法による地籍調査事業では、筆界の確認は行えるが、筆界の創設・清算処理までは行うことができない。
- ・土地所有者同士で分筆を交渉し、不動産登記法に基づき売買・所有権の移転の登記を行う必要があるが、登記手続費用が被災者に発生してしまう。

【対応】

- ・被災地域の土地境界を早く、安く、手間をかけずに確定すべく、あらゆる手法を現地の実情に応じて組み合わせ、土地所有者や自治体の負担軽減措置を講じつつ進めていくことを検討。

結果・実績など

【予算の確保】

- ・令和7年度補正予算及び令和8年度当初予算により、国、県、市町それぞれにおいて、土地境界再確定の加速化に必要な予算を確保

【人員の確保】

- ・国土交通省において全国の自治体へ応援派遣職員の働きかけを行い、必要人数を確保
- ・全国の4自治体から計5名の派遣（R8.4.1～）
内灘町 …4名（三重県津市（1名）、大阪市（2名）、岡山市（1名））
かほく市…1名（鹿児島県指宿市（1名））

【土地所有者への負担軽減措置】

- ・境界構造物復元支援事業の創設
境界再確定の妨げとなるブロック塀などの構造物の移設・撤去費用を支援
（補助対象額 最大100万円／件（県2／3、市町1／3））
- ・地籍調査事業を経ての分筆・所有権の移転の登記等にかかる費用の負担軽減
登録免許税の免除（国税）
不動産取得税の減免（県税）

(イ) 使用料・手数料の減免

- ・令和6年能登半島地震で被災された方に対して、各種使用料・手数料等の減免装置を講じた。

対象者

- (1) 災害救助法または被災者生活再建支援法適用市町(※)に住民票を有している方
- (2) 罹災証明書または被災証明書をお持ちの方
- (※) 被災者生活再建支援法は県内全ての市町に適用

対象となる使用料・手数料等（農林水産関係）

①各種免許証・登録証等の再交付・書換のための手数料

手数料等名称	根拠規定	問合先	
		所属	連絡先
家畜商免許証再交付手数料	石川県手数料条例第5条	農林水産部畜産振興・防疫対策課	076-225-1623
家畜商免許証書換交付手数料	石川県手数料条例第5条	農林水産部畜産振興・防疫対策課	076-225-1623
家畜人工授精師免許証再交付手数料	石川県手数料条例第5条	農林水産部畜産振興・防疫対策課	076-225-1623
家畜人工授精師免許証書換交付手数料	石川県手数料条例第5条	農林水産部畜産振興・防疫対策課	076-225-1623
家畜人工授精所開設許可証再交付手数料	石川県手数料条例第5条	農林水産部畜産振興・防疫対策課	076-225-1623
家畜人工授精所開設許可証書換交付手数料	石川県手数料条例第5条	農林水産部畜産振興・防疫対策課	076-225-1623
動物用医薬品販売従事登録証再交付手数料	石川県手数料条例第5条	農林水産部畜産振興・防疫対策課	076-225-1627
動物用医薬品販売従事登録証書換え交付手数料	石川県手数料条例第5条	農林水産部畜産振興・防疫対策課	076-225-1627
林業種苗生産事業者登録証再交付手数料	石川県手数料条例第5条	農林水産部森林管理課	076-225-1646
林業種苗生産事業者登録証書換手数料	石川県手数料条例第5条	農林水産部森林管理課	076-225-1646

②被災者の営業再開等に係る許可手数料等

手数料等名称	根拠規定	問合先	
		所属	連絡先
漁業許可申請手数料(5トン以上)	石川県手数料条例第5条	農林水産部水産課	076-225-1653
小型漁船総トン数の測度手数料	石川県手数料条例第5条	農林水産部水産課	076-225-1653
漁船登録申請手数料	石川県手数料条例第5条	農林水産部水産課	076-225-1653
漁船登録変更申請手数料	石川県手数料条例第5条	農林水産部水産課	076-225-1653
漁船登録再交付手数料	石川県手数料条例第5条	農林水産部水産課	076-225-1653
漁船登録謄本原簿申請手数料	石川県手数料条例第5条	農林水産部水産課	076-225-1653
漁船登録検認申請手数料	石川県手数料条例第5条	農林水産部水産課	076-225-1653
遊漁船業者登録申請	石川県手数料条例第5条	農林水産部水産課	076-225-1653
遊漁船業者更新申請書	石川県手数料条例第5条	農林水産部水産課	076-225-1653
漁業権免許申請手数料	石川県手数料条例第5条	農林水産部水産課	076-225-1653
漁業権共有認可申請手数料	石川県手数料条例第5条	農林水産部水産課	076-225-1653
漁業権移転認可申請	石川県手数料条例第5条	農林水産部水産課	076-225-1653
休業中の漁業許可申請	石川県手数料条例第5条	農林水産部水産課	076-225-1653

③その他、被災に伴い必要が生じた手続きに係る使用料・手数料等

手数料等名称	根拠規定	問合せ先	
		所属	連絡先
就農支援資金貸付金(償還猶予)	石川県就農支援資金貸付金等要領第3の7	農林水産部農業経営戦略課	076-225-1615
予防液交付手数料(豚熱に限る)	石川県手数料条例第5条	農林水産部畜産振興・防疫対策課	076-225-1627
死亡牛検査後の処理手数料 イ 満二十四月齢以上	石川県手数料条例第5条	農林水産部畜産振興・防疫対策課	076-225-1627
死亡牛検査後の処理手数料 ロ 満三月齢以上満二十四月齢未満	石川県手数料条例第5条	農林水産部畜産振興・防疫対策課	076-225-1627
死亡牛検査後の処理手数料 ハ 満三月齢未満	石川県手数料条例第5条	農林水産部畜産振興・防疫対策課	076-225-1627
家畜検査手数料 ヨ―ネ病検査 (一時的な預託導入時の検査分に限る)	石川県手数料条例第5条	農林水産部畜産振興・防疫対策課	076-225-1627
家畜検査証明書、家畜注射証明書、家畜薬浴証明書又は家畜投薬証明書の交付手数料 (一時的な預託導入時の検査分に限る)	石川県手数料条例第5条	農林水産部畜産振興・防疫対策課	076-225-1627
免疫学的検査料 (一時的な預託導入時の検査分に限る)	石川県手数料条例第5条	農林水産部畜産振興・防疫対策課	076-225-1627
遺伝子検査料 (一時的な預託導入時の検査分に限る)	石川県手数料条例第5条	農林水産部畜産振興・防疫対策課	076-225-1627
受託放牧料金	放牧場受託放牧規程第11条	(一社)石川県農業開発公社	076-256-5112
国営能登農地開発地における農地の貸付料	農業経営基盤強化促進法第7条、農地法第20条	(一社)石川県農業開発公社	076-256-5112
石川県海岸占用料	石川県海岸占用料等徴収条例第5条、第7条	農林水産部農業基盤課	076-225-1636
林業・木材産業改善資金(返還猶予)	石川県林業・木材産業改善資金貸付規則第13条	農林水産部森林管理課	076-225-1643
漁業権を目的とする抵当権設定手数料	石川県手数料条例第5条	農林水産部水産課	076-225-1653
免許漁業原簿謄本又は抄本の交付	石川県手数料条例第5条	農林水産部水産課	076-225-1653
漁場図の謄本又は抄本の交付	石川県手数料条例第5条	農林水産部水産課	076-225-1653
免許漁業原簿閲覧手数料	石川県手数料条例第5条	農林水産部水産課	076-225-1653
漁港施設使用料	石川県漁港管理条例第13条第2項	農林水産部水産課	076-225-1655
漁港施設占用料	石川県漁港管理条例第13条第2項	農林水産部水産課	076-225-1655
水域又は公共空地の占有料	石川県漁港管理条例第13条の2第3項	農林水産部水産課	076-225-1655
沿岸漁業改善資金(償還猶予)	沿岸漁業改善資金助成法第10条	農林水産部水産課	076-225-1657

(ウ) 農業保険（収入保険・農業共済）

背景・経緯など

- ① 農作物等の被害に係る迅速かつ適切な損害評価の実施、共済金の早期支払及び収入保険に係るつなぎ融資の実施
 - ・能登半島地震により、被害を受けた農業者においては、農業経営等に支障を来すことが懸念されることから、農業共済組合に対して、速やかな被害状況の把握、遺漏なき被害の申告、迅速かつ適切な損害評価の実施及び共済金の早期支払体制の確立並びに収入保険に係るつなぎ融資の周知など、農業保険の機能を遺憾なく発揮し、被害を受けた農業者の経営安定を図るよう依頼した。
- ② 農業保険の対応
 - ・能登半島地震の影響により、農業保険の加入者の保険料や共済掛金の払込みの遅延、現地における損害評価の制約等が懸念されることから、農業共済組合に対して、農業保険の保険料及び共済掛金の払込期限の延長等の措置を講じるよう依頼した。

結果・実績など

・共済金の支払い実績（R7.12 末時点）

単位：円

	地震		豪雨		地震豪雨合計	
	件・頭棟・台	共済金	件・頭棟・台	共済金	件・頭棟・台	共済金
農作物共済（水稻）			130	33,470,103	130	33,470,103
果樹共済（くり）			6	1,053,750	6	1,053,750
家畜共済（死廃）	37	4,414,000			37	4,414,000
園芸施設共済	75	22,669,887	35	19,820,487	110	42,490,374
任意共済（建物）	2,204	3,806,525,574	65	212,585,285	2,269	4,019,110,859
任意共済（農機具）			3	3,821,855	3	3,821,855
合計	2,316	3,833,609,461	239	270,751,480	2,555	4,104,360,941

・収入保険の補てん金支払実績（R7.12 末時点）：

99 戸、321,300,031 円

(エ) 被災者支援

<被災地への支援物資輸送>

背景・経緯など

- ・水産庁、石川県、石川県漁業協同組合、地元蛸島の漁業者が連携し、海路での被災地への支援物資輸送を行った。
- ・支援物資は金沢港で水産庁の漁業取締船に積み込まれ、蛸島漁港外において、地元蛸島の漁業者の底びき網漁船「第八丸一丸」（だいはち まるいちまる）及び定置網漁船「第三十三長久丸」（だいさんじゅうさん ちょうきゅうまる）に引き渡された。その後、支援物資は同漁船から蛸島漁港荷さばき所に荷揚げされ、珠洲市役所または石川県漁業協同組合すず支所に引き渡された。
- ・県は水産庁及び石川県漁業協同組合、漁業者との連絡調整を実施した。

結果・実績など

月日	水産庁 漁業取 締船	提供先	支援物資詳細	備考
1月7日	はやと	珠洲市 役所	(農政局備蓄品) 水 660 本(飲料水 500ml × 24 本 × 20 箱、 2L × 6 本 × 30 箱)、 アルファ米 650 食(50 袋 × 8 箱、チキ ンライス味 50 袋 × 5 箱)、 備蓄用梅干 (民間提供品※) 水 10 ケース、カップめん 20 ケース (240 個)、 生理用品 2 ケース、カイロ 480 枚 ※(株)F・T・M(石川県の機械加工会社) から石川県漁協に提供された物資	
1月11日	おおくに	珠洲市 役所	(全国漁業協同組合連合会) カイロ 5,190 個(30 個 × 81 箱、60 個 × 46 箱) 水 774 本(飲料水 2L × 6 本 × 129 箱) 清涼飲料等 59 箱、缶詰 267 缶	
1月13日	白萩丸	石川県 漁業協 同組合 すず支 所	(日本遠洋旋網漁業協同組合) 缶詰 1,200 缶 (兵庫県漁業協同組合連合会) 長靴 15 足、合羽(上下) 30 セット、 手袋 280 枚、マスク 900 枚、ブルー シート 10 枚、ガスボンベ 1,038 本、 カイロ 4,565 個、ガスコンロ 63 台、 ボンベヒーター7個、 ウォータータンク 22 個、ハンディラ イト 15 本、 スマートフォン充電器(乾電池タイプ) 52 個、ケーブル 30 本、	

			ソーラー充電ライト・ラジオ 2 個、簡易湯沸かしセット 4 個、 電池 2,880 本（単 1 形電池 80 本、単 2 形電池 4 本、単 3 形電池 2,786 本、 単 4 形電池 10 本） （北陸農政局備蓄品） アルファ米 500 食（白米 50 食×4 箱、 チキンライス 50 食×3 箱、五目ごはん 50 食×3 箱）、 梅干し 2 箱（102 個/箱、48 個/箱）、 水 120 本（500ml×24 本×5 箱） （九州漁業調整事務所備蓄品） 消毒用アルコール（500ml）60 本（20 本×3 箱）、マスク 1,800 枚（50 枚×36 箱）	
1 月 14 日	白嶺丸、 おおくに	石 川 県 漁 業 協 同 組 合 す ず 支 所	（全国漁業協同組合連合会） 水 360 本（飲料水 500ml×24 本×15 箱） 清涼飲料 576 本、カイロ 2,450 枚、 缶詰 310 缶 公益財団法人共生地域創造財団（グリーン コープ生活協同組合連合会）から 令和 6 年能登半島地震・民間支援事務局 を通して JF いしかわへ提供 サバ缶 11,232 缶（24 缶×468 箱） 一般社団法人大日本水産会とりまとめ （株式会社極洋） サバ缶等 45,600 缶 （株式会社ニッスイ） 魚肉ソーセージ 18,000 本（4 本×30 束 ×150 箱） （株式会社ニチレイ） レトルトカレー6,000 食（30 食×200 箱） （マルハニチロ株式会社） サバ缶等 31,200 缶、魚肉ソーセージ 40,320 本（4 本×30 束×336 箱） （一般社団法人大日本水産会） 衛生用品 21 箱（トイレットペーパー、 おむつ等）	（運搬協力） 山陰旋網 漁業協同 組合、 共和水産 株式会社

< 漁業調査船「白山丸」を活用したシャワー提供・宿泊提供 >

背景・経緯など

- ・ 震災発生時、白山丸は能登町宇出津港内に係留中であり、地震・津波による船体への損傷は免れたものの、港内の岸壁が亀裂や地盤沈下により大きく損傷したことで係留が困難な状況となった。
- ・ このため、比較的損傷が軽微であった隣接する高倉漁協を仮設の係留地とし、1 月 10

日より係留地に隣接する能登町姫地区・小木地区の住民を対象に温水シャワーとトイレの提供を行った。

- ・また、1月22日からは県外からの応援職員等を対象に宿泊用ベッドの提供を行った。

実施にあたっての課題・対応・工夫など

- ・白山丸は長期航海用に発電用の補助エンジンを搭載しており、外部から電源供給がない状況においても2カ月以上にわたって支援活動が可能であった。
- ・また、容量14トンの清水用タンクを搭載しており、能登町内浦浄水場から水道水の提供を受け乗組員がトラックで輸送を行うことでシャワーの提供を続けることができた。

結果・実績

- ・シャワー提供：1月10日～3月21日、地域住民など延べ931名が利用
- ・宿泊提供：1月22日～3月21日、県外からの応援職員など延べ13名が利用



シャワー用清水の輸送



高倉漁港で係留中の白山丸

(オ) 県立大との共同研究

背景・経緯など

- ・石川県立大学は能登半島地震によって甚大な被害を受けた地域の復旧・復興を支援するため、農業、防災、食品分野についての9つの研究プロジェクトを令和6年4月から開始した。
- ・そのうち、次の3課題について、県としても復旧・復興に向け、発生要因の解明や今後の対応策等の検討が必要なことから、共同研究として県立大学に委託した。

項目	課題	内容
①ため池の状況 把握方法の確立	発災後、道路状態が劣悪で現地確認が困難だったため、ため池の状況把握に時間を要した	衛星画像データを活用した、ため池の水位変化による状況把握方法の確立

②地すべりの発生プロセスの解明	県が管理する地区について大規模な地すべりが発生したが、そのプロセスを解明し、今後の災害発生防止に向けた対策工事の検討が必要	地すべり発生プロセスの解明、二次災害(降雨)リスクの評価、発生防止に向けた危険個所の特定
③農村地域コミュニティの再構築に向けた調査・分析	地震により、農村地域コミュニティの機能が低下したため、再生に向けた各種取組の経年変化の把握が必要	モデル集落のコミュニティの現状・課題の分析、今後の災害発生時の支援策の提言

実施にあたっての課題・対応・工夫など

- ・最終的に県での活用を見据え、県立大学の担当教授と県庁の担当課で情報交換を行いながら進めた。

結果・実績など

<令和6年能登半島地震農林分野復旧・復興関連調査事業業務委託>

- ・事業費：R6年度3,000千円、R7・8年度6,000千円
- ・とりまとめた成果については、県のデジタルアーカイブ「震災の記憶 復興の記録」に掲載予定（R8年度）

（カ）なりわい再建支援補助金（商工労働部経営支援課）

事業概要

- ・能登半島地震および奥能登豪雨の被害を受けた石川県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者等の工場・店舗などの施設、生産機械などの設備の復旧費用等を補助する。
- ・補助対象者：県内に事業者を有する中小企業・小規模事業者等
- ・補助金額：上限15億円
- ・補助率：3/4（中堅企業等は1/2）

農林水産業関係

- ・JAの店舗や集出荷場、ライスセンター、給油所などの施設・設備の復旧に当補助金が利用された。

なりわい再建支援補助金を活用したJA（R8.3月末時点）

交付決定回(交付決定日)	JA名	復旧場所
第6回(R6.12.20)	はくい農業協同組合	羽咋市
	根上農業協同組合	能美市

第 8 回 (R7. 3. 25)	はくい農業協同組合	宝達志水町
	石川県農業協同組合中央会	金沢市
	能登わかば農業協同組合	七尾
	能登農業協同組合	珠洲市
第 10 回 (R7. 6. 13)	石川かほく農業協同組合	かほく市
第 13 回 (R7. 9. 8)	内浦町農業協同組合	能登町
第 14 回 (R7. 10. 10)	能登わかば農業協同組合	七尾市
第 19 回 (R8. 3. 24)	石川かほく農業協同組合	かほく市

IV 人員・組織体制の整備等

1. 人員派遣の支援状況

(1) 市町への支援状況

<農業土木>

地震災害対応にあたる市町を支援するため、農業基盤課や各農林総合事務所の農業土木職職員を派遣し、発災後速やかに防災重点農業用ため池の点検及び応急作業を行ったほか、用排水路や農道等農業用施設の被災状況調査を行い、必要な応急作業を支援した。

また、農地・農業用施設の復旧は、本来は市町が実施主体となるが、被害が甚大であることから、農林総合事務所に他県からの応援職員の派遣も含めた「能登半島地震復旧・復興班」を設置し、防災重点農業用ため池のほか、一定規模以上の災害復旧に係る作業について県が受託し、一括して実施するなどの支援をしている。

<林業>

市町管理の林道について、被害状況の調査や災害査定に係る資料等を作成するための指導や補助などの技術的支援を行った。

<土木>

発災直後の R5 年度は、市町が管理漁港の状況調査ができなかったことから、県から全国その他自治体に依頼し、市町管理漁港の調査にかかる支援を得た。

(2) 本県への他自治体からの支援状況

農林業の分野では、庁内職員の配置調整を行ってもなお人員が不足するため、国や全国の他自治体から応援を得ながら対応している。

発災後概ね 3 カ月間は、短期派遣（出張による派遣）、その後は現在に至るまで地方自治法に基づく派遣協定による中長期派遣により支援を得ている。

（派遣要望については、本県総務部（人事・組織経営課）から各部に対し、応援派遣が必要な部署・業務内容・期間・職種・人員数を照会し、部内で要望をとりまとめ。総務部（人事・組織経営課）から全国知事会へ派遣を要望した。）

<農業>

（令和 5 年度なし）

- ・令和 6 年度は、11 自治体から 11 人の中長期派遣の支援を得た。

北海道、岩手県、福島県、群馬県、愛知県、山口県、愛媛県、高知県、熊本県、宮崎県、鹿児島県…各 1 人

- ・令和 7 年度は、10 自治体から 10 人の中長期派遣の支援を得ている。

岩手県、福島県、愛知県、京都府、山口県、愛媛県、高知県、熊本県、宮崎県、
鹿児島県…各 1 人

<農業土木>

- ・令和 5 年度は、12 自治体から 72 人の短期派遣の支援を得た。

宮城県、福島県…各 16 人

広島県…8 人

新潟県…7 人

岩手県、茨城県、山梨県、山口県、熊本県…各 4 人

青森県、宮崎県…各 2 人

佐賀県…1 人

- ・令和 6 年度は、13 自治体から 16 人の中長期派遣の支援を得た。

愛知県…4 人

北海道、岩手県、山形県、新潟県、福井県、岐阜県、大阪府、兵庫県、岡山県、
愛媛県、長崎県、熊本県…各 1 人

- ・令和 7 年度は、8 自治体から 11 人の中長期派遣の支援を得ている。

愛知県…4 人

北海道、岩手県、新潟県、福井県、岐阜県、佐賀県、熊本県…各 1 人

<林業>

- ・令和 5 年度は、24 自治体から 64 人の短期派遣の支援を得た。

岩手県、千葉県、静岡県、広島県、徳島県、愛媛県、高知県、熊本県、沖縄県…各 4 人

北海道、神奈川県…各 3 人

福島県、栃木県、長野県、京都府、奈良県、和歌山県、長崎県、宮崎県、鹿児島県…
各 2 人

群馬県、埼玉県、愛知県、三重県…各 1 人

- ・令和 6 年度は、7 自治体から 7 人の中長期派遣の支援を得た。

北海道、宮城県、福島県、滋賀県、奈良県、愛媛県、高知県…各 1 人

- ・令和 7 年度においても、7 自治体から 7 人の中長期派遣の支援を得ている。

北海道、宮城県、秋田県、福島県、和歌山県、愛媛県、高知県…各 1 人

<畜産>

- ・令和 5 年度は、2 自治体から 2 人の派遣の支援を得た。

福井県、鹿児島県…各 1 人

- ・令和 6 年度は、2 自治体から 2 人の中長期派遣の支援を得た。

愛知県、京都府…各 1 人

<土木>

- ・ 令和 6 年度は、東京都から 2 人の中長期派遣の支援を得た。
- ・ 令和 7 年度は、東京都から 3 人の中長期派遣の支援を得ている。

<水産>

- ・ 令和 6 年度は、3 自治体から 3 人の中長期派遣の支援を得た。
福井県、愛知県、熊本県…各 1 人
- ・ 令和 7 年度は、愛知県から 1 人の中長期派遣の支援を得ている。

【他自治体からの本県への中長期派遣状況】

① 配属先別

令和6年度

(人)

配属先	派遣元	職種	R6.4	R6.5 ～ R6.6	R6.7 ～ R6.9	R6.10 ～ R6.12	R7.1 ～ R7.2	R7.3
農業経営戦略課	愛知県、山口県	農業	2	2	2	2	2	2
生産振興課	愛媛県	農業	1	1	1	1	1	1
畜産振興・防疫対策課	愛知県、京都府	畜産	2	2	2	2	2	1
水産課	東京都	土木	1	1	2	2	2	2
	福井県、愛知県、熊本県	水産	3	3	3	3	3	3
県央農林総合事務所	愛知県	農土	1	1	1	1	1	1
中能登農林総合事務所	北海道、岩手県、群馬県、鹿児島県	農業	4	4	4	4	4	4
中能登農林総合事務所	岩手県、山形県、岐阜県、長崎県	農土	3	4	4	4	4	4
中能登農林総合事務所 (羽咋農林事務所)	愛知県	農土	3	3	3	3	3	3
奥能登農林総合事務所	福島県、高知県、熊本県、宮崎県	農業	4	4	4	4	4	4
	北海道、新潟県、福井県、大阪府、兵庫県、 岡山県、愛媛県、熊本県	農土	6	8	8	8	8	8
	北海道、宮城県、福島県、滋賀県、奈良県、 愛媛県、高知県	林業	5	7	7	7	7	7
計			35	40	41	41	41	40

令和7年度

(人)

配属先	派遣元	職種	R7.4 ～ R7.6	R7.7 ～ R7.9	R7.10 ～ R7.11	R7.12	R8.1	R8.2 ～ R8.3
農業経営戦略課	愛知県、山口県	農業	2	2	2	2	2	2
生産振興課	愛媛県	農業	1	1	1	1	1	1
水産課 (漁港漁村整備室)	東京都	土木	3	3	3	3	3	3
	愛知県	水産	1	1	1	1	1	1
県央農林総合事務所	愛知県	農土	1	1	1	1	1	1
中能登農林総合事務所	岩手県、京都府、高知県、鹿児島県	農業	4	4	4	4	4	3
	岩手県、岐阜県、佐賀県	農土	3	2	2	2	1	1
中能登農林総合事務所 (羽咋農林事務所)	愛知県	農土	3	3	3	3	3	3
奥能登農林総合事務所	福島県、熊本県、宮崎県	農業	3	3	3	3	2	2
	北海道、新潟県、福井県、熊本県	農土	4	4	4	3	2	2
	北海道、宮城県、秋田県、福島県、 和歌山県、愛媛県、高知県	林業	7	7	7	7	7	7
計			32	31	31	30	27	26

② 派遣元別

R8.1.1現在

派遣元	応援職員数											
	R7年度						R6年度					
	農業	農土	林業	畜産	土木	水産	農業	農土	林業	畜産	土木	水産
北海道		1	1				1	1	1			
岩手県	1	1					1	1				
宮城県			1						1			
秋田県			1									
山形県								1				
福島県	1		1				1		1			
群馬県							1					
東京都					3						2	
新潟県		1						1				
福井県		1						1				1
岐阜県		1						1				
静岡県												
愛知県	1	4				1	1	4		1		1
滋賀県									1			
京都府	1									1		
大阪府								1				
兵庫県								1				
奈良県									1			
和歌山県			1									
岡山県								1				
山口県	1						1					
徳島県												
愛媛県	1		1				1	1	1			
高知県	1		1				1		1			
佐賀県		1										
長崎県								1				
熊本県	1	1					1	1				1
宮崎県	1						1					
鹿児島県	1						1					
計	10	11	7		3	1	11	16	7	2	2	3

10 団体 8 団体 7 団体 1 団体 1 団体 11 団体 13 団体 7 団体 2 団体 1 団体 3 団体

※年度途中での帰任者も1人と表記

令和6年度

(人)

派遣元	職種	R6.4	R6.5 ～ R6.6	R6.7 ～ R6.9	R6.10 ～ R6.12	R7.1 ～ R7.2	R7.3	配属先所属名
北海道	農業	1	1	1	1	1	1	中能登農林総合事務所
	農土	1	1	1	1	1	1	奥能登農林総合事務所
	林業	1	1	1	1	1	1	奥能登農林総合事務所
岩手県	農業	1	1	1	1	1	1	中能登農林総合事務所
	農土	1	1	1	1	1	1	中能登農林総合事務所
宮城県	林業		1	1	1	1	1	奥能登農林総合事務所
山形県	農土	1	1	1	1	1	1	中能登農林総合事務所
福島県	農業	1	1	1	1	1	1	奥能登農林総合事務所
	林業	1	1	1	1	1	1	奥能登農林総合事務所
群馬県	農業	1	1	1	1	1	1	中能登農林総合事務所
東京都	土木	1	1	1	1	1	1	水産課
新潟県	農土	1	1	1	1	1	1	奥能登農林総合事務所
福井県	農土	1	1	1	1	1	1	奥能登農林総合事務所
	水産	1	1	1	1	1	1	水産課
岐阜県	農土	1	1	1	1	1	1	中能登農林総合事務所
愛知県	農業	1	1	1	1	1	1	農業経営戦略課
	農土	1	1	1	1	1	1	県央農林総合事務所
	農土	3	3	3	3	3	3	中能登農林総合事務所 (羽咋農林事務所)
	畜産	1	1	1	1	1		畜産振興・防疫対策課
	水産	1	1	1	1	1	1	水産課
滋賀県	林業	1	1	1	1	1	1	奥能登農林総合事務所
京都府	畜産	1	1	1	1	1	1	畜産振興・防疫対策課
大阪府	農土		1	1	1	1	1	奥能登農林総合事務所
兵庫県	農土		1	1	1	1	1	奥能登農林総合事務所
奈良県	林業		1	1	1	1	1	奥能登農林総合事務所
岡山県	農土	1	1	1	1	1	1	奥能登農林総合事務所
山口県	農業	1	1	1	1	1	1	農業経営戦略課
愛媛県	農業	1	1	1	1	1	1	生産振興課
	農土	1	1	1	1	1	1	奥能登農林総合事務所
	林業	1	1	1	1	1	1	奥能登農林総合事務所
高知県	農業	1	1	1	1	1	1	奥能登農林総合事務所
	林業	1	1	1	1	1	1	奥能登農林総合事務所
長崎県	農土		1	1	1	1	1	中能登農林総合事務所
熊本県	農業	1	1	1	1	1	1	奥能登農林総合事務所
	農土	1	1	1	1	1	1	奥能登農林総合事務所
	水産	1	1	1	1	1	1	水産課
宮崎県	農業	1	1	1	1	1	1	奥能登農林総合事務所
鹿児島県	農業	1	1	1	1	1	1	中能登農林総合事務所

計	35	40	40	40	40	39
---	----	----	----	----	----	----

令和7年度

(人)

派遣元	職種	R7.4 ～ R7.6	R7.7 ～ R7.9	R7.10 ～ R7.11	R7.12	R8.1	R8.2 ～ R8.3	配属先
北海道	農土	1	1	1	1			奥能登農林総合事務所
	林業	1	1	1	1	1	1	奥能登農林総合事務所
岩手県	農業	1	1	1	1	1		中能登農林総合事務所
	農土	1	1	1	1	1	1	中能登農林総合事務所
宮城県	林業	1	1	1	1	1	1	奥能登農林総合事務所
秋田県	林業	1	1	1	1	1	1	奥能登農林総合事務所
福島県	農業	1	1	1	1	1	1	奥能登農林総合事務所
	林業	1	1	1	1	1	1	奥能登農林総合事務所
東京都	土木	3	3	3	3	3	3	水産課 (漁港漁村整備室)
新潟県	農土	1	1	1	1	1	1	奥能登農林総合事務所
福井県	農土	1	1	1	1	1	1	奥能登農林総合事務所
岐阜県	農土	1						中能登農林総合事務所
愛知県	農業	1	1	1	1	1	1	農業経営戦略課
	農土	1	1	1	1	1	1	県央農林総合事務所
	農土	3	3	3	3	3	3	中能登農林総合事務所 (羽咋農林事務所)
	水産	1	1	1	1	1	1	水産課 (漁港漁村整備室)
京都府	農業	1	1	1	1	1	1	中能登農林総合事務所
和歌山県	林業	1	1	1	1	1	1	奥能登農林総合事務所
山口県	農業	1	1	1	1	1	1	農業経営戦略課
愛媛県	農業	1	1	1	1	1	1	生産振興課
	林業	1	1	1	1	1	1	奥能登農林総合事務所
高知県	農業	1	1	1	1	1	1	中能登農林総合事務所
	林業	1	1	1	1	1	1	奥能登農林総合事務所
佐賀県	農土	1	1	1	1			中能登農林総合事務所
熊本県	農業	1	1	1	1			奥能登農林総合事務所
	農土	1	1	1				奥能登農林総合事務所
宮崎県	農業	1	1	1	1	1	1	奥能登農林総合事務所
鹿児島県	農業	1	1	1	1	1	1	中能登農林総合事務所
計		32	31	31	30	27	26	

(3) 市町への他自治体からの支援状況

市町においては、発災直後から総務省の応急対策職員派遣制度により全国の都道府県、政令市からの応援（短期派遣）が行われた。

被災地の市町においては、災害復旧事業を行う技術職員が不足していることから、令和6年度から現在に至るまで、地方自治法に基づく派遣協定による中長期派遣により全国の自治体から多くの職員の支援を得ている。

（派遣要望については、本県総務部（市町支援課）が被災市町の要望をとりまとめ、県内及び被災ブロック県内での派遣調整後、総務省を通じ、各都道府県、全国市長会、全国町村会及び指定都市市長会に派遣を要請した。）

<農業土木>

- ・令和6年度は、29自治体から35人の中長期派遣の支援を得た。
- ・令和7年度は、28自治体から34人の中長期派遣の支援を得ている。

（R8.1.1現在 市町支援課まとめ）

<林業>

- ・令和6年度は、18自治体から21人の中長期派遣の支援を得た。
- ・令和7年度は、22自治体から27人の中長期派遣の支援を得ている。

（R8.1.1現在 市町支援課まとめ）

【他自治体からの市町への中長期派遣状況】

① 職種別

(人)

R6年度	七尾市	輪島市	珠洲市	羽咋市	かほく市	志賀町	宝達志水町	穴水町	能登町	計
農業土木	4	4	10	1	1	1	1	7	6	35
林業	2	4	5					4	6	21

(人)

R7年度	七尾市	輪島市	珠洲市	羽咋市	志賀町	宝達志水町	穴水町	能登町	計
農業土木	4	2	10	1	2	1	8	6	34
林業	2	4	8		1		4	8	27

② 派遣元別

R8.1.1現在

派遣元	応援職員数					
	R7年度			R6年度		
	農土	林業	派遣先	農土	林業	派遣先
北海道				1		かほく市
宮城県	1		能登町	1		能登町
福島県		1	穴水町		1	穴水町
茨城県	1		穴水町	1		穴水町
栃木県	1	1	穴水町（農土）志賀町（林業）	1		穴水町
群馬県	1		羽咋市	1		七尾市
埼玉県	1		七尾市	1		七尾市
千葉県	3		珠洲市	3		珠洲市
神奈川県		1	穴水町		1	能登町
相模原市					1	七尾市
新潟県					1	穴水町
福井県	1		珠洲市	1		珠洲市
山梨県	1	2	能登町（農土）珠洲市（林業）	1	1	能登町（農土）珠洲市（林業）
長野県	2	2	七尾市（農土1、林業2）穴水町（農土1、林業1）	1	1	穴水町（農土）七尾市（林業）
岐阜県	1	2	能登町	1	1	能登町
静岡県	2	1	穴水町		1	穴水町
愛知県	1	2	七尾市（農土）能登町（林業）	1	2	七尾市（農土）能登町（林業）
三重県	1	1	輪島市	1		輪島市
滋賀県	1	1	穴水町（農土）珠洲市（林業）	1		穴水町
京都府	1	1	七尾市（農土）珠洲市（林業）	1		七尾市
大阪府	1		穴水町	1		穴水町
兵庫県		1	珠洲市		1	珠洲市
奈良県	1	1	穴水町（農土）能登町（林業）	1		穴水町
鳥取県	1		志賀町	1		志賀町
島根県				1		羽咋市
岡山県		1	珠洲市			
広島県	1	1	能登町（農土）輪島市（林業）	3	1	輪島市（農土2）能登町（農土1）輪島市（林業）
山口県	1	1	宝達志水町（農土）穴水町（林業）	1	1	宝達志水町（農土）穴水町（林業）
徳島県	1		輪島市	1		輪島市
愛媛県		2	能登町	1	1	能登町
福岡県	2		珠洲市	2		珠洲市
福岡市		1	輪島市		1	輪島市
北九州市		1	輪島市		1	輪島市
佐賀県	1		珠洲市（農土）			
長崎県	1	1	珠洲市（農土）能登町（林業）	1		珠洲市
熊本県		1	珠洲市	1	3	穴水町（農土）珠洲市（林業）
熊本市				1		珠洲市
大分県	2		珠洲市、能登町		1	能登町
宮崎県	1	1	珠洲市	1	1	珠洲市（農土）輪島市（林業）
鹿児島県	1		能登町			
薩摩川内市	1		志賀町	2		珠洲市、能登町
計	34	27	七尾市6、輪島市6、珠洲市18、羽咋市1、志賀町3、宝達志水1、穴水町12、能登町14	35	21	七尾市6、輪島市8、珠洲市15、羽咋市1、かほく市1、志賀町1、宝達志水1、穴水町11、能登町10

28 団体 22 団体

29 団体 18 団体

2. 農林水産関係団体等からの物資提供、人的支援の状況

令和 6 年能登半島地震・令和 6 年奥能登豪雨からの復旧・復興においては、発災直後より本県及び全国の多数の皆様のご支援・ご協力をいただいた。こうしたご支援に対して、深く敬意と感謝の気持ちを伝えるため知事感謝状の贈呈を行った。

○令和 6 年能登半島地震・令和 6 年奥能登豪雨知事感謝状贈呈式

- (1) 令和 7 年 12 月 10 日（水） 於：石川県地場産業振興センター本館 大ホール
- (2) 感謝状贈呈者（農林水産関係団体の抜粋）

団体名等	支援内容
一般社団法人石川県建設業協会	応急対策工事、被災建築物の応急危険度判定、農地・農業用施設の被害状況調査、県営住宅空室修繕など
一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会	中能登農道橋（ツインブリッジのと）の建設業者のあっせん
一般社団法人石川県建設コンサルタント協会	応急復旧業務（調査・設計）、農地・農業用施設の被害状況調査
一般社団法人石川県測量設計業協会	応急復旧業務（調査・設計）、農地・農業用施設、林地・治山林道施設の被害状況調査
一般社団法人石川県地質調査業協会	応急復旧業務（地質調査）、農地・農業用施設、林地・治山施設の被害状況調査
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	農地・農業用施設、ため池等の現地調査及び復旧支援
公益社団法人農業農村工学会	農地・農業用施設、ため池等の現地調査及び復旧支援
独立行政法人水資源機構	農地・農業用施設、ため池等の現地調査及び復旧支援
一般社団法人農業土木事業協会	農地・農業用施設、ため池等の現地調査及び復旧支援
公益社団法人土地改良測量設計技術協会	農地・農業用施設、ため池等の現地調査及び復旧支援
一般社団法人土地改良建設協会	農地・農業用施設、ため池等の現地調査及び復旧支援
北陸土地改良建設協会	県外建設業者のあっせん
全国土地改良事業団体連合会	農地・農業用施設の被害状況調査及び査定設計書作成支援等
石川県土地改良事業団体連合会	農地・農業用施設の被害状況調査及び査定設計書作成支援等

団体名等	支援内容
石川県森林土木協会	林地・治山施設の応急対策工事
石川県山林協会	治山・林道施設復旧支援
石川県森林組合連合会	道路啓開作業支援
国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所	山地災害専門家による技術支援
都道府県森林土木コンサルタント連絡協議会	林道災害査定に係る測量設計
一般社団法人森林技術コンサルタンツ協議会	治山災害査定に係る測量設計
公益社団法人石川県畜産協会	農家の状況調査（安否、被害、道路）、 発電機の運搬支援
石川県酪農業協同組合	農家の状況調査（安否、被害、道路）、 家畜への給水支援
全国農業協同組合連合会	発災直後からの農業者向け現地相談窓口での相談対応。 復旧・復興支援センターにおける県・北陸農政局と 一体となった被災者への伴走支援。
JAグループ石川	発災直後からの農業者向け現地相談窓口での相談対応。 復旧・復興支援センターにおける県・北陸農政局と 一体となった被災者への伴走支援。
北陸酪農業協同組合連合会	家畜への給水支援
一般社団法人中央酪農会議	家畜への給水支援
全国酪農業協同組合連合会	家畜への給水支援
一般社団法人大日本水産会	県漁協への人員派遣（漁業者支援）
全国漁業協同組合連合会	県漁協への人員派遣（漁業者支援）
石川県漁業協同組合	漁業者への応急支援
全国共済水産業協同組合連合会	県共済組合への人員派遣（漁業者支援）
一般財団法人漁港漁場漁村総合研究所	被災状況調査協力
国立研究開発法人水産研究・教育機構	海洋環境調査等技術支援
一般社団法人全日本漁港建設協会	応急復旧作業
公益社団法人全国漁港漁場協会	漁港復旧人員派遣
一般社団法人水産土木建設技術センター	市町管理漁港の災害現地調査

V 参考資料

1. 県有施設等（農林水産部）の被災状況

農林水産部が所管する県有施設等において、能登半島地震・奥能登豪雨による被災を受けた主な施設は次のとおり。

- ・ 農業関係：奥能登農林総合事務所（珠洲農林事務所）、
農林総合研究センター（農業試験場、畜産試験場（能登畜産センター））、
北部家畜保健衛生所（本所、能登駐在所）、富来放牧場 など
- ・ 水産関係：水産総合センター（本所、能登事業所、志賀事業所）、
海洋漁業科学館（令和6年1月4日から当面の間、臨時休館中）

県有施設の中で特に被害が大きかった水産総合センター（本所、能登事業所）では、地震に伴う地盤の隆起沈降が激しく、地下埋設している配管等を含め、多数の被害を確認したほか、水産総合センター（志賀事業所）では、飼育海水を供給するためのろ過機や高架水槽、ボイラーなどにおいて被害を確認した。

このほか、畜産関係の県有施設においても被害があり、能登畜産センターでは、家畜に被害はなかったものの、牛舎や和牛受精卵の生産施設などの機器に被害が確認され、再整備が必要な状態となった。

【主な被害状況】



水産総合センター（本所）：地盤沈下



水産総合センター（本所）：地盤沈下



能登畜産センター：和牛受精卵生産施設損壊



能登畜産センター：牛舎のひび割れ

2. 能登半島地震・奥能登豪雨被害に関する要望書

※関連ページ「I (1) キ 要望活動」

- 令和6年1月9日 岸田内閣総理大臣への要望活動（県庁全体の要望活動）
- 令和6年1月14日 岸田内閣総理大臣への要望書提出（県庁全体の要望活動）
- 令和6年1月21日 農林水産大臣への要望活動
- 令和6年4月8日 知事上京による政府要望
- 令和6年9月26日 内閣府特命担当大臣への要望活動（県庁全体の要望活動）
- 令和6年10月10日 農林水産省への要望活動

要 望 書

石 川 県

令和6年1月1日に最大震度7を観測した「令和6年能登半島地震」では、県下全域に大きな被害をもたらしています。特に、能登地方の被害は甚大であり、202名の尊い命が失われ、倒壊家屋は把握できないほど多く、未だ102名の安否不明者がいる上、避難者は約2万6千名に上ります。

発災直後から、救助、道路啓開、人的支援、プッシュ型の物資輸送など、政府あげてのご支援を頂いていることにより、状況は改善しつつありますが、未だに、電気、水道、通信網などのライフラインが十分回復しておらず、特に水道については、損傷が激しく復旧の見通しがたっていません。幹線道路の通行止め箇所も多数あり、迅速な救援活動や支援物資の輸送を阻み、孤立集落を多数生じさせております。

また、今後は、長期化が予想される避難者への支援、住まいの提供などの生活再建、さらには観光や伝統工芸、農林水産業など地域を支える産業の復興などが必要です。

能登地方では、一昨年、昨年、そして今回と連続して大きな地震に見舞われており、懸命に立ち上がろうとしていた方々は再起への意欲を失いかねません。能登地方は、過疎・高齢化が進んでおります。国におかれてはこうした実情を汲んでいただき、次の事項について格別のご支援・ご配慮を賜りますよう要望します。

令和6年1月9日 石川県知事 馳 浩

記

- 1 激甚災害、特定非常災害及び非常災害への早期指定
- 2 災害応急対応及び本格復旧に向けた十分な人的支援
- 3 食料・飲料水、生活物資等の十分な確保と円滑な供給支援の継続
- 4 生活福祉資金の特例措置の早期適用
- 5 電気、通信網及び現時点で復旧の見通しが立っていない上下水道等のライフラインの早期復旧と復旧までの生活環境の早期改善
- 6 のと里山海道、国道 249 号、能越自動車道等の幹線道路の早期啓開
- 7 避難所運営への支援（二次的健康被害の防止）
- 8 円滑な災害廃棄物処理に向けた支援や廃棄物処理施設の早期復旧支援、被災した家屋等の解体撤去に対する支援対象の拡大
- 9 仮設住宅・みなし仮設住宅への財政的・手続き的支援
- 10 被災した児童生徒等の就学機会の確保
- 11 非常災害への早期指定による国による権限代行も含めた幹線道路、河川、砂防など公共土木施設、農林水産業施設、病院・福祉施設、文教施設、文化財等の早期復旧支援
- 12 能登空港、のと鉄道等の広域交通インフラの早期復旧支援
- 13 被災者生活再建支援金の支給対象の拡大
- 14 伝統産業、観光産業、農林水産業等の基幹産業や地域のくらしを支える中小企業の復旧・復興及び雇用の維持
- 15 地方が行う災害復旧に係る財政需要に対する補助制度の創設・拡充、地方負担に対する十分な交付税措置などの財政支援
- 16 創造的な復興に係る財政需要に対する補助制度の創設・拡充、復興基金の創設をはじめ、地方負担に対する十分な交付税措置などの財政支援
- 17 頻発する能登半島を震源とする地震の調査研究の早期実施

要 望 書

石 川 県

令和6年1月1日に最大震度7を観測した「令和6年能登半島地震」では、県下全域に大きな被害をもたらしています。特に、能登地方の被害は甚大であり、220名の尊い命が失われ、倒壊家屋は把握できないほど多く、未だ26名の安否不明者がいる上、避難者は約2万1千名に上ります。

発災直後から、救助、道路啓開、人的支援、プッシュ型の物資輸送など、政府あげてのご支援を頂いていることにより、状況は改善しつつありますが、未だに、電気、水道、通信網などのライフラインが十分回復しておらず、特に水道については、損傷が激しく復旧の見通しがたっていません。幹線道路の通行止め箇所も多数あり、迅速な救援活動や支援物資の輸送を阻み、孤立集落を多数生じさせております。

また、今後は、長期化が予想される避難者への支援、住まいの提供などの生活再建、さらには観光や伝統工芸、農林水産業など地域を支える産業の復興などが必要です。

能登地方では、一昨年、昨年、そして今回と連続して大きな地震に見舞われており、懸命に立ち上がろうとしていた方々は再起への意欲を失いかねません。能登地方は、過疎・高齢化が進んでおります。国におかれてはこうした実情を汲んでいただき、次の事項について格別のご支援・ご配慮を賜りますよう要望します。

令和6年1月14日 石川県知事 馳 浩

記

- 1 災害応急対応及び本格復旧に向けた十分な人的支援
- 2 食料・飲料水、生活物資等の十分な確保と円滑な供給支援の継続
- 3 電気、通信網及び現時点で復旧の見通しが立っていない上下水道等のライフラインの早期復旧と復旧までの生活環境の早期改善
- 4 のと里山海道、国道 249 号、能越自動車道等の幹線道路の早期啓開
- 5 避難所運営への支援（二次的健康被害の防止）
- 6 円滑な災害廃棄物処理に向けた支援や廃棄物処理施設の早期復旧支援、被災した家屋等の解体撤去に対する支援対象の拡大
- 7 仮設住宅・みなし仮設住宅への財政的・手続き的支援
- 8 被災した児童生徒等の就学機会の確保
- 9 非常災害への早期指定による国による権限代行も含めた幹線道路、河川、砂防などの公共土木施設、農林水産業施設、病院・福祉施設、文教施設、文化財等の早期復旧支援
- 10 能登空港、のと鉄道等の広域交通インフラの早期復旧支援
- 11 被災者生活再建支援金の支給対象の拡大
- 12 伝統産業、観光産業、農林水産業等の基幹産業や地域のくらしを支える中小企業の復旧・復興及び雇用の維持
- 13 地方が行う災害復旧に係る財政需要に対する補助制度の創設・拡充、地方負担に対する十分な交付税措置などの財政支援
- 14 創造的な復興に係る財政需要に対する補助制度の創設・拡充、復興基金の創設をはじめ、地方負担に対する十分な交付税措置などの財政支援
- 15 頻発する能登半島を震源とする地震の調査研究の早期実施

○被災した農林水産事業者の再開意欲を喚起する使い勝手のよい支援制度の創設

- ・ 農林水産業は、能登の基幹産業（人口の1割が就業）
⇒ 農林水産業の復旧なくして、能登の創造的復興はない
- ・ 地震前から高齢化・離農など厳しい状況
⇒ 加速化を懸念。能登の強みを活かし、課題を解決しながら生業を再生

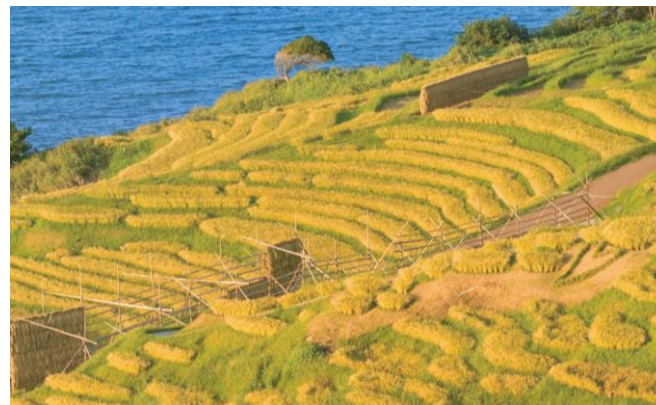
▶ 世界農業遺産、トキの放鳥、素朴な人情など能登の強みを活かした創造的復興のため、被害を広くカバーし、自己負担や申請手続きがハードルとならない前例にとらわれない支援制度の創設

特に以下の支援についてご配慮いただきたい

- 地震や津波により被害を受けた農業の再興や農地の保全・有効活用に向けた支援
- 被災した世界農業遺産の構成資産（地域の生業など）の復旧や価値の保全に向けた支援
- 能登の魅力の一つであるブリやフグ、牡蛎などの水産業の再興への支援



はざ干し（能登全域）



白米千枚田（輪島市）



天然能登寒ぶり（能登全域）

令和6年能登半島地震の被害状況 災害復旧に関する要望

○甚大な被害が発生した農林水産施設の復旧に対する国による積極的な支援

- ・大規模地すべりや山腹崩壊に加え、漁港での大規模な岩盤隆起や能登島をつなぐ農道橋の損傷、国営干拓地の地盤沈下や水利施設など、生活に密接に関わるインフラに甚大な被害
⇒ 復旧には高度な専門技術が不可欠。多大な財政負担も発生

➡ 国の権限代行なども含め農林水産施設の早期復旧に向けた積極的な支援
国営干拓地の被害状況の検証と昨年7月豪雨を含めた抜本的な対応



地すべり崩壊（輪島市稲舟町地内）



地盤隆起（鹿磯漁港（輪島市））



農道橋損壊（七尾市能登島半浦町）

要 望 書

石 川 県

元日に発生した令和6年能登半島地震では、245名の尊い命が失われたほか、1,000名を超える方が負傷され、7万棟を超える住家被害が生じるなど、県政史上未曾有の大災害となりました。

国からは、発災当日の政府現地災害対策本部の設置、関係省庁からの多くの職員の派遣、「被災者の生活と生業支援のためのパッケージ」の策定など、政府一丸となった迅速で親身な支援をいただいております、厚くお礼を申し上げます。

未だ奥能登の市町の広範囲で続く断水の解消、大規模に損傷した道路の復旧、仮設住宅の建設に鋭意取り組んでおり、進展はしておりますが、未だに2次避難者を含め約7,000名の方々が避難生活を続けており、引き続き支援が必要です。

また、今回の震災では、地盤隆起による漁港の使用不能、海に面した地域に旅館が多数集積する温泉街（和倉温泉）での大規模な建物や護岸施設の被害、広範囲で発生した液状化現象など、過去に類を見ない大規模な地形の変化と、それに伴う甚大な被害がありました。

さらに、高齢化が進む被災地において、災害救助法に福祉サービスの位置付けがなされていないことから、様々な制度の運用において支障が生じています。

本県では、先月、「復興プラン(仮称)」の骨子案をとりまとめ、能登の魅力をより一層高める「創造的復興」に向け本格的に動き出しました。

国におかれましては、被災者の方々が一日も早く元の穏やかな生活を取り戻し、息の長い取り組みとなる「創造的復興」が着実に実現できるよう、上記の今回の震災の特徴も踏まえ、補助制度の創設・拡充はもとより、復興基金の創設も含めて、次の事項について格別のご支援・ご配慮をお願いいたします。

令和6年4月 石川県知事 馳 浩

[内閣府(防災)]

- 1 災害救助法第4条第1項に「福祉サービス(介護を含む。)の提供」を規定し、災害時における要配慮者への福祉支援が、災害救助の一つであることを明確化していただきたい。
- 2 仮設住宅設置期間中の、住民の安心した日常生活を支えるため、福祉サービスや食事、入浴といった、人が集う様々な機能を有する**地域コミュニティ拠点の整備及び運営**を災害救助法(施行令第3条第2項)の対象としていただきたい。
- 3 被災者情報の収集及び集約や、関係者間で共有及び利用することが可能となる「被災者データベース」の構築・運用や、そのデータベースと連携した**情報発信機能の構築**に対する十分な支援を行っていただきたい。
- 4 災害関連死を防ぐためにも、被災者一人ひとりに寄り添った支援を実現する「被災者データベース」となるよう、災害対策基本法をはじめとする災害関連法における**個人情報の扱いの明確化**や、今後、国で検討する「次期総合防災情報システム」との情報連携に向けた要件定義など、**防災DXに向けた取り組みの支援**をお願いしたい。
- 5 災害からの創造的復興を目指し、石川県における**奥能登版デジタルライフラインの整備**を支援していただきたい。

[内閣府(こども政策)]

- 1 避難先の保育所等を一時的に利用した場合に生じる費用や、臨時休業した保育所等への給付費の支給について、その全額を財政支援していただきたい。
- 2 被災者に対し、放課後児童クラブの利用料を減免した場合の減免相当額について、その全額を財政支援していただきたい。
- 3 他自治体からの介護職員及び保育士の派遣などの人的支援を引き続き行っていただきたい。

[総務省]

- 1 被災市町はマンパワーが限られており、被災者の生活再建や早期の復旧・復興に向けて、引き続き、十分な人的支援を行っていただきたい。
- 2 **通信基盤**については、支障となった通信エリアを復旧するにとどまらず、さらなるネットワークの冗長化や非常時における通信事業者間の回線相互利用、衛星活用等による**強靱化を推進**していただきたい。
- 3 創造的復興に係る財政需要に対する**補助制度の創設・拡充及び地方負担に対する十分な財政措置**を講じるとともに、国の制度の隙間を埋める独自施策を弾力的に実施できるよう、**復興基金の創設**を含めた必要な財政措置を講じていただきたい。

[文部科学省]

- 1 頻発する能登半島を震源とする**地震の調査研究・評価を早期に実施する**とともに、**早期に公表**していただきたい。
- 2 被災した輪島漆芸技術研修所の早期復旧に向け、「**公立社会教育施設災害復旧費補助金**」の対象とするなど、十分な財政支援を行うとともに、応急仮設住宅に入居できない研修生の住まいを早急に確保するため、**寄宿舍整備に対する支援**をお願いしたい。
- 3 地域コミュニティを維持するうえで極めて重要な役割を果たす祭りを再開・継承するため、**キリコや山車などの用具の整備・修理等に対する支援**について、**補助率の嵩上げや採択件数の拡大**などを行っていただきたい。
- 4 輪島市黒島地区(重要伝統的建造物群保存地区)における**被災建造物修理に係る所有者の負担を軽減**するため、**補助率の嵩上げ**など、さらなる支援を行っていただきたい。
- 5 国指定等文化財の修理に係る所有者の負担を軽減するため、**補助率の嵩上げ**など、さらなる支援を行っていただきたい。
- 6 国指定以外の幅広い被災文化財の**保存・修理に対する支援**をお願いしたい。
- 7 被災した金沢城公園・兼六園の早期復旧のため、埋蔵文化財調査の効率化(調査期間の短縮等)を図るとともに、「**歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業**」の**補助率の嵩上げ**などを行っていただきたい。
- 8 被害を受けた高等教育機関の施設等の復旧にかかる支援のほか、能登の**創造的復興に資する教育・研究活動等に対する支援**を行っていただきたい。

[厚生労働省]

- 1 被災地域の雇用の維持・確保のため、「**地域雇用開発助成金**」について、H28 熊本地震において措置された**特例制度**を設けるとともに、賃貸物件が少ない被災地の状況に鑑み、**従業員宿舍の新設・取得等を助成対象**とすることや、厳しい状況の中、**雇用維持に努めてきた事業者を支援**するため、**助成金の算定要件を緩和**するなど、支援内容を拡充していただきたい。
- 2 被災者の当面の雇用の場を確保するため、被災事業者・自治体における**業務の切り出し、求人開拓及びマッチング等**を通じ、被災者の雇用が進むよう支援いただきたい。
- 3 被災地の事業者の雇用維持を図るため、雇用調整助成金の事業主負担の軽減につながる**在籍型出向制度**について、さらなる周知など利用拡大に向けて取り組んでいただきたい。
- 4 **雇用保険未加入者**(パート・アルバイト、個人事業主等)に対する**収入維持に向けた支援措置**を講じていただきたい。
- 5 仮設住宅設置期間中の、住民の安心した日常生活を支えるため、福祉サービスや食事、入浴といった、人が集う様々な機能を有する**地域コミュニティ拠点の整備及び運営に対する支援**をお願いしたい。

- 6 被災した社会福祉施設の復旧に当たっては、**原状復旧だけでなく、施設の小規模化や個室化・ユニット化、入居施設から訪問施設といったサービス種別の変更及び一部廃止など、現在の実情や福祉の現在の潮流に応じた復旧についても補助対象**としていただきたい。
- 7 激甚災害法適用による補助率の嵩上げ対象にならない民間医療機関、医療関係者養成施設について、**補助率を嵩上げ**していただきたい。
- 8 **他自治体からの介護職員及び保育士の派遣**などの人的支援を引き続き行っていただきたい。(再掲)

[農林水産省]

- 1 **地盤隆起により機能を失った漁港**について、復興までの間、人的支援を含め、**国の全面的な伴走支援の継続**をお願いしたい。
- 2 **当面の漁業の再開に向け、操業に必要な氷・油・出荷手段の確保**などに係る経費に対する支援を行っていただきたい。
- 3 港の本格復興までの間に、水揚げ可能隻数が制限される場合の支援制度（**共同操業や付加価値向上による収益確保への取組支援**）や、一時的な港の移転移動に伴う掛かり増し経費（**漁場までの移動距離増加に伴う燃油消費増**）に対する支援を行うなど、被災した漁業者の早期事業再開に向けた支援を行っていただきたい。
- 4 農業用施設、畜舎などの復旧事業について、原状復旧に限定せず、**効率化・強靱化を行う場合にも補助対象**とするとともに、**補助率の嵩上げ**を行っていただきたい。
- 5 農林水産関係の機械・共同利用施設などの復旧事業について、**複数年度に渡って申請可能とする**など、支援制度を拡充していただきたい。
- 6 種苗の調達等を支援する「**持続的生産強化対策事業**」について、補助対象者や対象経費を拡大するなど、支援制度を拡充していただきたい。
- 7 生産条件の不利な能登地域では、大豆・麦の作付けが困難なほ場が多いため、**水稻が作付けできない場合の地力増進作物の作付けに対する支援制度の拡充**や、草刈りなど農地の保全管理に対する支援を行っていただきたい。
- 8 **世界農業遺産の価値の保全に向け、棚田や揚げ浜式製塩等の維持・管理や、祭りなどの農耕儀礼の継続・再開も含めた地域コミュニティの維持等**に係る支援をお願いしたい。

[経済産業省]

- 1 「**なりわい再建支援補助金**」について、修繕と建て替えの費用面も考慮していただくなど、環境省の公費解体制度と同様、「**大規模半壊**」だけではなく、「**半壊**」でも建て替えの対象となりえるよう柔軟な対応をとっていただきたい。

- 2 「なりわい再建支援補助金」の定額補助について、金融機関からの新たな借入を行わず、自己資金で過去の災害からの復旧・復興に取り組んでいた被災事業者についても補助対象としていただきたい。
- 3 能登観光の拠点である和倉温泉の復興に向け、「なりわい再建支援補助金」について、柔軟な運用を図るとともに、関係する各省が連携して支援を行っていただきたい。
- 4 「共同・協業販路開拓支援補助金」について、被災地枠を設け、十分な事業期間を確保していただきたい。
- 5 輪島塗について、仮設工房の整備の加速化に加え、関係する各省が連携して支援を行っていただきたい。
- 6 地域により復旧・復興のスピードが大きく異なることを踏まえ、それぞれの地域の状況に応じて柔軟に、全国の商工会・商工会議所からの経営指導員の派遣の継続・増員を行っていただきたい。
- 7 災害からの創造的復興を目指し、石川県における奥能登版デジタルライフラインの整備を支援していただきたい。（再掲）

[国土交通省]

- 1 和倉温泉では、護岸に甚大な被害が発生しており、早期復旧への支援を行っていただきたい。
- 2 今般の地震では、液状化現象等により、多くの住宅・宅地等に甚大な被害が発生していることも踏まえ、下記の事項について支援を行っていただきたい。
 - ・住宅等の耐震化を支援する「住宅・建築物安全ストック形成事業」について、現下の物価高騰等を踏まえ、補助上限額の引き上げや補助率の嵩上げなど、支援制度を拡充していただきたい。
 - ・上記事業が対象とならない、住宅や宅地ののり面、擁壁、地盤などにも甚大な被害が発生していることから、これらの宅地等の復旧を支援していただきたい。
- 3 国道249号、能越自動車道、のと里山海道の国の直轄権限代行による早期復旧や、河川・砂防・海岸・港湾・空港施設の国の直轄権限代行や直轄事業による早期復旧を図っていただきたい。
- 4 能越自動車道やのと里山海道と一体となり、復興の基軸となる珠洲道路などの高規格道路への格上げ等、能登地域の道路ネットワークの機能強化を図っていただきたい。
- 5 公共土木施設等の早期復旧に向けた予算を確保するとともに、創造的復興を進めるための支援を行っていただきたい。
- 6 引き続き、公共土木施設等の災害応急対応や本格復旧に向けた十分な人的支援を行っていただきたい。

- 7 人口減少に直面している被災地域における持続可能な上下水道インフラの構築に向けて、小規模分散型水循環システムの導入に係る支援をお願いしたい。
- 8 地域住民が管理する小規模な水道の復旧を支援していただきたい。
- 9 能登半島地震で、救助・支援拠点として大きな役割を果たした能登空港について、防災拠点としての更なる機能強化を図っていただきたい。
- 10 災害からの創造的復興を目指し、石川県における奥能登版デジタルライフラインの整備を支援していただきたい。(再掲)
- 11 特に甚大な被害を受けた能登地域については、復興状況を踏まえつつ、観光需要を十分に喚起できるよう、より手厚い旅行需要喚起施策を講じていただきたい。

[環境省]

- 1 災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理に向けて、広域的な処理体制の構築など継続的に支援を行っていただきたい。
- 2 被災家屋の公費解体の促進に向けて、引き続き、専門的知見を有する国や他の自治体からの人的・技術的支援を行っていただきたい。
- 3 被災した公共施設の解体について、個々の自治体の事情に応じた支援をお願いしたい
- 4 能登地域の創造的復興に向けて、「のとSDGsトレイル(仮称)」など、能登半島国定公園をはじめとする能登地域の自然を活かした関係人口の拡大を図る取り組みへの支援を行っていただきたい。
- 5 能登半島国定公園内の被災施設等の早期復旧に向け、「自然公園等整備事業」の補助率を嵩上げするとともに、十分な予算措置を講じていただきたい。
- 6 震災からの復興のシンボルとなるよう、早ければ令和8年度の能登地域におけるトキ放鳥の実現に向け、生息環境の整備等の取り組みに対し、専門的知見を有する国からの支援を行っていただきたい。
- 7 指定避難所や復興住宅等での太陽光発電や蓄電池、電動車など自立・分散型エネルギーの活用など、災害に強く地域の脱炭素化につながる取り組みへの支援を行っていただきたい。

[防衛省]

- 1 能登半島地震で、救助、支援拠点となった能登空港や支援活動にあたった航空自衛隊輪島分屯基地については、大きな役割を果たしていただいていることから、能登空港については、防災拠点としての更なる機能強化を図るほか、輪島分屯基地については、隊員の増員を含め十分に機能強化を行っていただきたい。
- 2 奥能登地域の防災・危機管理体制を強化するため、奥能登総合事務所等に防災・危機管理に長けた自衛官OBの防災・危機管理専門アドバイザーを配置いただきたい。

内閣府特命担当大臣（防災、海洋政策）

松村 祥史 様

要 望 書

石 川 県

令和6年能登半島地震という未曾有の大災害からの復旧途上にあった中、能登地方を襲った記録的な豪雨により、能登は壊滅的な状況となりました。11名の尊い命が失われ、未だ4名が安否不明者となっています。床上浸水などの住家被害や稲刈り前の田畑への土砂流入は把握できないほど多く、再び避難生活を強いられている方々は約500名に上ります。

何より、令和6年能登半島地震による大きな傷跡が癒えない中で、これだけの大水害が追い打ちを掛けるように発生することは、我が国の災害史上初めてのことであり、今回の災害は、極めて異例な複合災害です。

仮設住宅や輪島塗の仮設工房にも浸水被害が生じ、復興に向けて懸命に立ち上ろうと、歯を食いしばって努力をされていた方々の落胆は察するに余りあります。

発災直後から、救命・救助、道路啓開、人的支援など、政府一丸となったご支援を頂いておりますが、まだ、電気や水道などのライフラインが回復していない箇所は多く、道路の通行止め箇所も多数あり、大規模土砂災害等により、またもや多くの孤立集落（16カ所157人）が生じています。

国におかれましては、こうした特別の事情を汲んでいただき、理不尽にも二度も大災害に遭われた被災者の境遇を斟酌され、次の事項について格別のご支援・ご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年9月26日

石川県知事 馳 浩

1 令和6年9月の大雨災害に関する緊急要望

[内閣府(防災)]

1. 激甚災害への早期指定について

今回の大雨災害からの復旧・復興を円滑かつ早急に進めることができるよう、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく指定を早期に行うとともに、手厚い財政措置を講ずること

2. 令和6年能登半島地震との一体的な取扱いについて

今回の大雨災害の被災地は、令和6年能登半島地震の被災地と重なっており、地震による大きな被害を受けた建物が再び被災するなど、被害の態様は地震の影響を多分に受けていることが想定され、別災害として判断することは困難である

このため、罹災証明書については、今回の大雨災害の被害に加え、令和6年能登半島地震の被害を考慮した、手厚い被害認定とすること

また「地域福祉推進支援臨時特例給付金」については、今回の大雨災害の被災者にも適用すること

さらに、「被災者生活再建支援金」については、全ての被災市町の被災者に対して、法に基づく救済が平等に行われるよう、同一災害にもかかわらず適用対象外となる市町がないように取り扱うこと

3. 洪水浸水想定区域等の建設型仮設住宅入居者の移動について

建設型仮設住宅に入居した場合、他の建設型仮設住宅やみなし仮設住宅等への移動は認められていないが、洪水浸水想定区域等に建設された仮設住宅の入居者については、特例的に他の建設型仮設住宅やみなし仮設住宅等への移動を認めること

また、建設型仮設住宅からの移動に係る転居費用を災害救助法の対象とすること

4. 建設型応急仮設住宅の早期復旧に向けた支援について

令和6年能登半島地震を受けて整備した仮設住宅において、床上浸水等の被害が発生したことから、被災者の安全・安心な住まいを確保するため、必要な支援措置を講じること

5. ホテル旅館等宿泊施設への2次避難に係る支援について

災害救助法に定める宿泊施設の利用額について、令和6年能登半島地震と同水準の支援措置を講じること

[内閣府(こども政策)]

1. 災害復旧費補助金に係る柔軟な対応について

社会福祉施設や児童福祉施設、医療施設等の災害復旧費国庫補助金等について、今回の大雨災害により、再度被害を受けた事業所も多いことから、**事業者負担が軽減されるよう支援を拡充**するとともに、協議書類の提出期限の延長や、災害査定の一体的な実施など手続きの簡素化を認めること

また、医療施設等災害復旧費補助金について、民間病院、医療関係者養成施設は激甚災害法が適用されたとしても、補助率嵩上げの対象とならないことから、**補助率を嵩上げ**するなど、支援を拡充すること

[デジタル庁]

1. 広域被災者データベースを活用した被災者支援への人的・技術的支援について

令和6年能登半島地震において、切れ目のない被災者支援を展開するために構築した「広域被災者データベース」を活用し、今回の大雨災害においても、被災者に寄り添った支援に取り組めるよう、引き続き、**人的・技術的支援**を行うこと

[総務省]

1. 行政運営に対する人的支援について

未曾有の大災害である令和6年能登半島地震からの復旧・復興に加え、今回の大雨災害からの復旧・復興を進められるよう、県及び被災市町に対し、**対口支援**を含め、十分な人的支援を行うこと

2. 復旧・復興に向けた財政支援について

令和6年能登半島地震からの復旧・復興の途上に発生した今回の大雨災害からの復旧・復興に係る財政需要に対し、県及び被災市町が躊躇なく取組を進めることができるよう、複合災害により災害対応が長期化することにより、通常よりも災害対応経費が被災自治体財政を大幅に圧迫することが想定される事情も考慮した**国庫補助制度の創設・拡充、地方財政措置**など、令和6年能登半島地震並みの手厚い財政支援を講ずること

3. 強靱且つ安定的な通信インフラの整備について

支障となった通信エリアを復旧するとともに、衛星系通信等を活用したネットワークの冗長化や通信事業者間の設備相互利用の実現など、**強靱且つ安定的な通信インフラの整備**を推進すること

[財務省]

1. 復旧・復興に向けた財政支援について（再掲）

令和6年能登半島地震からの復旧・復興の途上に発生した今回の大雨災害からの復旧・復興に係る財政需要に対し、県及び被災市町が躊躇なく取組を進めることができるよう、複合災害により災害対応が長期化することにより、通常よりも災害対応経費が被災自治体財政を大幅に圧迫することが想定される事情も考慮した**国庫補助制度の創設・拡充、地方財政措置など、令和6年能登半島地震並みの手厚い財政支援**を講ずること

[厚生労働省]

1. 雇用調整助成金及び雇用保険失業給付の支給期間及び支給日数の延長について

雇用調整助成金の特例措置について、能登の産業構造や、なりわいの再建状況は熊本と大きく異なることに加え、今回の大雨災害の被災状況も考慮いただき、**支給期間及び支給日数を延長するとともに、大雨により被災した事業者を対象とすること**

また、雇用保険失業給付の特例措置について、今回の大雨災害の被災状況も考慮いただき、**支給期間及び支給日数を延長するなど、支援を拡充すること**

2. 令和6年能登半島地震との一体的な取扱いについて（再掲）

今回の大雨災害の被災地は、令和6年能登半島地震の被災地と重なっており、地震による大きな被害を受けた建物が再び被災するなど、被害の態様は地震の影響を多分に受けていることが想定され、別災害として判断することは困難である

このため、罹災証明書については、今回の大雨災害の被害に加え、**令和6年能登半島地震の被害を考慮した、手厚い被害認定とすること**

また「地域福祉推進支援臨時特例給付金」については、**今回の大雨災害の被災者にも適用すること**

さらに、「被災者生活再建支援金」については、全ての被災市町の被災者に対して、法に基づく救済が平等に行われるよう、同一災害にもかかわらず**適用対象外となる市町がないよう**に取り扱うこと

3. 国民健康保険及び後期高齢者医療制度における一部負担金・保険料の減免に係る財政支援について

被災者に係る国民健康保険及び後期高齢者医療制度における一部負担金・保険料の減免について、**令和6年能登半島地震と同水準の財政支援を行うこと**

4. 介護保険制度等におけるサービス利用料・保険料の減免に係る財政支援について

被災者に係る介護保険制度及び障害福祉制度におけるサービス利用料・保険料の減免について、**令和6年能登半島地震と同様の財政支援を行うこと**

5. 災害復旧費補助金に係る柔軟な対応について（再掲）

社会福祉施設や児童福祉施設、医療施設等の災害復旧費国庫補助金等について、今回の大雨災害により、再度被害を受けた事業所も多いことから、事業者負担が軽減されるよう支援を拡充するとともに、協議書類の提出期限の延長や、災害査定の一体的な実施など手続きの簡素化を認めること

また、医療施設等災害復旧費補助金について、民間病院、医療関係者養成施設は激甚災害法が適用されたとしても、補助率嵩上げの対象とならないことから、補助率を嵩上げするなど、支援を拡充すること

6. 住宅再建、生活再建への支援について

今般、面的な被害を受けた地域が多数ある中、高齢世帯が多いという能登地域の特性を踏まえ、リバースモーゲージ型融資制度の推進や見守り体制のさらなる強化など、地域コミュニティや生業の維持、地域社会の存続等に配慮した形での住宅再建及び生活再建に対する支援を行うこと

[農林水産省]

1. 農林業機械・施設、農作物等の再建支援について

今回の大雨災害では、令和6年能登半島地震に係る国の支援メニューを活用して再建した農林業機械・施設等が、再び被災する状況が生じている

地震で既に甚大な被害を受けている地域が、復旧・復興の途上で再度被害を受けており、特に手厚い支援が必要であることから、補助率の嵩上げや資金繰り支援、停電・断水対策への支援、地方財政措置など、令和6年能登半島地震と一体的かつ同水準の支援を講ずること

2. 農地・林地・漁港等の災害復旧事業への財源確保と柔軟な運用について

今回の大雨災害は、令和6年能登半島地震により被災した農地・林地・漁港等の復旧に向けて、災害査定を進めている中で発生した複合災害であり、復旧に必要な予算の確保に加え、被害状況の再調査に多大な労力・時間を要することから、令和6年能登半島地震の災害査定との一体的な実施や、査定期間の延長、市町への人的・技術的支援などを行うこと

3. 漁港等の復旧等への財政支援について

漁港や海岸等に打ち上げられた流木等の処分・撤去、漁場の復旧等に必要な財政支援を行うこと

[経済産業省]

1. なりわい再建支援補助金などの支援メニューの拡充について

地震で既に甚大な被害を受けている地域が、復旧・復興の途上で再度被害を受けており、特に手厚い支援が必要であることから、なりわい再建支援補助金や持続化補助金（災害枠）などの国の各種支援メニューについて、令和6年能登半島地震と同水準の支援を講じるとともに、地震に加えて今回の大雨により再び被災した事業者にも支援が行き届くよう、柔軟な運用を図ること

2. 被災した仮設施設の復旧支援について

（独）中小企業基盤整備機構の支援を受けて整備され、または整備中の輪島塗の仮設工房などの仮設施設のうち、今回の大雨により被害を受けたものについて、復旧・修繕に必要な支援を行うこと

[国土交通省]

1. 道路の早期啓開について

令和6年能登半島地震を受けて権限代行により復旧を進めている国道249号をはじめとした幹線道路の早期啓開に取り組むこと

2. 洪水浸水想定区域等の建設型仮設住宅入居者の移動について（再掲）

建設型仮設住宅に入居した場合、他の建設型仮設住宅やみなし仮設住宅等への移動は認められていないが、洪水浸水想定区域等に建設された仮設住宅の入居者については、特例的に他の建設型仮設住宅やみなし仮設住宅等への移動を認めること

また、建設型仮設住宅からの移動に係る転居費用を災害救助法の対象とすること

3. 建設型応急仮設住宅の早期復旧に向けた支援について（再掲）

令和6年能登半島地震を受けて整備した仮設住宅において、床上浸水等の被害が発生したことから、被災者の安全・安心な住まいを確保するため、必要な支援措置を講じること

4. 複合災害に被災した公共土木施設の災害査定へのさらなる人的・技術的支援について

令和6年能登半島地震の災害査定に今回の大雨災害による査定が加わり、負担が大きくなることから、災害査定の一体的な実施や、市町へのさらなる人的・技術的支援を行うこと

5. 多量の土砂・流木・がれきの除去に関する支援について

今回の大雨により、市街地などに多量の土砂・流木・がれきが堆積したことから、これらを除去するため早期に十分な予算措置を講じること

6. 権限代行などによる河川災害や土砂災害対策の実施について

今般の豪雨災害で多数の河川氾濫や、大規模な土石流、地すべりにより甚大な被害が多数発生したことを鑑み、国が権限代行などにより、河川災害や土砂災害対策を実施すること

7. 公共土木施設の早期復旧と更なる強靱化に向けた支援について

令和6年能登半島地震からの復旧途上において、今回の大雨災害により再び被災し、きわめて甚大な複合災害となっていることから、被災した公共土木施設の早期復旧と、災害に強い強靱なインフラ整備に向けて、これまでの例に捉われない支援を行うこと

また、復旧にあたっては、能登の自然や生態系に配慮した持続可能な復旧工法のあり方について検討を進めること

8. 防災・減災、国土強靱化の加速化対策の着実な推進について

今回のような被害が繰り返されることのないよう、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の最終年度となる令和7年度においても、近年の資材価格の高騰にも対応した必要な予算・財源を通常予算に加えて別枠で確保するとともに、現対策を上回る事業規模とする「国土強靱化実施中期計画」を速やかに策定すること

9. 災害公営住宅整備にあたっての国庫補助拡充について

今回の大雨災害を受けて、被災市町は一層厳しい財政状況が予想されることから、建設に対する標準建設費の嵩上げや、敷地整備費を補助対象経費に認めるなど、特段の支援措置を講じること

10. 住宅再建、生活再建への支援について（再掲）

今般、面的な被害を受けた地域が多数ある中、高齢世帯が多いという能登地域の特性を踏まえ、リバースモーゲージ型融資制度の推進や見守り体制のさらなる強化など、地域コミュニティや生業の維持、地域社会の存続等に配慮した形での住宅再建及び生活再建に対する支援を行うこと

[環境省]

1. 令和6年能登半島地震による災害廃棄物との一体的な処理と同水準の財政措置について

今回の大雨災害は、令和6年能登半島地震による被災建物の公費解体をはじめとした災害廃棄物処理を進めている中で発生した複合災害であり、被災地においては水害ごみ専用の仮置場の設置や人員の確保が困難な状況であることから、被災者や被災市町の負担軽減を図るため、令和6年能登半島地震と一体的な災害として災害廃棄物処理事業を取り扱い、公費解体の対象を半壊以上とし、同水準の財政措置を講じること

2. 多量の土砂・流木・がれきの除去に関する支援について（再掲）

今回の大雨により、市街地などに多量の土砂・流木・がれきが堆積したことから、これらを除去するため早期に十分な予算措置を講じること

2 令和6年能登半島地震に関する要望

[内閣府(防災)]

1. 令和6年能登半島地震からの復旧・復興に向けた伴走支援の継続について

長期間に及ぶことが見込まれる令和6年能登半島地震からの復旧・復興を着実に進めていくため、「能登創造的復興タスクフォース」による活動をはじめ、関係省庁が一丸となった伴走支援を継続するとともに、今回の地震に係る対応の検証を速やかに進め、その結果を今後の災害対応に活かすこと

また、石川県創造的復興プランに掲げたリーディングプロジェクトをはじめとする各種取り組みの実現に向け、長期にわたる人的・財政的支援を行うこと

2. 災害救助法への「福祉」の明記及び地域コミュニティ拠点整備に係る支援について

災害救助法第4条第1項に「福祉サービス(介護を含む。)の提供」を規定し、災害時における要配慮者への福祉支援が、災害救助の一つであることを明確化すること

また、仮設住宅設置期間中の、住民の安心した日常生活を支えるため、福祉サービスや食事、入浴といった、人が集う様々な機能を有する地域コミュニティ拠点の整備及び運営を災害救助法(施行令第3条第1項)の対象とすること

3. 福祉避難所への災害救助法の適用について

福祉避難所となっている高齢者施設に避難している方の居住費や食費について、避難が必要な期間中は災害救助法の適用を継続するとともに、災害救助法の適用期間が終了した後も、継続して避難が必要となる方の居住費の負担を軽減するなどの措置を講じること

4. 福祉仮設住宅等の整備について

広域避難をしている被災施設入所者や、長期にわたる避難所生活等で新たに配慮が必要となった方の受け皿を整備するため、入所対象者が全壊等の被害を受けた施設の入所者に限られる福祉仮設住宅制度やその他の制度の柔軟な運用や拡充、受け皿整備に係る新たな制度の創設を行うこと

5. 「奥能登版デジタルライフライン」構築への支援について

広域災害において切れ目のない被災者支援を展開するため、「広域被災者データベース・システム」の構築・運用等に対する十分な支援を行うとともに、マイナンバーカードについて、災害時の活用を見据え、普段からの活用促進に向けた取り組みを支援するほか、災害関連法における個人情報の取り扱いの明確化を図ること

また、公民館等を物流や移動の拠点とするモビリティ・ハブや、ドローン航路の整備など、平時から備えるフェーズフリーな取り組みについて支援を行うこと

さらに、通信基盤について、支障となった通信エリアを復旧するにとどまらず、衛星系通信等を活用したネットワークの冗長化や通信事業者間の設備相互利用の実現など、強靱且つ安定的な通信インフラの整備を推進すること

6. 原子力防災対策への支援について

原子力災害対策指針について、令和6年能登半島地震を踏まえ、自然災害により、建物や道路が損壊した状況下での避難や屋内退避に係る考え方について改めて検討し、速やかに示すこと

また、避難のための道路や港湾等のインフラ、公共施設等について、国が主体となって早急に整備を進めるとともに、適切な維持管理を行うこと

さらに、今回の地震で被災した放射線防護施設の修繕や代替施設の設置等も含め、防災対策を重点的に充実すべき地域に必要な施設の整備等について、十分な予算措置を講じること

7. 避難所の原状回復について

長期にわたり1次避難所、1.5次避難所及び2次避難所に活用された施設の修繕をはじめとする原状回復などに対して、必要な支援を行うこと

[内閣府(こども政策)]

1. 保育所等への一時預かり費用の支給等に対する財政支援について

児童が被災により別の保育所等を利用した場合、施設に対する補助については、避難先自治体等の負担になるほか、臨時休園に伴う利用者負担の減免については、被災自治体の負担となることから、財政負担軽減のため、国が地方負担分の全額を財政支援すること

2. 放課後児童クラブ利用料減免相当額に係る財政支援について

被災により放課後児童クラブが臨時休業又は閉所し、被災自治体が保護者に対して利用料を減免した場合、その減免相当額について地方負担が生じることから、国が地方負担分の全額を財政支援すること

3. 被災地に対する他自治体からの介護職員及び保育士の派遣等の人的支援について

被災地では、令和6年能登半島地震の影響により、介護職員や保育士が不足していることから、他自治体からの介護職員や保育士の派遣等の人的支援を継続すること

4. 保育施設の災害復旧費に係る財政支援の拡充について

幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園の学校教育部分に係る災害復旧費について、熊本地震と同程度まで財政支援を拡充すること

[デジタル庁・内閣官房(デジタル行財政改革会議事務局)]

1. 「奥能登版デジタルライフライン」構築への支援について（再掲）

広域災害において切れ目のない被災者支援を展開するため、「広域被災者データベース・システム」の構築・運用等に対する十分な支援を行うとともに、マイナンバーカードについて、災害時の活用を見据え、普段からの活用促進に向けた取り組みを支援するほか、災害関連法における個人情報の取り扱いの明確化を図ること

また、公民館等を物流や移動の拠点とするモビリティ・ハブや、ドローン航路の整備など、平時から備えるフェーズフリーな取り組みについて支援を行うこと

さらに、通信基盤について、支障となった通信エリアを復旧するにとどまらず、衛星系通信等を活用したネットワークの冗長化や通信事業者間の設備相互利用の実現など、強靱且つ安定的な通信インフラの整備を推進すること

[総務省]

1. 被災市町等に対する人的支援の継続について

被災市町はマンパワーが限られていることから、被災者の生活再建や早期の復旧・復興に向けて、十分な人的支援を継続すること

また、県においても、復旧・復興に係る業務にあたるマンパワーが不足していることから、人的支援を継続すること

2. 「奥能登版デジタルライフライン」構築への支援について（再掲）

広域災害において切れ目のない被災者支援を展開するため、「広域被災者データベース・システム」の構築・運用等に対する十分な支援を行うとともに、マイナンバーカードについて、災害時の活用を見据え、普段からの活用促進に向けた取り組みを支援するほか、災害関連法における個人情報の取り扱いの明確化を図ること

また、公民館等を物流や移動の拠点とするモビリティ・ハブや、ドローン航路の整備など、平時から備えるフェーズフリーな取り組みについて支援を行うこと

さらに、通信基盤について、支障となった通信エリアを復旧するにとどまらず、衛星系通信等を活用したネットワークの冗長化や通信事業者間の設備相互利用の実現など、強靱且つ安定的な通信インフラの整備を推進すること

3. 本県独自の二地域居住のモデル構築への支援について

今回の震災を踏まえた本県独自の二地域居住モデルの構築を行うには、二地域居住先における納税の取り扱いのほか、保育所の利用などといった行政サービスの提供など、整理すべき課題が複雑で多岐にわたるため、関係省庁が連携して、課題解決に向けた支援を行うこと

[文部科学省]

1. 日本海沿岸地域における地震に関する調査研究の早期実施について

日本海沿岸海域における地震・津波の調査研究の結果を早急に公表するとともに、これまで十分な知見が得られていない能登半島の陸域における地震の調査研究も行うこと

2. 祭りの用具の修理・新調等に対する支援の拡充について

地域コミュニティの再建を図る上で極めて重要な役割を果たす祭りを再開・継承するため、キリコや山車などの用具の修理・新調等に対して、補助限度額の引き上げや、補助対象の拡大など、被災地域における支援を拡充するとともに、一定期間、支援を継続すること

3. 金沢城公園・兼六園の早期復旧に向けた支援について

被災した金沢城公園・兼六園の早期復旧のため、「歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業」の補助率の嵩上げなどを行うとともに、十分な予算措置を講じること

4. 能登におけるサテライトキャンパス構築への支援について

防災や復興などの教育・研究フィールドとして、多くの学生や教員、研究者が能登を訪れることで、交流人口や関係人口の増加を図る取り組みの推進に向けて、必要な支援を行うこと

5. 公立社会教育施設災害復旧費補助金の早期採択について

今回の震災で被害を受けた社会教育施設に対する公立社会教育施設災害復旧費補助金の採択の可否は、通常の手続きでは、来年2～3月頃に判明することになるが、各施設の復旧を迅速かつ計画的に進めるため、早期に採択を決定するなど、柔軟に措置すること

6. 文化財の耐震対策について

今回の震災により、耐震補強済の文化財が倒壊したことから、国において現行の耐震補強の指針を検証し、新たな耐震対策を示すこと

7. 復興の記念事業としての「東アジア文化都市」事業の開催支援について

本県では、能登復興の記念事業として、七尾市を中心に、数年後の「東アジア文化都市」事業の開催を目指していることから、多彩な文化芸術イベントや充実した日中韓の文化交流事業の実施や復興PRのための十分な予算を確保すること

また、「東アジア文化都市」事業の趣旨や目的、開催都市の取り組み等を国内外に積極的に情報発信するなど、認知度向上に向けたPR活動を充実させること

8. 文化財レスキュー事業・文化財ドクター派遣事業の継続について

被災した文化財については、文化庁から委託を受けた国立文化財機構が、文化財レスキュー事業・文化財ドクター派遣事業を実施しているが、被災件数と救援要請が多く、未だ完了が見込めないことから、令和7年度以降も支援を継続すること

[厚生労働省]

1. 社会福祉施設等の復旧及び事業継続・再開支援について

被災した社会福祉施設の復旧に当たっては、原形復旧だけでなく、施設の個室化・ユニット化や、入居施設から訪問施設といったサービス種別の変更及び一部廃止など、地域の実情や福祉の現在の潮流に応じた復旧についても補助対象とすること

また、震災による入所者の激減等により、厳しい経営を強いられている事業所に対し、事業再開・継続に向けた運営費用等についても支援すること

2. 医療施設等災害復旧への支援拡充について

医療施設等災害復旧費補助金について、民間病院、医療関係者養成施設は激甚災害法適用による補助率の対象とならないことから、補助率を嵩上げするなど、支援を拡充すること

3. 被災地に対する他自治体からの介護職員及び保育士の派遣等の人的支援について（再掲）

被災地では、令和6年能登半島地震の影響により、介護職員や保育士が不足していることから、他自治体からの介護職員や保育士の派遣等の人的支援を継続すること

4. 雇用調整助成金及び雇用保険失業給付の支給期間及び支給日数の延長について

雇用調整助成金及び雇用保険失業給付について、今回の地震を受けて、それぞれ特例措置が講じられているが、事業者及び労働者への経済的影響は甚大なものであることから、支給期間及び支給日数を延長するなど、支援を拡充すること

5. 福祉避難所への災害救助法の適用について（再掲）

福祉避難所となっている高齢者施設に避難している方の居住費や食費について、避難が必要な期間中は災害救助法の適用を継続するとともに、災害救助法の適用期間が終了した後も、継続して避難が必要となる方の居住費の負担を軽減するなどの措置を講じること

6. 福祉仮設住宅等の整備について（再掲）

広域避難をしている被災施設入所者や、長期にわたる避難所生活等で新たに配慮が必要となった方の受け皿を整備するため、入所対象者が全壊等の被害を受けた施設の入所者に限られる福祉仮設住宅制度やその他の制度の柔軟な運用や拡充、受け皿整備に係る新たな制度の創設を行うこと

7. 被災者見守り・相談支援等事業に対する財政支援の拡充について

被災者見守り・相談支援等事業について、支援対象者が応急仮設住宅等の入居者や、在宅であっても「災害を要因として孤立する恐れがあるもの」に限定されていることから、対象者を災害救助法適用自治体の住民すべてに拡大するとともに、発災年度を含み4年目以降は地方負担が生じることから、支援を拡充すること

8. 公立病院の経営継続に向けた支援について

被災した公立病院は、患者の多くが広域避難し収入が激減する一方、今後の復興に伴う医療需要の増加に備え運営体制を確保するには、大きな財政負担が生じるため、今後の経営継続に向けた支援を行うこと

[農林水産省]

1. 地盤隆起により機能を失った漁港の復興支援について

地盤隆起により漁港が使用不能になるなど、過去に類を見ない大規模な地形の変化と、それに伴う甚大な被害が発生していることから、支援を継続すること

2. 当面の漁業再開に向けた支援について

被災により漁港に設置されている製氷施設や給油施設が使用できなくなった一方で、発災直後から操業を再開している状況にあることから、港の機能が復旧するまでの間、操業に必要な氷・油・出荷手段の確保などにかかる経費に対して、支援を行うこと

3. 港の本格復興までの間の支援について

港の本格復興までの間に、仮復旧した港で水揚げする場合、水揚げ可能隻数が制限されることから、共同操業や付加価値向上による収益確保に向けた取り組みに対し、必要な支援を行うこと

また、一時的な港の移転に伴い、本来の漁場までの移動距離が増加していることから、燃油消費増に伴う掛かり増し経費に対して、支援を行うこと

4. 農業機械・共同利用施設等の復旧に向けた支援について

営農を再開する農業者に対し、農業用施設等の復旧を支援する農地利用効率化等支援交付金（被災農業者タイプ）について、原状復旧に限定せず、機能向上や大規模化を行う場合も補助対象とすること

また、同交付金や強い農業づくり総合支援交付金（被災産地施設支援）等による復旧事業について、複数年度にわたって申請可能とするなど、支援を継続すること

5. 農業用ため池の廃止に対する支援について

農業用ため池の多くが造成から100年以上経過するなど老朽化しており、令和6年能登半島地震によって大きな被害を受け、今後、決壊等の災害が発生する危険があることから、利用しない農業用ため池が生じた場合、集中的かつ円滑に廃止を進めるため、実施要件を緩和するなど、支援を拡充すること

6. 農地利用における地域計画の策定に対する配慮について

農地利用の将来像を示す「地域計画」については、令和7年3月までの策定が求められているが、被災市町は、期限内の策定が困難であることから、令和7年4月以降も当面の間、従来の「人・農地プラン」を地域計画の代替とすることを認めるなど、計画策定を要件とする各種補助事業の活用にあたって不利益が生じないように、支援を行うこと

[経済産業省]

1. 和倉温泉や輪島朝市の早期復旧・復興に向けた支援について

能登観光の拠点である和倉温泉や輪島朝市について、護岸の崩壊や火災による建物の焼失など大きな被害が生じていることから、関係する各省が連携して早期のまちづくりに向けた支援を行うこと

2. 全国の経営指導員の県内派遣の継続について

地域により復旧・復興のスピードが大きく異なることを踏まえ、それぞれの地域の状況に応じて柔軟に、全国の商工会・商工会議所からの経営指導員の派遣の継続・増員を行うこと

3. 「奥能登版デジタルライフライン」構築への支援について（再掲）

広域災害において切れ目のない被災者支援を展開するため、「広域被災者データベース・システム」の構築・運用等に対する十分な支援を行うとともに、マイナンバーカードについて、災害時の活用を見据え、普段からの活用促進に向けた取り組みを支援するほか、災害関連法における個人情報の取り扱いの明確化を図ること

また、公民館等を物流や移動の拠点とするモビリティ・ハブや、ドローン航路の整備など、平時から備えるフェーズフリーな取り組みについて支援を行うこと

さらに、通信基盤について、支障となった通信エリアを復旧するにとどまらず、衛星系通信等を活用したネットワークの冗長化や通信事業者間の設備相互利用の実現など、強靱且つ安定的な通信インフラの整備を推進すること

4. 再生可能エネルギー設備の放置・不法投棄の防止について

被災等による再生可能エネルギー設備の放置・不法投棄の防止のため、地方公共団体においても事業者への指導をできるようにするとともに、事業者が所在不明や指導に応じない場合に撤去等を行える仕組みを構築すること

また、既存設備を含めた再生可能エネルギー発電設備について、適切な廃棄処分やリサイクルの促進のため、廃棄等費用の積立制度を見直すとともに、基金の設置など財源確保も含めて必要な対策を講じること

5. 持続化補助金（災害支援枠）などの各種支援施策の継続について

持続化補助金（災害支援枠）やなりわい再建支援事業等、被災事業者に対する支援施策について、被災地の復旧の状況を踏まえ、当面の間、継続すること

6. なりわい再建支援補助金の柔軟な対応について

なりわい再建支援事業について、事業者の復旧工事及び事業再開の状況などの実情を踏まえ、対象事業期間の遡及適用について、今後も継続すること

[国土交通省]

1. 和倉温泉や輪島朝市の早期復旧・復興に向けた支援について（再掲）

能登観光の拠点である和倉温泉や輪島朝市について、護岸の崩壊や火災による建物の焼失など大きな被害が生じていることから、関係する各省が連携して早期のまちづくりに向けた支援を行うこと

2. 液状化対策の推進について

現在実施している直轄調査を加速させ、早期に対策工法の提案を行うなど、迅速な復旧・復興に向けた支援を行うこと

また、液状化に伴う地盤の流動で土地が移動し、民地と民地の境界が不明確になったことで、住宅再建に支障が生じていることから、用地境界の確定に向けた調整を行うこと

3. 公共土木施設の早期復旧と更なる強靱化に向けた支援について

今後の災害に備え、道路や橋りょう、河川護岸、海岸岸壁、港湾、砂防施設などの被災した公共土木施設の早期復旧と、地震に強い強靱なインフラ整備に向けて、必要な支援を行うこと

4. 能登地域の道路ネットワークの機能強化に向けた支援について

能越自動車道やのと里山海道と一体となり、復興の基軸となる珠洲道路などの高規格道路への格上げ等、能登地域の道路ネットワークの機能強化に向けて、支援を行うこと

5. 災害に強く持続可能な小規模インフラ構築への支援について

災害に強い地域づくりを目指し、集落単位の生活を維持するため、面的な住宅のオフグリッド化やインフラ基盤のマイクログリッド化を図る取り組みとして、例えば、排水の再生・循環利用を可能とする小規模分散型水循環システムなど、新たな技術の活用に対する支援を行うこと

また、地域住民が管理する小規模な水道が被災した場合の復旧に対する支援を行うこと

6. のと里山空港の防災拠点としての更なる機能強化への支援について

のと里山空港は、今般の震災において災害支援拠点として極めて大きな役割を果たしてきたことから、防災拠点としてのさらなる機能強化を図るため、空港施設の耐震化や無停電化、水の確保などに必要なインフラ設備整備に対して、支援を行うこと

7. 「奥能登版デジタルライフライン」構築への支援について（再掲）

広域災害において切れ目のない被災者支援を展開するため、「広域被災者データベース・システム」の構築・運用等に対する十分な支援を行うとともに、マイナンバーカードについて、災害時の活用を見据え、普段からの活用促進に向けた取り組みを支援するほか、災害関連法における個人情報の取り扱いの明確化を図ること

また、公民館等を物流や移動の拠点とするモビリティ・ハブや、ドローン航路の整備など、平時から備えるフェーズフリーな取り組みについて支援を行うこと

さらに、通信基盤について、支障となった通信エリアを復旧するとともに、衛星系通信等を活用したネットワークの冗長化や通信事業者間の設備相互利用の実現など、強靱且つ安定的な通信インフラの整備を推進すること

8. 観光復興に向けた支援について

特に甚大な被害を受けた能登地域については、能登の復興を見据えた正確な観光情報を発信するとともに、今後の復興状況を踏まえつつ、観光需要を十分に喚起できるよう、より手厚い旅行需要喚起施策を講じること

9. 早期復興に向けた二地域居住のモデル構築への支援について

震災を乗り越え、地域の活力を維持向上させていくには、様々な形で地域に携わる関係人口の拡大を図ることが最重点課題のひとつであり、その解決に向けた二地域居住のモデル構築にあたり十分な予算措置を講じること

また、今回の震災を踏まえた本県独自の二地域居住モデルの構築を行うには、二地域居住先における納税の取り扱いのほか、保育所の利用などといった行政サービスの提供など、整理すべき課題が複雑で多岐にわたるため、関係省庁が連携して、課題解決に向けた支援を行うこと

10. 能登半島絶景海道推進に必要な支援について

能登の里山里海や観光地が点在する能登半島沿岸部を通る国道249号や県道大谷狼煙飯田線などの周遊道路について、災害時に斜面が崩壊しても大型車が通行可能な幅広い路肩や、自転車走行空間を確保した強靱かつ景観と調和した道路として整備するため、必要な支援を行うこと

11. 上下水道施設の災害復旧や更新・耐震化に係る財政支援の拡充について

被災した上下水道施設の一体的な復旧等のため、財政支援を拡充するとともに、災害復旧に係る国庫補助申請の事務手続きの簡素化を図ること

また、老朽化した上下水道施設の更新や耐震化に対する支援を拡充すること

12. 道の駅の防災機能強化に必要な支援について

災害時に避難所等に活用される道の駅の防災機能強化を図るため、自家発電設備や貯水施設などの避難に備えた設備配置に必要な支援を行うこと

13. 災害公営住宅整備にあたっての国庫補助拡充について

被災市町の厳しい財政状況を踏まえ、建設に対する標準建設費の嵩上げや、敷地整備費を補助対象経費に認めるなど、特段の支援措置を講じること

14. 半島振興法の延長と支援の拡充について

半島振興法による支援措置等により、これまで半島地域の自立的発展や住民生活の向上が図られてきたが、依然として厳しい状況にあることから、令和6年度末に迎える法期限を延長すること

また、延長にあたっては、今回の震災において道路の寸断や孤立集落の発生など、半島地域特有の課題が発生したことを踏まえ、半島地域における防災・減災対策の充実や社会基盤・生活環境の整備、保健・医療・福祉施策の推進、産業振興と地域づくりなどの取り組みに対する支援策を強化するとともに、今回の震災の復旧・復興に向けた取り組みに対する支援を拡充すること

[環境省]

1. 公費解体の促進及び災害廃棄物の迅速な処理に向けた支援について

被災家屋の公費解体の促進に向けて、専門的知見を有する国からの人的・技術的支援を継続するとともに、災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理に向けて、広域的な処理体制の構築に必要な支援を継続すること

2. 「のとSDGsトレイル（仮称）」創設への支援について

能登の自然を活かした自然歩道「のとSDGsトレイル（仮称）」の創設に対し、国において、東日本大震災後に立ち上げた「みちのく潮風トレイル（東北太平洋岸自然歩道）」でのノウハウや知見を活かし、路線設定や施設整備などへの支援を行うこと

3. 能登半島国定公園内の被災施設等の早期復旧に向けた財政支援について

能登半島国定公園内の被災施設等の復旧事業に対して、通常自然公園等整備事業の枠内での対応ではなく、別枠で補助率の高い災害復旧予算を確保するなど、支援を拡充すること
また、近年多発する大規模災害により、全国自然公園で多くの被害が生じていることから、自然公園施設の災害復旧事業に係る恒久的な財政支援制度を創設すること

4. トキ放鳥への支援について

生息環境整備や社会環境整備等の取り組みを円滑に、さらに加速していくために、放鳥に必要な具体的取組及び放鳥方法、場所を早期に明示すること
また、モニタリングにおける国と自治体の役割分担を早期に明示するとともに、国によるモニタリングの支援や自治体への助言などを行うこと
さらに、風力発電や電気柵など佐渡にない課題について、トキの生態を一元的に把握する国の知見を活かして、風力発電や電気柵がトキに及ぼす影響の分析と対策を提示すること
加えて、能登の創造的復興に向け、トキが能登の天空を舞う姿の実現が能登復興のシンボルとなるよう、早ければ令和8年度となるトキの放鳥に向けた十分な支援を行うこと

5. 和倉温泉や輪島朝市の早期復旧・復興に向けた支援について（再掲）

能登観光の拠点である和倉温泉や輪島朝市について、護岸の崩壊や火災による建物の焼失など大きな被害が生じていることから、関係する各省が連携して早期のまちづくりに向けた支援を行うこと

6. 災害に強く持続可能な小規模インフラ構築への支援について（再掲）

災害に強い地域づくりを目指し、集落単位の生活を維持するため、面的な住宅のオフグリッド化やインフラ基盤のマイクログリッド化を図る取り組みとして、例えば、排水の再生・循環利用を可能とする小規模分散型水循環システムなど、新たな技術の活用に対する支援を行うこと
また、地域住民が管理する小規模な水道が被災した場合の復旧に対する支援を行うこと

[防衛省]

1. 奥能登地域の危機管理体制の強化について

令和6年能登半島地震において被災者の救助・支援活動にあたった、航空自衛隊輪島分屯基地における隊員の増員を含めた機能強化を図ること
また、奥能登地域の防災・危機管理体制を強化するため、奥能登総合事務所等に防災・危機管理に長けた自衛官OBの防災・危機管理専門アドバイザーを配置すること

農林水産大臣

小里 泰弘 様

令和6年奥能登豪雨による

農林水産関係被害に関する

要望書

令和6年10月

石 川 県

石川県政の推進につきましては、平素から格別のご高配を賜り、厚くお礼を申し上げます。

石川県では、令和6年能登半島地震という未曾有の大災害からの復旧途上にあった中、9月21日に能登地方を襲った記録的な豪雨により、河川の氾濫や土砂災害等が発生し、尊い命が失われたほか、床上浸水などの住家や電気・水道・交通等のライフラインも甚大な被害を受けています。

何より、令和6年能登半島地震による大きな傷跡が癒えない中で、これだけの大水害が追い打ちを掛けるように発生することは、我が国の災害史上初めてのことであり、今回の災害は、極めて異例な複合災害です。

地震による被害の中で、何とか今春に田植えを行い、ようやく稲刈りを迎えていた水田に、土砂流入や流木が堆積し、広い地域において水稻の収穫が困難になるなど、歯を喰いしばって努力されていた農林漁業者の落胆は察するに余りあります。

国におかれましては、こうした特別の事情を汲んでいただき、理不尽にも二度も大災害に遭われた被災者の境遇を斟酌され、次の事項について格別のご支援・ご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年10月10日

石川県知事 馳 浩

農林水産関係被害への支援について

1 農林業機械・施設、農作物等の再建支援について

令和6年奥能登豪雨では、令和6年能登半島地震に係る国の支援メニューを活用して再建した農林業機械・施設等が、再び被災する状況が生じている

地震で既に甚大な被害を受けている地域が、復旧・復興の途上で再度被害を受けており、特に手厚い支援が必要であることから、補助率の嵩上げや資金繰り支援、停電・断水対策への支援、地方財政措置など、令和6年能登半島地震と同様に、政府が一体となって、地震と一体的かつ同水準のパッケージ支援を講ずること

2 農地・林地・漁港等の災害復旧事業への財源確保と柔軟な運用について

令和6年奥能登豪雨は、令和6年能登半島地震により被災した農地・林地・漁港等の復旧に向けて、災害査定を進めている中で発生した複合災害であり、復旧に必要な予算の確保に加え、被害状況の再調査に多大な労力・時間を要することから、令和6年能登半島地震の災害査定との一体的な実施や、査定期間の延長、市町への人的・技術的支援などを行うこと

また、現行の農地災害復旧事業では、復旧費の一部を農家が負担しているが、地震からの復旧に加え、大雨でも新たな負担が生じ、その負担は極めて大きいことから、今回の豪雨の災害復旧事業では、農家負担に対する特例の支援措置を講ずること

さらに、農地の復旧は長期間にわたることから、その間、複数年にわたる収入減少に対する収入保険による補償などの特例措置を講ずること

3 漁港等の復旧等への財政支援について

漁港や海岸等に打ち上げられた流木等の処分・撤去、漁場の復旧等に必要な財政支援を行うこと

4 多量の土砂・流木・がれきの除去に関する支援について

令和6年奥能登豪雨により、農地などに多量の土砂・流木・がれきが堆積したことから、これらを除去するため早期に十分な予算措置を講じるとともに、市町への人的・技術的支援を行うこと

3. 技術対策情報の提供

農林総合研究センターでは能登半島地震の発生に伴う営農技術対策の情報をホームページで発信してきた。

各地域の農林総合事務所では、この技術情報をもとに普及指導員が技術指導を実施し、市町、JA へ情報共有を行うことで地域の実情に合わせた現地支援を展開した。

●技術対策情報の提供

令和 6 年

1 月 12 日	能登半島地震に伴う農地や農業施設等の点検について	(資料 1)
1 月 19 日	農作物の技術対策について (Ver. 1)	(資料 2)
2 月 2 日	農作物の技術対策について (Ver. 2)	(資料 2)
2 月 26 日	土壌調査方法について	(資料 2)
2 月 28 日	農業機械の技術対策について	(資料 2)
3 月 11 日	農作物の技術対策について (Ver. 3)	(資料 2)
3 月 15 日	農作物の技術対策について (Ver. 4)	(資料 2)
4 月 19 日	奥能登地域における水稻の晩植に係る留意点について	(資料 3)
4 月 24 日	農作物の技術対策について (Ver. 5)	(資料 2)
5 月 15 日	農作物の技術対策について (Ver. 6)	(資料 2)
9 月 24 日	大雨等に伴う被害に対する事後対策について	(資料 4)
12 月 11 日	普及員のための水害対策の手引き	(資料 5)

能登半島地震に伴う農地や農業施設等の点検について

気象災害対策R5-11
令和6年1月12日
農林総合研究センター

I 概 況

1月1日に発生した、能登半島地震（最大震度7）により、能登地域を中心に県内全域で農地や農業施設・機械等への被害が予想されます。

つきましては、被害状況の確認が困難であるなど、地域によって被害程度が異なることから、安全を確保しながら、可能なところから点検作業を行って下さい。

II 内 容

1 点検時の安全の確保

【ポイント1】安全確保が最優先！点検は細心の注意を払って行いましょう！

- (1) 倒壊の恐れのある作業場や倉庫等の農業施設には近づかない。
- (2) 事故防止の観点から、点検は気象情報を確認し積雪のない日に行う。

2 農地・農業施設等の点検

【ポイント2】できるところから、点検を行いましょう！

- (1) 農地（ほ場、用排水路、農道等）の点検を行い、危険や異常のある箇所の把握に努める。危険箇所は写真やメモで記録しておく。
- (2) 農業施設や農業機械の動作状況を点検（通電等による試運転）し、故障や破損している場合は修理を行う。

<農地の異常例>



クラック（亀裂）の発生



液状化による噴砂



用水路のズレ

※ 不明な点は相談窓口にお問い合わせください。

＜総合相談窓口＞ 各農林総合事務所の企画調整室

南加賀農林総合事務所 TEL 0761-23-1707

石川農林総合事務所 TEL 076-276-0528

県央農林総合事務所 TEL 076-239-1750

中能登農林総合事務所 TEL 0767-52-2583

奥能登農林総合事務所 TEL 0768-26-2320

＜その他、各種相談窓口＞

○ 営農全般に関すること → 最寄りの JA や市町の農政部局

○ 農業共済・収入保険などに関すること

NOSAI いしかわ 地区別グループ (G: グループ)

加賀・能美 G、小松 G TEL 076-239-2355

白山・野々市 G、金沢・河北 G TEL 076-239-2555

羽咋 G、七尾・鹿島 G TEL 076-239-2455

奥能登 G TEL 0768-76-2251

○ 融資に関すること

日本政策金融公庫金沢支店 TEL 076-263-6471

○ 農電の季節外使用に関すること

北陸電力契約受付センター TEL 076-203-6063

目 次（240515 時点）

1－2 被災地における営農再建の進め方（ポイント）

ステップⅠ 関係機関の意識統一

1 地域農業の復興に係る課題の共有

2 実効性のある推進体制の整備

ステップⅡ 現在の集落状況を整理

1 地域の課題を数字やマップで整理

2 生産者の意向を調査

2－1 農作物の技術対策

Ⅰ はじめに

Ⅱ 品目別の対策

水 稲

1. 現 状

2. ほ場の点検

3. 対 策

【自己施工できる復旧作業】

（1）亀裂の発生

（2）凹凸の発生

（3）液状化現象による土砂や泥の噴出

（4）津波による浸水

【営農開始にあたっての留意点】

（1）乾田直播栽培および湛水直播栽培

（2）移植栽培（晩期移植（5月下旬））

（3）節水栽培

麦 類

- 1 現 状
2. ほ場の点検
3. 対 策
 - (1) 亀裂の発生
 - (2) 凹凸の発生
 - (3) 液状化現象による土砂や泥の噴出

野菜・花き

- 1 現 状
2. ほ場の点検
3. 対 策
 - (1) 亀裂の発生
 - (2) 液状化現象による土砂や泥の噴出
 - (3) 灌がい用水の確保
 - (4) 栽培施設や付帯機器の点検・修理

果 樹

- 1 現 状
2. ほ場の点検
3. 対 策
 - (1) 亀裂の発生
 - (2) 樹の倒伏や枝裂け
 - (3) 灌がい用水の確保
 - (4) 栽培施設の点検・修理

【営農開始にあたっての留意点】

 - (1) くり

2－2 調査方法

- 1 土壌調査
 - (1) 土壌 E C
 - (2) 土壌 p H
- 2 津波被害調査
 - (1) 塩害面積（概算）の調査方法

2－3 農業機械の技術対策

- 1 スマート農機
 - (1) 地殻変動等に対する位置情報の補正
- 2 農機全般
 - (1) 塩水に浸かった農機の注意点

※ 内容の追加や更新により変更される場合があります。

●農作物の技術対策（Ver.6, 240515）

Ⅰ はじめに

令和6年1月1日に発生した能登半島地震により、能登地域を中心に県内全域で農地や農業施設への被害が発生しています。

地域によって被害程度が異なることから、安全を確保しながら、可能なところから点検を行い、復旧作業を行って下さい。

なお、本資料は、大掛かりな災害復旧工事を伴わない「自己施工できる復旧作業」や「営農開始にあたっての留意点」等を品目別に記載したものです。

Ⅱ 品目別の対策

水 稲

1. 現 状

地震の揺れや振動により、ほ場に「亀裂」や「液状化現象による土砂や泥の噴出」等が発生しており、本年の作付けへの影響が懸念される。

2. ほ場の点検

ほ場をよく見回り、亀裂や液状化現象による土砂や泥の噴出等の異常がないか確認する。異常がある場合は、必ず補修を行ってから耕運等の農作業を開始する。

<ほ場の点検>

- ① 畦畔やほ場の亀裂、凹凸、土砂の流入等
- ② 液状化現象による土砂や泥の噴出
- ③ 海水の流入
- ④ 暗渠の浮き上がりや埋没、損傷
- ⑤ 地下水位の上昇など排水性の悪化
- ⑥ 水源の水質（土砂や海水の混入）



亀裂



液状化現象による噴砂



用水路のズレ

3. 対 策

【自己施工できる復旧作業】

農地被害については、原則、専門業者による修繕を行い、発災以前の状態に復旧を行った上で営農を再開することが必要です。しかし、被害程度が軽微で、営農を早期に再開する場合には、自身が所有する農機や作業機等を用いて自主復旧を行うことが想定されます。このため、自主復旧の「可否判断基準」や「方法」について、農機メーカーの支援・指導を受けて検証したのでご参考ください。

なお、自主復旧を行う場合も後日災害復旧事業の対象になる可能性があるため、自主復旧を行う前に、①市町に自主復旧を行う旨を報告、②被害の発生箇所および被害の程度が分かる写真を撮影、③自主復旧にかかった請求書等を保存するとともに、作業にかかった時間や燃料使用量等の記録も農業者に周知してください。

※ 自主復旧の可否判断基準や方法は目安ですので、農地の被害を実際に確認の上、指導してください。

（１）亀裂の発生

亀裂は、畦畔の崩落等に伴い、畦畔に沿って発生することが多い。

亀裂の自主復旧は、亀裂の深度が深い（15cm 以上）場合、漏水を防げない恐れがあるので行わない。また、亀裂の幅が広い（20cm 以上）場合、営農時に作業機のタイヤがはまる恐れがあるので行わない。

亀裂箇所がほ場の一部の場合、中畦を作ることにより一部で作付けが可能である。



畦畔に沿って発生した亀裂



自主復旧が可能な亀裂程度の例

（幅 10cm×深さ 10cm）

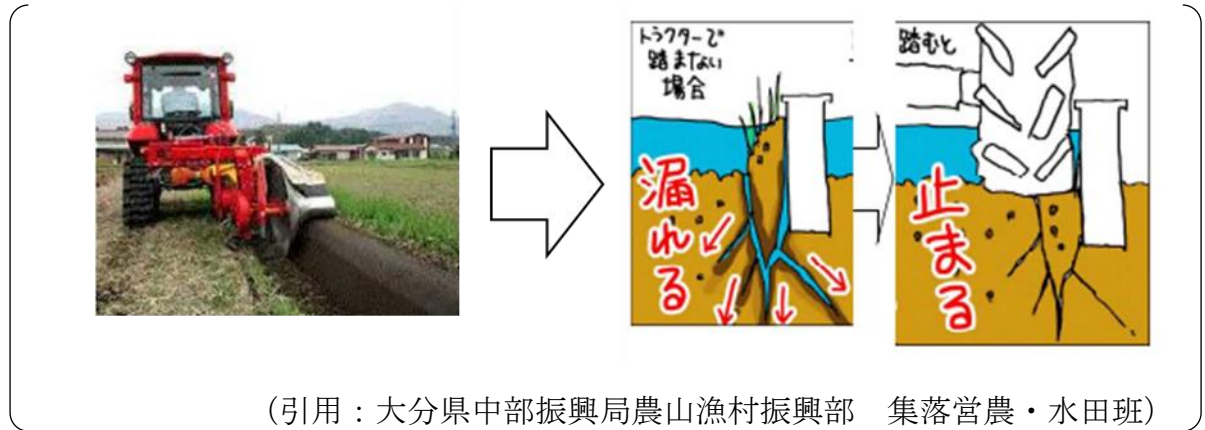
自主復旧の可否判断基準（目安）と方法

		深さ	
		～15cm	15cm～
幅	～20cm	①畦塗機で畦を塗り直す ②ロータリー等で耕起 ③トラクターのタイヤ等で複数回踏圧	自主復旧不可
	20cm～		

※耕起は亀裂と同じ向きに行う。タイヤが亀裂に落ちないように注意する。

＜作業手順＞（亀裂が幅 20cm 未満、深さ 15cm 未満の場合）

- ① 亀裂からの沈下や崩落等による農作業への支障や事故の恐れがないか確認する。
- ② 自主復旧の方法
 - ア 農機等を使用する場合
 - ・ 畦塗機で畦を塗り直し、亀裂箇所を耕起した後、トラクターのタイヤ等で複数回踏み固めて漏水を防止する。



イ 農機等を使用しない場合

- ・ 亀裂箇所の表土を 20cm 程度剥ぎ取り、亀裂が心土（耕盤以下）まで達している場合は、漏水防止のため粘土を多く含む土を詰めて棒等で突き固める。
 - ・ 亀裂箇所の表土を戻す際は、部分的に沈下しやすいため山盛りとする。
- ③ 修繕後の春作業は、耕起をゆっくり深めに行い、代掻きは 2 回丁寧に実施する等、漏水防止に努める。

（２）凹凸の発生

凹凸の自主復旧は、ほ場内の高低差が 10cm 以上の場合、修繕後に作土深の違いが生じて生育ムラの原因となるので行わない。一方、高低差が 10cm 未満の場合、前述の問題が小さいので行うことができる（均平化のためレーザーレベラー等を活用）。

また、凹凸が発生したほ場では、暗渠に支障が出ている可能性があるので、排水状況を確認する。

＜作業手順＞（ほ場内の高低差が 10cm 未満の場合）

- ① 耕起を行い、ロータリー等を用いてできる限り平らにならす。
- ② 代掻きを丁寧にを行い、均平に努める。

（作物担当、農業DX担当）

(3) 液状化現象による土砂や泥の噴出

噴砂のほとんどは不純物の無い砂土であり、pHは作土よりやや酸性で、CEC と腐植が非常に低く、可給態リン酸、交換性塩基類も少ない。

※噴砂の調査例

圃場の場所		pH	EC	CEC	腐植	可給態リン酸	CaO	MgO	K ₂ O
		(H ₂ O)	(mS/cm)	(meq/100g乾土)	(乾物%)	(mg/100g乾土)	塩基類(mg/100g乾物)		
内灘町宮坂	噴砂	5.0	0.06	1.9	0.00	1.3	32	11	6
内灘町宮坂	作土	5.9	0.10	14.5	2.02	1.8	216	67	27
津幡町湖東	噴砂	5.8	0.04	2.9	0.02	1.8	45	26	14
津幡町湖東	作土	6.0	0.05	14.1	2.23	4.6	218	39	26

- ① 噴砂は厚さ 2cm 以下を目安にほ場に均一にバラ撒く。
- ② 堆積した土砂が多い部分は、土壌の養分肥沃度が低いため、堆肥等の有機物やよりんやケイカル等の土壌改良資材を施用する。また、必要に応じて部分的に基肥の施肥量を増加する。
- ③ 噴出口部分は下層の土砂に置き換わるため、できる限り掘り上げて粘土を多く含む土を混和し、埋め戻す。
- ④ 液状化直後は土壌が軟弱なため、大型機械で作業を行う際は、事前に土壌の硬さを確認するとともに、軟弱な場合は危険なので作業を行わない。

※トラクタ (2 t) の判定基準 (土壌の硬さの確認法)

 - ・貫入式硬度計で土壌硬度を測定し、400kPa 以上であれば走行や作業が可能
 - 400kPa 以上の簡易的な目安：片足のかかるとに全体重をかけた際、足跡の深さが 1cm 以下
- ⑤ 土壌水分が安定すると土壌が固く締まるため、耕起作業は深度 15cm を目標にできるだけ深く、ゆっくりと行う。
- ⑥ 栽培期間中は生育診断に基づく追肥を行うことで、生育ムラをなくす。

(作物担当、生物資源 G)

(4) 津波による浸水

ア 堆積物の対策

堆積物は高濃度の塩分を含む場合があるため、ほ場から除去することを基本とする。堆積物の量が少ない場合は、できる限り均一に散らした後、「イ 塩害の対策」を行う。

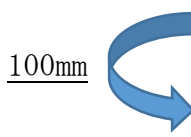
イ 塩害の対策

- ① 作土のECを調査する（※ ECの測定法は、別紙「調査方法」を参照）。
- ② 作土のECが 0.7mS/cm 以上（塩素濃度： 0.1% 以上）の場合は、塩分除去を行う。
作土のECが 0.7mS/cm 未満の場合は、通常の作付けが可能である。
- ③ ほ場が滞水している場合は、海水が溜まっている可能性があるため、暗渠や水尻から排水する。

【4月上旬までの対応】

（雨水による塩分除去）

- ④ 雨水等で作土の塩分除去を進め、作土のECを定期的に調査し、ECが 0.7mS/cm 未満となることを確認する。
- ・ 100mm の灌水量があれば、作土のECは 1.6mS/cm から 0.7mS/cm 未満に低下する（佐賀県農業研究センター）。



灌水量 (mm)	EC (mS/cm)
除塩前	2.33
50	1.56
100	0.98
150	0.68
200	0.53

- ・ この場合、平年の2月上旬から3月下旬の降水量は、下表（上段）のとおり 250mm以上が見込まれるため、自然条件で作付けに支障のないECにまで塩分除去が進む可能性が高い。
- ・ 令和6年の2月上旬から3月下旬の降水量は、下表（下段）のとおり 323～388mmであり、既に作付けに支障のないECにまで塩分除去が進んでいる可能性が高い。

表 各地区の時期別降水量 (mm) (上段：平年、下段：R6年)

地区名	1月			2月			3月			4月			2～3月
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	
輪島	75	71	72	55	49	37	45	46	46	40	38	40	278
	124	96	94	35	51	47	70	54	66	50	17		323
珠洲	77	74	74	58	50	36	43	44	42	36	32	35	273
	41	19	76	38	37	61	91	51	64	55	18		340
七尾	71	67	68	52	45	33	44	46	48	43	40	41	268
	95	66	78	49	46	82	99	44	69	67	15		388

↑
①EC調査

【4月上旬の対応】

＜ECが0.7mS/cm以上の場合＞

用水が確保できる場合（耕起・湛水による塩分除去）

- ・ 暗渠施工田等の排水性の良いほ場では、耕起後に土が隠れるまで湛水し、その後、自然減水により落水する。一方、暗渠未施工田や排水性の悪いほ場では、硫酸カルシウム（石こう）を200kg/10a施用、耕起後に土が隠れるまで湛水し、その2～3日後に水尻から排水する。

用水が確保できない場合（雨水による塩分除去）

- ・ ④の雨水による塩分除去を継続する。

（作物担当、生物資源G）

【営農開始にあたっての留意点】

(1) 乾田直播栽培および湛水直播栽培

震災による上水道の断水やため池・用水路等の水利施設の破損など、農業生産に必要な不可欠なインフラに甚大な被害が発生しています。今後、断水や用水への影響が長期化することが予想される中、水稻育苗や移植栽培が困難になる地域や担い手が生じることが懸念されます。そこで、「乾田直播栽培」や「湛水直播栽培」の基本事項および作業体系について記載します。

<基本事項>

苗・用水の確保状況別の対応策

苗の確保	5/25までの 用水の確保	6/25までの 用水の確保	対応策
○	○	—	普通期・晩期移植
○	×	○	超晩期（成熟期晩限）移植
×	○	—	乾田直播、湛水直播
×	×	○（6/10までに播種）	乾田直播※
—	—	×	畑作物（麦・大豆等）

※6/10 播種で 6/25 前後が入水時期になると推察される

移植・直播の晩限

●移植栽培

品種	標準	収量確保晩限（収量減なし）	成熟晩限(収量5割減想定)
早生	5/1～10	5/30	6/30
中生	5/1～10	5/30	6/30
晩生	5/1～10	5/20	6/15

●乾田直播栽培

品種	標準	収量確保晩限（収量減なし）	成熟晩限(収量5割減想定)
早生	4/11～30	5/10	5/30
中生	4/11～30	5/10	6/10
晩生	4/11～30	5/10	5/30

●湛水直播栽培

品種	標準	収量確保晩限（収量減なし）	成熟晩限(収量5割減想定)
早生	5/10	5/15	5/30
中生	5/10	5/15	6/10
晩生	5/10	5/15	5/30

※標準・収量確保晩限は県指導指針等より算出

※成熟晩限は気温平均値が 15℃以下となる初日を安全成熟期晩限とし、各品種の登熟に要する積算温度等から出穂期・移植期を逆算したうえで、その他既往の知見等を参考に試算した。

水稲関係対応策一覧

移植		機械費用 (千円)	作業時間 (分/10a) ※耕起～移植までの合計時間	メリット	デメリット
1. 普通期・晩期移植、超晩期 (成熟期晩限) 移植		-	75	・収量の安定 ・機械購入不要	・育苗が必要 (上水道必要)
乾田/湛水		機械費用 (千円)	作業時間 (分/10a) ※耕起～播種までの合計時間	メリット	デメリット
2. 乾田直播	①スリップローラーシーダー	3,500 (ブームスプレーヤーを購入する場合+5,000千円)	45	・育苗不要 ・播種前後の行程が少ない ・播種機の汎用利用 (麦・大豆) 可能	・専用播種機が必要 ・播種速度が比較的遅い ・除草剤散布にブームスプレーヤーが必要
	②ドリルシーダー	5,700 (ブームスプレーヤーを購入する場合+5,000千円)	62	・育苗不要 ・播種速度が速い ・播種機の汎用利用 (麦・大豆) 可能	・専用播種機、機械が必要 ・播種前後の行程が多い ・除草剤散布にブームスプレーヤーが必要
	③不耕起V溝直播	4,200 (ブームスプレーヤーを購入する場合+5,000千円)	45	・育苗不要 ・播種前後の行程が少ない	・専用播種機、機械が必要 ・播種速度が比較的遅い ・除草剤散布にブームスプレーヤーが必要
3. 湛水直播	④鉄コーティング (乗用播種)	1,600	60	・育苗不要 ・播種前後の行程が少ない ・県内での実績が多く、安定	・専用播種機が必要 ・こまめな水管理が必要 ・播種速度が比較的遅い
	⑤ドローン直播 (鉄コーティング散播)	3,500	51	・育苗不要 ・播種速度が速い ・ドローンの汎用利用可能	・ほ場条件等によっては苗立が著しく不足する懸念有 ・こまめな水管理が必要
	⑥ドローン打込条播 (無コーティング催芽種子、鉄コ、リゾケア)	4千円/10a ※播種作業は委託 (オペティム)	45	・育苗不要 ・播種作業は委託できるため、播種機が無くても実施可能	・ほ場条件等によっては苗立が著しく不足する懸念有 ・こまめな水管理が必要

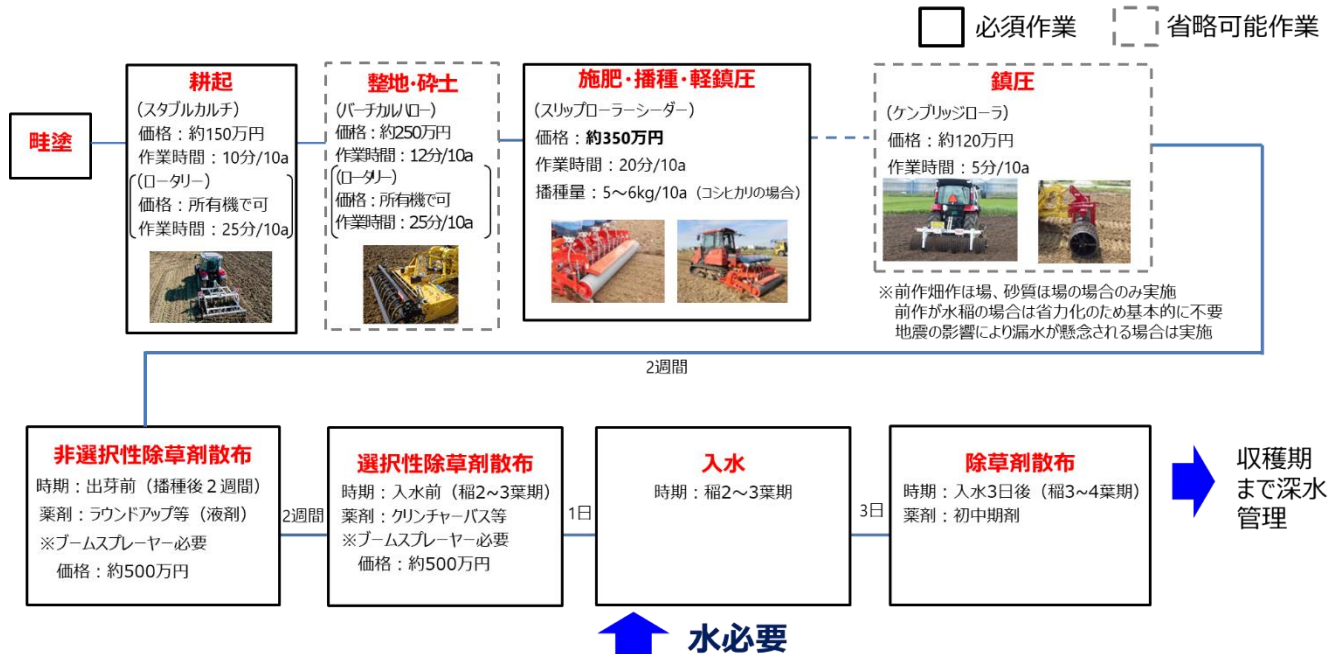
※必須作業を実施して、農家所有のロータリーを活用した場合の追加購入費用

※必須作業を実施して、農家所有のロータリーを活用した場合の合計作業時間

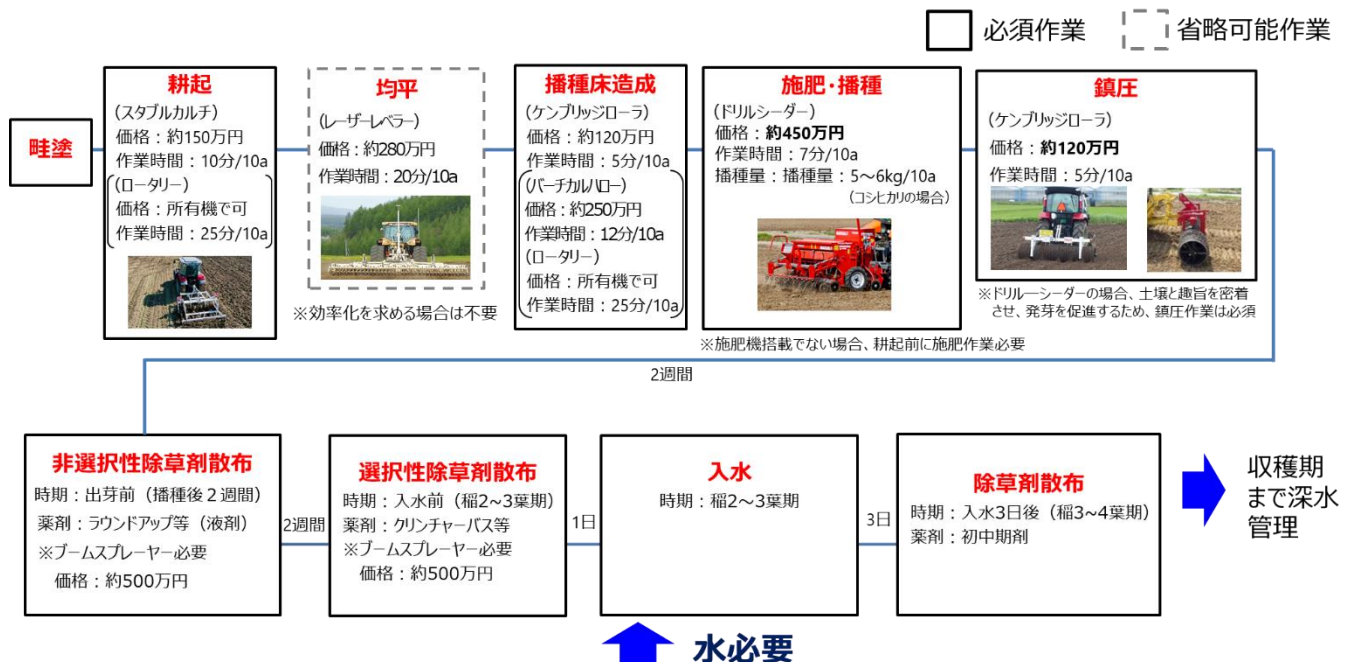
<作業体系>

【乾田直播栽培】

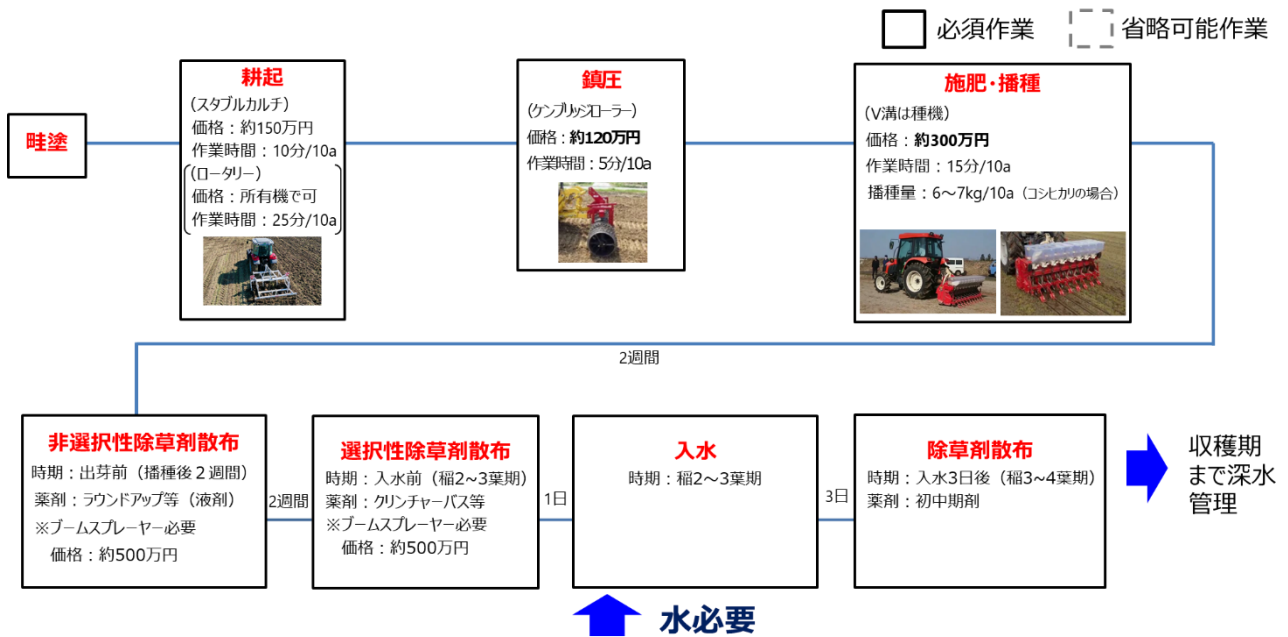
① スリッローラーシーダー直播



② ドリルシーダー直播

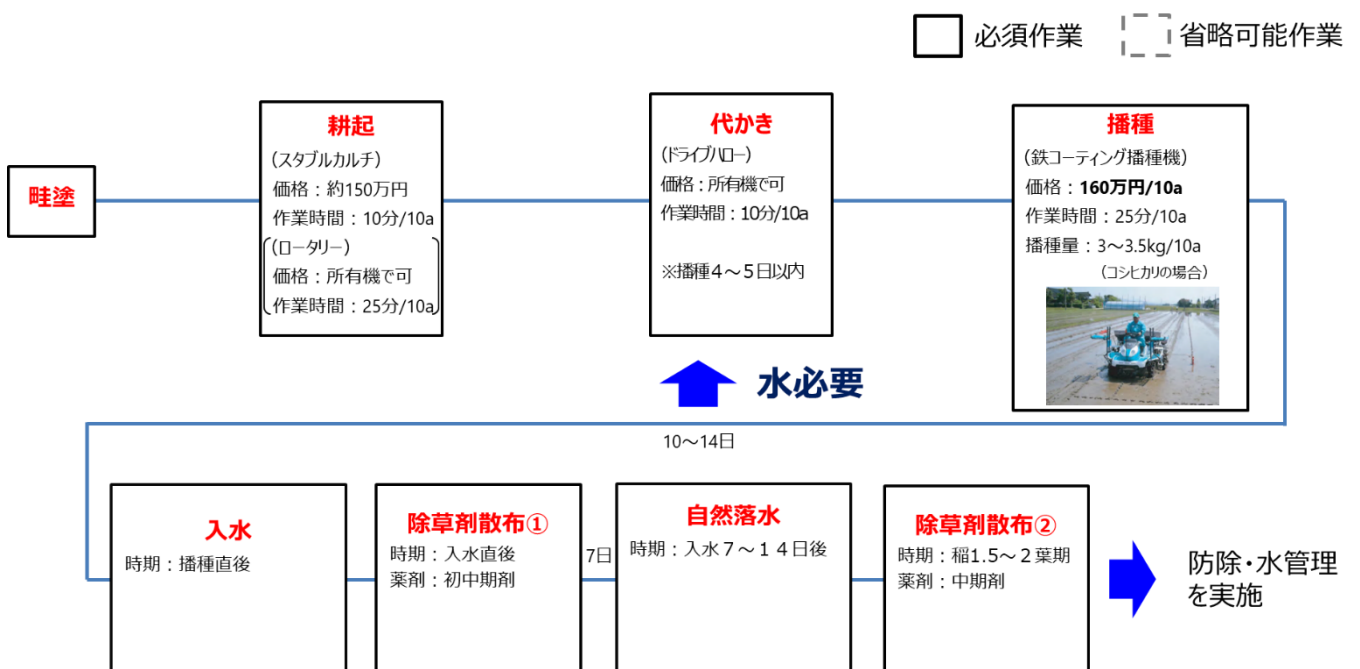


③ 不耕起 V 溝直播

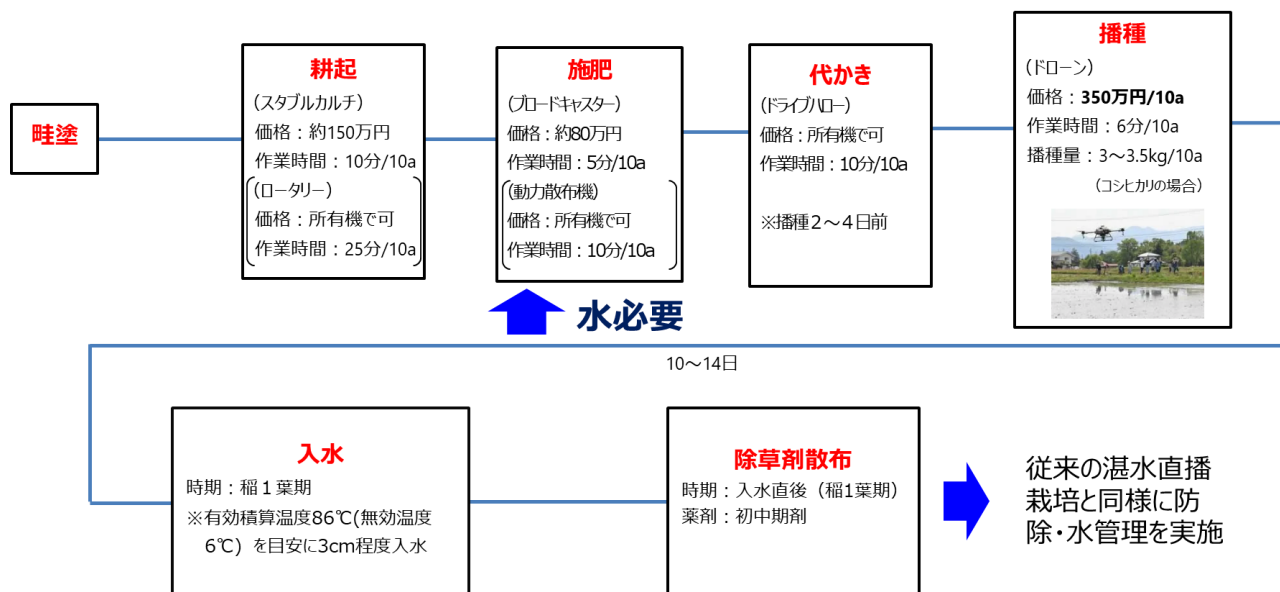


【湛水直播栽培】

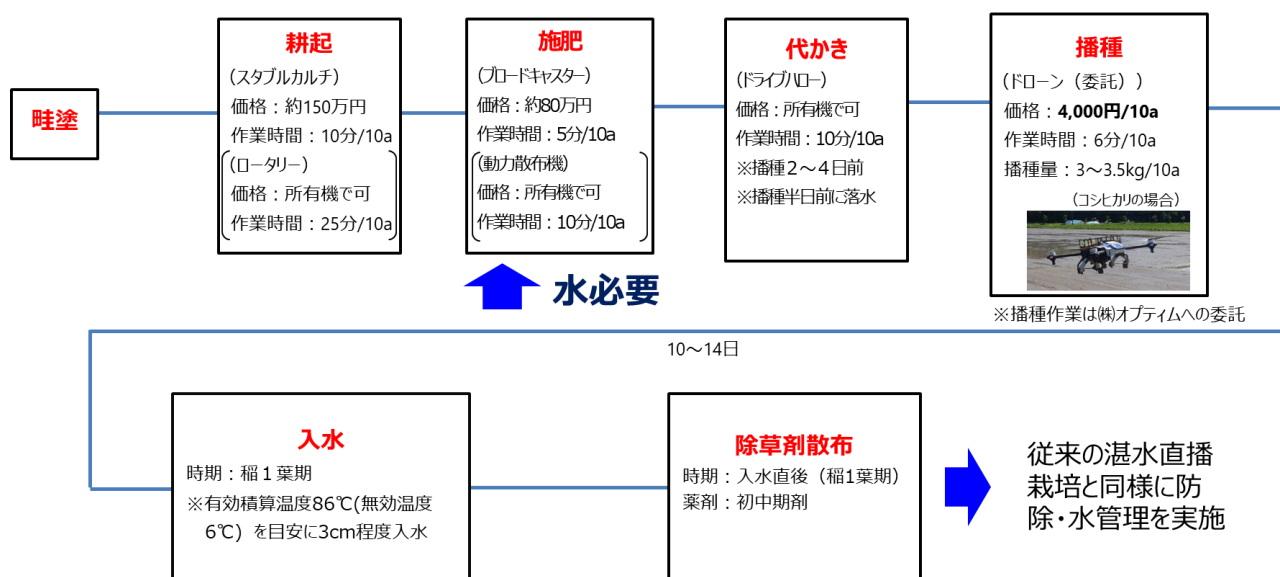
④ 鉄コーティング直播 (乗用播種機)



⑤ ドローン直播（鉄コーティング種子散播）

☐ 必須作業 ☐ 省略可能作業


⑥ ドローン直播（打ち込み条播（催芽種子・リゾケア））

☐ 必須作業 ☐ 省略可能作業


(作物担当、農業DX担当、作物栽培G)

(2) 移植栽培（晩期移植（5月下旬））

晩期移植（5月下旬）は、収量減少のリスクが小さく、また、今夏も高温が予想されている中で高温対策にも繋がります。より多くの水田に水稻を作付けしてもらうためにも、晩期移植栽培の留意点を記載します。

（参考）移植栽培における田植え晩限の目安

品種	標準			収量確保晩限 (収量減なし)			【参考】成熟晩限 (収量5割減)		
	田植日	出穂期	成熟期	田植日	出穂期	成熟期	田植日	出穂期	成熟期
早生	5/1～10	7/20 頃	8/26 頃	5/30	7/31 頃	9/ 7 頃	6/30	8/18 頃	9/29 頃
中生	5/1～10	8/ 1 頃	9/12 頃	5/30	8/ 7 頃	9/21 頃	6/30	8/28 頃	10/18 頃
晩生	5/1～10	8/10 頃	9/26 頃	5/30	8/15 頃	10/ 5 頃	6/15	8/27 頃	10/20 頃

※ 輪島アメダスデータの平年の平均気温を使用し、登熟に必要な積算気温を確保できる期間から逆算して試算

<田植えが5月下旬になる場合の留意点>

1 種子予措

(1) 気温、水温が高いため、

- ① 薬剤による種子消毒を確実に行う（温湯消毒は避ける）。
- ② 種子消毒を含めた浸種期間は6～8日を目安とする（品種毎の浸種積算温度を厳守）。
- ③ 毎日水替えを実施する。
- ④ 浸種中に発芽してしまうことがあるので、よく観察し、鳩胸程度までに留める。



2 育苗管理

(1) 育苗期間

- ・ 普通期移植栽培と比べ育苗期間の気温が高いため、稚苗（2.0～2.5葉）となるまでの期間は播種後18日程度である。

(2) 管理のポイント

- ① 緑化したら直ちにハウスの窓を全開放し、換気に努める。
- ② 高温や多湿条件では、病害やヤケが発生しやすくなることに留意する。

（参考）田植え予定日と適正な育苗日数の目安

	晩期移植		(参考) 普通期移植
浸 種	4月23日	5月 5日	3月29日
催 芽	5月 1日	5月12日	4月 8日
は 種	5月 2日	5月13日	4月 9日
田 植	5月20日	5月30日	5月 5日
育苗期間	19日間	18日間	27日間

3 田植え～活着後

普通期移植栽培に比べて栄養生長期間（出穂までの期間）が短くなるため、早期の有効茎確保に努める。

（1）栽植密度

- ・ 60 株/坪以上を厳守し、中山間地では 70 株/坪とする。

（2）植付本数、植付深度

- ・ 4～5 本/株とし、第 1 葉が見える程度の植付深度で分けつを促進する。

（3）活着したら、直ちに浅水管理で分けつの促進を図る。

（4）地温が上がりやすく、ガスによる根傷みが発生（下葉の黄化）しやすいので、田干しを行う。

4 施肥管理

（1）施肥窒素量

- ・ 総収量を制御するため普通期移植栽培から 2～3 割程度減じる。

（2）ケイ酸質資材の施用

- ・ 稲体が軟弱になりやすいため、春耕起時や中間追肥時にケイ酸質資材を施用する。

5 水管理

- ・ 被災等により十分な用水の確保が困難な地域では、節水のため浅水代かきの実施や、水尻は原則閉めっぱなしとして強制落水しないなど、生育段階に応じた必要最低限の水の利用に努めるとともに、集落単位で計画的な水管理を行う。

6 中干し

（1）目標穂数の 7 割に達したら速やかに中干しを開始する。

- ・ 概ね移植 20～25 日後を目安とする。

（2）中干し開始時期が梅雨入り後になるため、溝切を行い、排水改善に努める。

7 雑草防除

気温、水温が高いことから、以下の点に留意する。

（1）老化苗を移植すると、薬害が発生しやすくなる。

- ・ 必ず稚苗（2.0～2.5 葉）を移植する。

（2）普通期移植栽培に比べて、藻や表土剥離が発生しやすくなる。

- ① 発生が多いとイネの生育が抑制され、枯死することもある。
- ② 田干しの頻度が高まることから、中後期剤の使用が必要な場合がある。

8 病虫害防除

普通期移植栽培に比べ稲体が軟弱になりやすく、いもち病や紋枯病の発生に注意が必要である。

（1）苗箱処理の病虫害予防粒剤を必ず施用する。

(2) 基幹防除

- ① 出穂 2 日前：いもち病、紋枯病、虫害防除
 - ② 出穂 7～10 日後：いもち病、虫害防除
 - ③ 出穂 14～17 日後：虫害防除（特にクモヘリカメムシ）
- ※ 周辺のほ場と生育ステージが違うのでドリフトに注意して防除する



（作物担当、作物栽培 G）

(3) 節水栽培

能登半島地震により、ため池や水路に被害が生じた地域では、営農に必要な用水の確保が困難となる可能性があります。

限りある用水を大切に使用するため、“節水栽培”に取り組む場合のポイントを記載します。



<節水の基本>

- 1 代かきは浅水で実施する
- 2 水尻は原則、閉めっぱなしとし、強制落水はしない
- 3 生育段階に応じて水は必要最小限に利用する

<節水栽培のメリット>

節水栽培を徹底することにより、用水の使用量を節減できることに加え、土壤に酸素が十分に行きわたることにより、下記のようなメリットがあります。

- | | |
|--------------------|---------------|
| ① 無効分げつの抑制（過繁茂の防止） | } >> 収量・品質の向上 |
| ② 根張りの向上 | |
| ③ 倒伏防止 | |
| ④ 温室効果ガス（メタンガス）の削減 | >> 環境にやさしい農業 |

<水管理の4つのポイント>



Point ①

<田植えまで>

- ・用排水路の損傷、畦畔の穴がないか点検し、丁寧にあぜ塗りを実施
- ・丁寧に浅水代かきを実施

↓メリット

- 稲わらや雑草を土中に埋め込みやすい
- 田面を確認しやすく、均平をとりやすい
- 肥料被覆プラスチック殻の流出を防止できる



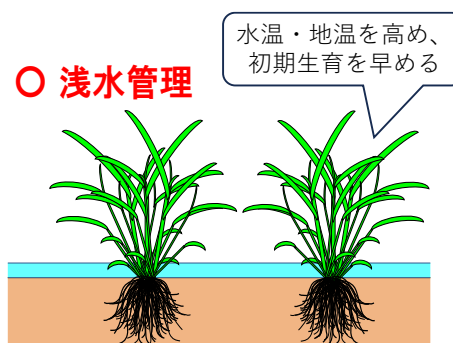
<浅水代かき時の田面の様子>

- ・ 2日程度、土壤に水を馴染ませてから実施
- ・ 田面に見える土と水の割合は 8:2 が目安

Point②

<田植えから1か月間>（5月上旬～6月上旬ごろ）

- ・ 除草剤を十分に効かせるため、通常どおりの浅水管理とする
- ※ 田面露出前に入水する → 自然減水する



Point③

<田植え1か月後から2か月後>（6月上旬～7月上旬ごろ）

- ・ 中干し期間は原則、入水しない
- ※ 田面に大きなヒビが入る場合は、一時的に入水する → 自然減水する
- ※ 最後の入水から3日後頃に溝切りを行なう

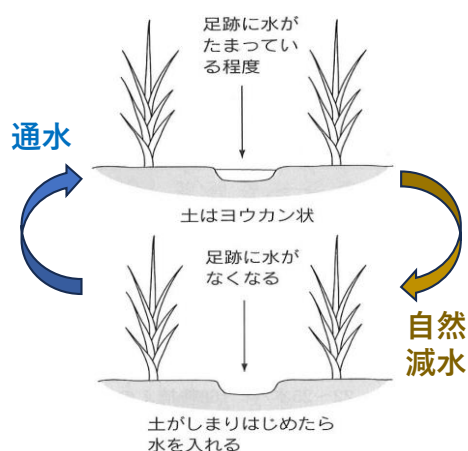


<中干し開始時期の稲株>

Point④

<田植え2ヶ月後から収穫まで>（7月上旬～）

- ・ 4～5日毎の入水によって、土壌を湿润状態に保つ「飽水管理」とする（湛水はしない）



（作物担当）

表 類

1 現 状

地震の揺れや振動により、ほ場に「亀裂」や「液状化現象による土砂や泥の噴出」等が発生しており、今後の生育や農作業への影響が懸念される。

2. ほ場の点検

ほ場をよく見回り、亀裂や液状化現象による土砂や泥の噴出等の異常がないか確認する。

＜ほ場の点検＞

- ① 畦畔やほ場内の亀裂や段差、陥没、凹凸、土砂の流入
- ② 液状化現象の発生
- ③ 暗渠の浮き上がりや埋没、損傷
- ④ 滞水程度や地下水位の上昇など排水性の悪化
- ⑤ 水源の水質（土砂や海水の混入）

3. 対 策

（１）亀裂の発生

- ① 亀裂からの沈下や崩落等で農作業への支障や事故の恐れが無いか確認する。
- ② 亀裂が大きい場合、埋め戻した際に部分的に沈下しやすいため棒などで突き固める。

（２）凹凸の発生

- ① 暗渠に支障が出ている可能性があるので、排水状況を確認する。
- ② 凹凸により滞水が発生しないよう、明渠等により排水対策を行う。

（３）液状化現象による土砂や泥の噴出

噴出する土砂のほとんどは不純物の無い粗砂～細砂で、pHは平均 4.5 と酸性に傾いた土砂が多く、腐植や窒素分はほとんど含まれないとされている。

※噴砂の調査例（新潟県中越地震の例）

土質：粗砂～細砂、堆積深度：最大 40cm 程度、pH：4.4～6.4
EC：0.07～0.25mS/cm、腐植：0.00～0.02%、全窒素：0.00～0.01%

- ① 噴砂は厚さ 2cm 以下を目安にほ場に均一にバラ撒く。
- ② 堆積した土砂が多い部分は、土壌の養分肥沃度が低いため、堆肥等の有機物や微量要素資材を施用する。また、必要に応じて生育診断に基づき追肥を行い、生育ムラをなくす。
- ③ 噴出口部分は下層の土砂に置き換わるため、できる限り掘り上げて粘土を多く含む土を混和し、埋め戻す。
- ④ 液状化直後は土壌が軟弱なため、大型機械で作業を行う際は事前に土壌の硬さを確認するとともに、軟弱な場合は危険なので作業を行わない。

- ⑤ 土壌水分が安定すると土壌が固く締まるため、耕起作業は深度 15cm を目標にできるだけ深く、ゆっくりと行う。
- ⑥ 液状化現象が起きた場合は排水性が低下するので、明渠等の施工による排水対策を実施する。

(作物担当)

野菜・花き

1. 現 状

地震の揺れや振動により、ほ場に「亀裂」や「液状化現象による土砂や泥の噴出」等が発生しており、本年の作付けへの影響が懸念される。

亀裂や隆起は転作水田等で発生しており、亀裂は大きいもので長さ数メートルのものがみられている。一方、液状化現象は干拓地やその周辺の畑等で発生しており、土砂や泥の噴出がみられている。

2. ほ場の点検

ほ場をよく見回り、亀裂や液状化現象による土砂や泥の噴出等の異常がないか確認する。異常がある場合は、必ず補修を行ってから耕運等の農作業を開始する。

＜ほ場や施設の点検＞

- ① ほ場の亀裂や段差、陥没、土砂の流入
- ② 液状化現象の発生
- ③ 暗渠の浮き上がりや埋没、損傷
- ④ 滞水程度や地下水位の上昇など排水性の悪化
- ⑤ 水源の水質（土砂や海水の混入）
- ⑥ かん水施設の稼働状況、パイプラインの漏水
- ⑦ 温室ハウス等の栽培施設、換気窓や暖房機等の付帯機器



亀裂



液状化現象による噴砂



用水路のズレ

3. 対 策

農地被害については、原則、専門業者による修繕を行い、発災以前の状態に復旧を行った上で営農を再開することが必要です。しかし、被害程度が軽微で、営農を早期に再開する場合には、自身が所有する農機や作業機等を用いて自主復旧を行うことが想定されます。このため、自主復旧の「可否判断基準」や「方法」について、農機メーカーの支援・指導を受けて検証したのでご参考ください。

なお、自主復旧を行う場合も後日災害復旧事業の対象になる可能性があるため、自主復旧を行う前に、①市町に自主復旧を行う旨を報告、②被害の発生箇所および被害の程度が分かる写真を撮影、③自主復旧にかかった請求書等を保存するとともに、作業にかかった時間や燃料使用量等の記録も農業者に周知してください。

※ 自主復旧の可否判断基準や方法は目安ですので、農地の被害を実際に確認の上、指導してください。

(1) 亀裂の発生

亀裂は、能登農地開発地の改良山成畑等では、造成時の盛土部分の谷方向へのズレで発生することが多い。

亀裂の自主復旧は、亀裂の深度が深い（40cm 以上）場合、復旧後に再び崩落等する恐れがあるので行わない。また、亀裂の幅が広い（40cm 以上）場合、営農時に作業機のタイヤがはまる恐れがあるので行わない。

亀裂箇所がほ場の一部の場合、その部分を避けて作付けが可能である（農作業安全に留意のこと）。



盛土の谷方向へのズレで発生した亀裂



自主復旧が可能な亀裂程度の例
(幅 10cm×深さ 10cm 程度)

自主復旧の可否判断基準（目安）と方法

		深さ		
		～15cm	15cm～40cm	40cm～
幅	～20cm	ロータリー等で耕起 トラクターのタイヤ等で 複数回踏圧	自主復旧不可	
	20～40cm	亀裂箇所に土を入れ、ロータリー等で耕起し、トラクターのタイヤ等で複数回踏圧 （可能なら、その後プラウ耕やバーチカルハロー等による整地を行う）		
	40cm～			

※耕起は亀裂と同じ向きに行う。タイヤが亀裂に落ちないように注意する。

＜作業手順＞（亀裂が幅 40cm 未満、深さ 40cm 未満の場合）

- ① 亀裂からの沈下や崩落等による農作業への支障や事故の恐れがないか確認する。
- ② 自主復旧の方法

ア 農機等を使用する場合

ア) 亀裂が幅 20cm 未満、深さ 15cm 未満の場合

- ・ 亀裂箇所を耕起した後、トラクターのタイヤ等で複数回踏み固める。

イ) 亀裂が幅 20～40cm 未満、深さ 15～40cm 未満の場合

- ・ 亀裂箇所に土を入れ、ロータリー等で耕起し、トラクターのタイヤ等で複数回踏み固める（可能であれば、その後プラウ耕やバーチカルハロー等による整地を行う）。

イ 農機等を使用しない場合

- ・ 埋め戻した際に部分的に沈下しやすいため棒等で突き固め、土をある程度山盛りとする。

（２）凹凸の発生

凹凸の自主復旧は、ほ場内の高低差が 30cm 以上の場合や、明らかな沈下や段差が生じている場合等を行わない。一方、高低差が 30cm 未満の場合、反転（プラウ耕）と整地を行い均すことができる。

また、凹凸が発生したほ場では、暗渠に支障が出ている可能性があるので、排水状況を確認する。

＜作業手順＞（ほ場内の高低差が 30cm 未満の場合）

- ① ロータリー等を用いて耕起を行い、できる限り平らにならす。
- ② プラウ耕等で土壌の反転を行う。
- ③ バーチカルハロー等で砕土・整地を行う。

（野菜・花き担当、農業DX担当）

（３）液状化現象による土砂や泥の噴出

噴出する土砂のほとんどは不純物の無い粗砂～細砂で、pHは平均 4.5 と酸性に傾いた土砂が多く、腐植や窒素分はほとんど含まれないとされている。

※噴砂の調査例（新潟県中越地震の例）

土質：粗砂～細砂、堆積深度：最大 40cm 程度、pH：4.4～6.4

EC：0.07～0.25mS/cm、腐植：0.00～0.02%、全窒素：0.00～0.01%

- ① 噴砂は厚さ 2cm 以下を目安にほ場に均一にバラ撒く。
- ② 堆積した土砂が多い部分は、苦土石灰で pH6.0～6.5 を目安に矯正し、堆肥等の有機物や微量要素資材を施用する。また、必要に応じて部分的に基肥の施肥量を増加する。
- ③ 噴出口部分は下層の土砂に置き換わるため、できる限り掘り上げて粘土質土壌を混和し、埋め戻す。
- ④ 液状化直後は土壌が軟弱なため、大型機械での作業を行う際は事前に土壌表面の硬さを確認する。
- ⑤ 土壌水分が安定すると土壌が固く締まるため、耕起作業は深度 15cm を目標にできるだけ深く、ゆっくりと行う。
- ⑥ 液状化現象が起きたほ場は排水性が低下するので、明渠等の設置や高畝栽培による排水対策を行うとともに、心土が圧密となって極端に透水性が悪化した場合は、サブソイラ耕や弾丸暗渠を施工する。

（４）灌がい用水の確保

- ① 地下水等の水源の水質に変化や海水の混入等がないことについて、色、匂い、EC 値で確認する。
 - ② 灌がい水の水路や揚水ポンプを点検し、通水を再開する際は圧力低下やパイプライン埋設位置での漏水がないか確認する。また、定期的にフィルターやドレンの不純物を確認し、適宜清掃する。
- ※ 用水の EC 値は 0.3 mS/cm 以下が基準だが、塩素イオンの場合は 0.5 mS/cm まで実用上の問題は無い。

（５）栽培施設や付帯機器の点検・修理

- ① 温室ハウスの基礎部分および梁等の構造体にひび割れや破損が見られる場合は、損壊程度に応じて専門業者の安全性の判断を仰ぎ修理を行う。ビニールハウスでは、パイプのゆがみや金具の外れ等を点検し、必要な修理や補強を行う。
- ② 暖房機やオイルタンクは使用開始前に油漏れや制御盤の稼働状況を確認する。自動換気窓や換気扇、内張りカーテン等の機器の稼働状況を確認し、必要な修理を行う。

（野菜・花き担当）

果 樹

1. 現 状

地震の揺れや振動により、ほ場に「亀裂」が発生し、「倒伏や根部が露出」する等の樹体への影響がみられている。

2. ほ場の点検

ほ場をよく見回り、亀裂や樹の倒伏等の異常がないか確認する。異常がある場合は、生育期までに補修等を行う。

＜ほ場や施設の点検＞

- ① ほ場の亀裂や段差、陥没、土砂の流入
- ② 暗渠の浮き上がりや埋没、損傷
- ③ 滞水程度や地下水位の上昇など排水性の悪化
- ④ 水源の水質（土砂や海水の混入）
- ⑤ かん水施設の稼働状況、パイプラインの漏水
- ⑥ ビニールハウス、果樹棚、支柱等の栽培施設



ほ場の亀裂（地割れ）による
ブドウ苗木の倒伏、根部の露出

3. 対 策

（１）亀裂の発生

- ① 亀裂からの沈下や崩落等で農作業への支障や事故の恐れが無いか確認する。
- ② 亀裂が大きい場合、埋め戻した際に部分的に沈下しやすいため棒などで突き固める。
- ③ 根部が露出している場合は、できる限り周辺部からの土寄せや山砂等の客土により、露出部分を埋め戻す。

（２）樹の倒伏や枝裂け

- ① 倒伏した樹は、引き起こし支柱で固定する。太根の切断が著しい場合は、その程度に応じて地上部を切りつめる。
- ② 太枝の裂けたものは、ボルト等で止めるか、縄で縛り傷口を接着させる。また、裂開の状態に応じて傷害部を削り取り、殺菌塗布剤を塗って枯れ込みを防ぐ。

（３）灌がい用水の確保

- ① 地下水等の水源の水質に変化や海水の混入等がないことについて、色、匂い、EC値で確認する。
- ② 灌がい水の水路や揚水ポンプを点検し、通水を再開する際は圧力低下やパイプライン埋設位置での漏水がないか確認する。また、定期的にフィルターやドレンの不純物を確認し、適宜清掃する。

（４）栽培施設の点検・修理

- ① ビニールハウス、果樹棚等では、パイプのゆがみや傾き、支線の緩み、金具の外

れ等を点検し、必要な修理や補強を行う。

【営農開始にあたっての留意点】

(1) くり

＜せん定後の新梢管理（5～7月）＞

せん定作業の適期は12月～3月末であるが、1月の震災による避難や道路損壊等の影響により作業が遅れたため、太枝を間引くのみで粗せん定主体の樹が多くなっている。このため、生育期に入り骨格枝背面から強い新梢が発生し、樹冠内の受光や通風環境が不良となれば、翌年の結果母枝の不足や病虫害の発生が懸念される。そこで、生育期の新梢管理方法について記載する。

- ① 主幹、主枝、亜主枝等の背面から発生する強勢な新梢や樹幹の内部方向に発生して徒長枝となりやすい新梢はせん除する。
- ② せん除作業は、5～7月にかけ2～3回に分けて実施する。一度に強度のせん除を行うと樹勢低下や翌年の結果母枝不足を招くので、実施時期と程度に注意する。
- ③ せん除作業は、展葉初期に手袋をして枝をこするように行うと効率的である。



新梢せん除前
(6月上旬)



新梢せん除後＜受光通風環境が改善＞
(6月上旬)

(果樹担当)

●調査方法 (Ver.1, 240226)

1 土壌調査

地震により津波と液状化現象が発生しました。津波では場が浸水した地区では、塩害対策が必要なほ場を特定する必要があります。また、液状化現象では場に噴砂が生じた地区では、その対策を検討する必要があります。その基礎資料とするため、ほ場（作土、津波堆積物）および噴砂の土壌調査を行います。

＜土壌採取の手順＞（水田での塩害調査の実例：R6.1.27）

- ① ビニール袋の下部に通し番号（地区番号－地区の通し番号）を記入する。

記入ルール ①-1. ①-2. ①-3...

- ② 調査ほ場の位置を記録するため、ほ場を撮影するとともに、緯度経度を記録する（スマホの地図アプリの位置情報、GPS 機能付きカメラ等を使用）。

- ③ 迅速に地区の状況を把握するため、土壌の採取地点は1ほ場につき1地点とし、採取の深さは作土層（地表～20cm 程度）とする。

（上記③は、迅速に調査を行うために簡略化しており、土壌調査の基本は次のとおりである。

- ・ 採取地点は1ほ場につき3～5地点とし、これらをビニール袋内で混合してほ場の平均値を得る。
- ・ 採取の深さは、次のとおり品目で異なる。
 水田では、作土表層（地表～10cm）と作土下層（地表10cm～20cm 程度）。
 畑地や樹園地では、主要根群域に応じた深さとする（例：主要根群域が40cm なら、①地表～10cm、②地表10cm～20cm、③地表20cm～40cm 等）。

- ④ 土壌を採取する際は、なるべく水分が混入しないように配慮する（水分が多い場合は、ザル等で適度に水分を切る）。

- ⑤ ほ場の表面に土砂等の堆積物が厚くある場合は、別途採取する。

（1）土壌EC

塩害対策が必要な土壌ECは品目で異なり、水稻では0.7mS/cm 以上である（津波による浸水対策は、「2-1 農作物の技術対策 II-水稻-3-（4）」を参照）。

以下に、土壌ECの測定法を示す。

ア 通常法（懸濁液電導度法）

- ・ 乾土1（20g）に対し、蒸留水5（100cc）を加えた懸濁液（1時間振とう）の電気伝導度を測定する。

イ 簡易測定法

この方法は、土壌の乾燥作業や大量の蒸留水が不要のため、現地において多数の地点の土壌ECを迅速に測定することができる（農研機構東北農業研究センター生産基盤研究領域が開発）。

- ① 土壌ECセンサ HANNA 社（土壌EC計 HI98331 Soil test）（以下、簡易センサ）を用いて測定する。
- ② 上記（＜土壌採取の手順＞）に従い、土壌をビニール袋に採取する。なお、この簡易センサは、土壌に直接挿して用いることができるため、以下の③の土壌水分状態を満たせば、より迅速な調査が可能である。
- ③ ビニール袋越しに土壌の水分状態を確認し、土壌を握った際に水分を感じる～ペースト状の状態で測定を実施する。土壌が乾燥している場合は蒸留水で水分を調整する。
- ④ ③で土壌を握った状態のまま簡易センサを挿して（図、電極部 2 か所と土壌の圧密を強くすること）測定し、野帳に記録する（表）。



図 簡易センサによる測定法

表 野帳の記録例

通し番号	地 目	簡易センサ値	緯度経度	備考
①-1	水田・畑地	0.25	37.2122457, 137.0248391	

- ⑤ 簡易センサ値の 0.4 倍が通常法（懸濁液電導度法）の EC 値に相当する。

（2）土壌 pH

ア 通常法

- ・ 乾土 1（20 g）に対し、蒸留水 2.5（50cc）を加えた懸濁液（30 分間振とう）の pH を測定する。

（生物資源 G）

2 津波被害調査

(1) 塩害面積（概算）の調査方法

ア 目的

津波による浸水で塩害対策（除塩）が必要な農地の面積を迅速に把握する。

イ 調査手順

① 調査地区・ほ場の選定

調査地区の選定にあたっては、国土地理院や日本地理学会等が公表した資料（津波浸水区域）を参考とする（図1の赤色部分）。なお、この資料は、河川を遡った津波の浸水区域を示していないので注意する。

調査ほ場の選定にあたっては、上記資料を参考に、浸水したとみられるほ場を選定する（赤色に囲まれた緑色部分）。加えて、津波は河川を遡り内陸に達することから、河川に沿ったほ場も選定する。その際に、現地での聞き取りや津波浮遊物の散乱状況が参考となる。

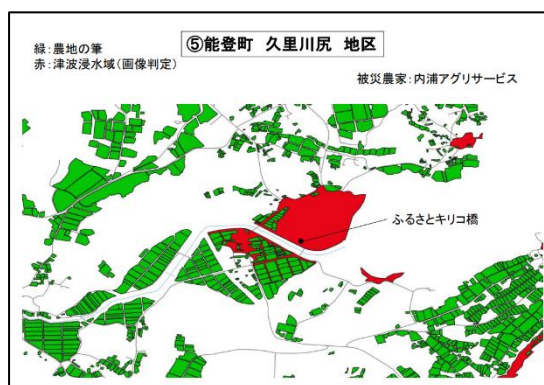


図1 公表された津波浸水区域（赤色部分）

② 土壌ECの調査ほ場の決定

塩害対策（除塩）が必要なほ場の土壌ECは、水稻では0.7mS/cm以上（簡易センサー値で1.75mS/c以上）である。本調査では、地区において除塩対策（除塩）が必要なほ場の境界線を得るため、土壌ECの調査ほ場は、①で選定したほ場のうち、沿岸の地形等を勘案して、1地区から3ほ場程度を選ぶこととし、その際に海岸線等から最も離れたほ場とする（図2）。

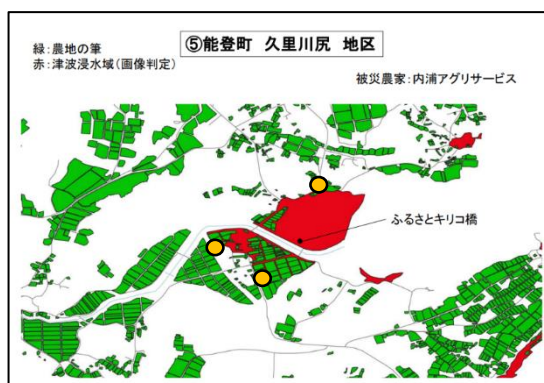


図2 土壌ECの調査ほ場（●部分）

③ 土壌ECの測定

測定は、「1-＜土壌採取の手順＞」および「1-（１）-イ」に従い行う。

- ④ ③で土壌ECを測定し、 0.7mS/cm 以上であれば内陸方向のほ場に、 0.7mS/cm 未満であれば海岸方向にほ場へ移動して同様に測定を行い、除塩が必要なほ場の境界を特定する（図 3）。

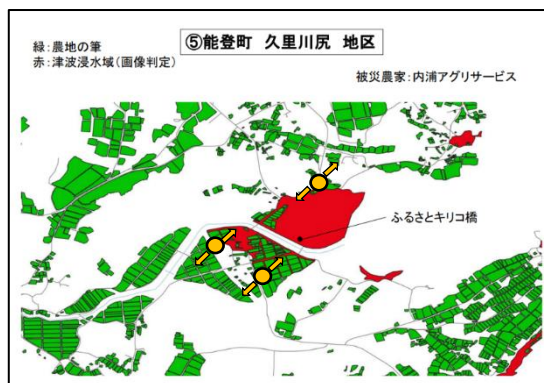


図 3 土壌 EC の調査ほ場（ 部分）

- ⑤ ④で得たほ場の境界を線で結び、当該地区において塩害対策（除塩）が必要なほ場の範囲を推定する（図 4）。

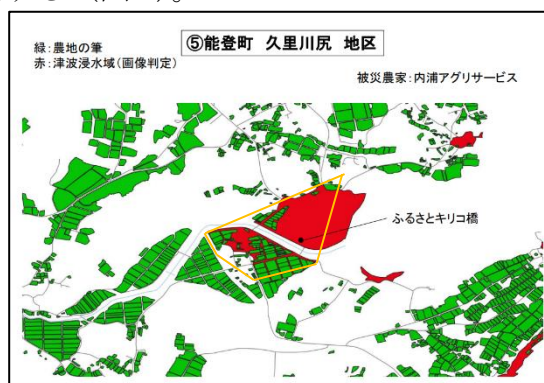


図 4 塩害対策が必要なほ場の範囲（黄色囲み部分）

- ⑥ 「QGIS（地理情報システム）」に「筆ポリゴン（農地の区画情報）」を取り込み作成した PC 上の地図に、⑤で得た塩害対策が必要なほ場の範囲を指定すると、塩害対策（除塩）が必要なほ場の面積を迅速に求めることができる（図 5）。



図 5 QGIS 画面での塩害範囲（黄色部分）

（スマート農業担当、園芸栽培G、生物資源G）

●農業機械の技術対策（Ver.1, 240228）

1 スマート農機

（１）地殻変動等に対する位置情報の補正

スマート農機等の自動運転・自動作業を行う農機は、GPS による位置情報の誤差（通常 2m 程度）を数センチ程度に制御するため、地上に設置した基地局からの位置情報データにより、その位置を補正しています。位置を補正する技術として、①ネットワーク型 RTK（VRS）方式、②固定基地局方式（農業者・メーカー・販売店等による自主設置）等が普及しています（下表参照）。

名称	① ネットワーク型RTK（VRS）	② 固定基地局
写真	国土地理院設置の電子基準点 	固定基地局GNSSアンテナ 
特徴	国土地理院の電子基準点などから作成された補正位置情報を利用して測位精度を高める方式。配信サービス会社（大手携帯電話会社・通信関連企業等）からインターネット経由で受信。	広範囲（半径約20km）をカバーする基地局を特定地点に設置し、補正位置情報をインターネット経由で配信。農機側のスマートフォンで受信。
メリット	・移動固定局と比べ位置情報の取得が簡易になり、運用が効率化 ・固定局、基地局などは不要なので、導入費用は比較的低額	・移動固定局と比べ位置情報の取得が簡易になり、運用が効率化 ・多数の生産者が利用すれば安価に利用可能（福井県は年26,400円）
デメリット	・利用者ごとに使用の申し込みが必要（年 数万円）	・導入費用が高額 ・今後の技術革新次第で不要になる可能性

能登半島地震では地殻変動等により、①ネットワーク型 RTK（VRS）方式で利用されている電子基準点（国土地理院が管理）の位置や、農家・メーカー・販売店等が設置している②固定基地局の位置が数m程度ずれたため、これらの位置情報を利用しているスマート農機への影響が懸念されます。

これらへの対応を行わずにスマート農機を利用すると、農機が正しい位置で運転・作業しない等による事故の発生にも繋がります。

以下に、具体的な例として、想定される影響と対応策を記載します。

<想定される影響と対応策>

①ネットワーク型 RTK（VRS）方式

【想定される影響】

国土地理院では、地震により能登地方の電子基準点が数m程度（輪島では約 2m）ずれたため、内灘以北の電子基準点の情報公開・運用を一時的に停止している（令和 6 年 2 月時点）。

これにより、電子基準点を利用した位置補正の機能が全く使えないわけではなく、内灘以北の地域では最寄りの電子基準点のデータで位置補正が行われる運用に一時的に変更となっている。

例えば、輪島で利用する場合、これまでの「輪島」の位置情報ではなく、「金沢」等の情報で位置補正を行うことができる。

能登地方において、最寄りの電子基準点の情報を利用することに際して、国土地理院も補正情報を出しているようだが、

- ・使用する電子基準点がこれまでよりも遠距離になること
- ・最寄りの電子基準点もわずかにずれている可能性があること

等から、内灘以北でスマート農機を利用した場合、これまでのほ場登録データ等から数 cm～10cm 程度、農機の位置がずれる可能性がある。また、この状態で内灘以北の測量やほ場登録を行った場合、ずれたデータで位置情報が保存されてしまう可能性がある。

【対応策】

- 1) 試験運用を行い、実用上問題がないか確認する。
→ ドローン等の農機は、僅かな位置のずれでも事故発生リスクが生じるので、慎重に試験運用を行う。
- 2) 実用上問題がある場合は、再度、ほ場測量やほ場登録をやり直してから利用する。

※ 留意事項

- ・ 試験運用に当たっては、スマート農機や位置補正装置の取扱説明書等の内容に従うとともに、販売店、メーカー等の指導を受けること
- ・ 国土地理院による電子基準点の情報の再公開は、地震活動や地殻変動が落ち着いてから行われることが多く、現時点（令和 6 年 2 月）でいつ頃になるかは不明である。
- ・ 測量やほ場登録を再度行った後に、国土地理院からの電子基準点の補正情報の公開が再開された場合は、再度試験運用を行う。

②固定基地局方式

【想定される影響】

地震によって設置した固定基地局が転倒・破損している可能性がある。また、電子基準点同様、地殻変動によって設置時よりも数m程度位置がずれ、正確な位置情報を発信できない可能性がある。

自主設置した固定基地局では、電子基準点と異なり補正情報などが出されないため、ずれた状態で使用するとこれまでのほ場登録データ等から数m程度農機の位置がずれる可能性がある。この状態で測量やほ場登録を行った場合、ずれたデータで位置情報が保存されてしまう可能性がある。

【対応策】

- 1) 固定局基地局の点検を行い、転倒や破損等が見られないか確認する。
- 2) 固定局基地局の転倒や破損等が見られる場合は、使用を中止し、メーカーや販売店等に修理を依頼する。
- 3) 正しい位置情報（緯度・経度）を固定基地局に再登録する必要があると考えられるため、メーカーや販売店等に依頼する。
- 4) 再登録後、試験運用を行い、実用上問題がないか確認する。
→ ドローン等の農機は、僅かな位置のずれでも事故発生のリスクが生じるので、慎重に試験運用を行う。
- 5) 実用上問題がある場合は、再度、ほ場測量やほ場登録をやり直してから利用を行う。

※ 留意事項

試験運用に当たっては、スマート農機や位置補正装置の取扱説明書等の内容に従うとともに、販売店、メーカー等の指導を受けること

(スマート農業担当)

2 農機全般

以下の情報は、EK-SYSTEM（一般社団法人全国農業改良普及支援協会）を通じて、一般社団法人日本農業機械化協会のホームページから引用しています。

（１）塩水に浸かった農機の注意点

以下引用（<https://nitinoki.or.jp/sinsaiti-taisaku/index.html>）

東日本大震災における津波被害農業機械の取り扱いについて（お願い）

東日本大震災の被害を受けられた方々に心からお見舞い申し上げます。

一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

農作業でも大変なご苦勞をされているかと存じますが、津波で塩水に浸かった農業機械を利用する際には、以下の点に十分に留意して下さい。

① 塩水に浸かった農業機械は絶対にスイッチを入れない

塩水に浸かった農業機械（トラクター、田植機ではステップ以上、コンバインではシャーシフレーム以上、乾燥機では下部スクリーン以上浸かった機械「以下同じ」）は、ＪＡ農機センター、農機販売整備業者等が点検する前には絶対にスイッチを入れないで下さい。

特に、バッテリーや電気配線の一部、電子制御装置や配線の一部、モーター部が塩水に浸かったことが懸念される場合は、塩水により電装品、電気配線がショートし易くなっており、漏電の危険があります。また、最悪の場合、火災につながる可能性があります。

② 修理・整備による回復の可能性

塩水に浸かった農業機械は、今後、修理・整備を行っても以前の状態に戻ることは難しいことも想定されます。

まずは最寄りのＪＡ農機センター、農機販売整備業者等に相談して下さい。

③ 機体の損害が著しい場合の対応策

修理・整備が著しく困難な場合や作業を目前に控えている場合は、修理に時間がかかることも予想されますので、早めに代替機やレンタル機、農作業受託事業者の手配をお勧めします。

④ 修理・整備の費用は少くない場合もあります

修理・整備の費用ですが、交換する部品は外観上の問題箇所だけでなく、塩水が入り込んだ部品装置のほぼ全てに及んでいる可能性があるため、分解・洗浄・部品交換などの費用が嵩むと見込まれます。状態によっては買った時の費用を超えてしまうケースも想定されています。

⑤ 繰り返しの修理・整備が必要となる可能性があります

塩水に浸かった農業機械を修理した場合でも、既に浸水から長時間経過していますので、見えない部分にも広範囲に腐食が進んでいることも推測されます。多くの場合しばらくは順調に稼働しても、再び不具合が発生する確率が高いと見込まれますので、異常を感じたら早めの点検・整備を受けることをお勧めします。

⑥ 不具合が発生しやすい個所と修理可能判断の目安

エンジン各部やギアミッション、油圧制御装置や電子制御装置、ブレーキ、各種のベアリングやハーネス類、バーナーなどが損傷していると考えられます。

外観上、問題がないと思われる場合でも塩水に浸かった機械は、塩水などがブレザーパイプやマフラーなどから流入し、サビの発生や精密部品の損傷を招いていると考えられます。

R6 年 4 月
石川県

奥能登地域における田植え作業の留意点について

< 田植えは5月末まで1枚でも多く！ >

1 田植えの時期

令和6年能登半島地震の被災地では、農地や用排水路の復旧作業が順次行われています。

田植えは5月末までは収量を十分に確保することができることから、復旧作業を進め1枚でも多くの水田に水稻を作付けしましょう。



2 苗の調達

水稻の苗の調達については、最寄りのJAにお問合せください。

3 栽培管理上の留意点

- ・ため池や用水路等の被災により水不足が懸念される地域では、集落単位での計画的な用水管理や節水栽培に取り組みましょう。
- ・田植え時期を遅らせると、気温や水温が高くなることから、施肥や病虫害防除に注意が必要です。

詳しくは、最寄りのJAや農林総合事務所まで、お問合せください。

(問合せ先)

奥能登農林総合事務所	農業振興部	0768-26-2323
〃	珠洲農林事務所	0768-82-3111
能登農業協同組合	営農部	0768-52-3813
内浦町農業協同組合	営農経済課	0768-72-2678



奥能登地域における水稻の晩植に係る留意点について

気象災害対策R 6－1
令和6年4月19日
農林総合研究センター

I 概況

能登半島地震で農地や用排水路等が被災しており、現在、復旧作業が順次行われています。

5月中の田植えは収量減少のリスクが小さく、また、今夏も高温が予想されている中で、晩植は高温対策にも繋がることから、以下の点に留意しながら、より多くの水田に水稻を作付けしましょう。



II 田植えが5月下旬以降になる場合の留意点

〔参考1〕北陸地方の暖候期予報

北陸地方 暖候期予報（06月～08月）		
2024年02月20日14時00分 新潟地方気象台 発表		
夏 06月～08月	天候	6月から7月は平年と同様に曇りや雨の日が多いでしょう。その後は、平年と同様に晴れの日が多いでしょう。
	気温	平均気温は、高い確率60%です。

気温、降水量の各階級の確率（％）			
気温	北陸地方	夏 06月～08月	10 30 60
降水量	北陸地方	夏 06月～08月	30 30 40

■ 低い(少ない) ■ 平年並 ■ 高い(多い)

〔参考2〕移植栽培における田植え晩限の目安

品種	標準			収量確保晩限 (収量減なし)			【参考】成熟晩限 (収量5割減)		
	田植日	出穂期	成熟期	田植日	出穂期	成熟期	田植日	出穂期	成熟期
早生	5/1～10	7/20頃	8/26頃	5/30	7/31頃	9/7頃	6/30	8/18頃	9/29頃
中生	5/1～10	8/1頃	9/12頃	5/30	8/7頃	9/21頃	6/30	8/28頃	10/18頃
晩生	5/1～10	8/10頃	9/26頃	5/30	8/15頃	10/5頃	6/15	8/27頃	10/20頃

※ 輪島アメダスデータの平年の平均気温を使用し、登熟に必要な積算気温を確保できる期間から逆算して試算

1 種子予措

(1) 気温、水温が高いため、

- ①薬剤による種子消毒を確実に行う（温湯消毒は避ける）
- ②種子消毒を含めた浸種期間は6～8日を目安とする（品種毎の浸種積算温度を厳守）
- ③毎日水替えを実施する
- ④浸種中に発芽してしまうことがあるので、よく観察し、鳩胸程度までに留める

2 育苗管理

(1) 育苗期間

- ・普通期移植栽培と比べ育苗期間の気温が高いため、稚苗(2.0～2.5 葉)となるまでの期間は播種後18日程度である

※ 田植え予定日と適正な育苗日数の目安

	晩期移植		(参考) 普通期移植
	浸種	催芽	
は種	4月23日	5月5日	3月29日
田植	5月1日	5月12日	4月8日
	5月2日	5月13日	4月9日
育苗期間	5月20日	5月30日	5月5日
	19日間	18日間	27日間

(2) 管理のポイント

- ①緑化したら直ちにハウスの窓を全開放し、換気に努める
- ②高温、多湿条件では病害、ヤケが発生しやすくなることに留意する

3 田植え～活着後

普通期移植栽培に比べて栄養生长期間(出穂までの期間)が短くなるため、早期の有効茎確保に努める

(1) 栽植密度

- ・60株/坪以上を厳守し、中山間地では70株/坪とする

(2) 植付本数、植付深度

- ・4～5本/株とし、第1葉が見える程度の植付深度で分けつを促進する

(3) 活着したら、直ちに浅水管理で分けつの促進を図る

(4) 地温が上がりやすく、ガスによる根傷みが発生(下葉の黄化)しやすいので、田干しを行う

4 施肥管理

(1) 施肥窒素量

- ・総収量を制御するため普通期移植栽培から2～3割程度減じる

(2) ケイ酸質資材の施用

- ・稲体が軟弱になりやすいため、春耕起時や中間追肥時にケイ酸質資材を施用する

5 水管理

- ・被災等により十分な用水の確保が困難な地域では、節水のため、浅水代かきの実施や、水尻は原則、閉めっぱなしとして強制落水しないなど、生育段階に応じた必要最低限の水の利用に努めるとともに、集落単位で計画的な水管理を行う

6 中干し

(1) 目標穂数の7割に達したら速やかに中干しを開始する

- ・概ね移植20～25日後を目安とする

(2) 中干し開始時期が梅雨入り後になるため、溝切を行い、排水改善に努める

7 雑草防除

気温、水温が高いことから、以下の点に留意する

- (1) 老化苗を移植すると、薬害が発生しやすくなる
 - ・必ず稚苗（2.0～2.5 葉）を移植する
- (2) 普通期移植栽培に比べて、藻や表土剥離が発生しやすくなる
 - ①発生が多いとイネの生育が抑制され、枯死することもある
 - ②田干しの頻度が高まることから、中後期剤の使用が必要な場合がある

8 病虫害防除

普通期移植栽培に比べ稲体が軟弱になりやすく、いもち病や紋枯病の発生に注意が必要である

- (1) 苗箱処理の病虫害予防粒剤を必ず施用する
- (2) 基幹防除
 - ・周辺のは場と生育ステージがちがうので、ドリフトに注意して防除する
 - ①出穂 2 日前 ： いもち病、紋枯病、虫害防除
 - ②出穂 7 ～ 1 0 日後 ： いもち病、虫害防除
 - ③出穂 1 4 ～ 1 7 日後 ： 虫害防除（特にクモヘリカメムシ）

大雨等に伴う被害に対する事後対策について

気象災害対策 R 6 - 6
令和 6 年 9 月 2 4 日
農林総合研究センター

9 月 2 1 日からの記録的な大雨により、能登地方を中心にほ場の浸水、土砂流入等の被害が認められており、安全を最優先に事後対策を徹底して下さい。

<要旨>

- 1 倒伏した稲では、穂発芽等による品質低下を防ぐため、ほ場の排水に努めるとともに、刈り遅れとならないように適期収穫に努める。
- 2 園芸品目は、長期の停滞水によって根腐れや根の機能低下、地上部の生育不良、落葉等の生理障害を生じやすいため、ほ場の排水を徹底するとともに草勢維持や病害対策に努める。
- 3 畜産では、畜舎に通じる道路や畜舎施設のライフラインの確認、畜舎周囲の排水路の点検整備、排水路の確保に努める。飼料作物では、収穫間近のものは収穫を見合わせ、ほ場の状況確認や排水対策、変敗防止の対策を講ずる。

<各農作物等の対策>

1 水稻

- ・河川からほ場や用排水路に土砂が流入し、水路を阻んでいる場合は、土砂を排除し、用排水路を確保する。
- ・成熟期に達しているものは胴割粒の発生が懸念されるので、速やかに刈取りをする。
- ・倒伏して穂が地面についているものは、穂発芽が発生しやすいため、排水溝の整備などにより速やかな排水に努める。
- ・倒伏した稲で収穫時期が近いものは、速やかに排水し、ほ場を乾かして、できる限り早く収穫する。
- ・倒伏や穂発芽等により米の品質低下が明らかな圃場では、被害を受けていない圃場とは分別して収穫・乾燥を行う。
- ・収穫後 4 時間以内に乾燥機に搬入し、直ちに通風乾燥を行う。
- ・乾燥作業は通風乾燥から始め、徐々に加温し穀温が 40℃以下で乾燥作業を実施する。特に、急激な乾燥は胴割れ等の品質低下の危険性が大きいので行わない。

2 大豆

- ・浸水したほ場では、ほ場内や排水溝の停滞水を無くすため、できるだけ早く溝の流入土砂の除去や溝の手直しを行い、必要であれば新たな排水溝の設置を行う。
- ・長期の滞水は、生育遅延や根腐れを引き起こすので、速やかな排水対策を徹底する。

3 野菜・花き

野菜・花きは長時間の停滞水に弱く、根腐れや根の機能低下から地上部の生育不良を生じやすく、病害の発生を招きやすい。

〈施設栽培〉

- ・通路等に停滞水がないよう、表面排水に努める。
- ・湿害による根腐れで草勢の低下が著しい場合は、液肥の葉面散布や摘果、摘葉を行い草勢の回復に努める。
- ・施設内が過湿となりやすいため換気に努めるとともに、病害が発生しやすいので、予防防除を行う。

〈露地栽培〉

- ・畝間等の停滞水は根腐れによる草勢の衰えや病害の発生につながるので、迅速に排水する。
- ・冠水した場合は、疫病や軟腐病が発生しやすいため早急に防除を行う。また、茎葉が泥水等で汚染された場合は、規定の範囲の量の薬液で洗い流すように防除する。
- ・土砂が流入した場合は出来る限り排除し、排水溝を掘って排水に努める。
- ・速効性肥料の施用や液肥の葉面散布を行い草勢の回復に努める。

4 果樹

- ・停滞水による根の機能低下が品質低下や裂果、生理落葉等の生育障害を招くので、停滞水がある園では、明渠などにより速やかな排水に努める。
- ・土壌流入が多い場合（堆積土 5 cm 以上）は、なるべく早く樹冠下の土砂を取り除き、根の呼吸作用を助ける。
- ・倒伏して根が露出した樹は、断根しないよう注意しながら、できるだけ早期に立て直す。立て直しが困難な場合は、根を土で覆うなど応急措置を行い、本格的な復旧は後日に行う。
- ・強風により打ち身やすり傷を負った果実は、軟化、腐敗が懸念される。収穫可能な果実は直ちに収穫し、食用、加工用、廃棄するものに区別し、適正に処理する。
- ・落葉や葉の損傷が大きい場合は、被害程度に応じて摘果を行い、果実品質維持と樹体の回復を図る。
- ・葉や新梢が損傷した場合は、安全使用基準に基づき、速やかに殺菌剤を散布する。

5 畜産・飼料作物

- ・土砂災害により、畜舎に通じる道路や圃場に危険が及ぶ恐れがあるので、降雨が収まってから、周囲の状況確認を行う。
- ・畜舎施設のライフラインを確認し、異常があれば業者に連絡する等すみやかな対策に努める。
- ・畜舎へ雨水等が入りこまないよう、畜舎周囲の排水路の点検整備や排水路の確保を行う。また、配合飼料・乾草等は、濡れて変敗しないよう、安全な場所に移動する。
- ・トウモロコシ等の飼料作物で収穫時期を迎えているものは、降雨による養分損出や高水分による品質低下の恐れがあることから、収穫を当分見合わせ、天候回復後に刈取りを行う。
- ・畜舎が冠水した場合は、天候が回復次第、泥の排除、水洗を徹底し、乾燥させた後消毒を行う。機械器具等も洗浄、消毒を徹底する。
- ・衛生環境の悪化により疾病等の発生が懸念されるので、家畜の観察を徹底し、異常が認められる場合は、すみやかに獣医師、家畜保健衛生所に連絡する。
- ・飼料作物の長期滞水は、生育遅延や根腐れを引き起こすので、滞水した圃場は排水溝を掘るなど、すみやかな排水対策に努める。
- ・泥を被った圃場の飼料作物は、基本的には刈り取り廃棄する。軽度の場合でも調製後に変敗するので、給与の際十分注意する。
- ・冠水などで土砂の混入した牧草をサイレージ調製すると劣化し易いので注意する。やむを得ずサイレージにする場合はギ酸などの有機酸を添加する。

●農作物の技術対策（Ver.3, 241211）

Ⅰ はじめに

令和6年奥能登豪雨により、河川が氾濫し水田や畑内に土砂が流入して堆積する被害が発生しており、翌年の生育に影響を及ぼすことが懸念されます。

地域によって被害程度が異なることから、安全を確保しながら、可能なところから点検を行い、以下の対策を実施して下さい。

ただし、土砂の流入が多いなど甚大な被害の場合、災害復旧等の工事が必要となる可能性もあることから、無理な作業は行わず、農家の意向を踏まえた上で、市町など関係機関と協議して判断下さい。また、流入物の除去や収穫できなかった稲体等の処理について、国での予算措置の可能性もあることから、被災状況のわかる写真の撮影や作業に要した時間の記録等を残すよう指導して下さい。

なお、本資料は、大掛かりな災害復旧工事を伴わない「自己施工できる事後作業」等を品目別に記載したものです。

Ⅱ 品目別の対策

水 稲

1 流入物の除去

- ・ ほ場内の流木や瓦礫等は、機械作業の支障とならないよう、できる限り除去する。
- ・ 用排水路に土砂が流入し、水路を阻んでいる場合は、土砂を排除して、ほ場内の排水を実施した上で作業にあたる。

2 収穫をやむを得ず断念した土砂の流入が少ないほ場での稲体の処理

- ・ 稲体はモアや草刈機等により細断し、ほ場全面に広げた上で、分解を促すため10月末までを目安にロータリー等で耕うんしてすき込む。
- ・ モアやロータリー等に代えて、ディスクロータリーを使用すると、細断せずにすき込みができる。
- ・ 上記の一連の作業ができない場合は、稲体の分解を促すため、10月末までに稲体を倒して土壌と密着させるとともに、腐熟促進剤を散布した上で、春先にすき込む。
- ・ 稲体とともに粃（種子）もすき込まれることから、翌年は本年と同一品種を作付けし、コンタミを防止する。
- ・ 本年の水稻収穫をやむを得ず断念する場合、農作物共済または収入保険の加入者は、農業共済組合へ申告する。
- ・ 今後、稲体の処理作業が補助事業の対象となる可能性も考えられることから、作業前に被災状況（箇所・程度）のわかる写真の撮影と作業時間を記録して下さい。



土砂流入で収穫できなかった稲体

農作物共済における土砂流入被害の取扱い

農作物共済損害評価要綱

第2章第3節 現地評価（抜粋）

（9）土砂流入等により被害が発生した場合の取扱い

土砂流入等により当該地域で一般的に行われている栽培管理・収穫方法等を勘案し、栽培管理・収穫を行わないことが合理的と判断される耕地（例えば、稲が耕地に少量分散して残っている場合、土中に稲の大半が埋まり穂のみが一部土中から出ている場合など、栽培管理・収穫等の対応が困難な場合における耕地）又は汚泥の流入等に伴い異臭によって出荷できない耕地については、収穫皆無（被害を受けなかった部分について収穫することが合理的と判断される場合は、当該部分を除き土砂流入等を受けた部分について収穫量0）として取り扱って差し支えない。

3 堆積土砂への対応

（1）土砂流入で生じた高低差に対する農家による応急復旧作業の内容と翌年の営農上の留意点（表1）

① 高低差による営農上の支障

水稻栽培では、土砂流入で生じたほ場内の高低差によって湛水深にムラが発生することで、水管理が難しくなり生育にばらつきが生じる恐れがあります。また、除草管理も難しくなり、雑草の繁茂等により減収の恐れがあります。

② 農家による応急復旧作業の内容と留意点

ここに記載する農家による応急復旧作業の内容は、ほ場内への土砂流入量が10aあたりに50m³未満（均平時の流入土砂の堆積厚5cm未満）の場合を想定し作成してあることにご注意下さい。

50m³以上の場合は、災害復旧等の工事が必要となる可能性があります。

なお、農家による応急復旧により農作物を栽培した翌年以降に、本格的な災害復旧等の工事に着手する可能性も踏まえ、応急復旧作業前に被災状況（箇所・程度）のわかる写真を撮影して下さい。

③ 農家による応急復旧作業の共通事項（機械作業のための準備）

応急復旧作業は、農機や建機を用いて行うこととなるため、それら作業機がほ場にはまらないよう、ほ場内の排水が十分に行えることが条件となります。

能登地域は特に湿田が多いことに加えて、奥能登豪雨以降は流入土砂のみならず作土層も含水率が高くなっており、土壌はぬかるんでいると考えられます。

また、水稻を作付けする場合は、用水を確保できることも条件となります。

このため、まずは、ほ場への入水とほ場からの排水が可能となるよう、用排水路への流入土砂を除去することが重要です。

その上で、ほ場内の表面排水を効率的に行い地耐力を高めるため、明渠や溝切りによる排水溝を設置し排水路に連結して下さい。

さらに地耐力を高めるためには、片足のかかとに体重をかけた際の足の沈み込みが 20 cm 未満であれば、クローラ型トラクターやコンバインの履帯により鎮圧し踏み固めることが効果的です。

④ 土砂流入で生じた高低差の大きさ別の作業提案

ア. ほ場内の高低差：10 cm 以上

- ・ 農家による応急復旧作業は行わず、災害復旧等の工事により対応する。

イ. ほ場内の高低差：5 cm 以上～10 cm 未満

A. トラクター（自重 2.5 t 以上、馬力 55ps 以上）を使用できる場合

- ・ 「レーザーレベラー」または「GPSレベラー」の装着による均平作業を実施する。
 - ① 強湿田等で排水が悪い場合は、予めサブソイラや弾丸暗渠、額縁明渠を施工し、できる限り田面を乾燥させておく。
 - ② 均平作業の事前準備として、残渣処理（モア等）を行う。その後、耕起（スタブルカルチ or チゼルプラウ or ロータリー）、砕土（バーチカルハロー or ロータリー）の順に行う。
 - ③ レベラーによる均平作業は、②のあと 1～3 日程度に、田面が乾燥した状態（含水率 23% 以下を目安：長靴の裏に土壌がつかない状態）で行う。
 - ④ 高低差の大きさに比例して作業時間がかかることに留意する。
 - ⑤ 大区画(50 a 以上)では、運土する距離が長くなり（排土板に抱える土壌量が極端に多くなり）、作業効率が低下する傾向にあるため、ほ場区画は 50 a 以下を推奨する。
 - ※ 均平精度は、±2.5cm（高低差 5 cm）
 - ※ 均平作業に要する時間は、0.53 時間／10 a（30a 区画、最大高低差 10 cm の場合）



トラクター＋レーザーレベラーによる均平作業

B. 農業用ブルドーザを使用できる場合

- ・ ICT 機能によって自動制御される排土板による均平作業を実施する。

①～⑤ 上記と同じ

※ 均平精度は、 $\pm 1.5\text{cm}$ （高低差 3 cm）

※ 均平作業に要する時間は、0.70 時間／10 a
（30 a 区画、最大高低差 10 cm の場合）。



農業用ブルドーザによる均平作業

C. トラクター（自重 2.5 t 以上、馬力 55ps 以上）および農業用ブルドーザを使用できない場合

- ・ 耕起や代かき等の農作業による改善を実施する。

① 耕起は、耕起深 15cm を目標に、ゆっくりかつ丁寧に行う。

② 均平を確保するため、代かきは 2 回実施する。

- ・ 1 回目：全層を低速回転で荒く代かく。

- ・ 2 回目：表層をやや高速回転で代かく。同時にほ場の状態をみて平らにならす。

（翌年の営農上の留意点）

① 湛水深ムラは残るので、ほ場内を高低差に応じて波板や仮畦畔で仕切る等の管理を行う。

② そのまま作付けする場合、高い箇所は田面の露出による雑草繁茂、低い箇所は苗の水没による枯死・消失による減収が考えられるため、きめ細かな水管理作業を行う必要がある。

ウ. ほ場内の高低差：5 cm 未満

- ・ イの C の作業内容と同じ

表1 土砂流入で生じた高低差に対する農家による応急復旧作業の内容と翌年の営農上の留意点

●土砂流入量が10 a あたり50 t 未満の場合（均平時の堆積厚5cm未満に相当）

高低差による 営農上の支障	は場内の高低差	自主施工作業の内容		翌年の営農上の留意点
		同左の対応策	作業上の留意点	
湛水深ムラの発生 →水管理が難しく、生育にばらつきが生じる恐れあり →除草管理が難しく、減収の恐れあり	10cm以上	農業者による対応策なし →災害復旧事業の適用の対象	—	—
	5～10cm未満	●トラクター（自重2.5t以上、馬力55ps以上 ^{※1} ）を使用できる場合 →「レーザーレベラー」または「GPSレベラー」の装着による均平作業を実施	①強湿田等で排水が悪い場合は、予めサブソイラや弾丸暗渠、額縁明渠を施工し、できる限り田面を乾燥させておく ②均平作業の事前準備として、残渣処理（モア等）を行う。その後、耕起（スタプルカルチ or チゼルプラウ or ロータリー）、砕土（バーチカルハロー or ロータリー）の順に行う。 ③レベラーによる均平作業は、②のあと1～3日程度に、田面が乾燥した状態（含水率23%以下を目安：長靴の裏に土壌がつかない状態）で行う ④高低差の大きさに比例して作業時間がかかる ⑤大区画（50 a 以上）では、運土する距離が長くなり（排土板に抱える土壌量が極端に多くなり）、作業効率が低下する傾向にあるため、ほ場区画は50 a 以下を推奨する ※均平精度は±2.5cm（高低差5cm） ※均平作業に要する時間は、0.53時間/10 a（30 a区画、最大高低差10 cm）	・湛水深ムラは解消されるので、通常の水管理、除草管理が可能
		●農業用ブルドーザを使用できる場合 →ICT機能によって自動制御される排土板による均平作業を実施	上記の①～⑤と同じ ※均平精度は±1.5cm（高低差3cm） ※均平作業に要する時間は、0.70時間/10 a（30 a区画、最大高低差10 cm）	
		●トラクター（自重2.5t以上、馬力55ps以上）およびブルドーザを使用できない場合 →耕起や代掻き等の農作業による改善を実施	・耕起は、耕起深15cmを目標に、ゆっくりかつ丁寧にを行う ・均平を確保するため、代かきは2回実施する ・1回目：全層を低速回転で荒く代かく ・2回目：表層をやや高速回転で代かく。同時にほ場の状態をみて平らにならす	
	5cm未満	→耕起や代掻き等の農作業による改善を実施		・湛水深ムラは残るので、ほ場内を高低差に応じて波板で仕切る等の管理を行うことが望ましい ・そのまま作付けする場合、高い箇所は田面の露出による雑草繁殖、低い箇所は苗の水没による枯死・消失による減収が考えられるため、きめ細かな水管理作業を行う必要がある

※ 機械が故障しないよう、作業前に瓦礫や流木の除去を実施☑

※1 直装式で作業幅を最小の3 mとした場合

⑤ 応急復旧の事例

ア.「レーザーレベラー」、「GPSレベラー」及び「農業用ブルドーザ」を使用せず、農家所有の機械でほ場均平に取り組んだ事例

(事例①) 福島県川俣町（東日本大震災（除染）の表土剥ぎによる不均平）

- 20 a 区画、ほ場内高低差が 11.5cm 発生、ロータリーで代かきを 2 回した事例
 - ・ 施工後のほ場内高低差は 7.2 cm に縮小
 - ・ 湛水直播栽培を実施、雑草の発生状況や収量は不明

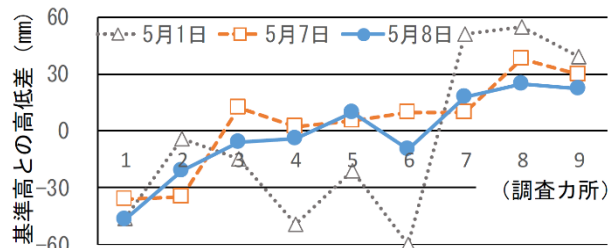


図1 田面均平精度の推移

作業：5月1日入水および排土板を用いた均平。5月7、8日代かき均平。

当日の作業終了後に、9カ所のレベル測定を実施。

出典：福島県農業総合センター 浜地域農業再生研究センター

(事例②) 輪島市門前町（令和6年能登半島地震でほ場が傾斜）

- 30a 区画、ほ場内高低差が 10cm 発生、ドライブハローを活用した事例
- R6 年作付け（移植栽培）、
 - ・ 代掻き前にドライブハローの PTO を止めて爪軸で土引きし均平化を試行
 - ※ 作業速度：2～5 km/hr、PTO：OFF、加圧：入
 - ・ 均平作業に要した時間は 70 分/30 a で、施工後の高低差は不明
 - ・ その後、代かきを 2 回実施し、移植作業は行えた。雑草の発生状況や収量は不明



ドライブハローによる均平作業



移植前の水張時の田面の様子

出典：小橋工業株式会社岡山営業所

イ. ほ場均平できなかった場合の対応事例

(事例①) 志賀町相神地区 (令和 6 年能登半島地震でほ場が傾斜)

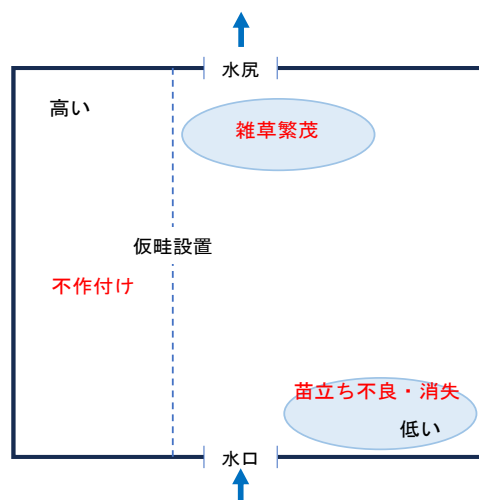
- 1ha 区画、ほ場内高低差が 30cm 発生したため仮畦畔を設置して栽培した事例
- R6 年作付け (V 溝直播栽培)
 - ・ 冬期代かき V 溝直播ほ場であったため、代かきによる均平が不可能
 - ・ 入水すると、高い部分の田面が覆われる前に、低く沈下した箇所から、水が畦畔を越えるような状況
 - ・ 対策として、ほ場内に仮畦畔を設置し、高低部分を分断して低地部分のみで作付け (高い部分是不作付け)
 - ・ 分けた後の低い方のほ場においても、低い部分の出芽不良・苗立ち後の消失、高い部分での雑草繁茂などの問題が生じて、収量が通常時と比べて 1 割程度減少 (合計で 4 割程度減収)
 - ・ V 溝直播で地耐力が高かったため、収穫時は、移植栽培に比較しほ場の泥濘は少なかった。

※問題点

収量性：1 割減 (雑草繁茂エリア坪刈単収 216 kg (生観田 452 kg の 50%))

労 力：雑草多により収穫作業に時間がかかった (雑草による詰まりあり)

機 械：雑草多によりコンバイン故障



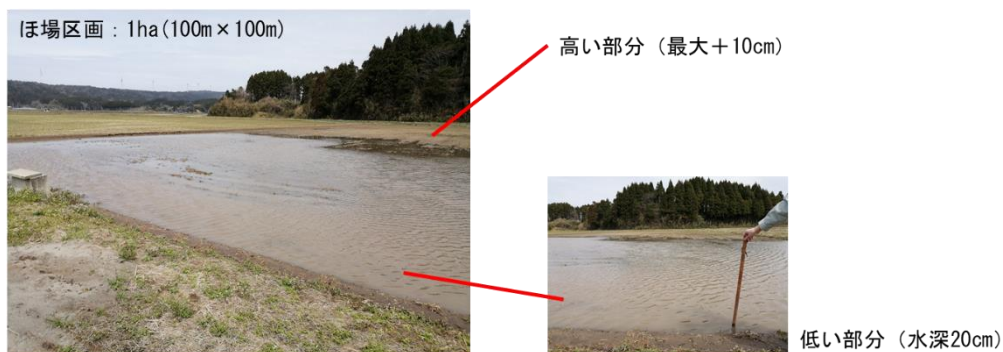
ほ場内の高低差：30cm

- ・ 作付地：不作付地 = 2 : 1
- ・ 作付地の単収 1 割減

∴ 収量性 59%

(事例②) 志賀町相神地区（令和 6 年能登半島地震では場が傾斜）

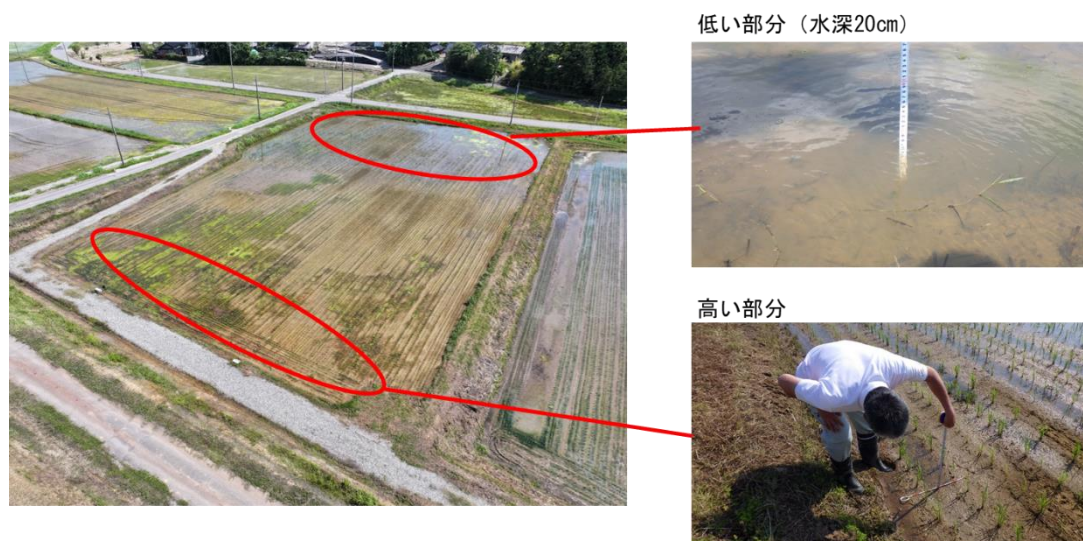
- 1ha 区画、ほ場内高低差が 30cm 発生したが特別な処置をせず栽培した事例
- R6 年作付け（V 溝直播栽培）
 - ・ 冬期代かき V 溝直播ほ場であったため、代かきによる均平が不可能
 - ・ 入水すると、高い部分の田面が覆われる前に、低い部分から水が畦畔を越えるような状況
 - ・ この状態で栽培した結果、高い部分で雑草が繁茂したため、2 割減収してコンバインも故障



(事例③) 志賀町東増穂東部地区（令和 6 年能登半島地震では場が傾斜）

- 30a 区画、ほ場内高低差が 20cm 発生したが特別な処置をせず栽培した事例
- R6 年作付け（移植栽培）
 - ・ 低い部分では、田植え後に苗が水没し、枯死・消失
 - ・ 高い部分では、田面が露出していたため雑草が繁茂
 - ・ 1 割程度減収（同様に 20 cm 高低差があるほ場でも、状況によっては 2 割減収）

※ 高低差が 20 cm を越えると、水が高い箇所に行き渡る前に低い箇所から畦畔を越えて出てくるので注意する。



(事例④) 志賀町貝田地区 (令和6年能登半島地震では場が傾斜)

- 30a 区画、ほ場内高低差が 15cm 発生したが特別な処置をせず栽培した事例
- R6 年作付け (移植栽培)
 - ・ 長辺に対して中央部分が陥没し、約 15 cm の高低差がある状況
 - ・ 陥没した低い部分では、苗が消失し水生雑草が繁茂
 - ・ 高い部分は田面が露出しヒエが繁茂
 - ・ 2 割程度減収したと推察



- 高い部分
 - ・ ヒエが繁茂
 - ・ 参考：坪刈単収は約 210 kg (通常地点の約 5 割)



- 低い部分
 - ・ 苗が消失
 - ・ その後、オモダカ等雑草繁茂

(作物担当、農業DX担当、作物栽培G、生物資源G、中能登農林、奥能登農林)

(2) 流入土砂等の土壌化学性の分析結果

流入土砂と作土の土壌化学性について、各分析項目別に分析結果と対策の必要性等を示します。

① pH (目標値 5.5～6.5)

河川が氾濫し水田に流入し堆積した土砂のpHは、多くの地点で作土と大きな差はない状況ですが、奥能登の地層には、珠洲市から輪島市町野町にかけて珪藻土が含まれており、今後、珪藻土中の硫化物および遊離イオウが土壌微生物によって酸化され、生じた硫酸によりpHが低下する懸念があります(表2)。

このため、土壌の目標pH5.5～6.5を確保するため、5.5を下回る流入土砂は、石灰質資材により酸度矯正する必要があります(表18)。

なお、水稻以外の農作物を作付ける場合の好適土壌pHは、表3を参考にしてください。

② EC (目標値なし)

ECは電気伝導度のことで、窒素、カリウム、カルシウム等の肥料成分が多いと高くなる傾向があります。今回の流入土砂の値は概ね0.1mS/cm以下であり、作土と同程度であることから、問題がなく対策の必要はないと考えられます(表2)。

表2 土砂流入した水田の土壌分析結果【①pH・②EC】

市町	No.	水系	点数	① pH					② EC(mS/cm)				
				流入土砂		作 土		平均差	流入土砂		作 土		平均差
				平均	最小～最大	平均	最小～最大		平均	最小～最大	平均	最小～最大	
珠洲市	1	若山川	4	5.2	4.8～5.5	5.4	5.1～5.6	▲ 0.1	0.14	0.08～0.22	0.08	0.06～0.10	0.06
珠洲市	2	岡田川	3	5.0	4.8～5.1	4.8	4.5～5.1	0.2	0.09	0.07～0.10	0.07	0.05～0.09	0.01
珠洲市	3	磐若川	2	5.0	4.9～5.1	5.1	4.9～5.3	▲ 0.1	0.11	0.04～0.18	0.11	0.10～0.12	▲ 0.00
珠洲市	4	竹中川	5	5.3	5.0～5.5	5.4	5.3～5.6	▲ 0.1	0.04	0.03～0.06	0.04	0.03～0.07	▲ 0.00
珠洲市	5	紀の川※	1	6.5	—	5.2	—	1.3	0.11	—	0.04	—	0.08
珠洲市	6	鵜飼川	2	6.0	6.0～6.1	5.5	5.2～5.7	0.6	0.04	0.03～0.04	0.05	0.04～0.05	▲ 0.01
珠洲市	16	前川	3	5.4	5.2～5.6	5.1	5.0～5.2	0.3	0.11	0.10～0.13	0.09	0.06～0.11	0.02
輪島市	7	仁行川	4	6.0	6.0～6.1	6.1	5.7～6.4	▲ 0.0	0.02	0.02～0.03	0.03	0.02～0.03	▲ 0.00
輪島市	8	河原田川	2	6.4	6.3～6.5	6.6	6.5～6.6	▲ 0.2	0.03	0.03	0.02	0.02～0.03	0.01
輪島市	9	鳳至川	3	6.4	6.3～6.6	5.9	5.7～6.0	0.5	0.03	0.03	0.05	0.04～0.06	▲ 0.01
輪島市	10	八ヶ川	5	6.4	5.8～6.9	6.1	5.7～6.3	0.3	0.06	0.03～0.08	0.05	0.04～0.08	0.00
輪島市	15	南志見川	2	5.9	5.9	5.8	5.5～6.1	0.1	0.08	0.07～0.08	0.08	0.08	▲ 0.00
能登町～輪島市	11	町野川	9	5.8	5.3～6.3	5.9	5.5～6.6	▲ 0.1	0.07	0.04～0.09	0.07	0.04～0.10	0.00
能登町	12	上町川	1	5.9	—	5.3	—	0.6	0.06	—	0.05	—	0.01
能登町	13	山田川	4	6.2	6.0～6.3	5.8	5.6～6.1	0.3	0.07	0.06～0.09	0.04	0.04～0.05	0.03
能登町	14	九里川尻川	1	5.7	—	5.3	—	0.5	0.08	—	0.06	—	0.02

※紀の川は冠水のための被害だったため、土砂の欄に表土の値を記載

表3 主な作物の好適土壌pH

好適 pH	穀類	果菜類 豆類（未成熟）	葉茎菜類	根菜類
6.5～7.0	大麦		ほうれん草	
6.0～7.0	小麦	エンドウ トマト	キャベツ アスパラガス	大根
6.0～6.5	大豆	ナス ピーマン かぼちゃ きゅうり メロン スイカ スイートコーン インゲン 枝豆 など	カリフラワー ブロッコリー 白菜 小松菜 チンゲンサイ 春菊 レタス セロリ ニラ ネギ など	里芋
5.5～6.5	水稻 えん麦 ライ麦	イチゴ 落花生		カブ ゴボウ 玉ねぎ ニンジン
5.5～6.0	陸稲 ソバ			サツマイモ 山芋
5.0～6.5				ジャガイモ

※ 出典：財団法人日本土壌協会

③ 陽イオン交換容量（CEC）（目標値 12meq/100g 以上）

アンモニウムイオン、カルシウムイオン等の陽イオンを保持できる能力（保肥力）の目安です。流入土砂の値は全地点で目標値以上であり、作土と同程度以上のため、対策の必要はないと考えられます（表 4）。

④ 塩基飽和度合計（目標値 70～90%）

CECの何%が交換性陽イオン（石灰、苦土、加里）で満たされているかを示した値です。珠洲市の2水系（岡田川、磐若川）で目標値に比べてやや低いものの、全般的には概ね目標値の範囲でかつ作土と同程度のため、対策の必要はないと考えられます（表 4）。

表 4 土砂流入した水田の土壌分析結果
【③陽イオン交換容量（CEC）・④塩基飽和度合計】

市町	No.	水系	点数	③ 陽イオン交換容量CEC(meq/100g)					④ 塩基飽和度合計(%)				
				流入土砂		作土		平均差	流入土砂		作土		平均差
				平均	最小～最大	平均	最小～最大		平均	最小～最大	平均	最小～最大	
珠洲市	1	若山川	4	29.1	26.2 ～ 31.1	30.9	26.6 ～ 33.7	▲ 1.8	80.2	76.5 ～ 82.2	72.5	64.8 ～ 77.8	7.7
珠洲市	2	岡田川	3	31.0	28.6 ～ 33.4	28.6	27.2 ～ 31.1	2.4	62.3	51.7 ～ 70.6	50.5	36.6 ～ 61.9	11.8
珠洲市	3	磐若川	2	32.8	30.2 ～ 35.4	17.2	12.0 ～ 22.4	15.6	66.5	61.7 ～ 71.4	62.0	61.5 ～ 62.4	4.6
珠洲市	4	竹中川	5	31.8	21.7 ～ 41.7	25.7	13.5 ～ 42.0	6.2	69.3	68.2 ～ 70.0	77.3	44.4 ～ 118	▲ 7.9
珠洲市	5	紀の川※	1	26.2	—	20.7	—	5.6	98.2	—	62.9	—	35.3
珠洲市	6	鵜飼川	2	30.0	27.9 ～ 32.1	27.1	26.3 ～ 28.0	2.9	71.8	69.9 ～ 73.7	65.0	63.3 ～ 66.7	6.8
珠洲市	16	前川	3	40.5	38.9 ～ 43.4	32.3	29.9 ～ 34.9	8.2	70.8	67.9 ～ 72.4	67.2	59.9 ～ 72.3	3.6
輪島市	7	仁行川	4	33.3	31.8 ～ 35.1	32.6	31.1 ～ 34.6	0.7	82.0	72.7 ～ 89.0	79.1	73.5 ～ 87.7	2.9
輪島市	8	河原田川	2	39.5	34.8 ～ 44.1	39.7	31.1 ～ 48.3	▲ 0.2	87.3	80.4 ～ 94.1	90.3	87.4 ～ 93.1	▲ 3.0
輪島市	9	鳳至川	3	34.7	33.5 ～ 35.9	33.3	30.1 ～ 35.3	1.5	89.7	89.2 ～ 90.1	78.2	76.5 ～ 80.9	11.5
輪島市	10	八ヶ川	5	37.7	23.8 ～ 46.7	29.7	22.9 ～ 35.4	8.0	93.3	87.0 ～ 102.0	83.9	78.3 ～ 90.7	9.4
輪島市	15	南志見川	2	27.7	22.6 ～ 32.8	27.8	26.7 ～ 28.9	▲ 0.1	78.8	75.4 ～ 82.2	73.8	67.4 ～ 80.2	5.0
能登町～輪島市	11	町野川	9	34.0	28.0 ～ 44.9	30.3	25.5 ～ 35.5	3.6	73.7	67.2 ～ 80.9	75.0	65.3 ～ 82.5	▲ 1.3
能登町	12	上町川	1	28.2	—	21.9	—	6.4	76.2	—	52.9	—	23.3
能登町	13	山田川	4	31.1	27.5 ～ 36.7	27.0	26.0 ～ 28.6	4.0	82.1	79.9 ～ 86.3	72.1	66.4 ～ 76.2	10.0
能登町	14	九里川尻川	1	34.6	—	29.9	—	4.7	73.6	—	66.6	—	7.0

※紀の川は冠水のみ被害だったため、土砂の欄に表土の値を記載

⑤ 苦土/加里（目標値 2 以上）

加里に対する苦土の割合のことです。全水系で目標値よりも高く、かつ全般的には作土とは同程度です（表 5）。

⑥ 石灰/苦土（目標値 6～8）

苦土に対する石灰の割合のことです。全水系で目標下限値の 6 より 4 程度低く、相対的に石灰が少ない傾向です。作土とは同程度であるものの、作物が吸収する際に苦土と石灰は互いに競合するため、苦土を含む資材は控えた方が良くと考えられます（表 5）。

以上のことから、苦土が石灰、加里に対して高い傾向にあり、作物が吸収する際に石灰、苦土、加里は互いに競合することから、土壌改良を行う際の資材は、苦土を含む資材を控え、石灰が含まれる資材を選定することが良くと考えられます。

表 5 土砂流入した水田の土壌分析結果【⑤苦土/加里・⑥石灰/苦土】

市町	No.	水系	点数	⑤ 苦土/加里					⑥ 石灰/苦土				
				流入土砂		作土		平均差	流入土砂		作土		平均差
				平均	最小～最大	平均	最小～最大		平均	最小～最大	平均	最小～最大	
珠洲市	1	若山川	4	4.4	3.8 ～ 5.1	5.4	4.5 ～ 6.8	▲ 1.0	1.6	1.5 ～ 1.8	1.8	1.7 ～ 2.1	▲ 0.2
珠洲市	2	岡田川	3	6.3	3.9 ～ 7.8	6.1	3.4 ～ 8.6	0.2	2.0	1.8 ～ 2.3	2.1	2.0 ～ 2.3	▲ 0.2
珠洲市	3	磐若川	2	9.2	8.7 ～ 9.6	6.1	4.6 ～ 7.5	3.1	1.6	1.6 ～ 1.6	2.3	2.0 ～ 2.6	▲ 0.7
珠洲市	4	竹中川	5	11.7	8.8 ～ 15.6	9.4	4.2 ～ 16.0	2.3	1.5	1.2 ～ 2.2	2.1	1.0 ～ 2.7	▲ 0.6
珠洲市	5	紀の川※	1	5.0	—	9.3	—	▲ 4.3	3.7	—	2.6	—	1.1
珠洲市	6	鵜飼川	2	11.2	11.0 ～ 11.4	10.2	9.6 ～ 10.7	1.0	1.4	1.4 ～ 1.4	1.5	1.4 ～ 1.6	▲ 0.1
珠洲市	16	前川	3	12.8	12.6 ～ 13.1	11.5	10.2 ～ 13.0	1.4	1.4	1.3 ～ 1.4	1.6	1.5 ～ 1.7	▲ 0.3
輪島市	7	仁行川	4	14.8	14.2 ～ 16.2	13.6	9.9 ～ 19.1	1.3	1.6	1.5 ～ 1.7	1.7	1.4 ～ 1.9	▲ 0.1
輪島市	8	河原田川	2	21.0	11.1 ～ 31.0	20.2	10.9 ～ 29.6	0.8	1.9	1.8 ～ 1.9	1.7	1.5 ～ 2.0	0.1
輪島市	9	鳳至川	3	9.9	7.5 ～ 11.3	7.9	7.3 ～ 8.6	2.1	1.9	1.9 ～ 2.0	1.6	1.3 ～ 1.9	0.3
輪島市	10	八ヶ川	5	13.4	10.8 ～ 17.8	12.4	5.8 ～ 19.4	0.9	1.9	1.7 ～ 2.1	1.8	1.5 ～ 2.0	0.2
輪島市	15	南志見川	2	8.5	6.5 ～ 10.5	6.9	5.2 ～ 8.5	1.6	1.7	1.6 ～ 1.7	2.1	1.8 ～ 2.4	▲ 0.4
能登町～輪島市	11	町野川	9	5.1	2.6 ～ 9.6	6.6	3.7 ～ 11.6	▲ 1.5	1.6	0.8 ～ 2.0	1.9	1.5 ～ 2.5	▲ 0.3
能登町	12	上町川	1	6.0	—	5.9	—	0.1	1.9	—	1.8	—	0.1
能登町	13	山田川	4	9.5	8.6 ～ 11.0	9.5	8.4 ～ 11.0	0.0	2.0	1.9 ～ 2.1	1.8	1.7 ～ 1.9	0.2
能登町	14	九里川尻川	1	10.9	—	17.3	—	▲ 6.4	1.9	—	1.8	—	0.1

※紀の川は冠水のための被害だったため、土砂の欄に表土の値を記載

⑦ 可給態窒素（目標値 10mg/100g 以上）

微生物の働きによって土壌から緩効的に作物へ供給される窒素で、地力窒素の目安となります。目標値より全水系で高く、粘土を多く含む土（重埴土、軽埴土）で高くなり、砂を多く含む土（砂土、砂壤土）で低くなる傾向があります。このため、流入土砂の土性が作土と異なる場合等は、状況に応じて基肥に相当する施肥窒素量の加減が必要になります（表 6）。

⑧ 可給態リン酸（目標値 10～20mg/100g 以上）

作物が吸収できる形態のリン酸です。全水系で目標値より低く、更に流入土砂は作土よりも低い傾向にあります。このため、土壌改良や施肥の際は、リン酸を含む資材を選定する必要があります（表 6）。

表 6 土砂流入した水田の土壌分析結果【⑦可給態窒素・⑧可給態リン酸】

市町	No.	水系	点数	⑦ 可給態窒素(mg/100g)					⑧ 可給態リン酸(mg/100g)				
				流入土砂		作土		平均差	流入土砂		作土		平均差
				平均	最小～最大	平均	最小～最大		平均	最小～最大	平均	最小～最大	
珠洲市	1	若山川	4	15.3	11.9 ～ 18.7	28.7	25.6 ～ 33.9	▲ 13.4	1.2	0.4 ～ 2.5	2.2	0.5 ～ 4.1	▲ 1.0
珠洲市	2	岡田川	3	31.1	29.7 ～ 33.9	39.4	39.4 ～ 39.4	▲ 8.3	1.0	0.0 ～ 2.4	1.6	0.3 ～ 2.7	▲ 0.6
珠洲市	3	磐若川	2	26.3	18.7 ～ 33.9	24.2	18.7 ～ 29.7	2.1	0.0	0.0 ～ 0.0	4.3	1.6 ～ 7.0	▲ 4.3
珠洲市	4	竹中川	5	26.3	18.7 ～ 33.9	24.8	18.7 ～ 33.9	1.5	0.4	0.0 ～ 1.4	13.0	7.3 ～ 30.5	▲ 12.6
珠洲市	5	紀の川※	1	33.9	—	33.9	—	0.0	3.6	—	1.5	—	2.0
珠洲市	6	鵜飼川	2	29.7	25.6 ～ 33.9	33.9	33.9 ～ 33.9	▲ 4.1	1.7	0.0 ～ 3.4	3.8	0.8 ～ 6.9	▲ 2.1
珠洲市	16	前川	3	32.9	29.7 ～ 39.4	23.3	18.7 ～ 25.6	9.6	0.3	0.0 ～ 0.8	0.5	0.0 ～ 1.0	▲ 0.3
輪島市	7	仁行川	4	11.9	11.9 ～ 11.9	24.2	18.7 ～ 33.9	▲ 12.4	1.6	0.0 ～ 4.0	5.2	3.8 ～ 7.4	▲ 3.6
輪島市	8	河原田川	2	20.8	11.9 ～ 29.7	22.2	18.7 ～ 25.6	▲ 1.4	2.3	0.4 ～ 4.1	4.9	2.7 ～ 7.0	▲ 2.6
輪島市	9	鳳至川	3	16.4	11.9 ～ 18.7	33.9	33.9 ～ 33.9	▲ 17.4	7.6	6.2 ～ 10.3	9.3	6.8 ～ 13.1	▲ 1.6
輪島市	10	八ヶ川	5	21.2	11.9 ～ 33.9	24.0	11.9 ～ 33.9	▲ 2.8	3.9	1.4 ～ 7.5	10.7	6.4 ～ 13.9	▲ 6.8
輪島市	15	南志見川	2	15.3	11.9 ～ 18.7	26.3	18.7 ～ 33.9	▲ 11.0	0.9	0.0 ～ 1.8	9.4	6.7 ～ 12.2	▲ 8.5
能登町～輪島市	11	町野川	9	25.1	11.9 ～ 33.9	25.4	11.9 ～ 39.4	▲ 0.3	1.4	0.0 ～ 10.8	7.6	3.7 ～ 14.5	▲ 6.2
能登町	12	上町川	1	11.9	—	18.7	—	▲ 6.9	0.0	—	2.4	—	▲ 2.4
能登町	13	山田川	4	20.8	11.9 ～ 33.9	18.7	18.7 ～ 18.7	2.1	5.6	2.6 ～ 11.5	9.1	4.8 ～ 15.4	▲ 3.5
能登町	14	九里川尻川	1	33.9	—	29.7	—	4.1	2.8	—	3.4	—	▲ 0.6

※紀の川は冠水のための被害だったため、土砂の欄に表土の値を記載

⑨ 可給態ケイ酸（目標値 15mg/100g 以上）

イネにとって倒伏軽減や耐病性向上等の効果を持つ有用元素です。11 水系で目標値（15mg/100g 以上）より低く、このうちの 7 水系は作土よりも低い値です。このため、目標値に満たない場合は、土壌改良や施肥（中間追肥等）の際にケイ酸を含む資材を選定する必要があります（表 7）。

⑩ 腐植（目標値 3%以上）

土壌に含まれる有機物で、団粒構造の形成、C E Cやp H緩衝能力の増加等の効果があります。6 水系で目標値を下回っており、このうちの 5 水系は作土よりも低い値です。目標値に満たない場合は、土壌改良の際に堆肥やアヅミン等の腐植を含む資材を選定する必要があります（表 7）。

表 7 土砂流入した水田の土壌分析結果【⑨可給態ケイ酸・⑩腐植】

市町	No.	水系	点数	⑨ 可給態ケイ酸(mg/100g)					⑩ 腐植(%)				
				流入土砂		作土		平均差	流入土砂		作土		平均差
				平均	最小～最大	平均	最小～最大		平均	最小～最大	平均	最小～最大	
珠洲市	1	若山川	4	16.3	13.1 ～ 18.7	15.8	15.1 ～ 16.9	0.5	2.4	1.6 ～ 3.3	4.6	3.9 ～ 5.6	▲ 2.2
珠洲市	2	岡田川	3	17.5	14.8 ～ 22.0	17.3	12.2 ～ 21.2	0.2	4.4	4.2 ～ 4.6	5.3	5.1 ～ 5.7	▲ 0.9
珠洲市	3	磐若川	2	17.5	15.1 ～ 20.0	10.3	9.5 ～ 11.2	7.2	3.6	2.6 ～ 4.6	3.4	3.3 ～ 3.4	0.3
珠洲市	4	竹中川	5	16.2	14.0 ～ 18.2	12.1	9.2 ～ 14.7	4.1	2.7	2.0 ～ 3.8	4.2	3.5 ～ 4.5	▲ 1.5
珠洲市	5	紀の川※	1	13.0	—	16.1	—	▲ 3.1	4.8	—	4.1	—	0.7
珠洲市	6	鵜飼川	2	11.8	11.7 ～ 11.8	11.1	10.4 ～ 11.9	0.6	4.4	3.8 ～ 4.9	4.2	3.6 ～ 4.7	0.2
珠洲市	16	前川	3	10.8	8.0 ～ 13.0	17.9	13.7 ～ 21.6	▲ 7.1	3.8	2.2 ～ 5.0	3.6	3.2 ～ 4.4	0.2
輪島市	7	仁行川	4	12.3	9.8 ～ 14.2	8.6	5.5 ～ 13.4	3.7	1.5	0.6 ～ 2.4	3.8	1.6 ～ 5.4	▲ 2.3
輪島市	8	河原田川	2	11.3	8.4 ～ 14.2	11.8	11.0 ～ 12.6	▲ 0.5	2.7	0.6 ～ 4.8	2.0	1.1 ～ 2.9	0.7
輪島市	9	鳳至川	3	11.6	9.9 ～ 13.1	13.4	9.0 ～ 18.0	▲ 1.8	1.3	0.6 ～ 2.1	3.8	3.5 ～ 4.1	▲ 2.5
輪島市	10	八ヶ川	5	10.8	8.6 ～ 14.5	12.3	8.3 ～ 19.1	▲ 1.5	3.6	0.5 ～ 6.0	3.3	2.2 ～ 4.3	0.4
輪島市	15	南志見川	2	14.0	12.4 ～ 15.6	17.4	16.8 ～ 18.0	▲ 3.5	2.4	1.6 ～ 3.2	4.3	3.7 ～ 4.8	▲ 1.9
能登町～輪島市	11	町野川	9	13.6	9.3 ～ 21.2	14.3	7.3 ～ 28.0	▲ 0.7	3.7	1.1 ～ 5.2	4.0	3.2 ～ 5.4	▲ 0.3
能登町	12	上町川	1	11.6	—	5.6	—	6.0	3.0	—	3.8	—	▲ 0.7
能登町	13	山田川	4	12.4	8.9 ～ 15.8	10.9	7.2 ～ 13.9	1.5	5.0	3.3 ～ 7.3	3.8	3.2 ～ 4.7	1.2
能登町	14	九里川尻川	1	16.7	—	10.0	—	6.7	5.2	—	4.1	—	1.1

※紀の川は冠水のための被害だったため、土砂の欄に表土の値を記載

⑪ 遊離酸化鉄

酸化鉄の一種であり、水田土壌中の有害な硫化水素と結合することで、無害化させ、水稻の根を守る効果があります。全水系で目標値（0.8%以上）以上であり、対策は必要ないと考えられます（表8）。

表8 土砂流入した水田の土壌分析結果【⑪遊離酸化鉄】
（各水系1地点のみ分析）

市町	No.	水系	⑪ 遊離酸化鉄(%)		
			流入土砂	作土	差
			代表値	代表値	
珠洲市	1	若山川	2.3	2.5	▲ 0.1
珠洲市	2	岡田川	1.8	1.3	0.5
珠洲市	3	磐若川	2.1	1.7	0.4
珠洲市	4	竹中川	1.2	0.8	0.4
珠洲市	5	紀の川※	1.5	1.4	0.2
珠洲市	6	鵜飼川	1.8	1.7	0.0
珠洲市	16	前川	1.7	1.7	▲ 0.1
輪島市	7	仁行川	2.0	1.5	0.4
輪島市	8	河原田川	2.2	1.4	0.8
輪島市	9	鳳至川	1.1	1.4	▲ 0.2
輪島市	10	八ヶ川	0.9	1.2	▲ 0.3
輪島市	15	南志見川	1.8	1.3	0.5
能登町～輪島市	11	町野川	2.2	1.3	0.9
能登町	12	上町川	3.3	3.5	▲ 0.2
能登町	13	山田川	1.8	1.2	0.6
能登町	14	九里川尻川	1.1	1.3	▲ 0.2

※紀の川は冠水のための被害だったため、土砂の欄に表土の値を記載

（作物担当、生物資源G、奥能登農林）

（３）流入土砂の土壌改良および施肥管理対策

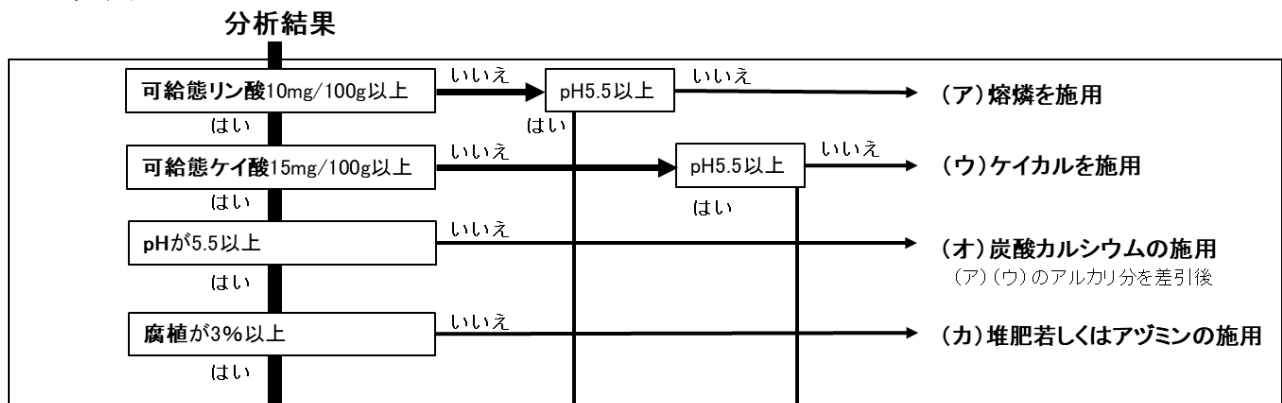
① 流入土砂が混入した農地の土壌改良と施肥管理フロー

（２）の流入土砂等の土壌化学性の分析結果からは、全水系の流入土砂の可給態リン酸値は目標値より低く、一部の水系ではpH、可給態ケイ酸、腐植が低い傾向が見られました。

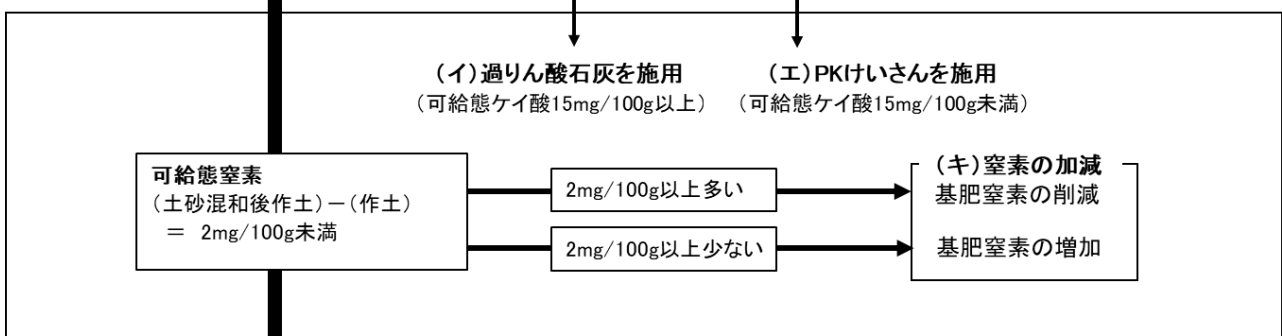
これらの結果をもとに、流入土砂の土壌改良の考え方について、以下のフロー図に示します（図1）。土壌改良の流れとしては、初めにリン酸資材（熔燐、過りん酸石灰）を重点的に施用します。その後、一部の水系のほ場に対し、追加の土壌改良としてケイ酸資材（ケイカル、PK けいさん）、腐植資材（堆肥若しくはアヅミン）を施用します。pHの矯正には、アルカリ分を含む資材（熔燐、ケイカル）を施用した後に、必要に応じて炭カルを施用します。

また、施肥管理については、可給態窒素の測定値が全水系で目標値より高いものの、流入土砂の土性が作土と異なる場合等は、状況に応じて基肥に相当する施肥窒素量の加減が必要になります。

<土壌改良>



<施肥管理>



慣行の栽培管理

図1 流入土砂が混入した農地の土壌改良と施肥管理フロー

<土壌改良>

流入土砂の pH が 5.5 未満の場合

- ・ 可給態リン酸が 10mg/100g 未満 ⇒ (ア) 熔燐の施用 (表 10)
- ・ 可給態ケイ酸が 15mg/100g 未満 ⇒ (ウ) ケイカル of 施用 (表 13)
- (ア)、(ウ) はともにアルカリ成分を含むため、これらの施用量を炭カル施用量に換算し、pH 矯正の炭カル施用量を削減する必要があります (表 11、表 14)。
- ・ (ア)、(ウ) 施用後も pH が 5.5 未満の場合 ⇒ (オ) 炭カル of 施用 (表 18)

腐植が 3% 未満の場合 ⇒ (カ) 堆肥やアヅミンを施用 (表 19、表 20)

<施肥管理>

流入土砂の pH が 5.5 以上の場合

- ・ 可給態リン酸が 10mg/100g 未満 ⇒ (イ) 過りん酸石灰を施用 (表 12)
- ・ 可給態リン酸が 10mg/100g 未満、かつ可給態ケイ酸が 15mg/100g より低い
⇒ (エ) PK けいさんを施用 (表 15)
- (イ)、(エ) はアルカリ成分を含まないため、流入土砂の pH が目標値以上ある場合に施用します。

可給態窒素 (土壌混和後の作土) - (作土) の差 (絶対値) が 2mg/100g 未満の場合

⇒ (キ) 窒素の加減 (表 21)

- 可給態窒素が流入土砂と作土で異なる場合は、従来の土壌からの窒素無機化パターンが異なるため、生育に影響を及ぼす可能性があります。このため、流入土砂の土性が作土と異なる場合などは、流入土砂の堆積厚を考慮し、状況に応じて基肥に相当する施肥窒素量の加減が必要になります (表 21)。

② 水系別の土壌改良と施肥管理の具体例

水系別の各分析項目の平均値を参考に、土壌改良と施肥管理の具体例を以下のとおり示します（表9）。

- | | |
|------------------------------------|-----------------|
| (i) pHの矯正をしつつ、リン酸の補給が必要な水系 | ⇒ (ア) 熔燐 |
| (ii) リン酸の補給のみが必要な水系 | ⇒ (イ) 過りん酸石灰 |
| (iii) pHの矯正をしつつ、ケイ酸の補給が必要な水系 | ⇒ (ウ) ケイカル |
| (iv) リン酸、ケイ酸両方の補給が必要な水系 | ⇒ (エ) PK けいさん |
| (v) (i) (iii) 施用量に加えて更に pH矯正が必要な場合 | ⇒ (オ) 炭カル |
| (vi) 腐植が目標値より少ない場合 | ⇒ (カ) 堆肥またはアヅミン |
| (vii) 土砂の可給態窒素が作土と異なる場合 | ⇒ (キ) 窒素を加減 |

表9 水系別の土壌改良資材（例）

市町	No.	水系	リン酸	ケイ酸	pH	腐植	窒素
珠洲市	1	若山川	(ア) 熔燐	—	(オ) 炭カル	(カ) 堆肥またはアヅミン	(キ) 状況に応じて増加
珠洲市	2	岡田川	(ア) 熔燐	—	(オ) 炭カル	—	
珠洲市	3	磐若川	(ア) 熔燐	—	(オ) 炭カル	—	
珠洲市	4	竹中川	(ア) 熔燐	—	(オ) 炭カル	(カ) 堆肥またはアヅミン	
珠洲市	5	紀の川		(エ) PKけいさん	—	—	
珠洲市	6	鵜飼川		(エ) PKけいさん	—	—	
珠洲市	16	前川	(ア) 熔燐	(ウ) ケイカル	(オ) 炭カル	—	(キ) 状況に応じて削減
輪島市	7	仁行川	(イ) 過りん酸石灰	—	—	(カ) 堆肥またはアヅミン	(キ) 状況に応じて増加
輪島市	8	河原田川		(エ) PKけいさん	—	(カ) 堆肥またはアヅミン	
輪島市	9	鳳至川		(エ) PKけいさん	—	(カ) 堆肥またはアヅミン	(キ) 状況に応じて増加
輪島市	10	八ヶ川		(エ) PKけいさん	—	—	
輪島市	15	南志見川		(エ) PKけいさん	—	(カ) 堆肥またはアヅミン	(キ) 状況に応じて増加
能登町～輪島市	11	町野川		(エ) PKけいさん	—	—	
能登町	12	上町川		(エ) PKけいさん	—	—	(キ) 状況に応じて増加
能登町	13	山田川		(エ) PKけいさん	—	—	
能登町	14	九里川尻川	(イ) 過りん酸石灰	—	—	—	

③ 各資材の施用量

流入土砂の pH が 5.5 未満でかつ可給態リン酸が 10mg/100g 未満の場合

(ア) 熔燐（く溶性リン酸 20%、アルカリ分 50%）

リン酸の補給に施用します。アルカリ分を含むため、pH の矯正も同時に行えます。リン酸は緩効性のく溶性のため、肥効が持続します（表 10）。

アルカリ分を 50% 含み、炭カル施用量の 94% に相当しますので、pH 矯正を行う場合は留意してください（表 11）。

表 10 熔燐の施用量目安

（単位：kg/10a）

流入土砂の 平均堆積厚 (cm)	流入土砂の可給態リン酸 (mg/100g)			
	0	2.5	5	7.5
1	20	15	10	5
3	60	45	30	15
5	100	75	50	25
10	200	150	100	50
15	300	225	150	75

※ 流入土砂の仮比重を 1.0（壤土）、不足リン酸 1mg あたり施用量を 4mg/100g（沖積土壌）として計算

※ 出典：だれにでもできる土壌診断の読み方と肥料計算
（JA 全農 肥料農薬部）

表 11 表 10 の熔燐施用時の炭カル相当量

（単位：kg/10a）

流入土砂の 平均堆積厚 (cm)	流入土砂の可給態リン酸 (mg/100g)			
	0	2.5	5	7.5
1	19	14	9	5
3	56	42	28	14
5	94	71	47	24
10	188	141	94	47
15	282	212	141	71

流入土砂の pH が 5.5 以上でかつ可給態リン酸が 10mg/100g 未満の場合

(イ) 過りん酸石灰（可溶性リン酸 17.5%）

リン酸の補給に施用します。アルカリ分を含まないため、pH が目標値以上ある場合のリン酸補給のために施用します（表 12）。リン酸は速効性の水溶性リン酸を含みます。

表 12 過りん酸石灰の施用量目安

（単位：kg/10a）

流入土砂の 平均堆積厚 (cm)	流入土砂の可給態リン酸 (mg/100g)			
	0	2.5	5	7.5
1	23	17	11	6
3	69	51	34	17
5	114	86	57	29
10	229	171	114	57
15	343	257	171	86

※ 流入土砂の仮比重を 1.0（壤土）、不足リン酸 1mg あたり
施用量を 4mg/100g（沖積土壌）として計算

※ 出典：だれにでもできる土壌診断の読み方と肥料計算
（JA 全農 肥料農薬部）

流入土砂の pH が 5.5 未満でかつ可給態ケイ酸が 15mg/100g 未満の場合

(ウ) ケイカル（可溶性ケイ酸 30%、アルカリ分 45%）

ケイ酸の補給に施用します（表 13）。アルカリ分を含むため、pH の矯正も同時に行えます。

アルカリ分を 45% 含み、炭カル施用量の 85% に相当しますので、pH 矯正を行う場合は留意してください（表 14）。

表 13 ケイカルの施用量目安

（単位：kg/10a）

流入土砂の 平均堆積厚 (cm)	流入土砂の可給態ケイ酸 (mg/100g)		
	0～5	5～10	10～15
1	25	20	15
3	75	60	45
5	125	100	75
10	250	200	150
15	375	300	225
基準施用量※	250	200	150

※ 技術指導指針の施用量をもとに設定

表 14 表 13 のケイカル施用時の炭カル相当量

（単位：kg/10a）

流入土砂の 平均堆積厚 (cm)	流入土砂の可給態ケイ酸 (mg/100g)		
	0～5	5～10	10～15
1	21	17	13
3	64	51	38
5	106	85	64
10	213	170	128
15	319	255	191

ケイ酸の補給に施用します（表 15）。更にリン酸、加里、苦土、ホウ素を含みます。

アルカリ分を含まないため、pH が目標値以上ある場合のケイ酸とリン酸を同時に補給するために施用します（表 16、17）。

(単位: kg/10a)

流入土砂の 平均堆積厚(cm)	流入土砂の可給態ケイ酸(mg/100g)		
	0～5	5～10	10～15
1	44	35	26
3	132	106	79
5	221	176	132
10	441	353	265
15	662	529	397
基準施用量※	441	353	265

※ 技術指導指針のケイカルの施用量とケイカル、PK けいさんの可溶性ケイ酸の保証成分をもとに設定

(単位: kg/10a)

流入土砂の 平均堆積厚(cm)	流入土砂の可給態ケイ酸(mg/100g)		
	0～5	5～10	10～15
1	6	5	3
3	17	14	10
5	29	23	17
10	57	46	34
15	86	69	52

(単位：kg/10a)

流入土砂の 平均堆積厚(cm)	流入土砂の可給態ケイ酸(mg/100g)		
	0～5	5～10	10～15
1	5	4	3
3	15	12	9
5	24	19	15
10	49	39	29
15	73	58	44

流入土砂の pH が 5.5 未満の場合

(オ) 炭酸カルシウム（アルカリ分 50%）

pH の矯正に施用します（表 18）。熔燐、ケイカルを施用する場合は、これらの炭カル施用量に換算し、差し引きした量を施用します（表 11、14）。

例：流入土砂 5cm 壤土 pH5.0 熔燐施用量 50kg/10a の場合

熔燐の炭カル換算量⇒47kg/10a

pH5.5 にするための炭カルの施用量⇒63kg/10a（表 3 ②）

必要な炭カル施用量 63－47＝16kg/10a

表 18 流入土砂の酸度矯正(pH5.5)のために必要な石灰質資材「炭酸カルシウム（炭カル）」の散布量

①砂壤土の場合

（単位：kg/10a）

流入土砂の平均堆積厚（cm）	流入土砂のpH						
	4.8	4.9	5.0	5.1	5.2	5.3	5.4
1	12	10	8	7	5	3	2
3	35	30	25	20	15	10	5
5	59	51	42	34	25	17	9
10	118	101	84	67	50	34	17
15	177	152	126	101	75	50	26

②壤土の場合

（単位：kg/10a）

流入土砂の平均堆積厚（cm）	流入土砂のpH						
	4.8	4.9	5.0	5.1	5.2	5.3	5.4
1	18	15	13	10	8	5	3
3	53	46	38	30	23	15	8
5	89	76	63	51	39	26	13
10	178	152	126	102	77	51	25
15	267	228	189	152	116	77	38

③埴壤土の場合

（単位：kg/10a）

流入土砂の平均堆積厚（cm）	流入土砂のpH						
	4.8	4.9	5.0	5.1	5.2	5.3	5.4
1	24	20	17	14	10	7	3
3	71	61	51	41	31	20	10
5	119	102	85	68	51	34	17
10	237	203	169	136	102	68	34
15	356	305	254	203	153	102	51

④埴土の場合

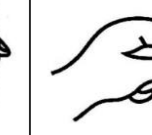
(単位：kg/10a)

流入土砂の平均堆積厚 (cm)	流入土砂のpH						
	4.8	4.9	5.0	5.1	5.2	5.3	5.4
1	29	25	21	17	13	8	4
3	88	76	64	51	38	25	13
5	147	127	106	85	63	42	22
10	294	253	212	169	126	85	43
15	441	380	318	254	189	127	65

※ 「炭カル」に代えて「粒状苦土石灰」を用いる場合は、上記の散布量の 0.96 倍となる。

※ 資材費単価 (目安) ・粒状苦土石灰 : 約 800 円/20 kg袋
 ・炭酸カルシウム(炭カル) : 約 800 円/30 kg袋

※ (参考) 現場での簡易土性判定法

粘土と砂との割合の感じ方	ザラザラとほとんど砂だけの感じ	大部分(70~80%)が砂の感じて、わずかに粘土を感じる	砂と粘土が半々の感じ	大部分は粘土で、一部(20~30%)砂を感じる	ほとんど砂を感じないで、ヌルヌルした粘土の感じが強い
分析による粘土	12.5%以下	12.5~25.0%	25.0~37.5%	37.5~50.0%	50%以上
記号	S	SL	L	CL	C
区分	砂土	砂壤土	壤土	埴壤土	埴土
簡易的な判定法	棒にもハンにもならない 	棒にはできない 	鉛筆くらいの太さにできる 	マッチ棒くらいの太さにできる 	コヨリのように細長くなる 

※ 出典：だれにでもできる土の物理性診断と改良 (JA 全農肥料農薬部編 安西徹郎著)

流入土砂の腐植が 3%未満の場合**(カ) 堆肥・アヅミン（有機物資材）**

腐植の補給として施用します（表 19）。堆肥は十分発酵させた牛ふん堆肥などを施用します。アヅミンは腐植酸を多く含み、40kg/10a で堆肥 1t 分に相当します（表 20）。

表 19 堆肥の施用量目安

（単位：kg/10a）

流入土砂の 平均堆積厚 (cm)	流入土砂の腐植 (%)		
	0	1	2
1	200	100	50
3	600	300	150
5	1,000	500	250
10	2,000	1,000	500
15	3,000	1,500	750
基準施用量※	2,000	1,000	500

※ 技術指導指針の堆肥の施用量をもとに設定

表 20 アヅミンの施用量目安

（単位：kg/10a）

流入土砂の 平均堆積厚 (cm)	流入土砂の腐植 (%)		
	0	1	2
1	8	4	2
3	24	12	6
5	40	20	10
10	80	40	20
15	120	60	30
基準施用量※	80	40	20

※ 堆肥の施用量 1,000kg/10a をアヅミン
40kg/10a と同等として設定

(キ) 窒素の加減について

可給態窒素の測定値をもとに、以下の式で窒素の増減を判定します※。

①作土深 15cm の場合の可給態窒素 (Nkg/10a) = 可給態窒素 × 1.5

②流入土砂を混和し、作土深 15cm とした場合の可給態窒素 (Nkg/10a)

$$= \{a \times (15 - A) / 15 + b \times A / 15\} \times 1.5$$

A : 流入土砂の平均堆積厚 a : 作土の可給態窒素 b : 流入土砂の可給態窒素

上記の②－①（絶対値）が 2mg/100g 未満の場合 ⇒ 慣行の窒素量を施用

上記の②－①（絶対値）が 2mg/100g 以上の場合 ⇒ 慣行の基肥窒素量を加減

②－①が 2kg/10a 以上多い時は基肥窒素を削減し、少ない時は基肥窒素を増加します。

窒素の施用量は、作土に対する土砂混和後作土の可給態窒素の割合で計算し、±10%以上差が見られた場合は、従来の施用量から－10（赤いセル）～＋20%（青いセル）程度加減します（表 21）。

また、土壌由来の窒素供給パターンが従来と異なる可能性があることから、基肥+穂肥の分施肥体系で施肥を行い、倒伏しにくい品種の作付けが望ましい。

表 21 流入土砂の可給態窒素を考慮した基肥窒素の加減割合目安（%）

市町	No.	水系	流入土砂の平均堆積厚 (cm)				
			1	3	5	10	15
珠洲市	1	若山川	103	110	119	146	190
珠洲市	2	岡田川	101	104	108	116	127
珠洲市	3	磐若川	99	96	93	87	82
珠洲市	4	竹中川	99	98	97	94	92
珠洲市	5	紀の川※	－	－	－	－	－
珠洲市	6	鵜飼川	101	102	104	109	114
珠洲市	16	前川	97	92	88	78	70
輪島市	7	仁行川	103	111	119	147	192
輪島市	8	河原田川	100	99	99	98	98
輪島市	9	鳳至川	104	111	121	152	206
輪島市	10	八ヶ川	101	103	104	109	115
輪島市	15	南志見川	102	107	112	128	148
能登町～輪島市	11	町野川	99	98	97	94	92
能登町	12	上町川	103	108	114	132	158
能登町	13	山田川	99	98	96	93	90
能登町	14	九里川尻川	99	97	96	92	88

※紀の川は冠水のための被害のためなし

※出典：土砂が流入した台風被害水田における簡易・迅速評価法により推定した可給態窒素に基づく被害対応の判定手法、東北農業研究 74、29-30（2021）

（作物担当、生物資源G、奥能登農林）

野菜・花き

1 流入物、残留物の除去

- ・ ほ場内の流木や瓦礫、作物残渣や支柱、誘引紐等は次作の作業の支障とならないよう、除去や回収を行う。

2 排水路の点検整備

- ・ ハウス周囲やほ場の排水路に流入した土砂を排除し、ほ場内に滞水部分がある場合は溝を掘って排水を促す。

3 流入土砂の処理

- ・ 土砂流入が少ない場合（堆積厚 5cm 未満）は、そのまま耕起して作土と混和する。次作の作付け前に堆肥や土づくり資材を投入するとともに、苦土石灰で pH を矯正する。
- ・ アスパラガス等の永年性作物の株元に土砂が堆積した場合（堆積厚 5cm 未満）は、畝上と通路を中耕して土壌の通気性を確保する。

4 水源の確保

- ・ 土砂崩れで用水の湧水量が減ったり、濁ったりする場合があるため、水源の状態を確認し、土砂の撤去やフィルター等でろ過を行う。



ブロッコリーほ場における土砂流入



アスパラガスほ場における土砂流入

（野菜・花き担当）

果 樹

1 排水

- ・ ほ場の表面に未だに停滞水がある場合は、根に障害を及ぼすため、明渠などにより速やかな排水に努める。

2 排土

- ・ 土砂流入が多い場合（堆積厚 5cm 以上）は、なるべく早く樹冠下の土砂を取り除き、根の呼吸作用を助ける。
- ・ 樹冠下の土砂を排土した場合は、降雨時に排土部分に雨水がたまらないよう明渠などにより排水に努める。
- ・ 土砂流入が少ない場合（堆積土厚 5cm 未満）は、そのまま中耕し、土壌の通気性を確保する。

3 収穫残渣の除去

- ・ 収穫残渣は、鳥獣や病害虫による被害の原因となるため、速やかに除去し、すき込むなど適正に処理する。

4 倒伏した樹体の立て直し

- ・ 倒伏して根が露出した樹は、断根しないよう注意しながら、できるだけ早期に立て直す。立て直しが困難な場合は、根を土で覆うなど応急措置を行い、本格的な復旧は後日に行う。



ブルーベリーほ場における土砂流入

（果樹担当）

能登の水産関係港の復興方針

令和6年 8月

能登の水産関係港の復興に向けた協議会

目 次

はじめに	2
第1章 被災状況	3
1 令和6年能登半島地震の概要	4
2 県内における被害の概要	8
3 被害を踏まえた復興への課題	15
第2章 復旧・復興の基本的な考え方	16
1 基本的な考え方	17
2 計画期間	18
第3章 復旧・復興に向けた施策	19
1 施策の体系	20
2 施策の概要	21
(参考)タイムライン	41

はじめに

この復興方針は、各港の復旧・復興方法を迅速に検討できるよう基本的な考え方や実現するための施策などを示したものである。

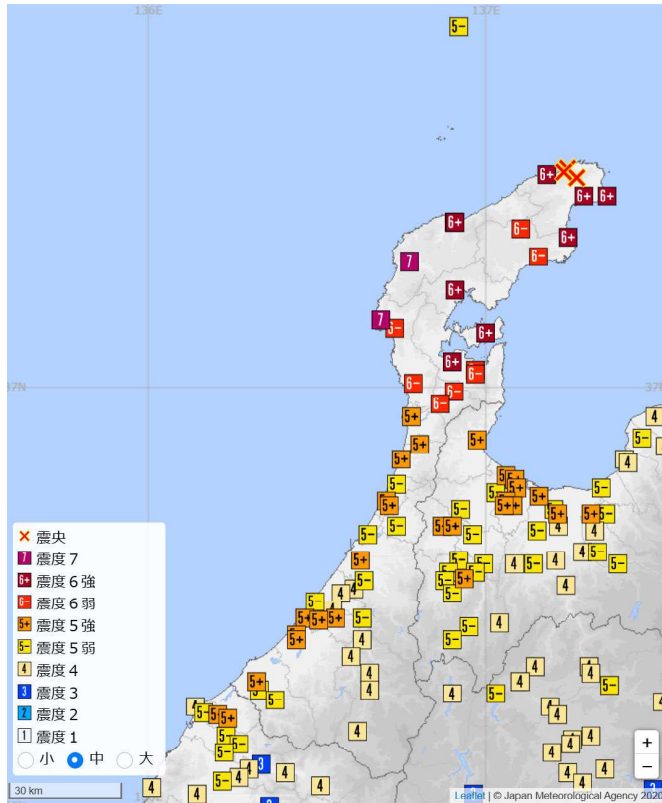
各港の復旧にあたっては、第3章の復旧・復興に向けた施策や参考資料の技術的留意点などを踏まえて個別に検討するものである。

第1章 被災状況

- 1 令和6年能登半島地震の概要
- 2 県内における被害の概要
- 3 被害を踏まえた復興への課題

1 令和6年能登半島地震の概要

令和6年能登半島地震の概要



気象庁震度データベースより

(<https://www.data.jma.go.jp/svd/eqdb/data/shindo/index.html#20240101161022>)

発生時刻：2024年1月1日16時10分

震源場所：石川県能登地方

(北緯37.5度、東経137.3度)

規模：マグニチュード7.6

震源の深さ：約16km

発震機構：北西-南東方向に圧力軸を持つ逆断層型

各地の主な震度：

震度7 志賀町、輪島市

震度6強 七尾市、珠洲市、穴水町、能登町

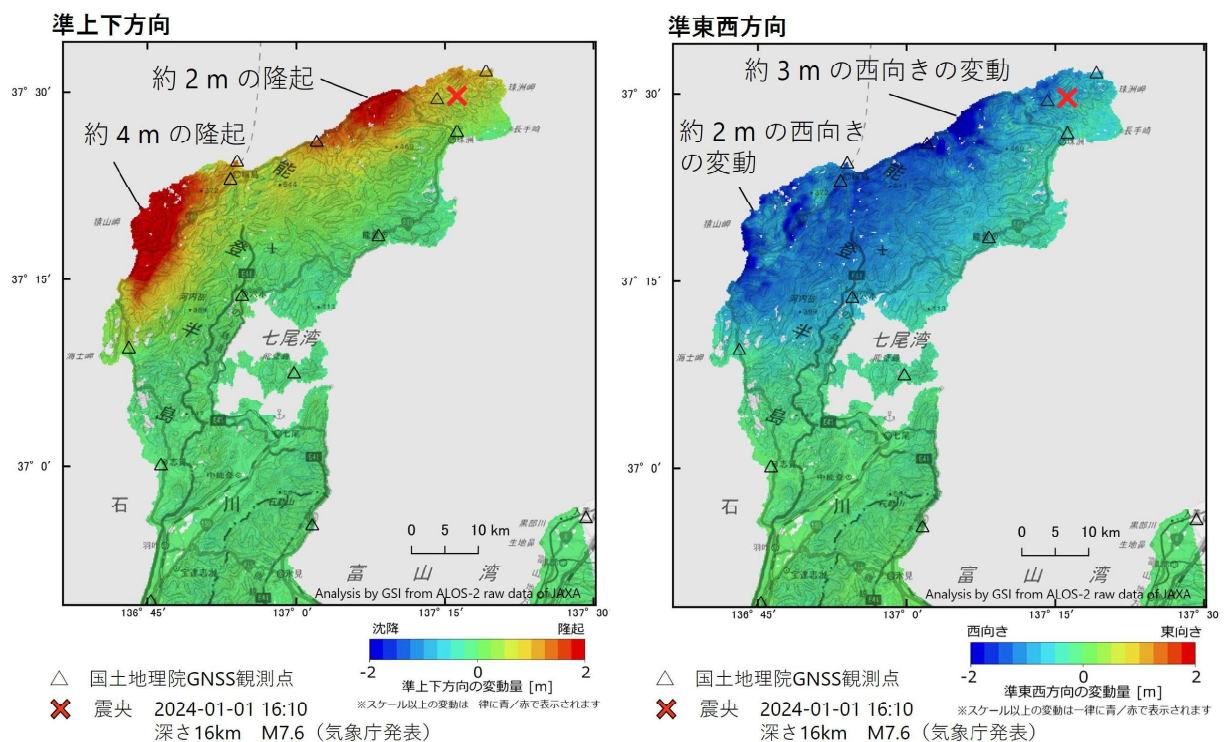
震度6弱 中能登町

震度5強 金沢市、小松市、加賀町、羽咋市

かほく市、能美市、宝達志水町

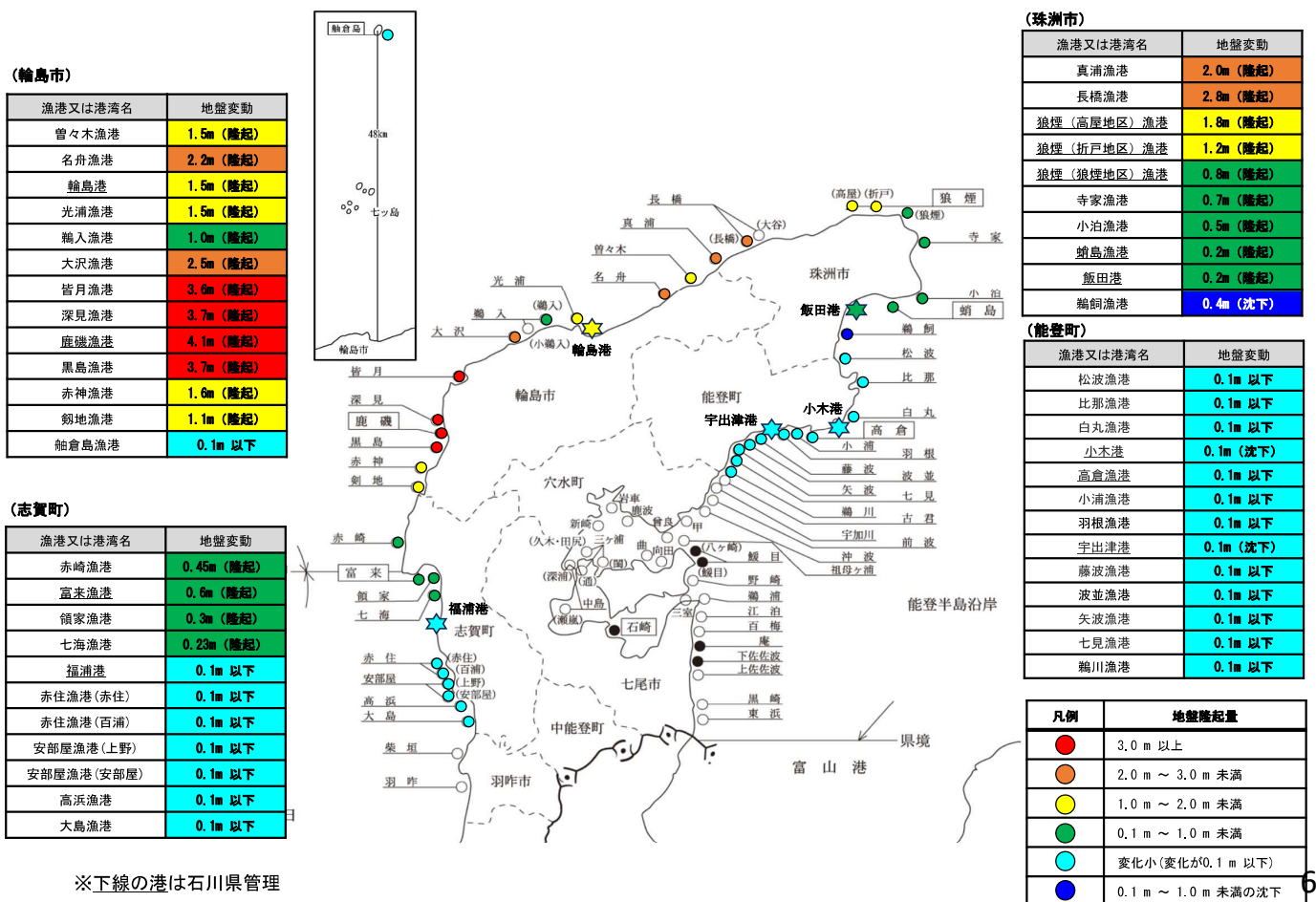
4

令和6年能登半島地震による地殻変動（陸域観測技術衛星）



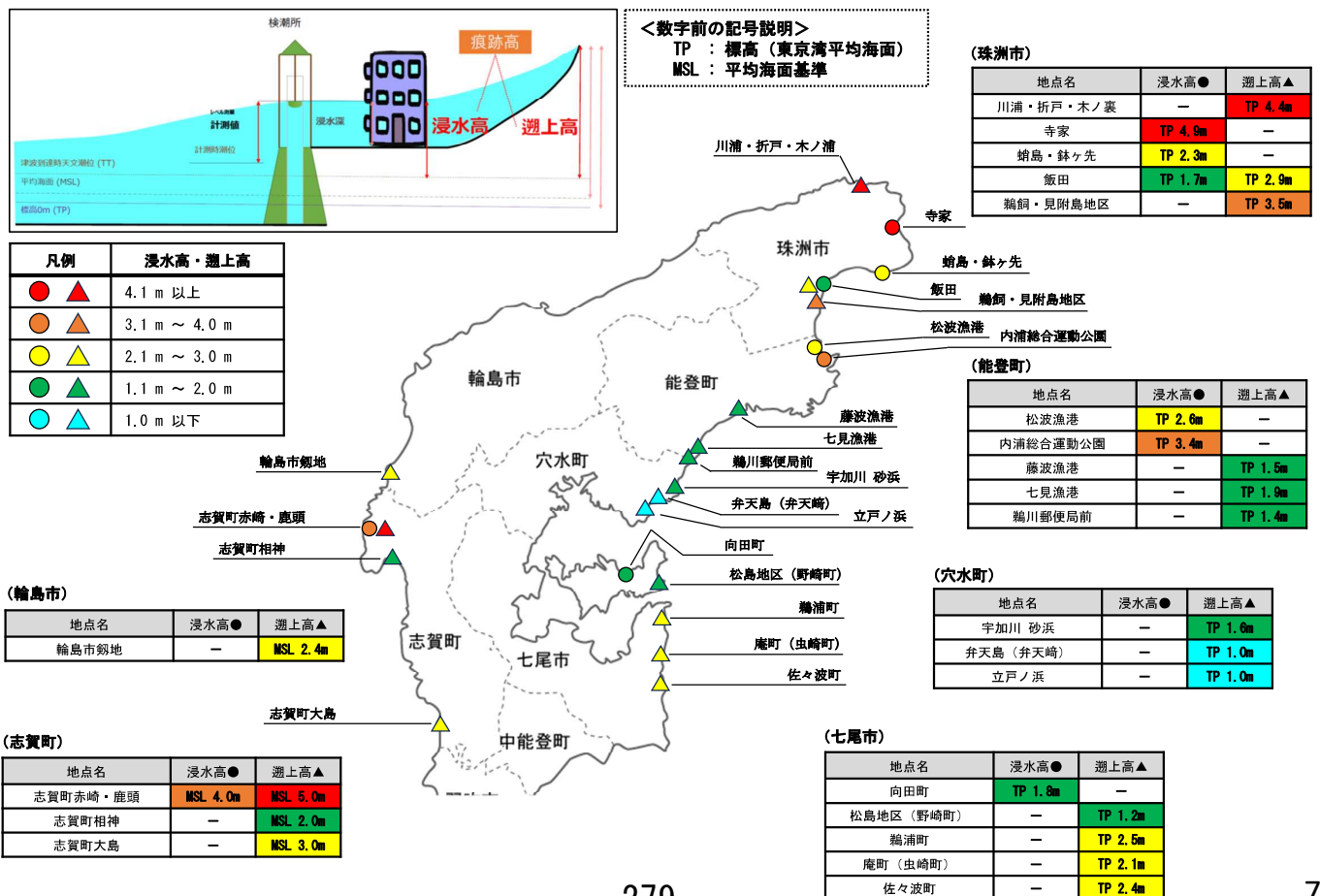
漁港の係留施設における地盤変動（志賀町・輪島市・珠洲市・能登町）

※地盤変動の値は、調査における測量値および市町提供資料等による暫定値であり、今後変動する可能性もある。



津波浸水高・遡上高の現地調査結果

※土木学会海岸工学委員会「令和6年能登半島地震津波に関する調査報告会」資料（<https://coastal.jp/session20240127/>）参考



2 県内における被害の概要

県内における被害の概要

県内の9割の漁港・港湾で被害を確認（被害：72港（県17、市町55）／県内：81港）
⇒外浦地域では地盤隆起、内浦地域では津波などによる甚大な被害が発生

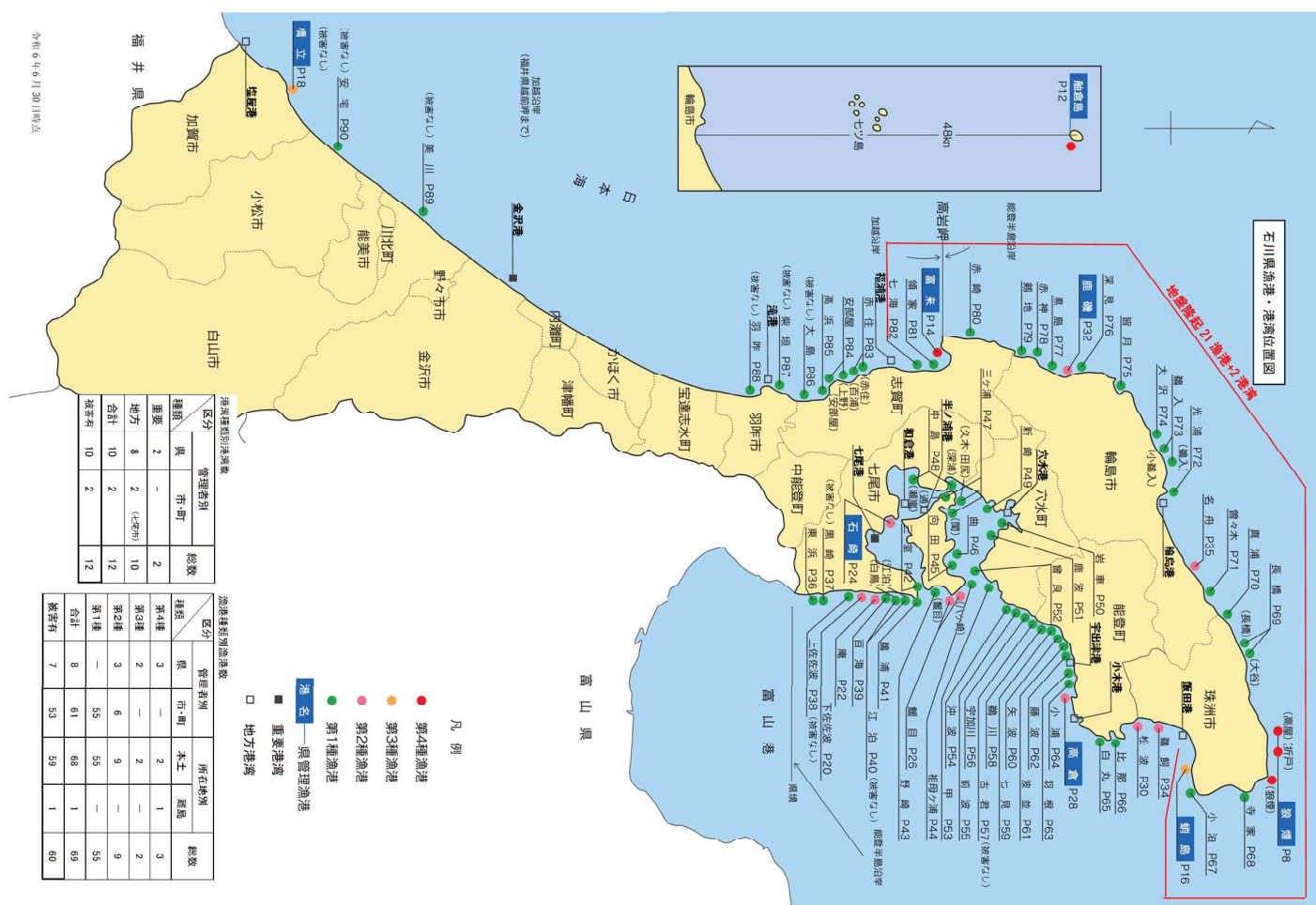
水産関連

施設	内容	被害数	関係市町	備考
漁港（県管理）	防波堤、岸壁、物揚場、臨港道路損傷	7漁港	七尾市(1)、輪島市(2)*1、珠洲市(2)*1、志賀町(1)*1、能登町(1)	※1 鹿磯漁港他、志賀町から輪島市、珠洲市の外浦海域の21漁港では、地盤隆起により、海底の露出や水深が不足
漁港（市町管理）	防波堤、岸壁、物揚場、臨港道路損傷	53漁港	七尾市(13)、輪島市(10)*1、珠洲市(5)*1、白山市(1)、志賀町(6)*1、穴水町(8)、能登町(10)	
漁船	転覆、沈没、座礁、一部損壊、流出※2	340隻以上	七尾市(14)、小松市(1)、輪島市(79)、珠洲市(60)、志賀町(92)、穴水町(4)、能登町(90)	※2 流出した漁船のうち18隻が新潟県の沿岸に漂着
共同利用施設	断水、浸水、冷凍冷蔵施設・選別機・倉庫損壊など	33箇所	加賀市(1)、金沢市(2)、七尾市(8)、輪島市(3)、珠洲市(6)、羽咋市(2)、内灘町(1)、志賀町(5)、穴水町(1)、能登町(4)	
その他	岩のり畑、養殖施設損壊	18箇所	七尾市(2)、輪島市(8)、珠洲市(3)、志賀町(3)、穴水町(2)	

港湾関連

施設	内容	被害数	関係市町	備考
港湾10港（県管理）	防波堤、岸壁、物揚場、道路、埠頭用地損傷	10	金沢市(1)、七尾市(1)、輪島市(1)*1、珠洲市(1)、羽咋市(1)、志賀町(1)、穴水町(1)、能登町(2)、加賀市(1)	※1輪島港では地盤隆起により水深が不足
港湾2港（市管理）	防波堤、岸壁、物揚場、道路、埠頭用地損傷	2	七尾市(2)	

8



被災港位置図

9

水産関連の主な被害状況（県管理漁港）外浦地域

鹿磯漁港（輪島市）



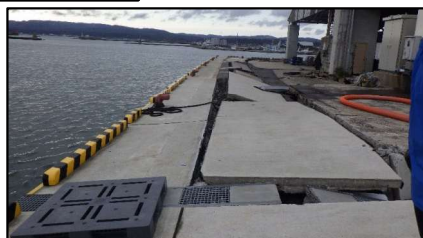
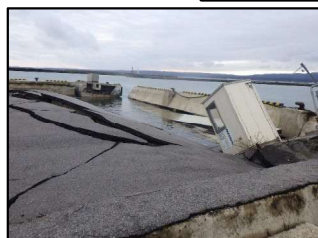
狼煙漁港（珠洲市）



10

水産関連の主な被害状況（県管理漁港）内浦地域

蛸島漁港（珠洲市）



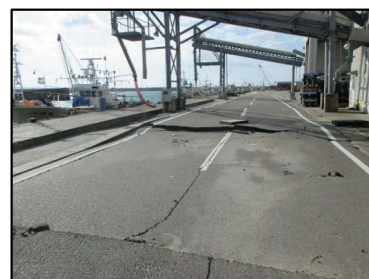
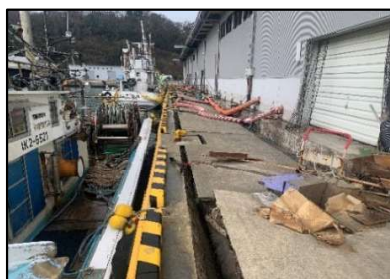
石崎漁港（七尾市）



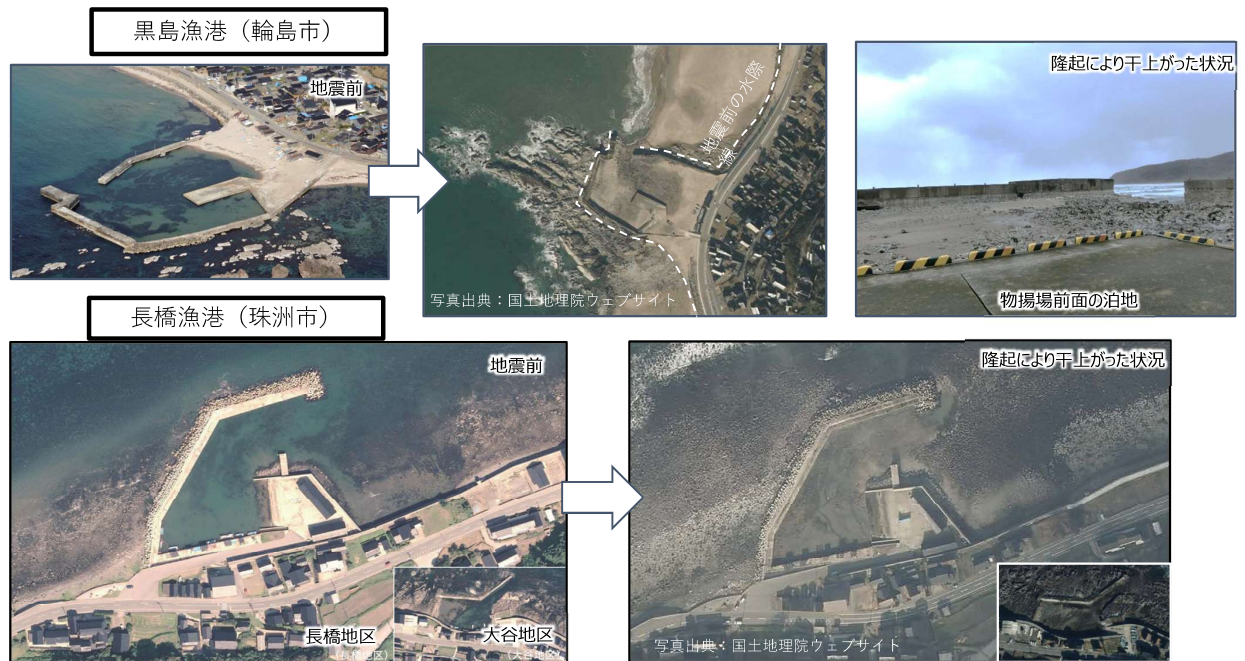
高倉漁港（能登町）



富来漁港（志賀町）

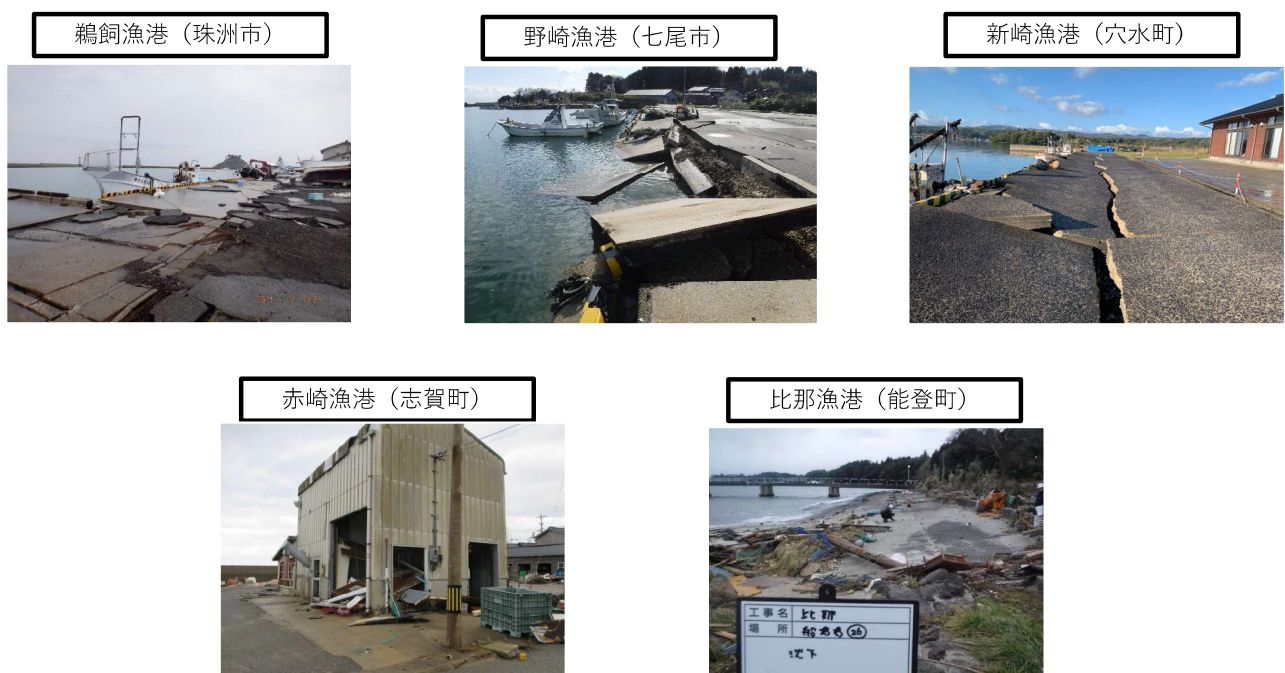


水産関連の主な被害状況（市町管理漁港）外浦地域



12

水産関連の主な被害状況（市町管理漁港）内浦地域



港湾関連の主な被害状況

● 漁業活動に利用されている主な港湾

輪島港（輪島市）



小木港（能登町）



飯田港（珠洲市）



宇出津港（能登町）



14

3 被害を踏まえた復興への課題

能登半島地域における今回の震災後の現状や問題点を整理し、復興への課題を「漁業への早期復帰による**生業の再建**」、「将来を見据えた**水産業の維持・発展**」「将来に繋げる**漁村の維持・発展**」に大別し取りまとめた。

現状及び問題点

復興への課題

■漁業者

- ①地震、津波、地盤隆起などにより、防波堤、岸壁、荷さばき所、製氷施設、給油施設等が**多様な被害**を受け、漁業が**再開できない**、**再開できても支障**が生じている。
- ②生業を失ったことで、**漁業・水産業関係者の所得が減少**し、生計が厳しくなり、**漁業・水産業からの離職**が懸念される。

漁業への早期復帰
による生業の再建

■水産業

- ③多くの施設が同時に被災したことで、**水産業が一時停止・停滞**したが、**今後の自然災害発災時**にも同様の事象発生が懸念される。
- ④被災した機能施設は**整備当時の操業形態に応じた規模や配置**となっている。また、**老朽化が進行**している施設も数多く存在し、**施設の維持管理も大きな負担**となっている。
- ⑤水産物に対する消費者ニーズの多様化への対応が求められている。
- ⑥漁業者の減少が著しく**高齢化も進行**していることから、今後**更なる漁業者の減少による水産業の衰退**が懸念される。

将来を見据えた
水産業の維持・発展

■地域

- ⑦能登半島地域では沿岸域で営まれている漁業が多く**港の背後集落と密接な関係**にあり多面的な機能を発揮していたが、今回の震災で多くの**集落で生活基盤が被災**し避難生活を余儀なくされている。
- ⑧**漁業の新規就労者の減少**のみならず**地場産業の衰退による人口の流出**が進んでいる。

将来に繋げる
漁村の維持・発展

第2章 復旧・復興の基本的な考え方

1 基本的な考え方

2 計画期間

16

1 基本的な考え方

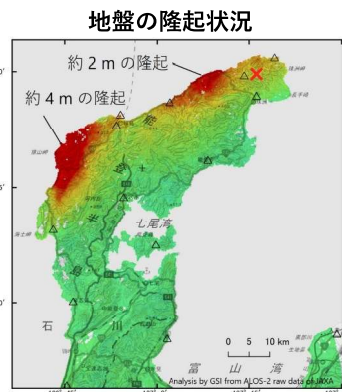
○復旧にあたっては、それぞれの被災状況に応じて地元市町関係者の意向を聞き、また高度な技術が必要なことから国と連携し、1日も早い「**生業の再建**」を目指す。

○復興にあたっては、漁業者が希望と展望をもって漁業を続けられるよう、単なる原形復旧にとどめず、「**水産業の維持・発展**」「**漁村の維持・発展**」に向けた検討を行い『創造的復興』を目指す。

令和6年能登半島地震により、県内の12港湾・69漁港の計81港のうち、12港湾・60漁港の計72港で被害があり、岸壁や防波堤の損壊に加え、津波や地盤の隆起による被害が能登半島全域で生じており、復旧復興に当たっては、それぞれの被災状況に応じて、地元市町関係者の意向をお聞きしながら進めていくことが重要である。

特に、能登外浦地域については、地盤隆起により、多数の漁港が使用不可になるという、我が国でもこれまで経験したことのない被害が発生しており、復旧・復興には高度な技術力や専門的な知見が必要となることから国と連携して速やかに復興方針を策定し、1日も早い生業再建を目指す。

また、復興に際しては、漁業者が将来も能登で希望と展望をもって漁業を続けられるよう、漁業者に寄り添いながら漁港の強靱化や利便性、利活用などによる水産業や漁村の発展に向けた検討を行い創造的復興を目指す。



国土地理院：「だいち2号」観測データの解析による地殻変動
(https://www.gsi.go.jp/uchusokuchi/20240101noto_insar.html)

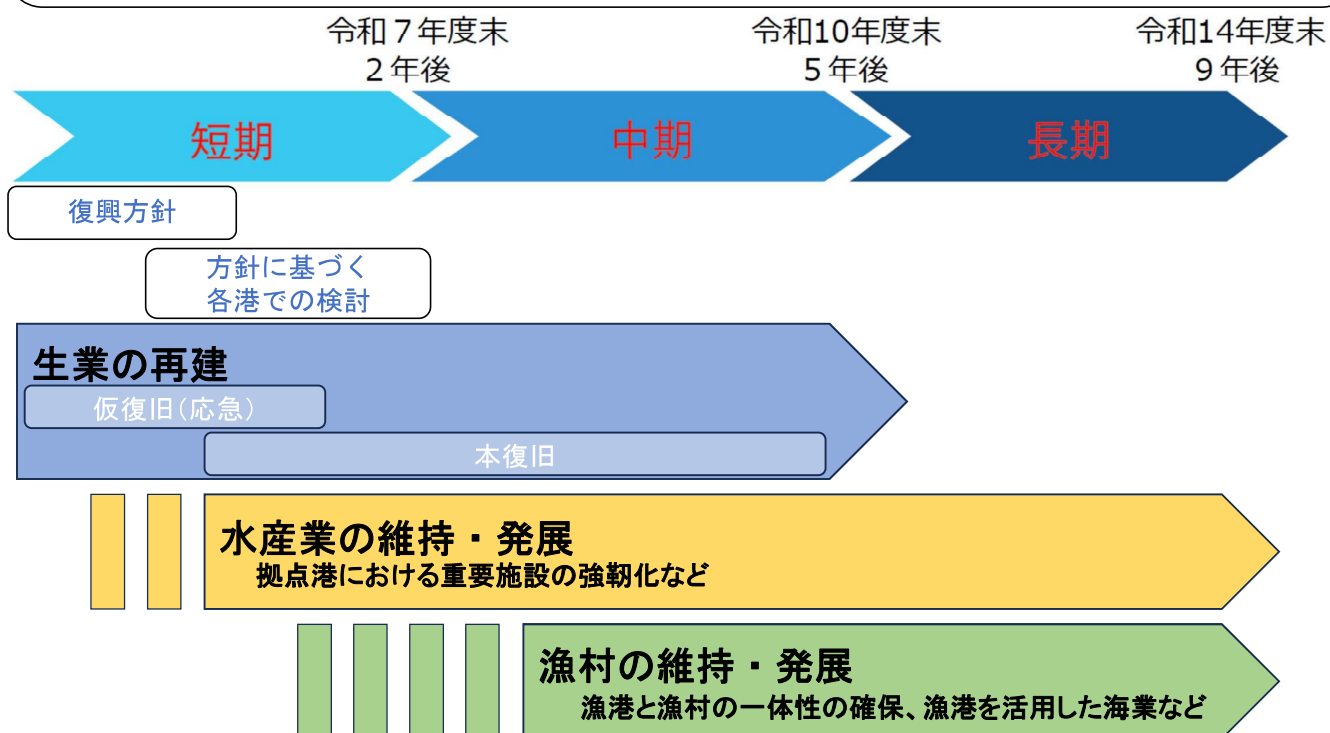
基本的な考え方の3つの柱

「生業の再建」 「水産業の維持・発展」 「漁村の維持・発展」

17

2 計画期間

今回の震災ではインフラが大規模、広範囲に損傷し復興に向けた道のりには時間を要するため、復興タイムラインを設定し「いつ頃までに何がどうなるのか」を示し、目安をもって将来の漁業をイメージできるよう、基本的な考え方の3本の柱ごとに分け**短期**、**中期**、**長期**に分け、**復旧・復興**に取り組む。



18

第3章 復旧・復興に向けた施策

1 施策の体系

2 施策の概要

(参考) タイムライン

1 施策の体系

基本的な考え方の3つの柱 [復興の視点]

実現するための施策

1. 生業の再建

- 1) 操業の早期再開
- 2) 漁業・水産関係者の離職防止

1) 被災状況に応じた段階的な復旧

- ①地盤隆起など甚大な被災：仮復旧、本復旧
- ②通常の被災：仮復旧（応急）、本復旧

2) 漁業者の当面の支援

2. 水産業の維持・発展

- 1) 災害に強い生産・流通体制の構築
- 2) 持続可能で適切な施設管理の推進
- 3) 消費者ニーズに対応した水産物の提供
- 4) 漁業者の確保

1) 拠点港における重要施設の強靱化（耐震・耐津波対策）、早期再開に向けたBCPの策定

2) 港機能の役割分担を踏まえた施設整備の検討

3) 高度衛生管理への対応、鮮度保持対策の徹底

4) 漁業就労環境の改善

3. 漁村の維持・発展

- 1) 漁業集落の維持
- 2) 漁業所得向上と就労の場の提供

1) 漁港と漁村の一体性の確保 生活環境の改善、漁村防災力の強化

2) 漁港を活用した海業振興

20

2 施策の概要

1. 生業の再建

1) 被災状況に応じた段階的な復旧

甚大な被害を受けた港でも早期に漁業を再開できるよう、仮復旧や応急復旧を実施することで、**港全体の復旧工事が完了する前でも、段階的に水産業を再開できるよう復旧を進めることとする。**
施設自体が甚大な被害を受けていない通常の被害を受けた港でも、今回の震災では地域として復旧が必要な施設数が多く復旧工事着手に時間を要することが想定されるため、これら港では、水産業を再開するために**必要な施設の優先順位を検討し、水産業が早期に再開できるよう復旧を進めることとする。**

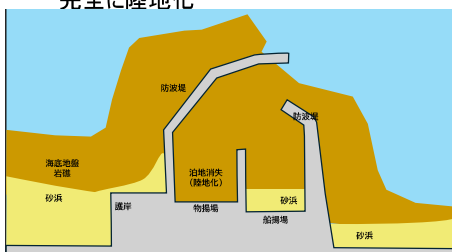
①地盤隆起など甚大な被災港：仮復旧、本復旧

- ・漁業を暫定的に再開するための仮復旧工事の実施
- ・将来を見据えた本復旧・復興の検討と実施

※漁船の航行の可否は利用船舶の大きさによる

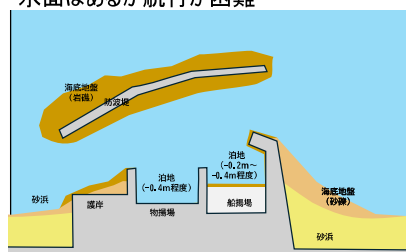
・地盤隆起の程度の違いによる被災パターン(イメージ)

パターンA: 隆起量大 完全に陸地化



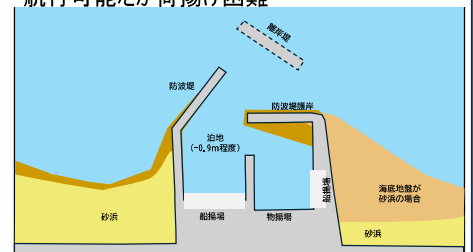
- ・水域が港口部まで完全に露出しているため、利用漁船は航行、係留が不能。
- ・陸揚作業等も不能。

パターンB: 隆起量中 水面はあるが航行が困難



- ・水域の一部が露出しているため、利用漁船は航行、係留が困難。
- ・係留施設の天端高が高くなり陸揚作業等に支障もしくは困難。

パターンC: 隆起量小 航行可能だが荷揚げ困難



- ・水深が浅くなっているものの、利用漁船の喫水や潮位によっては航行、係留可能。
- ・係留施設の天端高が高くなり場合によっては陸揚作業も可能。

隆起量大(パターンA)の場合の仮復旧及び本復旧方法の選択肢(イメージ)

仮復旧方法の選択肢

※必要に応じてこれらの組み合わせも検討

①港内を掘り込んで船揚場や仮棧橋（物揚場）を設置する案
（中規模・小型漁船対応）

②海面に仮棧橋（物揚場）を設置する案
（中規模漁船対応）

③海面まで斜路（船揚場）を設置する案
（小型漁船対応）

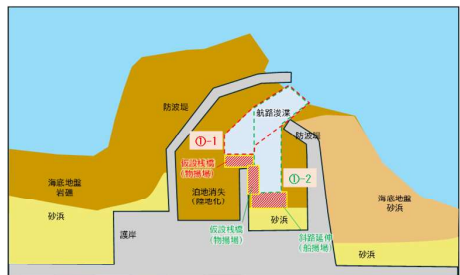
①-1 港内に仮棧橋（物揚場）を整備（中規模漁船）

①-2 港内に斜路（船揚場）を整備（小型漁船）

② 港口を掘り込み仮棧橋（物揚場）を整備

③-1 港口部に斜路（船揚場）を整備

③-2 港外部に斜路（船揚場）を整備



本復旧方法の選択肢

①港内を掘り込み既存施設（防波堤等）を活用する案

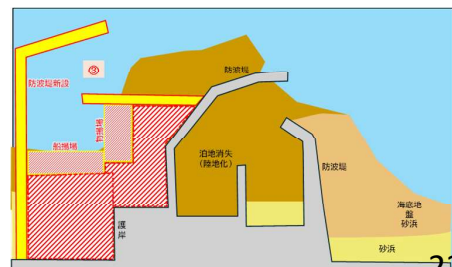
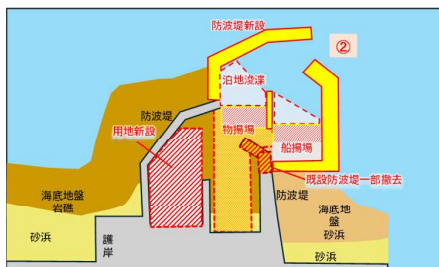
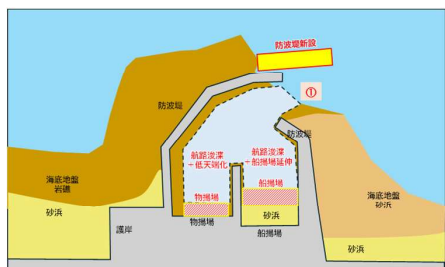
②沖合の水深の深いエリアを利用する案
（より大きい漁船の対応が容易）

③隣接する港外の水域エリアを利用する案

泊地を浚渫し、既存施設を復旧・利用（必要に応じ、変化した波浪条件に対応する外郭施設を整備）。

既存の地形や防波堤を利用し、水深が確保されている既存港口部に、漁港施設を押し出し整備。

漁港に隣接する水域が確保されている場所に外郭施設を設置して、必要な施設を整備。



22

隆起量中(パターンB)の場合の仮復旧及び本復旧方法の選択肢(イメージ)

仮復旧方法の選択肢

※必要に応じてこれらの組み合わせも検討

①港内を掘り込んで船揚場や物揚場を設置する案
（中規模・小型漁船対応）

②海面に仮棧橋（物揚場）を設置する案
（中規模漁船対応）

③海面まで斜路（船揚場）を設置する案
（小型漁船対応）

① 港内を掘り込み仮棧橋（物揚場）を設置し、船揚場を整備。

② 港口を掘り込み仮棧橋（物揚場）を整備。

③-1 港口部に船揚場を整備。

③-2 港外部に船揚場を整備。



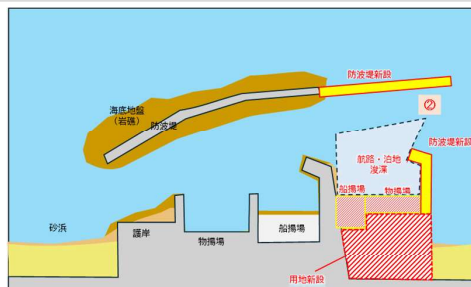
本復旧方法の選択肢

①港内を掘り込み既存施設（防波堤等）を活用する案

②隣接する港外の水域エリアを利用する案

既存航路の浚渫と既存の船揚場と物揚場の改修を行う。
変化した波浪・漂砂条件に対応するため、外郭施設を整備。

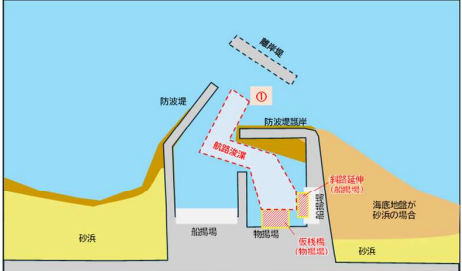
漁港に隣接して外郭施設及び船揚場・物揚場を整備し、必要最小限の航路を浚渫。



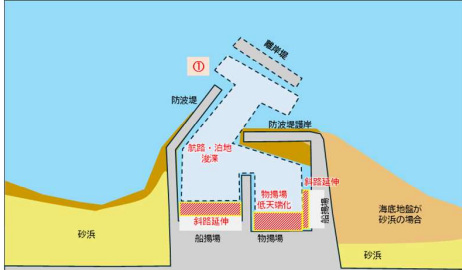
隆起量小(パターンC)の場合の仮復旧及び本復旧方法の選択肢(イメージ)

仮復旧方法の選択肢

※必要に応じてこれらの組み合わせも検討

①港内を掘り込んで斜路(船揚場)や物揚場を整備する案 (中規模・小型漁船対応)	②海面に仮棧橋(物揚場)を整備する案 (中規模漁船対応)	③海面まで斜路(船揚場)を整備する案 (小型漁船対応)
①港内を浚渫し既設の物揚場と船揚場を整備。	②港口を掘り込み仮棧橋(物揚場)を整備。	③港口部に近い場所に船揚場を整備。
		

本復旧方法の選択肢

①港内を掘り込み既存施設(防波堤等)を活用する案	②左記①案を基本としてさらに外郭施設を整備する案
既存航路の浚渫と既存の船揚場と物揚場の改修を行う。	既存航路の浚渫と既存の船揚場と物揚場の改修を行うことに加え、変化した波浪・漂砂条件に対応するため、外郭施設を整備。
	

24

評価の考え方

- ポイント**
- 仮復旧、本復旧方法の各選択肢を評価する際には、各漁港における利用条件を明確にした上で利便性、工期、工事費、施工性、維持管理、環境その他および将来の復興への影響の項目についてそれぞれ検討。
 - 評価は、それぞれ地域の状況や利用者のニーズを踏まえ、各項目に重みづけを行い、総合的に評価。

	仮復旧	本復旧
利用条件	・当面利用を希望する漁船(漁業種類)において、利用にどのような支障があるか(荒天時などの操業制限を含む)。	・将来的に利用を希望する漁船(漁業種類)において、利用にどのような支障があるか。
利便性	・漁船の航行・係留、荷揚げに支障がないか(必要な機能が確保され漁業活動が適切(安全)に行えるか)。	・当該漁港に求められる全ての機能について利用に支障がないか。(必要な機能が確保され漁業活動が適切(安全)に行えるか)。
工期(工事期間)	・再開したい漁業種の盛漁期に供用開始が間に合うか。 ・施工方法等により工事期間遅延の可能性があるか。	・漁業者と折り合いがつく時期までに供用開始可能か。 ・工事期間中に部分供用や暫定利用できるか。 ・施工方法等により工事期間遅延の可能性があるか。
工事費	・仮復旧の目的が早期に操業を再開させることであるため、極端に高額にならない限り問題にはならない。	・利用状況や利用者の要望と比べて工事費が合理的か。 ・施工性等により工事費が高くなる可能性があるか。
施工性	・施工に必要な岸壁やヤードの確保が必要か。 ・特殊な機材や技術を要する等、調達の高くないか。 ・海上工事など海象の影響を受け易いか。 ・騒音、振動、海水汚濁など周辺環境に悪影響はないか。 ※特に被災直後は他の工事と重複するのでヤードや資機材、人材の確保に留意。	・施工に必要な岸壁やヤードの確保が必要か。 ・特殊な機材や技術を要する等、調達の高くないか。 ・海上工事など海象の影響を受け易いか。 ・騒音、振動、海水汚濁など周辺環境に悪影響はないか。
維持管理	・複数年利用する場合、施設の耐久性や航路・泊地の浚渫などの追加で費用が発生する可能性があるか。	・将来的に漂砂による航路・泊地埋没等により維持浚渫費が発生する可能性があるか。 ・供用後の施設の維持管理が容易か(既存施設を利用する場合は要注意)。
環境その他	・複数年利用する場合、周辺の環境(藻場など)に悪影響があるか。	・周辺の環境(藻場など)に悪影響があるか。
将来の復興への影響	・仮復旧した施設が本復旧工事に大きな影響(手戻り工事)を与える可能性があるか。	・将来的な役割(漁港機能、利用ニーズ)の変化や地元が求める創造的復興の視点(強靱化、機能強化、就労環境、海業など)を盛り込めるか。
総合評価	地域の状況や意向により重視する評価項目が異なるため、漁業者等と十分な協議を重ね総合的な観点で評価を実施する。 【重視する項目の違いにより評価結果が異なる例】 (A漁港) 小型漁船の早期操業再開を重視し、当該漁港では中規模漁船の利用ができない案を採択。 (B漁港) 小型漁船のみであれば他案の方が早期操業再開が可能だが、中規模漁船が最も早期に再開できる案を採択。 (C漁港) 早期に小型船を再開させることを優先するが、最も早期に完成する案では、静穏度が十分でなく操業日数に制約を受けることから、一定程度静穏度が確保される案を採択。	地域の状況や意向により重視する評価項目が異なるため、漁業者等と十分な協議を重ね総合的な観点で評価を実施する。 【重視する項目の違いにより評価結果が異なる例】 (A漁港) 将来的に円滑な操業を可能とすることを最優先するため、最も操業しやすい案を採択。 (B漁港) 将来的に漁業者減少を踏まえて、利用形態を変更し、防災機能を付加する案を採択。 (C漁港) 被災前は中規模漁船も利用していたが、再開までの工期を優先し中規模漁船は他港を利用し対応する案を採択。

②通常の被災港：仮復旧（応急）、本復旧

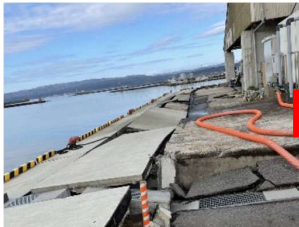
- ・ 漁業を早期に再開するための応急工事の実施
- ・ 優先順位を踏まえた本復旧・復興の実施 ※本復旧については原形復旧が基本

蛸島漁港（県管理・第3種漁港）

岸壁のエプロン背後沈下が発生

→砕石ですり付け、岸壁の利用を再開

（沈下の状況）



（復旧作業状況）



小木港（県管理・地方港湾）

共同利用施設（荷さばき所）で段差が発生

→縞鋼板を敷設し、段差を解消

（段差の状況）



（復旧状況）

共同利用施設（荷さばき所）



段差解消
（縞鋼板敷設）

富来漁港（県管理・第4種漁港）

地盤隆起により、
泊地埋そく被害が発生

→泊地内の土砂浚渫完了

（復旧作業状況）



道路が陥没 →道路補修

（陥没の状況）



（補修状況）



・復旧する施設の優先順位

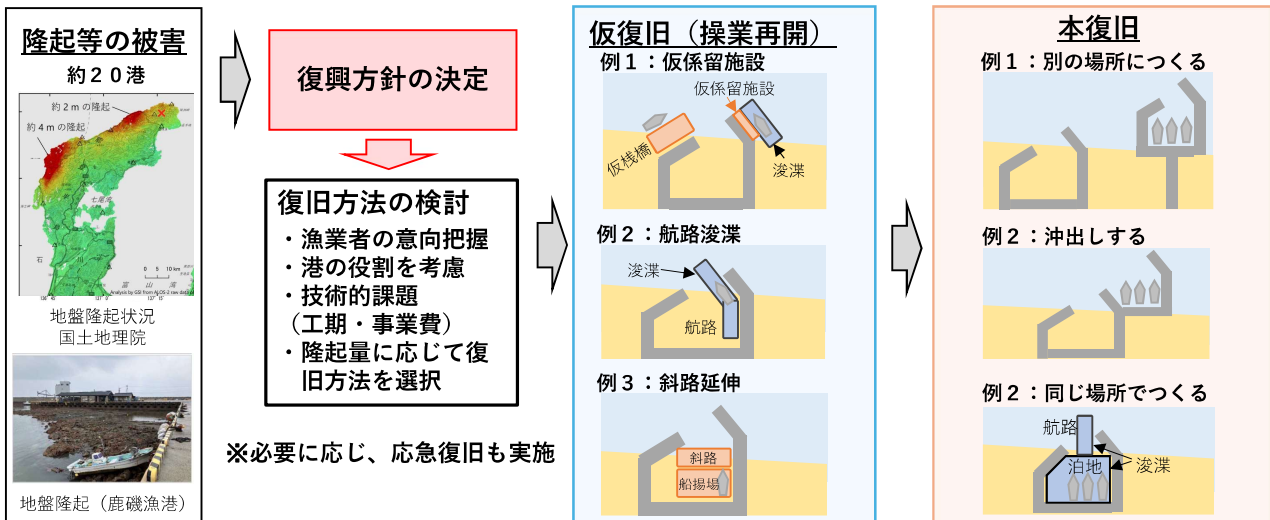
水産物を背後に荷さばき所が整備されている陸揚岸壁や、給油施設や給水施設が整備されている準備岸壁は、代替えが困難であるため、復旧の優先順位が高くなる。その他については、再開する漁業種類、使用する漁船の規模や隻数と施設の被害状況を勘案し優先順位を設定する。

26

補足資料 復興方針と復旧工事について

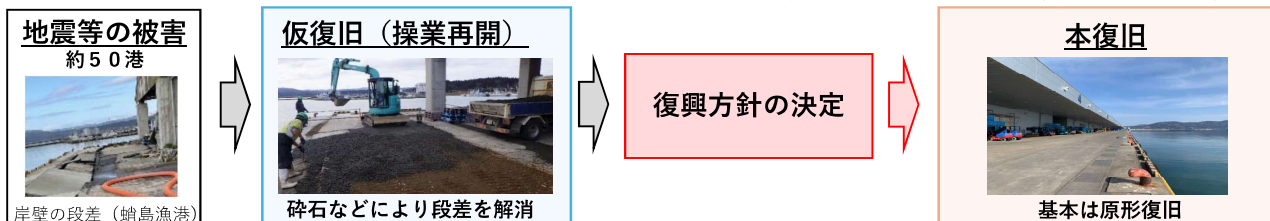
地盤隆起等の甚大な被害

復興方針に基づき、港毎に具体的な復旧方法の検討を行い1日も早い操業の再開を目指す。



地震・津波等の被害

復興方針を待たずに仮復旧を実施し、本復旧は既存の知見を活かし原型復旧を基本とし早期復旧を目指す。



2) 漁業・水産関係者の当面の支援

- ・地形が変化した漁場の実態調査
- ・津波等による漁場の堆積物の除去
- ・他の漁船への一時的な就業支援

応急復旧による操業再開までの間、国の支援メニュー等を活用し、津波や地盤隆起の被害のあった漁場の調査や堆積物の除去活動（人件費・用船料支給）、他の漁船への一時的な就業など、被災漁業者の生活を支援

事例

① 漁場復旧対策支援事業

被災漁業者自身が行う漁場環境の調査や、堆積物を除去するといった漁場の復旧・回復に資する活動への支援

② 漁業復興担い手確保支援事業

被災漁業者の他の漁船への一時的な就業への支援



漁業者等が行う漂流・堆積物の除去

【活用イメージ】

漁場の再生・回復のために
どの区域で、どんな活動をするか

潜水調査



漁船による海中調査



堆積物の除去



干潟等の清掃



2. 水産業の維持・発展

1) 拠点港における重要施設の強靱化（耐震・耐津波対策）、早期再開に向けたBCPの策定

- ・拠点港等の重要施設の耐震強化、耐津波対策、液状化対策等の実施
- ・早期再開に向けた事業継続計画（BCP）の策定

● 拠点となる港における重要施設の強靱化

【強靱化する港】

- ・水産物の生産・流通の拠点等となる港
- ・災害発生時に救援活動、物資輸送の拠点となる港 等

（整備内容）

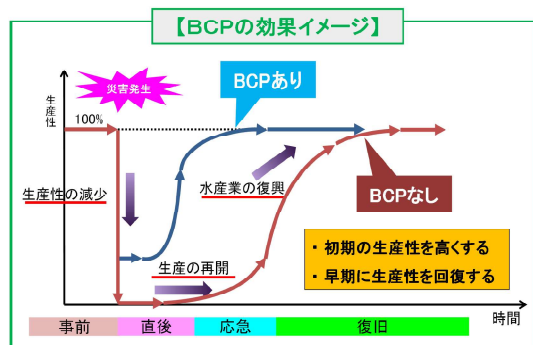
- ✓ 緊急避難輸送船の出入港に必要な航路・泊地、重要な岸壁、防波堤
- ✓ 緊急物資等の搬入搬出が可能な道路
- ✓ 避難者の待機場所や緊急物資の保管場所等に利用できる用地

● 施設更新による強靱化

【最新の基準適用による施設の安定性向上】

「強靱化する港」以外の港についても、築造当時の設計基準に比べ、最新の設計基準（2003年版より改訂）は、より安全側への見直しとなっており、最新の設計基準の適用することによって地震に対してより強い施設（強靱化）となる。参考として、漁港の設計で用いている指針等では、地震力を物揚場で2.4倍（設計震度0.05→**0.12**）、岸壁で1.2倍（設計震度0.10→**0.12**）として計算することとなる。

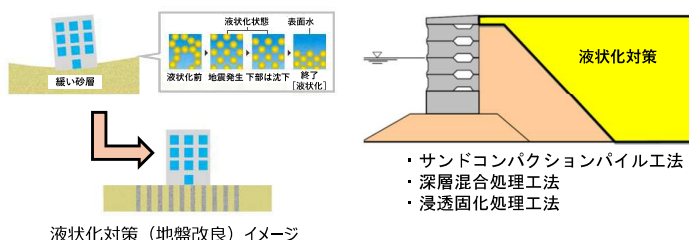
● 事業継続計画（BCP）、事前防災計画の策定



事業継続計画（BCP）の効果発現イメージ

● 液状化対策

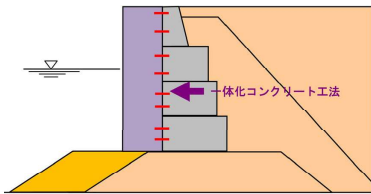
ゆるい砂地盤の中に径の大きいよく締まった密度の高い砂杭を造成することによって地盤を安定させ液状化を防ぐ。



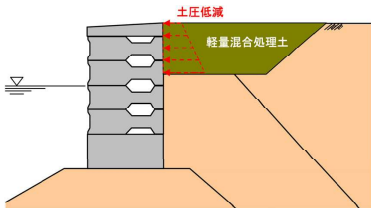
液状化対策（地盤改良）イメージ

●地震・津波に対する強靱化対策

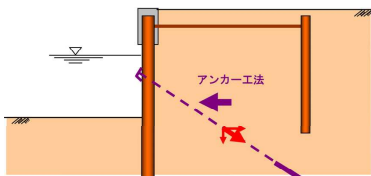
地震対策（岸壁）



- ・一体化コンクリート工法
- ・控えアンカー工法
- ・前出し工法（ブロック、ケーソン、矢板新設）

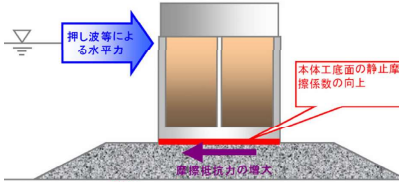
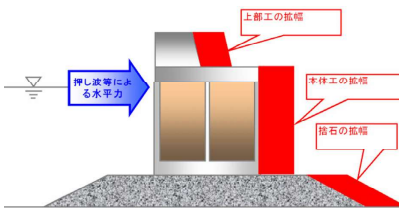


- ・軽量混合処理土置換工法
- ・事前混合処理土置換工法
- ・水砕スラグ置換工法

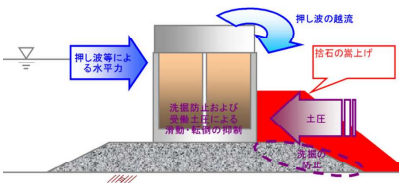


- ・控えアンカー工法
- ・既設矢板補強工法
- ・新設矢板一体化工法

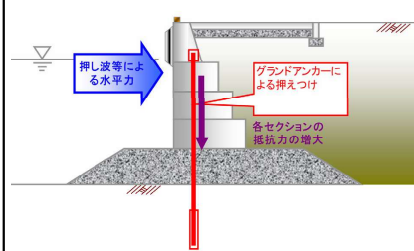
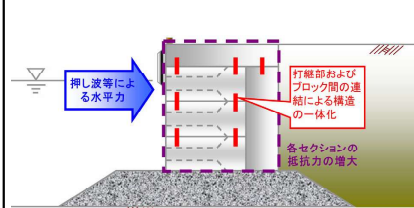
津波対策（防波堤）



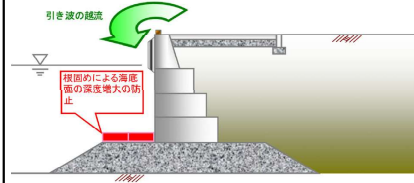
粘り強さを増すための対応策



津波対策（岸壁）



粘り強さを増すための対応策



30

2) 港機能の役割分担を踏まえた施設整備の検討

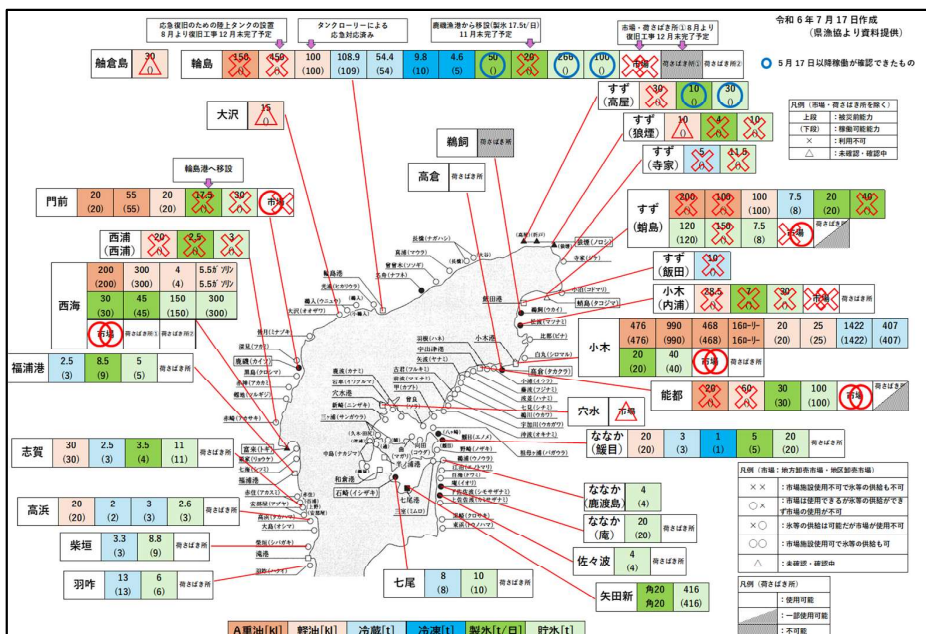
- ・地域の意向や漁業・水産業の現状を踏まえた港機能の役割分担（流通・生産拠点）の検討
- ・港機能の役割に基づき漁港機能施設の選択と集中も視野にいたした施設整備の検討

港機能の役割分担については、石川県圏域総合計画において、各圏域における流通拠点と生産拠点などが示されており参考とすることができる。

■石川県圏域総合計画

<計画期間> 令和4年度から令和8年度

<圏域> 4圏域（加賀能登外浦圏域、能登内浦圏域、七尾湾圏域、富山湾沿岸圏域）



○流通拠点とは：

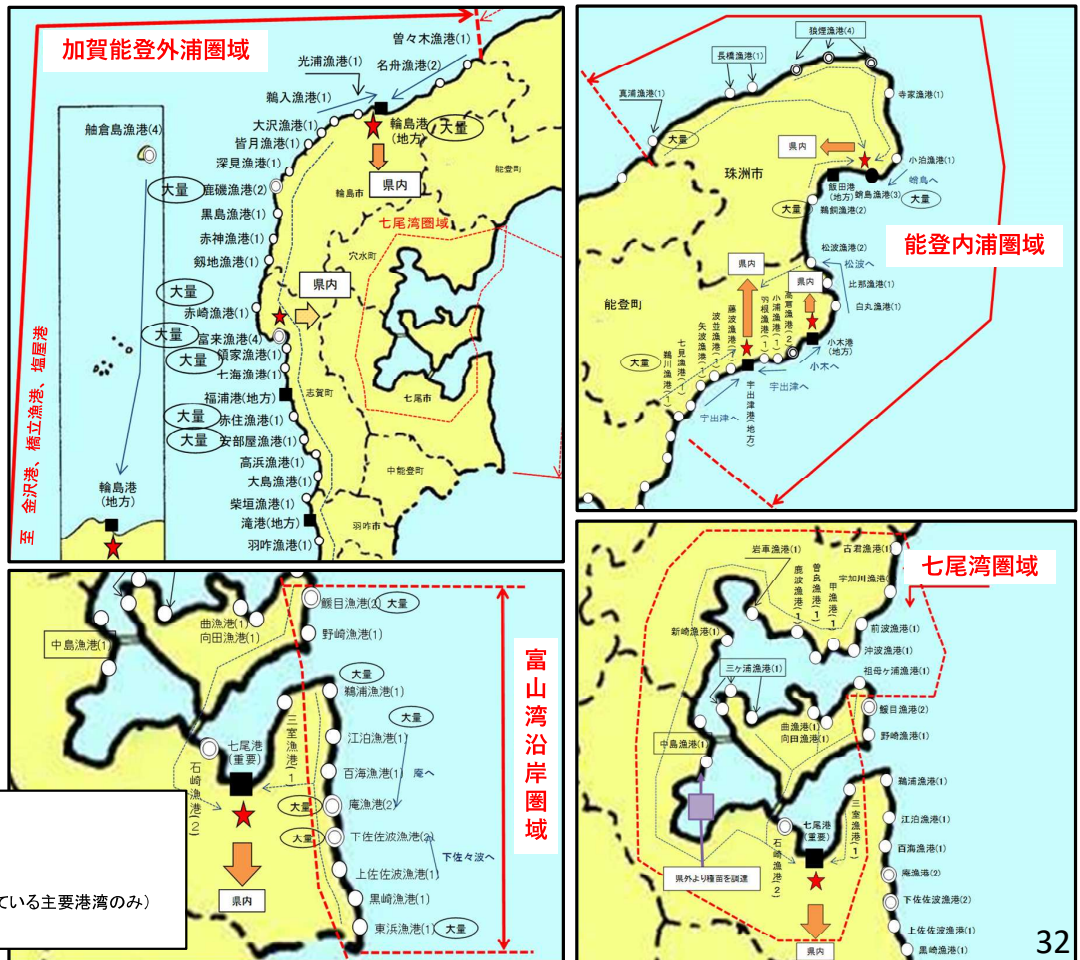
主要な水産物の産地市場を開いているなど地域の水産物を集出荷する拠点

○生産拠点とは：

地域の中核的な生産活動等を行う拠点

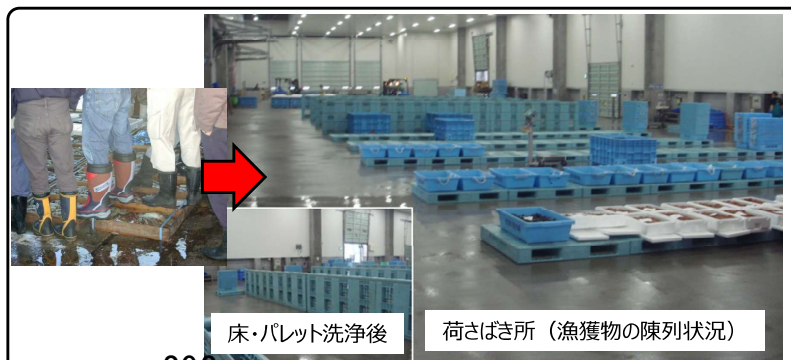
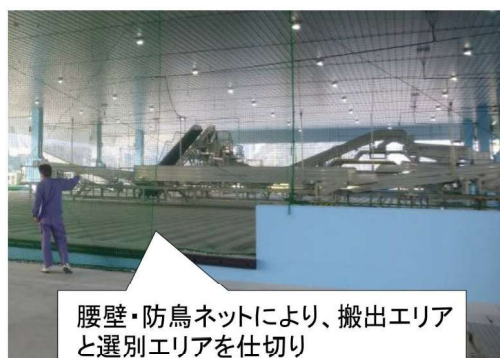
●石川県圏域総合水産基盤整備事業計画（4圏域）

圏域総合計画は、漁港漁場整備方に基づき国が5年ごとに定める「漁港漁場整備長期計画」を踏まえて策定するもので、水産物の生産、流通に一体性を有する範囲（圏域）を設定し、その圏域における漁港・漁場の整備の方向性を定めたものの。



3）高度衛生管理への対応、鮮度保持対策の徹底

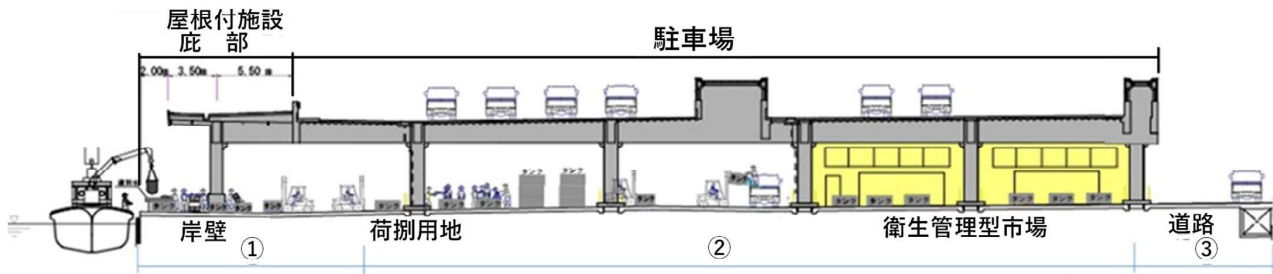
- ・高度衛生管理対策の実施
- ・鮮度保持に資する清浄海水導入施設等の整備
- ・品質・衛生管理に関する講習会の実施



●漁港・荷さばき所の品質衛生管理

<衛生管理の4原則>

危害要因を、「**つけない**（清潔保持、清浄海水の使用、交差汚染防止）」
「**ふやさない**（温度・時間管理）」「**なくす**（殺菌）」「**いれない**（人、車両、鳥獣）」



①陸揚・トラック搬入エリア

- ・鳥獣侵入防止
- ・防暑・防雨対策
- ・清浄海水の導入
- ・汚水浄化（排水処理）
- ・タイヤ洗浄槽の確保

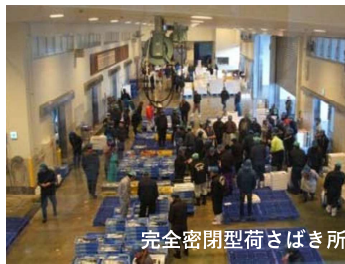
防暑・防雨対策



タイヤ洗浄槽

②荷さばきエリア

- ・荷さばき所の完全密閉化
- ・部外者・車両・鳥獣の侵入防止
- ・侵入時の洗浄の徹底
- ・室内温度の適正化
- ・清潔な魚箱の使用



完全密閉型荷さばき所

③出荷エリア

- ・車両等の侵入防止（段差の設定）
- ・鳥獣等侵入防止



段差による車両侵入防止

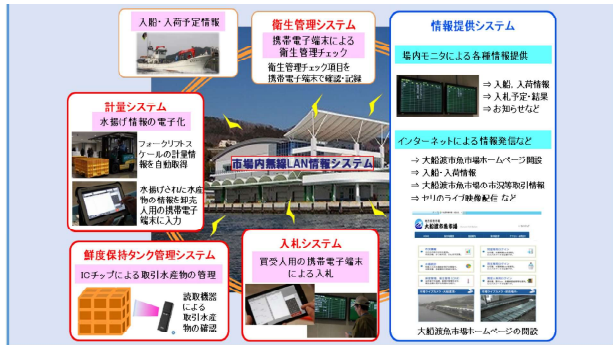


防鳥ネットの設置

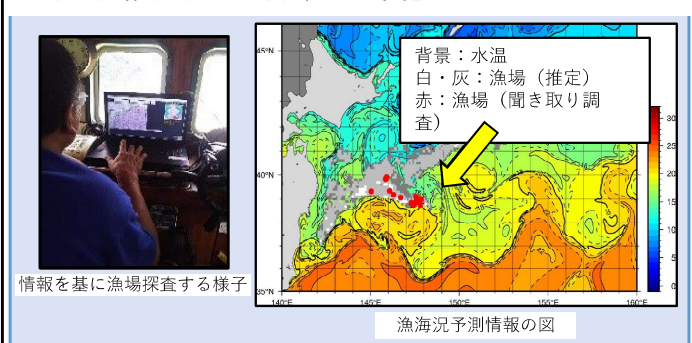
34

●デジタル技術を活用した水産業の発展

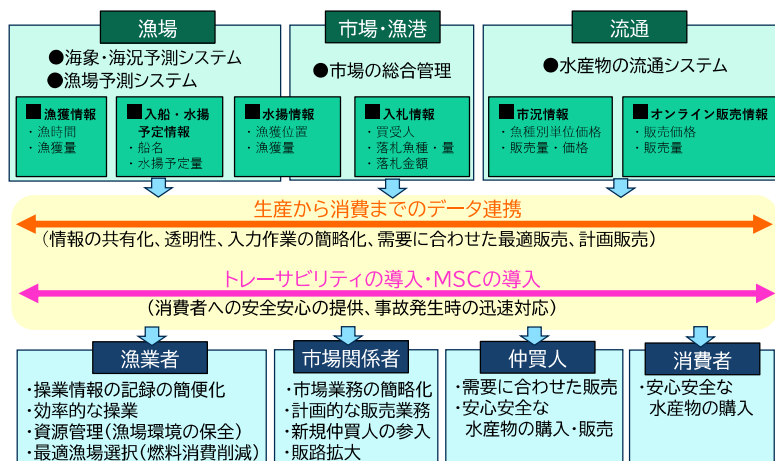
●産地市場の電子化



●海況情報収集による操業の効率化



●漁場・漁港・市場、流通におけるデジタル技術の連携



4) 漁業就労環境の改善

- ・ 漁船と岸壁の段差解消のための浮棧橋等の整備
- ・ 陸揚げ作業軽減のためのクレーンやベルトコンベアー等の整備
- ・ 作業環境改善のための防風雪・防暑施設の整備

● 漁船と岸壁の段差解消のための浮棧橋等



● 作業環境改善のための防風雪対策



冬期間の厳しい条件下での網外し作業

屋根付き岸壁（防風雪）

● 防風柵による防風対策



係留施設に設置した防風柵

36

● 陸揚げ作業軽減のためのクレーンやベルトコンベアー等の整備



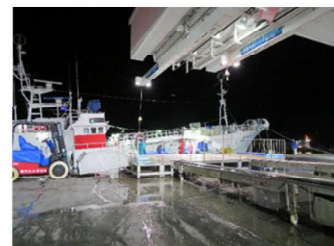
ジブクレーン



橋形クレーン



ジブクレーン（先端部ホイス）

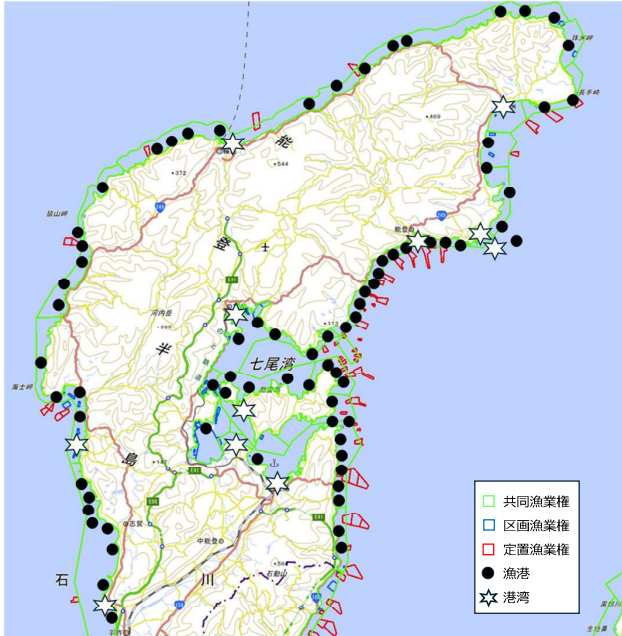


荷捌き施設の天井に配置したクレーン
（岸壁に陸揚げした後、ベルトコンベアで場内へ搬入）

3. 漁村の維持・発展

1) 漁港と漁村との一体性の確保、生活環境の改善、漁村防災力の強化

- ・沿岸漁業の存続に必要な漁港と漁村の一体性を確保するための維持・再生
- ・漁村の生活基盤施設の機能向上
- ・孤立化への対応等防災力強化に資するオープンスペースの確保



漁港・漁村と漁業権との位置関係



漁港と漁村の一体的な配置

対策前

対策後



道路改良による車両通行の円滑化

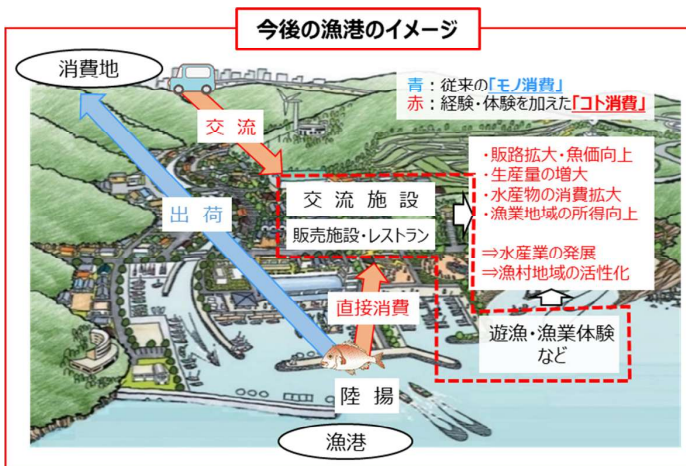


オープンスペースを活用した防災力強化

38

2) 漁港を活用した海業振興

- ・漁港を活用した海業施設の整備
- ・漁港施設の配置転換による利用可能な場の創出



能登の水産業の特徴を活かせる海業の取組例



海女小屋の見学
【三重県】



サッパ船（地元漁業者の漁船）
によるクルーズ【岩手県】

■ 漁港施設等活用事業のイメージ



海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業であって、国内外からの多様なニーズに応えることにより、**地域のにぎわいや所得と雇用**を生み出すことが期待されるもの。

- 漁村では、全国平均を上回る速さで人口減少や高齢化が進行、活力が低下。
- 一方、漁村の交流人口は約2千万人と大きなポテンシャルがある。

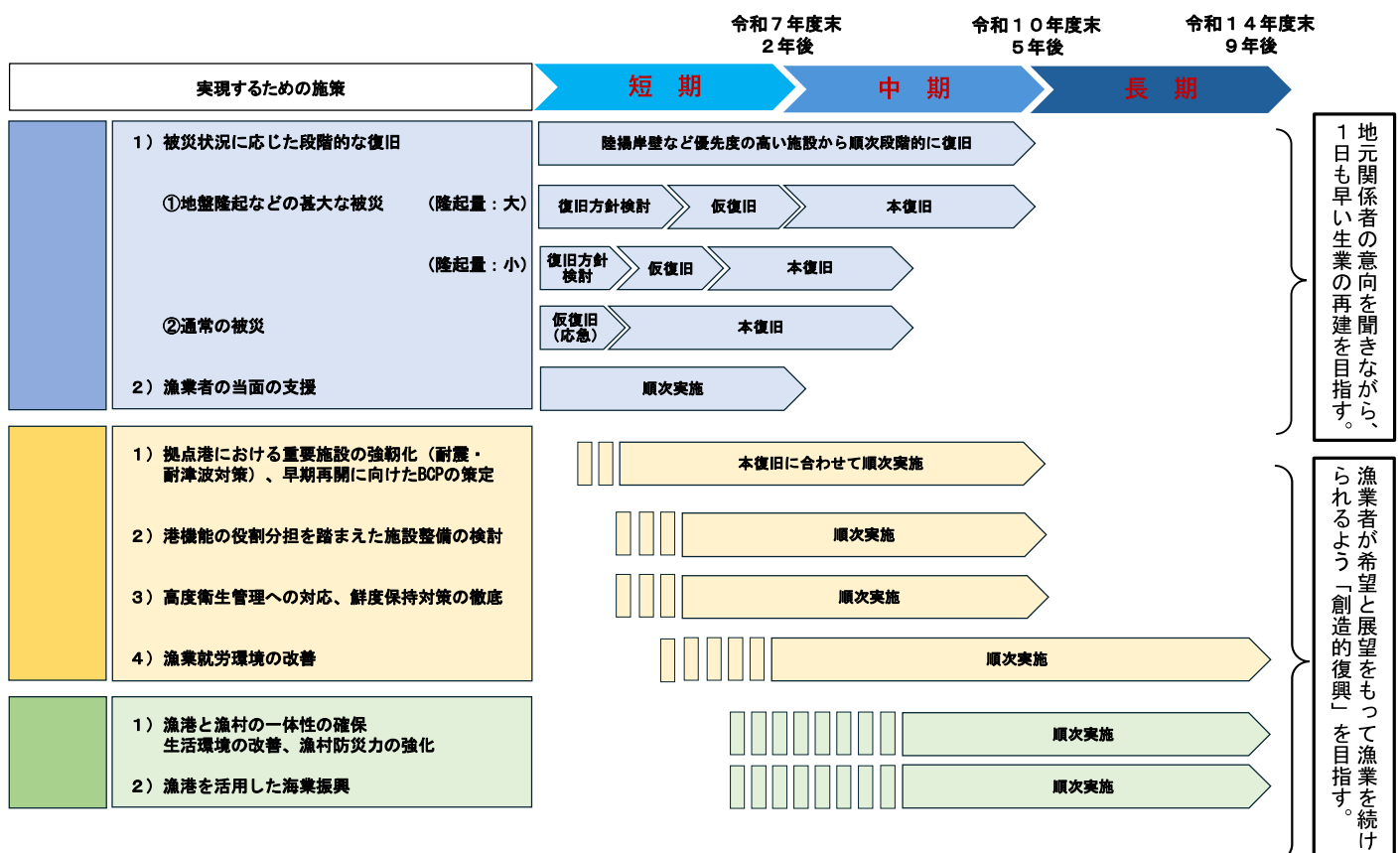


漁村のにぎわいの創出が重要となってくる。
海業（うみぎょう）の推進により、地域の**所得向上**と**雇用機会**の確保を図る。



40

（参考）タイムライン



令和 6 年能登半島地震・奥能登豪雨
農林水産業関係 記録集

令和 8 年 3 月発行

石川県農林水産部
農業経営戦略課
TEL 076-225-1613